

平成 29 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 29 年

小樽市議会第 3 回定例会

平成 29 年 9 月 5 日開会

平成 29 年 10 月 10 日閉会

平成29年
第3回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 9月5日～10月10日（36日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 5日（火）	提案説明等	
6日（水）	休 会	
7日（木）	”	
8日（金）	”	
9日（土）	”	
10日（日）	”	
11日（月）	会派代表質問	議会運営委員会
12日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	”
13日（水）	無所属議員の質疑及び一般 質問、一般質問	”
14日（木）	一般質問	”
15日（金）	休 会	”
16日（土）	”	
17日（日）	”	
18日（月）	”	
19日（火）	”	議会運営委員会
20日（水）	”	”
21日（木）	”	”
22日（金）	一般質問	議会運営委員会、予算特別委員会（選 挙）、決算特別委員会（選挙）
23日（土）	休 会	
24日（日）	”	
25日（月）	”	予算特別委員会（総括質疑）
26日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
27日（水）	”	予算特別委員会（総括質疑）
28日（木）	”	議会運営委員会、予算特別委員会（総括 質疑）
29日（金）	提案説明・採決	
30日（土）	休 会	
10月 1日（日）	休 会	

2日 (月)	〃	予算特別委員会 (総括質疑)
3日 (火)	〃	議会運営委員会、予算特別委員会 (総括質疑)
4日 (水)	提案説明、会期延長	議会運営委員会、学校適正配置等調査特別委員会
5日 (木)	質疑 (議案第 24 号)	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
6日 (金)	休 会	
7日 (土)	〃	
8日 (日)	〃	
9日 (月)	〃	
10日 (火)	討論・採決等	議会運営委員会

平成29年
第3回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 9月5日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	3
1	日程第3 議案第1号ないし議案第22号	3
	○提案説明 市長（議1～議21）	3
	○提案説明 小貫議員（議22）	8
1	日程第4 休会の決定	8
1	散 会	9

○ 9月11日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	11
1	欠席議員	11
1	出席説明員	11
1	議事参与事務局職員	12
1	開 議	13
1	会議録署名議員の指名	13
1	日程第1 議案第1号ないし議案第22号	13
	○会派代表質問 酒井（隆行）議員	13
	○説明員から発言の申し出	35
	○会派代表質問 面野議員	35
1	散 会	52

○ 9月12日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	53
1 欠席議員	53
1 出席説明員	53
1 議事参与事務局職員	54
1 開 議	55
1 会議録署名議員の指名	55
1 日程第1 議案第1号ないし議案第22号	55
○会派代表質問 千葉議員	55
○会派代表質問 高野議員	86
○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	108
○質疑及び一般質問 石田議員	112
○質疑及び一般質問 安齋議員	118
○議事進行について 斉藤議員	129
○議事進行について 新谷議員	129
1 延 会	130

○ 9月13日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	131
1 欠席議員	131
1 出席説明員	131
1 議事参与事務局職員	132
1 開 議	133
1 会議録署名議員の指名	133
○説明員から発言の申し出	133
1 日程第1 議案第1号ないし議案第22号	133
○質疑及び一般質問 安齋議員	133
○議事進行について 安齋議員	135
○議事進行について 安齋議員	138
○議事進行について 安齋議員	138
○一般質問 新谷議員	140
○一般質問 秋元議員	148
1 延 会	172

○ 9月14日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	173
1	欠席議員	173
1	出席説明員	173
1	議事参与事務局職員	174
1	開 議	175
1	会議録署名議員の指名	175
	○説明員から発言の申し出	175
	○議事進行について 秋元議員	175
1	日程第1 議案第1号ないし議案第22号	176
	○一般質問 秋元議員	176
	○一般質問 川畑議員	176
	○一般質問 林下議員	183
	○一般質問 横田議員	192
	○議事進行について 佐々木議員	205
1	延 会	207

○ 9月22日（金曜日） 第6日目

1	出席議員	209
1	欠席議員	209
1	出席説明員	209
1	議事参与事務局職員	210
1	開 議	211
1	会議録署名議員の指名	211
1	日程第1 議案第1号ないし議案第22号	211
	○一般質問 横田議員	211
	○説明員から発言の申し出	211
	○一般質問 中村（吉宏）議員	212
	○議事進行について 中村（吉宏）議員	229
	○予算特別委員会設置・付託	230
	○決算特別委員会設置・付託	230
	○常任委員会付託	231
1	日程第2 陳情	231
1	日程第3 会期の延長	231
1	日程第4 休会の決定	231
1	散 会	231

○ 9月29日（金曜日） 第7日目

1	出席議員	233
1	欠席議員	233
1	出席説明員	233
1	議事参与事務局職員	234
1	開 議	235
1	会議録署名議員の指名	235
1	日程第1 議案第23号	235
	○提案説明 市長（議23）	235
	採 決	235
1	散 会	235

○ 10月4日（水曜日） 第8日目

1	出席議員	237
1	欠席議員	237
1	出席説明員	237
1	議事参与事務局職員	238
1	開 議	239
1	会議録署名議員の指名	239
1	日程第1 議案第24号	239
	○提案説明 市長（議24）	239
1	日程第2 会期の延長	240
1	散 会	240

○ 10月5日（木曜日） 第9日目

1	出席議員	241
1	欠席議員	241
1	出席説明員	241
1	議事参与事務局職員	242
1	開 議	243
1	会議録署名議員の指名	243
1	日程第1 議案第24号	243

○質疑	安齋議員	243
○議事進行について	安齋議員	247
○議事進行について	安齋議員	250
○議事進行について	安齋議員	251
○常任委員会付託		252
1 日程第2	休会の決定	252
1 散	会	253

○ 10月10日（火曜日） 第10日目

1 出席議員		255
1 欠席議員		255
1 出席説明員		255
1 議事参与事務局職員		256
1 開	議	257
1 会議録署名議員の指名		257
1 日程第1	議案第1号ないし議案第22号及び議案第24号並びに請願及び 陳情並びに調査	257
	予算特別委員長報告	257
○討	論 高野議員	261
○討	論 酒井（隆行）議員	262
○討	論 高橋（龍）議員	263
○討	論 千葉議員	263
○討	論 安齋議員	264
採	決	265
	決算特別委員長報告	265
採	決	265
	総務常任委員長報告	266
○討	論 面野議員	267
○討	論 濱本議員	268
○討	論 酒井（隆裕）議員	269
○討	論 斉藤議員	270
○討	論 安齋議員	270
○討	論 中村（岩雄）議員	271
採	決	271
	経済常任委員長報告	272

○討 論	小貫議員	273
採 決		273
	厚生常任委員長報告	273
○討 論	高野議員	274
採 決		275
	建設常任委員長報告	276
○討 論	川畑議員	277
○討 論	中村（誠吾）議員	278
○討 論	中村（岩雄）議員	278
採 決		279
	学校適正配置等調査特別委員長報告	280
○討 論	酒井（隆裕）議員	281
採 決		281
1 日程第 2	議案第 25 号	282
○提案説明	市長（議 25）	282
採 決		282
1 日程第 3	意見書案第 1 号ないし意見書案第 3 号	282
採 決		282
1 日程第 4	決議案第 1 号及び決議案第 2 号	282
○提案説明	松田議員（決 1）	282
○提案説明	横田議員（決 2）	283
採 決		284
1 閉 会		286

議事事件一覧表

議案	議案	第1号	平成29年度小樽市一般会計補正予算
	議案	第2号	平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
	議案	第3号	平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
	議案	第4号	平成29年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
	議案	第5号	平成29年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
	議案	第6号	平成29年度小樽市病院事業会計補正予算
	議案	第7号	平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案	第8号	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第9号	平成28年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第10号	平成28年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第11号	平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第12号	平成28年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第13号	平成28年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第14号	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第15号	平成28年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第16号	平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第17号	平成28年度小樽市病院事業決算認定について
	議案	第18号	平成28年度小樽市水道事業決算認定について
	議案	第19号	平成28年度小樽市下水道事業決算認定について
	議案	第20号	平成28年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
	議案	第21号	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案	第22号	小樽市非核港湾条例案
	議案	第23号	平成29年度小樽市一般会計補正予算
	議案	第24号	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案
	議案	第25号	小樽市教育委員会委員の任命について
意見書案	意見書案	第1号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）
	意見書案	第2号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）
	意見書案	第3号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
決議案	決議案	第1号	上林猛副市長に対する辞職勧告決議（案）
	決議案	第2号	森井秀明市長に対する辞職勧告決議（案）
陳情	陳情	第21号	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

酒井（隆行）議員（自由民主党）（９月１１日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 ふれあいパス事業費について
- 2 除排雪に関して
- 3 港湾に関連して
 - （１）色内ふ頭の立ち入り禁止について
 - （２）小樽港港湾計画の改訂作業の一時中止について
- 4 コンプライアンス委員会の報告について
- 5 公共交通法定協議会について
- 6 森井市長の政治姿勢について
- 7 その他

面野議員（民進党）（９月１１日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の行政運営について
 - （１）地域公共交通について
 - （２）ふれあいパスについて
 - （３）高島漁港について
- 2 財政について
 - （１）平成２８年度一般会計決算について
 - （２）中期財政収支見通しについて
 - （３）基金残高について
- 3 本年度の除排雪について
- 4 無人航空機について
- 5 その他

千葉議員（公明党）（9月12日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽市の諸課題と市長の政治姿勢について
 - （1）財政問題について
 - （2）漁港区における観光船事業に関する公益通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果について
 - （3）地域公共交通網形成計画策定について
 - （4）国立海上技術学校の存続について
- 2 本市の危機管理について
 - （1）武力攻撃事態等における小樽市の対応について
 - （2）安全性に問題が見つかった色内ふ頭について
- 3 港湾計画改訂に関して
 - （1）小樽港の港湾計画について
 - （2）石狩湾新港の港湾計画について
 - （3）小樽港の港湾計画改訂作業の取り止めについて
- 4 ふれあいパス事業について
- 5 除排雪について
 - （1）今年度の除排雪の内容について
 - （2）貸出ダンプ制度について
- 6 保健行政について
 - （1）結核集団感染について
 - （2）不妊治療・不育症治療の支援について
- 7 その他

高野議員（日本共産党）（9月12日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 森井市長の政治姿勢について
 - （1）原発の最終処分場について
 - （2）平和問題について
 - （3）核兵器禁止条約について
 - （4）コンプライアンス委員会の調査報告について
 - （5）海の事故について
 - （6）港湾計画について
- 2 子育て支援と国民健康保険について
 - （1）子どもの医療費助成について
 - （2）妊産婦支援について
 - （3）子どもの貧困対策のアンケート調査について
 - （4）国民健康保険について
- 3 補正予算案について
 - （1）ふれあいパスについて
 - （2）除雪費について

- (3) 総合計画について
- 4 財政問題について
- 5 その他

○質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（無所属）（9月12日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽市コンプライアンス委員会の報告について
- 2 小樽港港湾計画改訂作業の一時中断について
- 3 ふれあいパスについて
- 4 石原裕次郎氏のブロンズ像設置について
- 5 その他

石田議員（無所属）（9月12日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地域公共交通について
- 2 ふれあいパスについて
- 3 高島漁港区のコンプライアンス委員会の調査結果について
- 4 その他

安斎議員（無所属）（9月12日5番目、9月13日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の処分について
- 2 市民の足について
 - (1) ふれあいパスについて
 - (2) 地域公共交通について
 - (3) 除排雪（地域総合除雪）について
- 3 その他

○一般質問

新谷議員（日本共産党）（9月13日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 災害対策について
- 2 街路樹の維持管理について
- 3 市民ギャラリー利用等について
- 4 その他

秋元議員（公明党）（9月13日3番目、9月14日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 除排雪について
- 2 高島漁港区での観光船事業について
- 3 その他

川畑議員（日本共産党）（9月14日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 塩谷丸山について
- 2 市道認定と道路の改修について
- 3 トイレの洋式化等整備に係る年次計画について
- 4 その他

林下議員（民進党）（9月14日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 人事について
 - (2) 組織改革について
 - (3) 市長公約に関連して
- 2 その他

横田議員（自由民主党）（9月14日4番目、9月22日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢、行政執行姿勢について
- 2 その他

中村（吉宏）議員（自由民主党）（９月２２日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽海上技術学校について
- 2 高島地区の観光船事業に関する公益通報、公益目的通報に対するコンプライアンス委員会の報告について
- 3 コンプライアンス委員会の設置の在り方について
- 4 中小企業振興基本条例制定に向けた取組について
- 5 その他

○質疑

安斎議員（無所属）（１０月５日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の減給条例について
 - （１）減給条例案の提案について
 - （２）減給１０分の１について
 - （３）減給条例提案のタイミングについて
- 2 その他

平成29年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成29年9月5日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹									
監	査	委	員	菊	池	洋	一	副	市	長	上	林	猛							
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	浅	沼	敦						
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長	前	田	孝	一					
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	
医	療	保	險	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡				
建	設	部	長	上	石	明		消	防	長	土	田	和	豊						
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	金	子	文	夫	教	育	部	長	飯	田	敬
事	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦				
総	企	画	政	策	室	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也
監	査	委	員	長																
監	事	務	局	長	笹	田	泰	生												
財	政	部	財	政	課	長														

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、平成29年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙」を行います。

本件につきましては、中村吉宏議員と、私、鈴木喜明が、去る9月1日付をもって北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の辞職を許可されたことに伴い、その後任を選挙するものであります。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に、中村岩雄議員と濱本進議員を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

ただいま、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました中村岩雄議員と濱本進議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第3「議案第1号ないし議案第22号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第21号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 平成29年第3回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、さきの高島漁港区における公益目的通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果に関し、私の胸懷を申し上げます。

コンプライアンス委員会の調査結果につきましては、いずれも通報対象事実ありと報告をされたことに対し、私といたしましても、市として適正な行政手続を進めてきたものと考えておりますが、このような結果となり、大変残念に思っております。また、市政を預かる身として市政にかかわる全ての皆様に、大変申しわけなく思っている次第であります。

この結果を真摯に受けとめ、現段階において具体的な内容はお示しできませんが、小樽市職員倫理条

例第17条第2項の規定に基づき、適切な是正措置や再発防止策等について検討を進めるとともに、私を含めた関係者の処分についても検討を進めているところであり、職員に先行して、みずから律することも考えております。なお、これを機に、私はもちろん、職員一同襟を正し、改めて適正な事務事業の執行に努めてまいる所存でおりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第6号までの平成29年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算の主なものといたしましては、平成28年度に、国や道から、超過交付となった国庫支出金等の返還金や、本市の最重要課題である人口減少の要因などを小樽商科大学と共同研究する小樽市人口問題共同研究事業費、ふるさと応援基金を活用した事業といたしまして、外国人などの多様な観光客に対応するため、総合案内標識等を整備する歩行者用案内標識再整備事業費、旧国鉄手宮線を利用する観光客等の利便性の向上を図るため休憩所を設置する、旧国鉄手宮線散策路環境整備事業費、及び本庁舎本館1階、2階のトイレを整備する、トイレの洋式化等整備事業費を計上するとともに、ふるさと納税の寄附見込み件数の増加に対応するため、ふるさと納税関係経費を増額いたしました。

また、当初予算では、平成28年度と同様に、降雪期前に必要となる経費のみを計上しておりました除雪費につきまして、主に過去5カ年の除排雪の作業量や、平成27年度以降に新たに組み込んだ施策の検証を踏まえまして、必要経費や作業箇所の見直しを図るとともに、平成28年度から実施している除雪第3種路線での除雪作業や、作業を試行的に強化する路線の拡大や、新たな取り組みとして、観光に配慮した排雪等を実施する経費などを盛り込み予算措置をしたほか、ふれあいバス事業費につきまして、バス事業者から事業者負担撤廃のたび重なる要望があったことから、事業継続のためには早期の事業者負担分の見直しが必要と判断し、所要の補正を計上いたしました。

そのほか、平成28年度一般会計の決算剰余金から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額の2分の1を財政調整基金へ積み立てるとともに、平成28年度の決算状況なども踏まえまして、庁舎建設資金基金へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は、歳入・歳出ともに19億2,688万3,000円の増となり、財政規模は574億377万円となりました。

次に、議案第2号から第6号までの特別会計及び企業会計の補正予算について説明申し上げます。

港湾整備事業においては、平成28年度決算で繰越金が生じたことから、一般会計繰入金を減額いたしました。

国民健康保険事業及び介護保険事業においては、平成28年度に国や道などから超過交付となった国庫支出金等の返還金などを計上いたしました。

また、後期高齢者医療事業においては、平成28年度出納整理期間中に収納した保険料を、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

企業会計では、病院事業において交際費を増額いたしました。

次に、議案第7号から議案第20号までの平成28年度各会計決算認定などについて説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額588億8,548万7,440円に対し、歳出総額は581億4,217万1,493円となり、歳入から歳出を差し引いた額は7億4,331万5,947円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源8,063万5,000円を差し引いた実質収支は

6億6,268万947円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了としたところであります。

また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は12億5,980万2,614円の赤字、実質単年度収支は2億9,827万6,430円の赤字となりました。

平成28年度は、歳入では、地方消費税交付金が予算を下回ったものの、市民税、固定資産税・都市計画税などの市税収入が予算を上回り、歳出では、職員給与費、生活保護費などにおいて不用額が生じたことにより、実質収支が黒字となりましたが、前年度決算剰余金の影響等を控除した実質単年度収支は、平成25年度以来の赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成28年度の健全化判断比率等についてありますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、算定の結果、平成27年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。実質公債費比率は8.3%、将来負担比率は61.7%となり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、平成27年度と比較しますと、実質公債費比率は2.3ポイント、将来負担比率は7.7ポイント改善されました。

一方、公営企業に係る資金不足比率につきましては、平成27年度と同様に、対象となる全ての特別会計及び企業会計において、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成28年度において実施した重点施策につきまして、小樽市総合戦略の四つの施策プロジェクトに沿って説明を申し上げます。

まず、「あずましい暮らしプロジェクト」の取り組みでは、JR南小樽駅及び周辺の面的、一体的なバリアフリー化を促進するため基本構想を策定したほか、市内で増加している空き家に対応するため、今後の指針となる空き家等対策計画を策定するとともに、平成27年度の空き家実態調査の結果に基づき、空き家の所有者調査を実施いたしました。このため、空き家の有効活用や環境負荷の低減を図るため、断熱性の向上を目的とした省エネ改修工事に係る費用の一部を助成する、住宅エコリフォーム助成事業を開始いたしました。

2点目の「樽っ子プライド育成プロジェクト」の取り組みでは、子育て世代の経済的負担を軽減するため、従来の乳幼児等医療費助成事業を拡大し、8月から市の単独事業として、小学生の入院外医療費も助成対象といたしました。

また、今後の英語教育の充実に向けて、外国語指導助手を2名から4名に増員し、中学校4校を英語教育推進校に指定して重点的に派遣したほか、小学校の外国語活動や総合的な学習の時間を支援するため、派遣いたしました。

3点目の「にぎわい再生プロジェクト」の取り組みでは、ふるさと納税制度を活用し、寄附者が選択できる事業をふやしたほか、一定額以上の寄附者に対し本市の特産品を送付し、まちづくり施策への賛同者をふやすとともに、地元特産品等のさらなるPRを図りました。

また、まちづくりと文化財保存の両立を図るために、本市の文化財及び周辺環境を保存・活用する基本方針となる小樽市歴史文化基本構想の策定に着手し、策定に向けたシンポジウムやワークショップ等を開催いたしました。

このほか、増加するアジア圏などの外国人観光客の多様なニーズに対応するため、英語、中国語、韓国語の外国語通訳を運河プラザに配置するとともに、JR小樽駅改札口付近に外国語通訳を配置した窓口を新設し、外国人観光客の利便性の向上を図りました。

4点目の「あんしん絆再生プロジェクト」の取り組みでは、市民の皆様の健康づくりの施策として、職場で検診を受ける機会のない40歳以上の自営業や主婦の方、高齢者などを対象に4種のがん検診を実

施するとともに、二十歳以上の方を対象に子宮頸がん検診を実施いたしました。

また、北海道対がん協会の検診バスなどで実施していた胃がん検診について、受診率を向上させるため市内4医療機関にも委託し拡大いたしました。

次に、そのほかの主な施策について説明を申し上げます。

手宮中央小学校のグラウンド整備工事が2月に完了し、供用を開始したほか、朝里中学校の校舎の改築工事や北陵中学校の開校に向けた旧手宮西小学校の校舎及び屋内運動場の改修工事を行うとともに、山手地区統合小学校の平成30年度開校に向けて、校舎及び屋内運動場の建設工事を進めました。

また、消防署オタモイ支署の建設工事が3月に完了し、供用を開始いたしました。

このほか、銭函高架橋の落橋防止装置の設置や橋脚補強のための耐震設計を実施するとともに、市が管理する橋梁などの道路施設について、平成27年度から着手した近接目視による定期点検を本格実施いたしました。

市街地整備といたしましては、平成25年度から旧国鉄手宮線散策路の整備を継続しておりましたが、平成28年11月に完了いたしました。

そのほかの事業といたしましては、平成31年度から始まる次期総合計画の策定に向けた取り組みを開始したほか、平成27年度から継続しておりました小樽市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

また、平成28年8月に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」を受けて、国から交付された地方創生拠点整備交付金を活用し、歴史的建造物旧寿原邸の屋根を改修して本市のリノベーション拠点として整備する建築ストック・リノベーションまちづくり事業費を繰越明許費として計上しておりますが、これにつきましては全額を繰り越し、事業を実施しております。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを御説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税が約1億1,724万円増収となり、地方消費税交付金が約1億2,876万円、国庫支出金が約7億5万円、道支出金が5,384万円、繰入金が3億4,471万円、市債が5億5,807万円、それぞれ減収となったため、歳入総額では約18億2,599万円の減収となりましたが、このうち約2億8,876万円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成29年度の歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、翌年度への繰越事業費分を除き約21億9,991万円の不用額が生じましたが、この主なものといたしましては、民生費では扶助費の減などにより約7億7,566万円、土木費では港湾費の国直轄工事費負担金の減などにより約5億6,362万円、教育費では学校建設費の減などにより約2億2,308万円となりました。

次に、特別会計のうち、主な会計について説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額179億9,479万9,154円に対し、歳出総額176億2,697万7,804円となり、差し引き3億6,782万1,350円の剰余金が生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金が超過交付となった1億892万4,217円については、平成29年度に精算をするものであります。

住宅事業特別会計につきましては、歳入総額10億7,944万8,676円、歳出総額10億7,934万8,676円となりました。なお、歳入総額が歳出総額に比べ多くなっておりますが、これは、一般会計繰入金に繰越明許した事業に必要な財源として10万円を含んでいるためであります。

主な事業といたしましては、市営住宅改善事業として、祝津住宅1号棟から4号棟、最上A住宅2号棟、最上A49改良住宅の外壁等改修工事、公営住宅建替事業費として、市営若竹住宅3号棟の建てかえに向けた区分所有者への損失補償、地質調査、実施設計及び解体工事を実施いたしました。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入総額1億8,914万1,875円、歳出総額1億6,981万1,377円となり、差し引き1,933万498円の剰余金が生じました。なお、簡易水道事業は平成29年4月1日付で地方公営企業法を適用したことに伴い、簡易水道事業特別会計を平成29年3月31日で廃止し、出納を閉鎖したため、剰余金の全額を簡易水道事業会計に引き継ぎました。

介護保険事業につきましては、歳入総額149億5,024万8,497円に対し、歳出総額143億8,298万9,636円となり、差し引き5億6,725万8,861円の剰余金が生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付となった4億2,220万5,261円については平成29年度に精算し、交付不足額125万4,073円については平成29年度に追加交付されます。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額19億9,805万1,399円に対し、歳出総額19億6,167万8,369円となり、差し引き3,637万3,030円の剰余金が生じました。この剰余金は、平成28年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、平成29年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものがあります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、財政支援分の繰入金がなくなったことなどにより、平成27年度に比べ収益が減少し、単年度資金収支は2億1,375万470円のマイナスとなりましたが、平成28年度末の地方財政上の資金過不足額は、昨年度から引き続きプラスを維持しております。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益の減などによる医業収益の減などにより、4億3,585万4,921円の減収となり、支出では給与費及び材料費の減などによる医業費用の減などにより、1億8,952万7,420円の不用額が生じました。

資本的収支におきましては、収入は長期貸付金償還金の増などにより96万2,920円の増収となり、支出では長期貸付金の減などにより不用額は489万3,524円となりました。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきまして、収入は給水収益の増などにより4,305万8,721円の増収となり、支出では営業費用などで2億2,745万4,950円の不用額が生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借り入れの減などにより1億1,028万5,797円の減収となり、支出では建設改良費などで1億728万9,404円の不用額が生じました。

なお、当年度未処理分利益剰余金8億9,703万7,277円のうち4億1,380万7,255円につきましては、自己資本金として処分し、4億8,323万22円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきまして、収入は下水道使用料の増などにより76万8,214円の増収となり、支出では営業費用などで9,959万3,690円の不用額が生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借り入れの減などにより2億7,911万9,026円の減収となり、支出では建設改良費などで2億8,326万5,330円の不用額が生じました。

なお、当年度未処分分利益剰余金11億6,799万677円のうち、5億5,579万5,267円については、自己資本金として処分し、6億1,219万5,410円については減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきまして、収入は産業廃棄物等処分手数料の減から2,103万6,438円の減収となり、支出では維持管理費などで1,399万5,140円の不用額が生じました。

資本的収支におきましては、一般会計長期貸付金の償還により8千万円の収入が生じました。

なお、当年度未処分分利益剰余金1億4,015万1,702円については、全額を利益積立金として処分する予定であります。

続きまして、議案第21号について説明申し上げます。

議案第21号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事院規則の一部改正に準じ、育児休業の再度の取得等ができる特別の事情を明確にするとともに、児童福祉法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第22号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 提出者を代表して、議案第22号小樽市非核港湾条例案について、提案理由を説明します。

ことし7月7日、国連の会議において、国連加盟国の63%に当たる122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。長い間、被爆者を先頭とした核兵器のない世界を目指す運動が大きな成果として実りました。

一方、今月3日、北朝鮮が核実験を強行しました。核爆発を伴う核実験は、1996年9月に採択された包括的核実験禁止条約で禁止されました。その後、アメリカ・イギリス・ロシア3国が核爆発を伴わない未臨界核実験を行っていますが、21世紀に入って唯一核爆発実験を繰り返している国が北朝鮮であり、同国のたび重なる暴挙は、核兵器禁止条約の採択にあらわれている核兵器のない世界を求める世界の大勢に逆らうものです。核兵器禁止条約は、核兵器の法的禁止の内容として、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵」、「使用、使用の威嚇」、締約国の領土と管轄地域への核兵器の「配置、導入、配備の許可」などを明記しています。

現在、日本とアメリカとの間に各密約が存在し、核兵器を積んだ艦船のエントリーは事前協議が必要なく、核兵器の持ち込みが可能ですが、日本政府が核兵器禁止条約に批准すれば、各兵器の製造や所有はもちろん、持ち込みもできなくなり、核兵器を積んでいる軍艦は小樽港に入港することができません。

ところが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、この禁止条約に背を向けています。このような政府任せでは、小樽港に核兵器の持ち込みを許してしまいます。それでは、地方自治体は何もできないかといえ、そうではありません。2000年、キティホークが入港したとき、小樽市は随伴艦ヴィンセンスの岸壁の使用を断りました。このように、港湾管理者の権限を生かすために、本条例案の制定を呼びかけるものです。

具体的には、神戸方式である核兵器を積んでいない証明を他国の軍艦に求め、核兵器を小樽港に持ち込ませなくします。このことは、日本政府の非核三原則を守ることにもつながります。また、この条例を制定することによって、地方から核兵器禁止の声を広げ、政府に核兵器禁止条約に参加することを促す力になります。

以上、各会派、議員の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から9月10日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時33分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 秋 元 智 憲

議 員 高 野 さ くら

平成29年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成29年9月11日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																				
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																		
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																	
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章														
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭												
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫	
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也							
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也														
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																							
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																					

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村吉宏議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第22号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 平成29年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表し、質問をいたします。

初めに、平成29年第1回定例会最終日の3月22日、森井秀明市長に対し、正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議案が賛成多数で可決されました。

この決議には、高島漁港区の件、排雪現場にみずから赴いたことが原因で、結果としてその日の作業は中止となった件、さらには、議会において正確な答弁をすることの要求と不適切きわまりない行政運営について深く反省し、今後、適正な市政運営を確立することを強く求めるものであります。

いま一度この決議についての趣旨を理解し、今定例会において同じことにならないよう、正確な答弁を強く求めます。

ふれあいバス事業費2,670万円の増額予算について質問をいたします。

中央バスとの協定書締結に向けて、昨年11月11日に、北海道中央バス株式会社小樽事業部と小樽市の定例連絡会議が開催され、中央バスから事業者の負担の軽減についての要望、質問があり、市としては、平成29年度も今年度と同じ内容で実施したいと考えていると一方的な見解を伝え、合意には至っておりませんでした。この時点で、市としての問題意識はあったのかお答えください。

その後、平成29年3月9日に、再度話し合いの場が持たれたとのことですが、この間の約4カ月間、中央バスからの質問に対し、庁内ではどのような議論がされてきたのかお答えください。

また、同日の話し合いの場で、中央バスから事業者の負担の軽減と協定期間については、最大でも半年としたい旨の申し出があったとのことですが、市としては、2月から各町会等へふれあいバス交付予定の周知、3月には、広報おたるで事業実施のお知らせも行っていることから、また、このタイミングで事業者負担を含めた制度変更は、市民に混乱を与えるため困難であることを理由に、中央バスからの申し出を無視し、合意には至りませんでした。

この時点で、市としては、どのような問題意識をお持ちでしたか。お答えください。

次に、3月16日に、地域福祉課長ほか数名で、再度協定書締結に向けて協議するも、具体的には進まなかったとのことですが、なぜ進まなかったのかお答えください。

また、3月9日から3月16日の間に、事業者負担の軽減の件や協定書の期間の件について、庁内ではどのような議論をしたのかお答えください。

次に、3月29日に、副市長が中央バスを訪問しています。この日についても、結果的には協定書締結ができず、4月1日には、市と事業者との間で協定書が締結されることなく事業が始まりました。

ふれあいバス事業は、小樽市の事業で、民間事業者との協働により進められてきた事業と認識しておりますが、市長はどのような認識ですか。お答えください。

また、一連の中央バスとのやりとりの経過を見ると、市の都合を優先し、協議や話し合いとはほど遠

い状況が伺えますが、市長はどのような見解をお持ちでしょうか。お答えください。

次に、4月から協定書の締結がないまま事業を開始した件について、通常であれば契約書や協定書の締結をし、その内容に沿って事業が進められると思いますが、今年度は、何を根拠に事業が進められているのでしょうか。お答えください。

また、協定書の締結がないまま事業が始められたことについて、問題意識はあったのでしょうか。さらに、違法性はないのでしょうか。また、議会への報告や説明については一切ありませんでしたが、なぜ報告や説明がなかったのでしょうか。お答えください。あわせて、議会に対してどのような対応を考えていたのでしょうか。お答えください。

次に、中央バスからの請求に対し支出命令が作成され、4月分から支出されておりますが、4月分からの協定書締結の手続がなされていない事業費について支出することは手続上問題ないのか、法的根拠も示しながらお答えください。

また、ふれあいバス事業の市の会計上の費目は扶助費であり、支出負担行為の専決者については、小樽市事務専決規程により部長とされておりますが、今回の支出命令では、副市長が専決者となっておりますが、どのような理由があるのか説明願います。

ふれあいバス事業について、我々がこれらの件について説明を受けたのは、ごく最近のことでありました。市長は、これらのことについて、議会に報告や説明をする必要がないと判断されたのでしょうか。お答えください。

この項最後に、今年度10月から3月末までは市が全額負担で事業を継続するための予算が計上されておりますが、この財源についてお示してください。

さらに、来年度以降のふれあいバス事業の考え方についても説明願います。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、ふれあいバス事業費について御質問がありました。

まず、昨年11月時点でのふれあいバス事業に係る事業者負担に対する問題意識につきましては、平成23年度の市内バス路線が赤字になって以降、事業者負担の軽減について、毎年課題として挙げられていたことから、平成26年度に事業者負担10円を軽減したところでありますが、その後も引き続き協議を行っておりますので、昨年の11月のみならず、常に検討が必要な課題であると認識をしておりました。

次に、昨年11月の定例連絡会議以降、庁内ではどのような議論をされていたのかにつきましては、昨年の11月は、ふれあいバス事業についてのアンケート調査を実施しているさなかであり、その調査結果をもとに今後の制度のあり方を議論していく予定でありましたので、平成29年度の負担割合の変更は難しいのではないかという議論をしておりました。

次に、3月9日に北海道中央バス株式会社からの申し入れがあった時点で、市としてどのような問題意識を持っていたかということにつきましては、バス事業者からの負担軽減の申し入れに対し、市の厳しい財政状況から平成29年度の負担軽減や4月から事業を開始するこの時期での負担割合変更を確約する協定の締結は難しいという認識でありました。

次に、3月16日の協議がなぜ進まなかったのかにつきましては、市からは、平成28年度に実施した

ふれあいパスの利用実態調査をもとに平成30年度に向けた協議を平成29年度中にバス事業者と行う予定であることを伝えました。しかしながら、北海道中央バス株式会社からは、平成29年度中の負担割合の変更を求められたため、協議が進まなかったものであります。

次に、3月9日から16日の間に、庁内議論した内容につきましては、市の厳しい財政状況を勘案すると、平成29年度に事業者負担を軽減することや協定書の締結期間を短くすることは難しいのではないかと議論をしておりました。

次に、ふれあいバス事業についての私の認識につきましては、この事業は、本市の事業ではありませんが、バス事業者の協力をいただきながら進めているものと認識をしております。

次に、ふれあいバス事業に係る中央バスとの協議の経過につきましては、バス事業者と市がそれぞれの立場で意見を交換して議論を進めている状況であると考えております。

次に、今年度のふれあいバス事業を実施するに当たっての根拠につきましては、年度当初に協定書は締結されておりましたが、バス事業者とは、協定の内容については、継続して協議し、負担割合については、事業開始の4月から前年同様でスタートすることについて口頭で合意できたことから、ふれあいバス事業を実施しているものであります。

次に、協定書の締結がないまま事業が始められたことについての問題意識と違法性の有無につきましては、書類ではなく口頭での確認により今年度の事業を開始したことから、協定書の早期締結に向け協議が必要であると考えておりました。また、小樽市ふれあいパス交付規則に基づき実施しており、違法性はないものと考えております。

次に、議会への報告や説明がなかったこと及び議会に対してどのような対応を考えていたかにつきましては、バス事業者と協議中であったことから報告ができなかったものであり、市の判断として、議会への報告は、バス事業者との協議が調った段階で行うことを考えておりました。

次に、ふれあいバス事業に係る協定書締結の手続がされていない事業費について、支出することの手続上の問題及び法的根拠につきましては、支出の根拠については、小樽市事務専決規程の専決の特例の条項中「疑義のあるもの又は将来紛議若しくは論争のおそれのあるもの」については、「市長又は専決者の上司が決裁する」の規定により、副市長の決裁を受け支出命令を行い、小樽市会計管理者事務専決規程の専決の特例の条項中「重要又は異例と認めるものは、会計管理者の決裁を受けなければならない」の規定により、会計管理者の決裁を受けた上で支出を行っております。

次に、ふれあいバス事業の支出命令書に係る専決者につきましては、協定書が締結されていないことから、小樽市事務専決規程第5条第1項第4号に規定する「疑義のあるもの又は将来紛議若しくは論争のおそれのあるもの」と判断したため、同規程に基づき、部長の上司である副市長の決裁としたものであります。

次に、議会への報告や説明の必要性につきましては、バス事業者と協議中であったため、市の判断として、議会への報告は協議が調った段階で行うこととしていたものであります。

次に、10月から3月末までの財源につきましては、一般財源であります。今回の補正予算で不足する一般財源は、財政調整基金からの繰入金で対応いたします。

次に、来年度以降のふれあいバス事業の考え方につきましては、市としての負担が大きいことから、負担軽減に向けて制度変更を検討することが必要となります。新たな制度を構築するまでは、負担割合については、現状のまま続けざるを得ないものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 次に、除排雪に関連して質問いたします。

よりきめ細やかな除排雪の取り組みを公約に当選された森井市長ですが、平成28年度の除排雪苦情件数は3,007件で、平成27年度の苦情件数1,960件に比べて、1,047件増となっております。この苦情件数の増加について、市長の見解を伺います。

また、これらの苦情件数や内容から、除排雪作業について、市民の皆様が何を望まれているのかが読み取れると考えますが、市民の皆様は、除排雪について何を求められていると認識していますか。市長の見解を伺います。

また、公約である、よりきめ細やかな除排雪の取り組みについて、昨年度の除排雪は、公約を達成できた取り組みだったのでしょうか。市長の見解を伺います。

次に、昨年度の除排雪シーズン終了後、JVを構成する企業との間でヒアリングを行っていないとお聞きします。昨年度の除排雪で実際作業に当たったの問題点や課題解決のためにも必要不可欠と考えますが、なぜ行わなかったのか、理由をお聞かせください。

よりきめ細やかな除排雪の取り組みとは、実際に作業を行うJV構成員との信頼関係が不可欠であると考えます。したがって、ただ単にJV構成員を2社から3社または4社にするだとか、除排雪業務の登録業者の枠を広げることなど、一見、目に見える取り組みではありますが、何の解決にもなっていないと考えます。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

市長の見解を伺います。

次に、除排雪に関連して、貸出ダンプ制度について質問をいたします。

平成29年度貸出ダンプ制度の見直しの検討案について報告がありました。その中で、申込書の提出について、これまでは積み込み業者が申込書の代理提出を認めていたものを利用団体からの申し込みとし、代理提出はできないとのことでありました。

理由は、利用団体が制度をしっかりと理解した上で利用してもらうためとのことでありますが、このことにより、貸出ダンプ制度は、ますます利用しづらい制度になってしまうのではないのでしょうか。見解を伺います。

また、制度をしっかりと理解してもらうためという理由であれば、申込書と同時に制度の確認書などの添付をし、これまで同様、代理提出という方法もできるのではないのでしょうか。見解を伺います。

また、これまで代理提出をしてきた要因には、町会役員の高齢化により冬の外出を制限されることや平日の昼間に来所できない等があるかと思われそうですが、市の見解を伺います。

この件に関して、利用団体からの聞き取りや代理提出をされていた積み込み業者からの聞き取りはされているのでしょうか。どのような意見があったのか、主な内容と聞き取り方法についてお示しく下さい。

次に、幅員8メートル以上の道路については、除排雪幅を8メートルまでとすることに変更することとありますが、理由については、冬期間の車の通行に支障がない除雪幅とするものとのことであります。果たしてこの幅で、車の通行と歩行者の安全は確保されるのでしょうか。見解を伺います。

次に、利用回数について同一箇所での利用の制限を行うとのことですが、制限の基準については、どのようなになっているのでしょうか。お答えください。

いずれの見直しの検討についても、これまでの貸出ダンプ制度よりも利用が制限されたものとなりま

す。貸出ダンプ制度は誰のための制度なのでしょう。利用者が利用しやすいようにすることが本来の行政サービスなのではないのでしょうか。これらの変更、検討により市民要望に対応できるのでしょうか。見解を伺います。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪に関しての御質問がありました。

まず、昨年度の市民の皆様から寄せられた市民の声につきましては、平成28年度の市民の声は、1月末までに期間全体の約7割が寄せられましたが、2月以降では、平成27年度の件数が多い状況でありました。この要因として、平成28年度は、平成27年度に比べ、12月の降雪量が約70センチメートルと多く、平均気温も1度以上低く、シーズン当初の大雪や低温などの気象的な要因が考えられます。このほかに、排雪作業のおくれや一部のバス路線で運行に支障を来す状況が生じたことなども要因の一つと考えております。

次に、昨年度の市民の声から市民の皆様が望まれている除排雪作業につきましては、市民の声の件数が多いのは、昨年度も含め、例年除雪依頼や排雪依頼であることから、適切な除排雪作業が望まれているものと考えております。

次に、よりきめ細やかな除排雪の取り組みと昨年度の除排雪につきましては、平成28年度の除排雪については、平成27年度から取り組んでいるがたがた路面の解消、除雪第2種路線の出動基準の見直し、除雪拠点の増設等や平成28年度から新たにに取り組んでいる除雪第3種路線における除雪作業の強化の試行、主要交差点等の雪山処理の強化などのさまざまな除排雪に関する改善が進んでいるものと認識しております。

しかしながら、昨年度は、排雪作業のおくれや一部のバス路線で運行に支障を来す状況が生じたことなど、除排雪に関してさらなる改善を図ることが必要であると考えております。

次に、昨年度のJV構成員からのヒアリングにつきましては、昨年度に実施しました一昨年度の地域総合除雪業務に参加したJV構成員との意見交換や業務期間中に行ったJV構成員との協議や打ち合わせなどで、JV構成員の考え方について把握をしているため、特にヒアリング等は行っておりません。

次に、よりきめ細やかな除排雪の取り組みにつきましては、冬期間の市民生活における安心・安全の確保に向けて、市とJVが共通認識を持って地域総合除雪業務に取り組むことが重要であると考えております。

また、将来的に、除排雪業務の体制を維持することも必要であり、そのためには、多くの業者が地域総合除雪業務に参加することができる制度の構築に取り組んでいるところであります。

次に、貸出ダンプの申し込みにつきましては、本制度は、長年運用されてきた中で、積み込み業者が代理申請するケースが多く見られ、現場作業も積み込み業者任せになり、結果として排雪量が増大し、また、このことによって作業時間が長くなり、利用団体の負担の増加にもつながることから、制度本来の趣旨をよく理解した上で本制度を利用していただくため、利用団体が直接申請していただきたいと考えております。

次に、申込書の代理提出につきましては、繰り返しになりますが、積み込み業者任せになることを防ぎ、また、利用団体が制度本来の趣旨をよく理解した上で本制度を利用していただくことが重要である

ことから、利用団体に直接申請していただきたいと考えております。

次に、申込書の提出等につきましては、確かに高齢の町会役員や平日の昼間に市役所に来ることが難しいケースもあると思いますので、申請場所、申請期間、申請時間など、できる限り柔軟に対応できる方法を考慮したいと考えております。

次に、利用団体等からの聞き取りにつきましては、昨年10月の積み込み業者説明会、11月の除雪懇談会で、平成29年度からの変更点として説明し、意見を伺っております。

また、懇談会や個別の問い合わせがあった際に、利用団体が申し込むことに関しては、担当者が夫婦共働きで提出できない、病院にかかっている外出できない。あるいは、高齢者の場合には、配慮願いたいといった意見が寄せられております。

次に、排雪幅8メートルでの車と歩行者の安全確保につきましては、道路幅員8メートルの場合、乗用車2台がすれ違える幅員として4メートルと、両側に各2メートルの歩行空間となることから、通行車両や歩行者に対する一定の安全を確保できることとなり、排雪幅を8メートルと設定したものであります。

次に、利用回数の制限の基準につきましては、これまで1シーズン同一箇所でも2回の利用を認めておりましたが、2月下旬以降のシーズン終盤になると、積雪が少ない状況で排雪を実施しているケースが見られました。

このことから、今年度は、申請は2回受け付けますが、特に2月下旬以降の2回目の実施については、その時点の降雪、積雪状況にもよりますが、市の担当者が現地を確認し、路面、路肩の雪が少ない場合は、排雪実施を見合わせていただくこととしたいと考えております。

次に、市民要望への対応につきましては、市が行うさまざまな行政サービスにおいては、市民の皆様の声を反映させることは重要であると考えております。

貸出ダンプ制度は、市が行う公共事業でありますので、利用団体の方々に制度の趣旨を御理解いただくとともに、抱えている課題を改善することが非常に重要なことであると考えており、このたびの見直しは、それに基づいて行うものでありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 港湾に関連して、色内ふ頭の立入禁止について質問をいたします。

小樽港色内ふ頭が、8月24日正午から、岸壁の安全性について問題があるとして、色内埠頭公園を含む埠頭全体が立入禁止となりました。維持管理を担う産業港湾部が、2014年12月に簡易調査をし、岸壁を支える鋼製のくいに腐食があることが判明し、本年6月から7月にかけての水道局で行った詳細調査により、南側の岸壁については、205本あるくいのうち92本に穴があいていることがわかったとのことでありました。

初めに、2014年12月の簡易調査から約2年9カ月の間、詳しい調査までに時間を要したことについての説明を求めます。

また、色内ふ頭は、船舶が係留するための岸壁が1番から3番までありますが、全てのバースの調査が完了しているのでしょうか。

さらに、その他の小樽港内における全ての係留施設において、詳細調査が行われているのかについてもお示しください。また、詳細調査が行われているとすれば、その調査結果についてもお示しください。

次に、小樽港港湾計画の改訂作業の一時中断について質問をいたします。

9月1日、産業港湾部港湾室から小樽港港湾計画について説明がありました。内容は、改訂作業を一時中断することと、理由については、港湾計画改訂作業の中で、取り扱い貨物等を含めた現状と課題を検討した結果、現段階においては、現状の貨物量から大幅な増加が見込めないため、その現状を計画改訂に反映させると、縮小方向につながるおそれがあるため、作業は行わないこととしたこととありました。

まず、平成27年度から今年度までの港湾計画改訂に向けた作業費用について、どれぐらいの金額になるのかお示してください。

また、改訂作業を一時中断することにより、今後の小樽港にとってどのような影響が考えられますか。お答えください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、港湾に関連して御質問がありました。

初めに、色内ふ頭の立入禁止についてですが、まず、詳細調査までに時間を要したことにつきましては、平成26年12月に行った簡易調査の結果、鋼製のくいに腐食が確認されましたが、岸壁等や周辺の地盤に変状がないことから、当面は安全性に影響がないものと判断したためであります。

しかし、簡易調査の結果から、将来的には対策を講じる必要があると考え、現在策定中の次期上下水道ビジョンに位置づけるため、今回詳細調査を実施したものであります。

次に、色内ふ頭における岸壁の詳細調査につきましては、水道局が所管する岸壁として、1番岸壁であります南側岸壁の大部分と3番岸壁であります北側岸壁の詳細調査を行っておりますが、産業港湾部が所管する南側岸壁の一部分と、2番岸壁であります色内ふ頭突端岸壁は、水道局の詳細調査の結果を踏まえて調査を実施する予定であったことから、色内ふ頭における三つの岸壁の全ての詳細調査は、まだ完了していない状況にあります。今後、産業港湾部が所管する岸壁の詳細調査については、本年早急に発注したいと考えております。

次に、小樽港内における係留施設の詳細調査の実施状況につきましては、水道局が行った内容と同じ詳細調査は実施しておりませんが、全ての係留施設において、既に簡易な点検は実施しております。

点検結果といたしましては、経年劣化による部分的な欠損やさびなどの発生は見られるものの、今のところ構造的な機能は損なわれていないため、適宜補修などを行うとともに、定期的なパトロールを実施し、安全性を確認しております。今後も平成26年度に策定した小樽港維持管理計画に基づき、係留施設などについて、定期的に点検を実施してまいりたいと考えております。

次に、小樽港港湾計画の改訂作業の一時中断についてですが、まず、港湾計画改訂作業に要した費用につきましては、旅費や消耗品費を除く委託料を年度別で申し上げますと、平成27年度は1,580万400円、平成28年度は545万1,840円、平成29年度は約90万円の執行を予定しており、合計では2,215万2,240円となっております。

次に、港湾計画改訂作業を一時中断することによる影響につきましては、現在、港湾施設整備は、国の直轄事業により、北防波堤や第3号ふ頭の岸壁整備、泊地のしゅんせつを行っているほか、交付金事業においても、第2号ふ頭の岸壁改良などを進めております。

今後、港湾整備による施設計画の位置づけの必要が生じた場合は、港湾計画の軽易な変更や一部変更手続などで対応も可能であります。

また、小樽港の将来像を描くための基本理念を作成し、長期構想の策定と港湾計画を改訂するまでの間は、現行計画を継続するとともに、平成19年に策定した小樽港将来ビジョンなどをもとに、今までと同様、港湾行政を進めていくことが可能であると考えておりますので、現段階においては、港湾計画改訂に向けた作業を一時中断することによる影響はないものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 次に、コンプライアンス委員会の報告について質問をいたします。

平成29年1月26日受け付けの公益通報、平成29年3月27日受け付けの公益目的通報のいずれも高島漁港区に関する法令・条例違反について、8月21日に第三者から成るコンプライアンス委員会での調査結果が通報対象事実ありとすることが決定され、市長に報告されました。

つまり、市の判断は、間違っていたということになります。再発防止のためにも、なぜ法令・条例に違反する許可を出したのか。その経緯と原因、さらには、責任の所在を明確にしてください。

まず、確認として、市長は、このような法令違反を二度と発生させないという認識はありますか。お答えください。あわせて、再発防止のためには、どのような取り組みが必要と考えますか。お答えください。

次に、高島漁港区において、観光船の係留許可について、Uフックの撤去及び車どめの原状復帰をする前に、係船環の取り付けの許可を出した件について、高島漁港区において、観光船利用者のための利便施設の建築許可がなされた件について、それぞれにどのような議論経過があり、許可に至ったのか。また、許可に当たり、反対意見はなかったのか。また、それぞれの議論にかかわったのはどなたなのか、最終判断をしたのは誰なのか、明確に答弁をしてください。

さらに、市長が提案説明のときに述べられた、市長を含めた関係者とはどなたを指しているのかお答えください。

そもそも、今回の法令条例違反について、その法令や条例の趣旨をしっかりと理解していれば、いずれの許可についても許可することができない事件であります。そして、法令や条例の趣旨を一番理解していないのは、森井市長自身ではないでしょうか。市長の見解を伺います。

今回の件について、公益通報、公益目的通報は、森井市長の行政運営に対しての不信感のあらわれと受けとめておりますが、森井市長の見解を伺います。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、コンプライアンス委員会の報告について御質問がありました。

まず、このような法令違反を二度と発生させないという意識はあるのかにつきましては、市としては、これまで適正な行政手続を進めてきたものと考えておりましたが、今回コンプライアンス委員会からの通報対象事実があるとの御指摘があり、私たちの認識が間違っていたということでもありますので、同委

員会の御指摘を踏まえて、考え方を改めなければならないものと考えており、私としては、このようなことは二度と発生させてはいけないものと考えております。

また、再発防止のための取り組みにつきましては、具体的にはお示しすることができませんが、現在顧問弁護士と相談をしながら検討しているところであり、適切な是正措置と再発防止策を講じてまいります。

次に、高島漁港区における許可の議論経過や反対意見、最終判断等につきましては、建築確認については、建築指導課で確認申請を受理し、その審査において、港湾室に対して分区条例に適合するかどうかの意見照会を行った結果、同条例に適合している旨の回答があり、また他の建築基準関係規定にも適合していることから、建築指導課確認係で決裁を行い、建築指導課長である建築主事が最終的に確認し、確認済証を交付したものであります。

また、港湾に関連する許認可については、港湾室で港湾法や小樽市港湾施設管理使用条例、分区条例などに基づき、護岸の使用登録や建築物の分区条例に係る申請に対しては、許可要件に適合していることから許可することとし、小樽市事務専決規程別表第4号第1項第8号「第9号に掲げる港湾施設以外の港湾施設の使用許可及び承認」において、重要との区分とし、第1類の長である港湾室長が専決者として、係員を起案者とし、決裁を行っております。

なお、建築物の確認申請における港湾室の決裁につきましても、管理職の検討と判断のもと、係員から管理課長の決裁をしたものであります。

また、許可に当たっては、反対意見はなかったと確認しており、その際、議論にかかわった職員は、部長、参事、室長、管理課長であります。いずれにいたしましても、最終的には、責任は私にあると考えております。

次に、処分の対象となり得る関係者につきましては、私や副市長のほかコンプライアンス委員会からの分区条例違反との指摘を受けた事務にかかわった職員であります。

次に、法令・条例の理解につきましては、市としては、これまで適正な行政手続を進めてきたものと考えておりますが、今回のコンプライアンス委員会から、通報対象事実がありとの御指摘があり、私たちの認識が間違っていたということでもありますので、同委員会の御指摘を踏まえ、考え方を改めなければならないものと考えております。

次に、今回の件について、公益通報、公益目的通報を受けたことにつきましては、公益通報や公益目的通報は、市の事務事業の適正化のために、公益を守ることを目的としているものでありますので、行政運営に対する不信感のあらわれから行われるものではありません。

しかしながら、今回のコンプライアンス委員会の調査結果では、高島漁港区の観光船事業に係る許認可について、行政手続が不適切であったとの御指摘がありましたので、このことを重く受けとめ、市民や職員からの信頼回復に向けて、今まで以上にしっかりと行政運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 次に、公共交通法定協議会について質問をいたします。

8月25日、建設常任委員会でも質問しましたが、理解できないことが多かったので、改めて質問をいたします。

まず、モデル地区として、銭函地域において行ったアンケート調査について、市は、ノウハウづくりのために必要とのことであります。銭函地域のアンケート調査結果が、市内全体の公共交通の実態の把握のためにどのように役立つのか全く不明であります。この件について、わかりやすく説明願います。

次に、平成28年8月23日に、中央バス社長と市長との1回目のトップ会談があり、中央バスからは、協議会設立のためにリーダーシップを発揮してほしいとの要請があったとのことであります。それから約5カ月の間、市として進展がないために、中央バス側からの申し入れで、平成29年1月19日に2回目のトップ会談が行われ、その後、文書のやりとりで発展していきました。こんな口頭のやりとりでは、信用性、信頼性に欠けるとの判断と、私は認識しておりますが、市長は、現在中央バスとの関係について、信頼関係を構築できていると認識していますか。お答えください。

また、6月29日の中央バス側からの小樽市内バス路線に関する考え方についてと題し、法定協議会設立などの要請について、トップ会談について、貴殿の認識を確認した文書の要旨について、今後の当社対応についての4項目にわたって記載されており、非常に厳しい内容となっております。

中央バスとの関係悪化の原因は、市長にあるのではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

トップ会談でこじれた信頼関係の回復について、職員と相談して決めるとか、職員に地ならしをしてもらうなどと言っている場合ではありません。一刻も早く、市長みずからが中央バスに伺い、誤解を解くことが市長としての仕事ではないのでしょうか。市長の見解を求めます。

以上、5項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、公共交通法定協議会について御質問がありました。

初めに、銭函地区のアンケート調査につきましては、今後、地域公共交通網形成計画を策定するに当たり、まず、市内全域の公共交通の利用状況や課題、市民ニーズ等を把握することはとても重要であると考えております。

今回実施いたしました銭函地区でのアンケート等の調査では、複数の交通手段の組み合わせの利用状況、利便性の高い交通手段の利用状況、送迎バス等の公共交通以外の利用状況、目的ごとの利用状況や地域ごとの特性などが把握されました。

また、アンケート方法についても、検討する必要があるなど、来年度、市内全域を対象とした調査を実施するに当たり、市としてこのような視点を十分に認識して役立ててまいりたいと考えております。

次に、信頼関係を構築できているかにつきましては、現在、法定協議会の設立に向けて取り組んでいる内容について中央バスに説明しており、その都度進捗状況を報告しているところであります。

また、今回、銭函地区のアンケート調査を実施するに当たり、定例会議において意見交換を行い、密に連携して取り組んでいるところであります。

（「答弁になってない」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

次に、中央バスとの関係につきましては、1月19日の会談の際に、私が申し上げたことについて、意思が伝わらず、認識の違いが生じていることは、大変残念に思っているところであります。今後の本市のまちづくりを考える上で、公共交通は大変重要なものであり、本市と中央バスは、行政と民間企業という立場は違いますが、それぞれの役割と責務において共通認識のもと、協力・連携し、持続可能な公

公共交通の体系構築に取り組むためにも、機会を見て、公共交通について意見交換をしたいと考えております。

(「そんな答弁してるから、信頼関係こじれるんだよ」と呼ぶ者あり)

(「真摯に答弁してるとは思えない」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 次に、第6項目めの質問に入ります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇)

○13番(酒井隆行議員) 最後に、森井市長の政治姿勢について質問をいたします。

新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画策定会議においては、当初委員としていた小樽商工会議所をアドバイザーに変更、その後、会議所から改めて委員就任の申し出がありました。

このことは、議会でも取り上げ、議論してきた経緯があります。平成28年3月10日の予算特別委員会の答弁では、商工会議所とその方向で協議を進めてまいりますとのこと。

しかしながら、最終的な森井市長の答弁は、考え方を受け入れてくれれば、いつでもウエルカムでございます。つまり、森井市長の考え方を受け入れてくれなければ、参加させないとのことでありました。

新幹線の札幌延伸による、小樽での経済効果は多大なものがあり、そのことを考えると、経済団体の協力は必要不可欠であるにもかかわらず、考え方が合わないから参加させないというのは、小樽の未来を全く考えていない言動と行動であります。このことが原因で、商工会議所との関係はさらに悪化し、修復はされていないものと認識しております。

また、除排雪については、平成27年、突然JV構成員を2社から4社に変更、その後3地区において応札業者がなく、3社以上に緩和し、3回目の入札でようやく成立しました。

その直後に市長は、ようやく決まりほっとしているところとのコメントを発表、みずから巻き起こした入札不調の件で、他人事のようなコメントをした森井市長に、これまで以上に市民の皆様からも不安と不満の声を聞く出来事でありました。

また、地域公共交通、法定協議会の件では、北海道中央バスと森井市長との間で、関係が悪化。さらに、ふれあいバスの件でも、協議とはほど遠い、市の都合を押しつけるようなやり方で、民間事業者との共同事業は9月で終了することになり、10月からのふれあいバス事業費をこの定例会に計上してきました。

そして、平成28年第3回定例会から議論となった高島漁港区の件については、違法性について多くの議論を積み重ね、法令や条例に適合しているかについても、多くの質問がありました。

この件についても、質問の趣旨にかみ合わない答弁や曖昧な答弁などを繰り返し、議会に真摯に向き合おうとはしませんでした。市長がもし議会に真摯に向き合い議論していれば、法令・条例違反について、コンプライアンス委員会からの指摘を防ぐことができたのではないのでしょうか。

さらに、議会議論になる前に職員としっかり議論していたら、一連の許認可について許可することなく未然に防ぐことができたことと考えます。この件は、段階的に見ても防ぐことができた事件であり、それを防げなかったのは、市長に重大な責任があると考えます。

最後に、市長は、これまでも本会議、各委員会において多くの問題を積み残したまま、問題解決に向けた取り組みもなく放置状態にしております。また、本会議、委員会が空転したのは、その多くは、市長答弁が原因でありました。議会においても、民間団体、企業との間でも、市長は、相手との会話に向き合わず一方的に都合を押しつけ、さらには、法令や条例の趣旨も理解することなく、本会議や各委員

会の答弁と同じようなことが原因となり、関係悪化につながっているのがよくわかります。

これが、市長の政治姿勢なのでしょうか。お答えください。森井市長は、一体、何をしたいのでしょうか。私にもわかるように説明してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、政治姿勢について御質問がありました。

私自身、公約を実現するため、これまでもさまざまな事業や施策を進めていく中で、市民の皆様はもとより、関係する民間の団体や企業に対しましても、私の市政運営の考え方を御理解いただくため、できるだけ丁寧な説明を行うよう努めてまいりました。

議会におきましても、さまざまな考え方や意見の違いなどもありますが、その都度活発な議論がなされ、その結果、公約に掲げた取り組みも含め、市の施策として実現に結びつけられているものと考えております。

また、市民の皆様に対しましても、そうした施策の実施に当たり、懇切丁寧な説明を行いながら、御理解と御協力をいただけるよう、さらなる努力をしてまいりたいと考えております。

（「理解できるわけないでしょう」と呼ぶ者あり）

今後におきましても、小樽市総合戦略を政策の柱として、人口減少に歯どめをかけられるように、このまちの特性を十二分に生かした施策を展開しながら、このまちに住む、訪れる人、皆様にとって、住みよいまち、人にやさしいまち小樽を実感していただけるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

○13番（酒井隆行議員） まず、答弁漏れかと思しますので、この指摘をさせていただきたいと思えます。再質問ではありません。

答弁漏れについて、法定協議会の質問の中で、中央バスと森井市長との信頼関係を構築できているのかというふうに、私は聞いてまいりましたが、その件についての答弁がなかったかと思しますので、これを確認していただきたいと思えます。

○議長（鈴木喜明） 今、酒井隆行議員から御指摘がありました。議長の私といたしましても、本質問でも、答弁漏れが何度もあるということをお指摘をさせていただいておりますので、メモをとらせていただいております。その中で、先ほど言った、公共交通法定協議会のところですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

中央バスと平成28年8月、29年11月に2回トップ会談を行った後、文書でやりとりはしましたが、中央バスとの信頼関係を構築できていると考えているのかという御質問ですか。

これにつきまして、説明員は、直接状況の説明を行っている。それから、銭函地区のアンケートも意見交換として論じているというところまでしかお答えになっていないということですね。

説明員に申し上げます。再質問の際に、重要とも思われる事項なので、この信頼関係を構築されているのかどうかということは、御説明はしていますけれども、この結論を述べていないということですので、再度お答えください。

もっと言うと、意見、説明をしているから、信頼関係を構築できていると考えているのか、こうはしていても、信頼関係を構築できていないと考えているのか、この件をお答えくださいということですね。よろしいですか。そういうことで。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(「まるで答弁になってないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「回りくどく言ってるからそうなるんだよ」と呼ぶ者あり)

(「はぐらかしはだめだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「休憩」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 答弁漏れについて大変失礼いたしました。先ほどの答弁に続けて、加えさせていただきますと思います。

私の発言において誤解されているということについては、私自身認識しておりますけれども、先ほど説明させていただいたように、銭函地区のアンケート調査を実施するに当たり、定例会議等において意見交換などを行い、密な連携に取り組んでいるところでございますので、市と中央バスとの信頼構築は、なされていると考えております。

(「うそだろう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

○13番（酒井隆行議員） これ、本質問なのです。それで抜けているというのは、まずあり得ないのかなというふうに思いますので、冒頭申し上げましたとおり、きちんと真摯に向き合って対応して、適切な答弁をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ふれあいパスの件について、何点か再質問させていただきます。

本質問の答弁に対しまして、課題は常にあったという答弁がありました。常にあったのならば、こんな状態にはなっていないと思うのです。常に課題があるという認識ならば、もっともっと早い対応ができたのではないかなというふうに思いますが、それについて答弁をしていただきたいと思います。

それから、市の財政のお話もされていたかと思えます。市の財政が厳しいというお話があったのかと思えます。これ、中央バスも一緒なのです。中央バスも一緒に、事業者の負担軽減と言われていまして、そういう意味では、中央バスも同じ立場で、厳しい状況の中でやっつけて、それで協議をしたいという申し出があったので、それは理由にはならないのではないかと思います。それについてもう一度答弁していただきたいと思います。

それから、協定書のお話のところ、口頭で合意したというような答弁があったかと思えます。これ、口頭で合意されているのですか。口頭で合意されているのであれば、なぜ、逆に協定書の締結ができないのか。これについても、もう一度答弁していただきたいと思います。

(「文書主義どこ行ったんですか」と呼ぶ者あり)

それから、除排雪の部分についてなのですが、まず貸出ダンプの部分について、申込書の提出の部分で、利用者の方に制度を理解していただいた上で、直接というところで、その前に、私は質問の中で、高齢者の皆様の事情で、来所できなかったりだとか、あと平日来られない方々のためにも、確認書を添

付して対応はできないのかという質問をさせていただきました。その答弁の中で、共働きで申請に行けないとかそういう苦情があるという答弁があったと思うのですが、これ矛盾していませんか。なぜ、そういう声があるのに、新たな制度の検討をし、その方向に向かっているのか、全く理解ができないので、利用者の方のそういう声があるのであれば、そういう声を酌んで制度の設計をしていただかないと、結局は利用者の方の利用しづらい制度になってしまうのではないかなというふうに思いますので、もう一度、そこを整合性をとりながら答弁していただきたいと思います。

色内ふ頭の件で、全ての岸壁の調査という部分で、この答弁を聞き漏らしてしまったので、今後、たしか全ての岸壁で詳細調査をしていくというようなお話だったかなと思うのですが、その時期については、では、どれぐらいで考えているのかという部分で、もう一度詳細にわたって答弁していただきたいと思います。

それから、コンプライアンス委員会の部分で、再発防止のお話、質問をさせていただきました。再発防止についても、今、お示しはできないけれども、していくということだったのですが、何でそれ、示せないのですかね。これは重要なことなので、時期的な部分で、もう少しわかりやすく答弁していただきたいと思います。

それから、同じコンプライアンス委員会の部分で、最初から、事業者の方が申請に来られたときから、もう既に市の考え方としては間違っていたのか。それとも、手続の段階で、どの段階で、結果的に間違っていたのかという部分、これを示していただきたいと思います。最初から間違っていたのか、手続上、どの段階によって、市の認識が間違っていたのかという部分で、これは大事な検証になりますので、示していただきたいと思います。

それから、反対意見がなかったというお話でした。副市長は、行政に精通されている方だと思うのですが、副市長もそういう認識だったということで理解していいのでしょうか。それも答えていただきたいと思います。

それから、法定協議会の部分で、今答弁いただきましたけれども、信頼関係が構築できていると、市としては考えているということなのですが、もう一度、どういう部分はその根拠となって信頼関係が築けていると思っているのか、それについてももう少し詳しく答弁していただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（発言する者あり）

どなたがお答えになりますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

私、2点お答えさせていただきます。

まず、高島漁港区のコンプライアンス委員会の報告に対しての案件で、申請が来たときから間違っていたのか、または、いつの段階で間違っていたのか。市としてそれについてどのように考えているのかというお話であったかと思いますが、今までも何度も答弁をさせていただいたように、これについて、私たち、適正に行政判断をしてきたというふうに思っていたところでございますので、その申請が来た段階であっても、またその中途であっても、それについて気づいていなかったというところでございます。

ですので、その、いつの段階ということにおいては、お答えできませんし、コンプライアンス委員会

から御指摘を受けたので、その考え方を改めていかなければならないということで、お話をさせていただいているところでございます。

あともう1点、信頼関係のことでありますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたが、今回の答弁でもお話ししておりますけれども、私自身が中央バスの社長とお話をする中において、誤解を生じていたのは、そのとおりであるというふうに思っております。

それについて、酒井隆行議員からも直接お話しすべきだという話もありますので、私としてもそのような将来の公共交通においてのお話も含めて、やはりじかにお話をしていきたいというふうに思っておりますが、市と中央バスの関係におきましては、先ほどお話しさせていただいたように、法定協議会設立に向けても、都度、御報告させていただいておりますし、また、このたび、銭函におけるアンケート調査等を行わせていただいておりますけれども……

(「していない」と呼ぶ者あり)

それに伴う取り組み、または、中央バスの方々から、定例会議等で意見交換や御意見をいただいているところであり、密に連携を行っているところでもありますので、市と中央バスとの信頼構築においては、なされていると考えているところでございます。

(「副市長はどうなんだ、副市長は」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

私からは、初めに、ふれあいバスの件で、課題意識があったのに、なぜ早く解決できなかったのかという件でございますけれども、これは、毎年予算の時期に、中央バスからも要請はありましたが、とりわけ、この次の再質問にもかかわる財政の厳しさということも含めて答えますと、来年に向けて、そのアンケート調査などの分析をしながら、制度設計しながら、市の負担がだんだん増嵩していく、そういう状況を勘案しながら、制度設計をことしじゅうにするという考え方がございましたので、そういう意味では、中央バスから要望があったときには、当初から30年度に向けて、29年度は検討させていただきますと、30年度から一定の方向で負担割合、または改定の時期ということについては、29年度中に検討させていただきたい。こういう申し入れを11月もそうですけれども、3月のときもそういう方向で、中央バスとは折衝させていただきました。

また、もう一つ、答弁の中で、口頭で合意ができたという部分でございますけれども、主に中央バスからの要請は、負担割合の改定ということとその時期ということが主な論点でございまして、事業実施上のことは、既に規則で3者で条例が、規則ができていますので、その方向に沿って事業をやること自体は、口頭で合意が得られた。そういう意味では、事業実施についての合意が得られた。ただし、その協定書にどういう時期と負担割合をどうするかを明言しなさいと、そのことについて言えば、まだ合意に至っていなかったと、そういう事情でございます。

(発言する者あり)

それから、高島問題に対して、反対意見がなかったということ言えば、実は、私も大変考え違いをしていたということでございます。そういう意味で言えば、漁港区ということで、その全体の中で、現実問題としてさまざまな実例が見られる、そこを拡大解釈といいますか、そういうことも将来的に考えられるのではないかという意識が、私自身の中にも多少あったということ……

(発言する者あり)

まずは、そういう拡大解釈につながったものというふうに、私自身、大変深く反省しております。

(「損害賠償請求ものだよ」と呼ぶ者あり)

(「議会の議論何だと思ってるの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

(「勘違いで議会答弁したってこと」と呼ぶ者あり)

○建設部長(上石 明) 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

私からは、貸出ダンプの申請書の申し込みについてですが、まず、この事業が、100%公費で行われているということと、利用者は、申し込み申請書を利用した団体なので、個人ではないということなので、今、酒井隆行議員からお話があったとおりに、実際になかなか御都合がつかなくて、申請ができないかという場合は、市長の答弁にもありましたけれども、柔軟には対応したいと考えておりますが、やはりこの事業の制度だけを知ってもらうのではなくて、貸出ダンプの中で、実際にこういった制度を利用していると知らない利用者があるというのも、過去にはあったと聞いておりますので、やはりこの事業をこれから継続するためにも、あくまでも利用者団体に対する助成ということになっておりますので、やはり申請、利用団体がきちんと申請をしていただきたいと思います。ただ、申請に当たっては、どうしても御都合がつかない場合は、柔軟に対応したいというふうに考えております。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

私から、まず1点目、色内ふ頭の調査の関係でございますが、先ほどの市長の答弁をもう1回、その部分を読ませていただきますけれども、水道局が行った内容と同じ詳細調査を実施しておりませんが、全ての係留施設において、既に簡易な点検をしているところでございます。

点検結果といたしまして、経年劣化による部分的な欠損ですとか、さびなどの発生は見られるものの、今のところ構造的な機能は損なわれていないため、適宜補修などを行うとともに、定期的なパトロール、安全性を確認していくということですので、そういったような毎年の点検の中から、必要があれば詳細な調査をしていくというような形でございます。

それから、その次ですが、コンプライアンス委員会からの御指摘による再発防止についてでございますけれども、確かに再発防止という方向でももちろん考えているところでございますが、是正措置と同じように、私どもの考え方が間違っていたということがございましたので、その点、しっかりと考え方を改めて、どのように再発防止をしていくかも含めて、是正措置とも関係してくるところでございますので、その点、慎重に、今対応しているところでございますので、少し時間がかかっているところでございます。

(「議会に謝罪しないとだめだろう」と呼ぶ者あり)

(「勘違いはどうやって是正すればいいの」と呼ぶ者あり)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) すみません。私の聞き間違いかもしれませんが、答弁漏れかと思えます。先ほど、中央バス社長と市長の信頼関係ということで、再質問させていただきましたが、答弁は、中央バスと市の信頼関係の話だったと思うのですけれども、それについて精査していただきたいと思えます。

が、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 先ほどの市長は中央バスと信頼関係が構築できているか。中央バス社長とということですね。市長個人がということですね。

（「市長と社長の話をしているので、組織同士の話ではない」と呼ぶ者あり）

市長がどう考えているのかというのでしたら、先ほどの答弁でも結構ですけれども、市長と社長がということと言及されておりますので、説明員に答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 改めて説明をさせていただきます。

酒井隆行議員から御質問があったときには、市長は、現在中央バスとの関係について構築できているかという御質問だったかと思えます。それで、先ほど最初に答弁したような形で答弁させていただいたのですが、再度御確認されたので、私は、私と社長の関係、市長と組織ではなくて個人の関係、それと中央バスと市の組織の関係、どちらも答えようと思ってお話をしたところです。ですから、私自身は、社長とお話をしたときに、誤解があったということで、答弁させていただきました。そして、もう一つ……

（「それは信頼関係ないってことでしょ」と呼ぶ者あり）

組織と組織ということで、市と中央バスとの関係で、そちらは信頼構築ができているということで、答弁をさせていただいたところでございます。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げます。

今、聞いていますのは、後の市役所と中央バスのことは、明確にお答えされたと。それで、今、誤解があったということは、自分で思っている。それで、中央バスの社長と市長はどうなのですかということについて、厳密に信頼関係は、私は構築されていると思えますとか思いませんとかという言葉が入らないので、今、御指摘を受けているわけでありませぬ。

もう一度説明願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 何度も繰り返しで、大変恐縮でございます。

先ほど来から答弁させていただいているように、誤解を与えたのは事実でございます。その後、私、そのような形で、公式で社長にお会いしてお話はしておりませんので、それに伴う信頼が、現在続いているか続いていないかということは、私のところでは、今、明言することはできません。

（「いやいや、違うしょ」と呼ぶ者あり）

（「明言できない」と呼ぶ者あり）

（「全然答弁じゃないしょ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） わからないということですよ。再々質問、どうしますか。

（「わからない、ちゃんとした答弁になっていない」と呼ぶ者あり）

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

(「もう1回答弁してもらったほうがいい」と呼ぶ者あり)

○13番(酒井隆行議員) もう1回、答弁をしていただきたいと思います。

わからないということではなくて、市長はどう思われているかということを知っている、当事者なので、わからないという答弁はないと思いますので、もう一度答弁願いたいと思います。

(「副市長が答えるならわかるけどな」と呼ぶ者あり)

(「もう1回言ったって、どうかわからない」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 今のは、再々質問ではなく。

(「入る前に」と呼ぶ者あり)

入る前ですね。

(「何かしらあると思っているけど、そこはわからないだろう」と呼ぶ者あり)

今の御質問であります。市長は、どうお考えですか。前は、誤解を与えていたときには、そうではなかったのだろうということは、何となく伝わってくるのですけれども、その以降会っていないので、そのままなのかどうかということをお聞きしているのだと思います。

説明員、答弁をお願いします。

(「変な逃げた答弁するなって」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) この件において、何度も答弁を繰り返すことになって、大変恐縮でございます。

もう一度そのような御指摘を受けましたけれども、その信頼関係というのは、酒井隆行議員も御指摘のとおり、やはり相手とこちらがあって、その意思疎通がとれて、初めて信頼関係というものが結びつけられるのではないかなというふうに思っております。

私自身、誤解を招いた以後、公式的な形でお会いできておりませんので、その確認がはっきりとれていないところなので、私の一方的な認識で、できます、できていませんという断言は、現状ではできないということで答弁をさせていただいたところでございます。

(「そんなもの、答弁じゃないだろう」と呼ぶ者あり)

(「それじゃだめだよ」と呼ぶ者あり)

(「人間関係、そんなものではないですよ、市長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 聞き方を変えていただけますか。

(「聞き方」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんとした答弁もらわないとだめですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 再々質問ではありません。

信頼関係を構築できているのか、市長はどう思うのかというふうに聞いていますので、相手がどうのこうのとかという話ではないのです。こういう状況の中で、市長としては、中央バス社長と信頼関係ができていのかどうか、市長の考えを知りたいので、その信頼関係がどうのこうの、相手がどうのこうのという話ではありませんので、もう一度きちんと答弁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「誤解を招いたのでできていないと思いますと言えばいいしょ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長がどう思われているのかということをお問われているわけでありますから、先方がどうのこうのというのではなく、今、市長が自分として信頼関係を構築できていると、そうではないというか、そのお考えを聞きたいということでありますので、そのことについて言及してお答えをいただきたいと思っております。

説明員。

(発言する者あり)

(「誤解を招いて、その後誤解を解けてなければ、信頼関係はないんだよ」と呼ぶ者あり)

(「誤解を招いてしまったけど、こっちのせいでしたとは言いたくないんだよ」と呼ぶ者あり)

(「お互いあって意思疎通できてないって言うなら、ないんだよ。答えてるよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 何度も同じことを答弁しているという認識ではありますが、先ほどお話ししているように、私の発言が誤解を与えたのは事実だと思います。それに伴って、中央バスの社長は、私に対しての信用はなくなったのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、私が、それが誤解ですということをお伝えをさせていただいているところがございますが、まだそれが認識されているかどうかというのも、今私自身はかりかねるところですので、その信用を失ってしまったものを取り戻すために、お会いをして改善を図っていきたい。私自身はこのように考えているところでございます。

(「それ、答弁じゃないよ。ちゃんと答えないとだめだって」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げます。誤解を与えていました。そして信頼関係はそのときには崩れていたのだらうなというような御発言であります。そしてそれを修復するために手だてをしたが、その後、そのことについて、調査というか聞いていないということではありますが、聞いていない以上、そのことについては誤解されていることが解かれていないと考えるように思うのですね。そうすると、信頼関係は現状、回復していることは確認できていないので、信頼関係は損なわれているままだというふうに理解をしますけれども、それでよろしいですかということですね。

(発言する者あり)

そう受け取っていいのかだけ、もう1回聞いてくれますか。

(「いやいや、議長から聞いてくれればいいんだよ」と呼ぶ者あり)

いや、今そういうお話をしたのですよね。

(「信頼関係を構築できてないと思っているって言えばいい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

いや、それか、現状では信頼関係が構築できていないというように答弁したと聞こえますけれども、

今、どちらかということ聞かれているのですから、信頼関係があるというのでは、ある。今、信頼関係が損なわれたままであると思うのであれば、そう。どちらかをお答えくださいということを今聞いているのですね。そんな難しい質問ではないと思います。

(発言する者あり)

今の解釈でよろしいですかということ聞いているのですね。

(発言する者あり)

(「自分の言葉でしゃべらないとだめだよ、市長」と呼ぶ者あり)

整理しますか。

(発言する者あり)

(「答弁を拒否されるのは困る」と呼ぶ者あり)

(「説明員にって言わなきゃ」と呼ぶ者あり)

説明員に聞きますけれども、今言った、どちらが、信頼を構築されていると思うか、そうではないか、もうこのことについてはっきりお答えをいただきたいということです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 議長から、いろいろとかみ砕いてお話がありましたけれども、私が答弁していることはもう先ほど来から同じことでありまして、そのこと、御本人と残念ながら直接確認ができておりませんので、どちらとも今言える状況ではないというふうに思っております。

(「また戻っちゃったよ」と呼ぶ者あり)

(「こんなので続けられないよ」と呼ぶ者あり)

(「はぐらかしたらだめだって、大事なところなんだよ」と呼ぶ者あり)

(「できないよ、こんなことなら」と呼ぶ者あり)

(「これじゃだめだわ」と呼ぶ者あり)

(「今、したら、社長に電話して聞いてくればいいじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「休憩とって、電話して聞いてくればいい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「いいかげんにしろよ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 議長としましては、議員の質問に対しては説明員にしっかり答えていただく。これが役目です。ですから、今、質問されたことについて、説明員にわかりやすくはっきりと答えていただく。

(「議長」と呼ぶ者あり)

(「質問の趣旨に沿った答弁しろって」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 何度もお話が繰り返しになっていますが、その状況のことを私自身確認ができておりませんので、近いうちにお会いをして、その信用が取り戻しているのか、その確認をしたいというふうに思っているところでございます。

(「今、確認してくださいって、そんなの」と呼ぶ者あり)

(「何を確認して、それは次の質問になってくるでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「質問されるのわかってるんですよ、だって」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 納得がいく、いかないというか、答弁の形はとっております。逆に言うと、再々質問でそのことを確認していただきたいと言うとかしかなのかなというふうに思いますけれども。

(「何かしゃべったら答弁になるんだったら、何でも答弁になる」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 再々質問ではありません。本質問でまず質問しているのです、このことについては、当然のことながら。それについて最終的に、相手に確認をとっていないから答えられないというのは、これはやはり答弁としては成り立たないと思います。本質問で質問しているわけですから、そういう答弁が来るのであれば、きちんと先方に、もし市長が言われること、先方にきちんと確認をした上で議会に臨むのが本来の形だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(鈴木喜明) 説明員にお聞きします。

今、暫時時間をとれば、先方に確認して、そのことを答えられますか。そのことで答えられるという答え、そうでなければ答えられないという答弁でしたので、そのことをお聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 酒井隆行議員からの質問においては、市長は現在、中央バスとの関係について信頼関係を構築できていると認識しておりますかという御質問でしたので、ですから私自身は、市と中央バスのことにおいて答弁をさせていただいているというふうに思っておりますので、御指摘についての答弁は私はさせていただいているというふうに認識をしております。

(「市長、本答弁からずれているの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) レクのときにどういうやりとりかというのは読めませんが、この質問の仕方がどうとられるかということで、それはここにはないのでわかりませんが、今、市長が言いました、私自身のことに言及しているのか、それとも私の見立てが聞かれているのか、そのことについてはしっかり事前にお話ができていましたか。

(発言する者あり)

いやいや、最初の本質問の答弁が余りにも、それであれば当然向こうに確認をするべきだという御指摘だったから、まずその件についてですね。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 再々質問ではありません。先ほど最初に、答弁漏れというお話をして答弁をいただいています。ということは、最初から森井市長と中央バス社長とのお話という認識の上で答弁漏れということでいただいたというふうに私は思っているのですけれども、いかがでしょうか。それであれば、今のお話であれば、どちらかがわからない、組織なのか個人の話なのかわからないというお話であれば、そのときにそういうお話をいただいて次の質問に入れたかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(鈴木喜明) 酒井隆行議員に申し上げますけれども、私のとったメモの中でいきますと、最終

的には信頼関係を構築できていると考えているかいらないか、この件に明確な答えがなかったということでありまして、先ほどの中では、市長と社長なのかどうかということについては、文章というか先ほどの質問からは読み取れませんでしたので、そのことについては触れていないし、市長もそのことには言及をしていないというふうに考えています。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） はい。

ですから、本質問の件の答えについては、多分そういうふうに思って解釈しても仕方がないかもしれませんが、と。再質問については別ですけれども。

○13番（酒井隆行議員） ぐちゃぐちゃになったので、いいです。次に進みたいと思います。

再々質問に入りたいと思います。先ほどコンプライアンス委員会の話で、副市長が考え違いというお話があったかと思いますが。考え違いというのはどういう考え違いだったのでしょうか。具体的に答えていただきたいと思います。

それと、色内ふ頭の話で、必要性があれば今後調査をしていくというような答弁だったと思うのですが、これについても、必要性というのは具体的にどういう状況で、どういう状況になったら調査をしていくのかということをお答えいただきたいと思います。

あとは、先ほどのやりとりで少しぐちゃぐちゃになってしまっているの、どこが再質問でというのも私の中では今、頭の中がぐちゃぐちゃになっていますので、詳しくは予算特別委員会での点についてはやらせていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 酒井隆行議員の再々質問にお答えいたします。

私の先ほどの答弁で考え違いと言った部分でございますが、漁港区におけるその許認可をめぐる、厳密な意味で条例にある条文どおりにやるのか、またはその解釈上にどの程度の解釈の余地があるのかと、その部分について私自身の考え方が少し考え違いをしていたということでございます。

(「どの部分、考え違いがあったの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 港湾施設の点検の関係で必要があればということで先ほどお答えした件でございますけれども、まずは定期的に簡易な点検をして、点検をした上でさらに詳細な点検が必要であればしていくという、そういう流れでございます。

○議長（鈴木喜明） よろしいですね。

酒井隆行議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

(発言する者あり)

(「答弁調整のとき、何で気づかないの」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 先ほどの酒井隆行議員の御質問に対する答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

来年度以降のふれあいパス事業の考え方についての御質問に対し、負担割合については現状のままと答弁した部分につきましては、負担割合については今回提案している市の負担100円という内容のままと訂正させていただきます。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、面野大輔議員。

(16番 面野大輔議員登壇) (拍手)

○16番(面野大輔議員) 民進党を代表して質問します。

一つ目は市長の行政運営について伺います。

初めに地域公共交通について質問です。市長はこれまで、議会、経済界、そして今回は中央バスと、市長の権限が及ばない組織と信頼関係を築けていません。ここまで来ると、市長が原因だという認識を新たにしています。また、自身の権限が及ぶ職員に対しても信頼関係が築けていないのではないかと 생각합니다。だからこそ、これだけ降格願いや早期退職者が出てくるのでしょう。

原因の一つは市長の言語能力の低さです。相手の意見や質問の意図を酌みとることができていない。その上で、誤解をされやすい発言をする。そして思いつきで発言するからなのか、市長の過去の発言と矛盾します。過去の記者会見における錯誤もその一端でしょう。これでは、議論にも交渉にもなりませんし、信頼もされません。さらに自身の非を認めない態度は相手の不信感を増幅させます。

二つ目の原因は、市長の公平性に欠ける政治姿勢です。議会や経済界の主張に対しては聞く耳を持たない態度で臨む一方で、後援会関係者には非常識な配慮をする。議会の声を無視して、参与の任用問題、後援会関係者への名誉毀損訴訟への対応、高島漁港区の問題など、さまざまな問題を起こしてきました。市長からはこれらの指摘への反証として、説得力のある答弁を期待して本題に入ります。

まずは中央バスとの信頼関係の話です。我々は市長の、言った言わないでもめることは、これまで何度も経験しています。中央バスは言葉を言ったか言わないかを聞いているのではないのです。少し角度を変えますが、中央バスが主張するような、赤字覚悟の事業を無条件で云々と中央バスに受け取られても仕方ないというような発言をしたという認識は市長にありますか。

政治家は言葉が全てです。安倍首相が「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と発言して話題となりました。また、当時の防衛大臣も失言によって辞職に追い込まれました。心中では真意ではないという思いはあるかもしれませんが。しかし有権者にどのように受け取られるかが政治家の評価の全てです。そして、東京都議会議員選挙で大敗し、安倍首相はある意味責任をとりました。

(発言する者あり)

そこで、今回の問題に対して、中央バスが赤字覚悟の事業を無条件で云々と受け取ったということは、私は市長の責任と考えます。市長の真意とは違うのかもしれませんが、中央バスが市長の発言によって不信感があるという事実に対しては、政治家として責任は感じていますか。

次に、ふれあいパスに関して、今回、市長は事業者負担を解消するために補正予算案を出しました。一方、平成27年第4回定例会では、限られた財源の中、ふれあいパスを継続するためには制度の見直し

が必要だということで、利用制限の方針を打ち出しました。しかし、見直しに当たっては、このたびの案に限らず、利用目的なども調査した上で再度さまざまな角度から検討を行い制度設計することが必要であるとの判断に至りましたことから、平成28年度は現行制度のままとし、引き続き検討すると市長は答弁しています。制度は見直さず、今定例会での補正予算案の提出となりましたが、この2年弱、議会で発言したような利用目的などの調査をしましたか。したのであれば、どのような調査をしたか具体的に示してください。

また、今後も制度を継続していくためには、市が将来にわたって負担できる目途として、事業費をおおむね1億5,000万円で推移するよう制度設計することが必要であると判断したとも答弁しています。それから利用者負担への見解につきましては、ふれあいパスという事業は利用者が全額負担するところを支援するという助成制度であり、限りある財源の中、本市が制度を継続していくために、利用者に対し応分の受益負担をお願いせざるを得ないものと考えておりますとも答弁しています。

既に当初予算で1億6,000万円を計上している以上、今回、中央バスが事業者負担できないという話があったなら、利用者負担してもらわなければ、平成27年第4回定例会の市長発言と矛盾します。平成27年第4回定例会での、おおむね1億5,000万円で推移するよう制度設計することが必要という市長の発言は、撤回するというところでよろしいですか。撤回しないというのであれば、制度を継続していけるかはわからないが、今年度は緊急避難的に市の負担をふやしたということでもよろしいですか。

次に、このタイミングで事業者と合意するということは、4月から今までについては合意や協定が交わされていなかったということでもよろしいですか。今までふれあいバス関連の支出はしていましたか。していたとしたら、何を根拠に公金を支出していたのでしょうか。2年で財政が好転したのでしょうか。ふれあいパスの制度の何が変わったのでしょうか。ふれあいパスの補正予算については市民生活を考える上では必要かもしれません。しかし、今回の補正予算は市長自身の発言と完全に矛盾していて、市長は自分の発言に対して全く責任を果たしていません。しかも2年間何をしていたのでしょうか。このような態度だからこそ、議会や中央バスを初め、多くの機関に信頼されないわけです。

次に、高島漁港について質問します。

議会との信頼関係を大きく損なっている問題の一つである高島漁港区の話です。民進党はこの問題、特に分区条例に関しては条例違反だと一貫して主張してきました。まず、この問題は市長の認識の甘さが背景にあると思います。市長はさきの定例会で、民進党中村誠吾議員の再質問に対して、後援会は政治家や候補者に対しまちに貢献してくれるだろうという純粋な思いで参画していると思っているし、政治献金もしてくれる。利害を求めて参画していることを指摘することが不思議だという答弁をしました。これは市長として余りにも世間知らずで無知なことを端的に示している答弁だと思います。そして残念ながら無知の知すらない。さらに、純粋な市長に対する批判は許さないという態度も感じ取れます。世の中には、国や地方自治体に利害を求めて参画している人が現実にいると思いますが、市長は利害を求めて小樽市の市政に参画している人はいないという認識ですか。

自治体の仕事は巨額の予算が動きます。これ自体が利害の固まりです。この予算をどういうふうにも市民に納得できるように配分、説得するかが市長の大きな仕事です。もちろん市民全員が納得できる予算というのはあり得ません。それでも調整や説明を放棄したら市長の仕事として成り立ちません。私は市長が政治家としてこのような認識だからこそ今回の問題は起きたのではないかと考えると同時に、根が深い問題なのではないかと考えます。

次に、法令解釈の問題です。市長は民進党中村誠吾議員の質問に対して、法令・条例に基づき適切と繰り返し答弁しています。適切という言葉が4回出てきました。コンプライアンス委員会の結論が出た

今、改めて御自身の答弁を振り返って、恥ずかしいという感情はありませんか。そして本年第2回定例会の質疑で、市長が法令・条例に基づき適切と主張する文脈の中で、顧問弁護士等に確認しながら物事を進めさせていただいているところがございますという答弁をしています。いつ、誰に、分区条例にかかわる許可の適切さを確認したのかお示してください。

本年第2回定例会では、コンプライアンス委員会が不適切、条例違反の結論を出す可能性を指摘され、そうなった場合どうしますかと質問がありました。市長は、仮定の話には答えられないと答弁しました。このような対応で市長の責任を果たせるのでしょうか。今回の条例違反という結論は想定できなかったとは言わせません。許可をした当初から、民進党に限らず議会全体で問題点を指摘していました。にもかかわらず準備していないというのは、市長として必要な仕事をしていないということです。そこで確認しますが、今回のコンプライアンス委員会の報告を受けるまでに、条例違反の結論を想定し、準備を何かしましたか。お答えください。

次に、職員倫理条例第17条第2項には、「市長等は、通報対象事実があると認める報告を受けたときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行うものとする」とあります。「ものとする」とありますが、これは基本的に義務規定です。つまり是正措置をしないことに合理的な理由がなければ、是正措置をしなければならないのです。許可が条例違反とされている以上、是正措置というのは許可の取り消しということでよろしいですか。そして、この是正措置は速やかにしなければなりません。これは可能な限り早くという意味です。準備をきちんとしていれば、少なくとも今定例会前には是正措置はとられていたのではないのでしょうか。

そして、この「速やかに」という言葉は今回の問題では具体的な意味を持ちます。なぜなら是正措置として許可の取り消しをするということは、事業者に損害を与えるからです。そして取り消しのタイミングが遅くなればなるほど、損害が膨らむのが当然だからです。つまり、市が結論を出すのがおくれればおくれるほど、本市にも大きな損害を与える可能性があるのです。市長は許可の取り消しがおくれればおくれるほど損害が膨らむ可能性があるという認識はありますか。

今回の定例会では市長の問題点がさらに表面化してきたことは否めません。思いつきと独善的な仕事をしているから過去の答弁と矛盾するし、法令に違反するような行政運営となってしまいます。もう市長就任から2年以上です。勉強不足といういいわけは許されませんし、少なくとも議会の指摘に真摯に向き合っていればこのような事態にはなっていないと考えます。市長は、今までのような仕事をしていても自分は再選できるという自信がそうさせているのでしょうか。私には不思議でなりません。もし、そうなのであれば、余りにも議会や市民をばかにしていませんか。そして小樽市と小樽市民が非常に不幸な状態に置かれているということを指摘させていただきます。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の行政運営について御質問がありました。

初めに、地域公共交通についてですが、まず、私の発言に関する認識につきましては、2回目の会談における私が申し上げた趣旨は、協議会の設置の目的が単に赤字補填のためではなく、人口減少の中、

利用者増を図るため利用者等のニーズに対応することが重要であること、市内のバス路線については黒字と赤字の路線がある中で、国等の支援を活用しながら中央バスが中心となって担っていただきたいということであり、発言をしたものであります。

次に、政治家としての責任につきましては、1月19日の会談の際に私が申し上げたことについて、真意が伝わらず認識の違いが生じていることは大変残念に思っているところであります。今後の本市のまちづくりを考える上で、公共交通は大変重要なものであることから、本市と交通事業者は、行政と民間企業という立場は違いますが、それぞれの役割や責務において共通認識を持って連携し、持続可能な公共交通の確保をしていくことが市長として責任の一端であると考えております。

次に、ふれあいパスについてですが、まず、ふれあいパスの利用目的などの調査の実施時期と内容につきましては、昨年11月に、満70歳以上の市民を対象としたふれあいパス事業利用実態調査と、満70歳未満の市民を対象としたふれあいパス制度に関する意向調査を、それぞれ2,000人に対し実施いたしました。これらの調査の質問項目は、居住地、パス利用の効果、今後の制度のあり方などを、さらに実態調査では、ふれあいパスを利用して外出する目的、頻度、交通手段などとなっております。

次に、ふれあいパス事業に係る事業費につきましては、これまで1億5,000万円をめどとしていた事業費については、このたびバス事業者からの強い申し入れがあり負担割合が変更されたため、状況が変わり、それに対応するための予算措置をするものであります。しかし、市の負担を軽減し、継続可能な制度にするためには、時間をかけて慎重に検討する必要がありますので、それまでの間、負担割合については、今回提案している市の負担100円という内容のまま続けざるを得ないものと考えております。

次に、ふれあいパス事業の協定と事業費の支出及びその根拠につきましては、負担割合についてバス事業者と協議が調わず、例年、年度当初に締結する協定書は現時点で締結されておられません。しかし、バス事業者とは協定の内容については継続して協議することとし、負担割合については事業開始の4月から前年同様でスタートすることについて口頭で合意をしており、それに基づき請求が来ていることから、支払いを行っているところであります。支出の根拠については、小樽市事務専決規程の専決の特例の条項中、「疑義のあるもの又は将来紛議若しくは論争のおそれのあるもの」については、「市長又は専決者の上司が決裁する」の規定により、副市長の決裁を受け支出命令を行い、小樽市会計管理者事務専決規程の専決の特例の条項中「重要又は異例と認めるものは、会計管理者の決裁を受けなければならない」の規定により、会計管理者の決裁を受けた上で支出を行っております。

次に、高島漁港についてですが、まず利害を求めて市政に参加している人についての認識につきましては、さまざまな立場や考えのもとで市政に参画しているとは思いますが、それぞれこのまちをよくしていこうという思いから参画していただいているものと考えております。

次に、コンプライアンス委員会の結論が出た今、これまでの答弁を振り返って、につきましては、高島地区における観光船事業にかかわる許認可については、法令・条例に照らし適切に行政手続を行ったものと認識しておりましたが、今回、コンプライアンス委員会からの通報対象事実があるとの御指摘がありましたので、私たちの認識は間違っていたということですので、重く受けとめております。

次に、いつ、誰に、分区条例にかかわる許可の適切さを確認したのかにつきましては、第2回定例会における質疑の内容としては、経済常任委員会において議員からの御指摘により、係船許可について、本市条例に基づく港湾施設使用許可が適切であったか顧問弁護士に確認するよう求められていたため、その点について確認しておりますので、答弁させていただいたものであります。今回御質問の分区条例については、第2回定例会時点において顧問弁護士に確認はしていません。

次に、コンプライアンス委員会の報告を受けるまでに条例違反の結論を想定し何か準備したのかにつ

きましては、高島地区での観光船事業にかかわる許可については、法令・条例に照らし、これまで適正な行政手続を進めてきたものと認識しておりましたので、コンプライアンス委員会の調査結果が条例違反であると想定した準備は特に行っておりません。

次に、是正措置として許可の取り消しを行うかどうかにつきましては、市としてはこれまで適正な行政手続を進めてきたものと考えておりますが、今回のコンプライアンス委員会からの御指摘を真摯に受けとめ、具体的にはお示しできませんが、現在、顧問弁護士に相談しながら検討しているところであり、適切な是正措置と再発防止策を講じてまいります。

次に、市長は許可の取り消しがおくれればおくれるほど損害が膨らむ可能性があるという認識があるのかにつきましては、是正措置については速やかに是正措置を講じなければならないものと認識しておりますが、法律上どのような措置が適切なのかについて、顧問弁護士とも相談の上、慎重に検討しているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

○16番（面野大輔議員） 二つ目に、財政について伺います。

小樽市の財政状況は、国や道からの交付金、過疎対策事業債などに頼り、まだまだ潤沢な財政と呼べる状況にはなく、将来的な財政運営を考えていかなければならない状況です。毎年策定される中期財政収支見通しについても、国の動向などにより推計が難しい状況にあると感じます。そこで、今定例会で議案として提出されました決算と中期財政見通しなどについて質問いたします。

初めに、平成28年度一般会計決算について、歳入に関して、予算現額と決算額の比較で生じている約15億円の主な要因をお示してください。

次に、歳出に関して、土木費に多額の不用額が生じた決算となっております。予算現額のおよそ10%の約5億6,362万円の不用額が生じた要因について御説明ください。

次に、財政力指数について質問いたします。平成28年度の財政力指数は0.429という数値で、道内主要都市10市中一番低い数値を記録しました。行政サービスの半分以上を普通交付税に依存している状況にありますが、今後の財政力指数を向上させる方策があればお示してください。

次に、中期財政収支見通しについてですが、平成28年10月に示されたものでは、財政調整基金残高見込みは、収支改善の4億円を加えて26億2,900万円と示されておりました。しかし実決算額は、5億円以上上回る31億9,100万円となりました。この結果についての見解を御説明ください。

次に、策定当初の見解では、平成30年度以降には財源不足が20億円に達すると推計されており、財政調整基金の取り崩し、過疎対策事業債、退職手当債などの財源対策が必要な状況という見通しでしたが、今後もその状況に変わりがないのかお示してください。

次に、財政健全化に向けた取り組みについて、大きく3項目について記載されています。その中で、資産の有効利用、遊休資産の売却、広告料収入の確保については将来性がある取り組みだと感じますが、具体的な取り組みに着手しているのであれば、その取り組みについて御説明ください。

次に、基金残高について、ことし5月、財政制度等審議会は基金の残高がふえた要因を検証し、地方財政計画に適切に反映させるべきだと提言する建議を出しました。これにより、財務省側は地方には余裕があるとして地方交付税の削減を示唆し、それに対し地方側は、基金は将来不安の解消、赤字地方債が出せない中での財政持続策など、財務省の解釈に反対を訴えました。このような財務省の考え方につ

いて、小樽市はどのような見解をお持ちですか。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、平成28年度一般会計決算についてですが、まず、歳入の予算現額と決算額の比較で生じる約15億円の主な要因につきましては、市税は法人市民税の調定増や固定資産税・都市計画税の収入率の増などにより約1億1,700万円増加したものの、地方消費税交付金は予算計上時よりもさらに国全体の地方消費税収入が減少したことにより約1億2,900万円減少したほか、国庫支出金は臨時福祉給付金や生活保護費の減などにより約4億3,100万円の減、繰入金は財政調整基金からの繰り入れを取りやめたことにより約3億4,500万円の減、市債は建設工事費の減少などにより約5億3,800万円の減となったことが主な要因であります。

次に、土木費で不用額が生じた要因につきましては、普通建設事業における設計段階での減額や工事の入札差金のほか、社会資本整備総合交付金の内示額が減少したことなどによるものであります。不用額の主な内訳といたしましては、第3号ふ頭岸壁改良事業費などの国直轄工事費負担金で約1億200万円、ロードヒーティング更新事業費で約6,700万円、道路ストック更新事業費で約5,000万円となっております。

次に、財政力指数を向上させる方策につきましては、本市は標準的なサービスを提供するために必要な経費を市税等で42.9%しか補えず、57.1%を普通交付税に依存している状況にありますので、交付税に頼らないような財政構造が望ましいと考えております。そのため、市税収入全体の増加を図るためには、地域経済の活性化や人口増への取り組みをさらに進め、安定した財政基盤を確保する必要があると考えております。

次に、中期財政収支見通しについてですが、まず、平成28年度決算において中期財政収支見通しを上回る財政調整基金の残高を確保したことにつきましては、平成28年10月にお示しした中期財政収支見通しでは、平成28年度末残高を26億2,900万円と見込んでおりましたが、決算においては市税収入の増加のほか扶助費や繰出金などの不用額により収支の改善が図られたことにより、予算計上していた財政調整基金の取り崩しをせずに黒字を確保することができたことから、決算の残高は31億9,100万円となったところです。しかしながら、現時点の平成29年度予算では、中期財政収支見通しで見込んだよりも大きな財源不足が生じている状況にあり、引き続き収支改善に向けた取り組みを継続していく必要があると考えております。

次に、財源対策の状況につきましては、中期財政収支見通しでお示ししたとおり、引き続き収支均衡のためには財政調整基金の取り崩しを初め、過疎対策事業債のソフト事業分、退職手当債などによる財源対策が必要であることに変わりはありませんが、財政調整基金については、現時点で平成29年度末の残高見込みが中期財政収支見通しを下回っており、財源対策のための財源が減少している状況にあります。いずれにいたしましても、29年度予算の執行状況や普通交付税の算定結果などを踏まえ、中期財政収支見通しを見直す中で、今後の財源対策については改めてお示しをしていきたいと考えております。

次に、中期財政収支見通しにおける歳入増への取り組みにつきましては、資産の有効活用については、一部の施設において自動販売機設置に際し、これまでの定額制の使用料から、公募により見積もり合わ

せを行い、歳入増を図りました。遊休資産の売却については、本年度は旧若竹小学校を初め、旧学校給食新光共同調理場、旧消防署長橋出張所など、9物件の売り払いを予定しております。また、広告料収入の確保については、これまでも広報紙、ホームページなどへの広告掲載をしておりましたが、今後とも新たな広告料収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方の基金残高増に対する地方交付税の削減の考え方についての見解につきましては、地方においては、年度間の財源調整や将来の公債費の償還、災害への備えなどのため、さまざまな目的で基金を設置しており、特に近年は公共施設の老朽化対策が喫緊の課題であり、これらの諸問題に対応するためにますます基金の重要性が高まっております。そのため、これまで行財政改革などの取り組みにより経費節減に努めながら基金を積み立ててきた状況にありますので、基金の残高のみをもって地方財政に余裕があるとは一概には判断できないものと考えております。そうしたことから、基金残高をもって地方交付税が削減されないことはもとより、毎年度の地方財政運営に必要な一般財源の確保に向けて、今後とも全国市長会や全道市長会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

○16番（面野大輔議員） 三つ目に本年度の除排雪について伺います。

登録要件や代表者要件の緩和、貸出ダンプ制度の見直しなど、幾つかの見直し案が示されました。しかし、それらの変更は本当に地域総合除雪業務にプラスとなるか疑問に思っております。今回の変更について、思いや理想論ではなく根拠に基づいた御答弁をお願いします。

本年度実施しました道路除雪等業務の登録要件の緩和により、登録された事業者は何社になるのか。それに加え、昨年度の登録事業者は何社だったのかお示してください。

本変更案について、市長の提案だったのか、原部の提案だったのかお示してください。

さきの建設常任委員会で示されましたJV代表者要件の緩和により、代表者要件を有する事業者は何社になるのか。それに加え、昨年度の代表者要件を有する業者は何社だったのかお示してください。本変更案について、市長の提案だったのか、原部の提案だったのか、お示してください。これらの要件緩和により、入札にどのような動きが出て、シーズンを迎えた業務上、どのようなメリットとデメリットが出ると考えられますか。

次に、貸出ダンプ制度の見直しについて質問します。

昨年の貸出ダンプ制度の変更については拙速であり、一部の利用者から理解が得られない状況でした。除雪懇談会で雪堆積場を対象外にすることについて、急な変更ではなく段階的に行うような経過措置を設けてほしい。制度の見直しについては、除雪懇談会などの意見を聞いた上で見直しを行うべきではないかなどの意見を無視して、制度変更が実施されました。また、ことし7月に行われた第1回除雪懇談会の中でも、昨年を振り返り制度変更への反対意見が出ていました。結果、市民の声は届かなかったということになりました。

昨年の利用規制の理由は、不正な利用をしている事業者、利用者がいて、積雪量と貸出ダンプの費用の整合性がとれないということで、集合住宅の駐車場の利用件数のみを検証し、それ以外の不正利用や雪堆積場についての調査や分析、検証は行わず制度変更が実施されました。第1回定例会で市長は「今年度は集合住宅の敷地内や道路脇の雪堆積場を対象外とする見直しを行いました、その影響については検証した上で見きわめたいと考えております」と答弁していますが、どのように検証することができ

たのでしょうか。

さらに、今年度、議会に対してはさらなる利用規制の見直し案が五つ示されました。ことし7月に開催された第1回除雪懇談会の資料には記載されず、参加者へ示されることはありませんでした。余りにも不親切です。しかし、一方では、昨年11月の第2回除雪懇談会別紙2の中には、平成29年度以降の取り組みで、今回の見直し案五つについて全て記載していました。今回の貸出ダンプ制度の見直しについて、除雪懇談会の資料に五つの見直し案を全て記載しなかった理由をお示してください。また、昨年度の変更について第1回除雪懇談会資料へ検証結果を記載しなかった理由についてもお示してください。

次に、今回示された貸出ダンプ制度の見直しについて、どのような検証を行い、トラック組合、利用団体、行政の三者の意見は、どのようにして取りまとめられて見直し案を作成したのかお示してください。また、五つの見直し案について、市長の提案と原部の提案を分けてお示してください。

次に、市民の声についてです。直近5年間の市民の声を表であらわし、平成28年度の市民の声について見解を示しております。小雪であった平成27年、28年度を比較すると、合計で1,000件以上増加、さらに600センチメートル以上の積雪量が観測された平成24、25年度の排雪依頼を上回る件数が市民の声として寄せられています。要因として、気象状況、ダンプトラックの確保が困難であったこと、排雪業務に関する考え方の周知不足の3点要因を挙げております。しかし、気候のせいにしても市民は許してくれません。実際に、年明け早々には中央バスが正常運行できず迂回することになり、市民生活に影響が出ました。このように至るところで市民生活に影響が及んだ結果、市民の声として多くの排雪依頼が寄せられたわけです。本来、時期に関係なく市民生活に悪影響が及ぶ際には排雪を行うべきと考えますが、市長の見解はいかがですか。

次に、昨年始めた置き雪対策ですが、その具体的な取り組み方法はロータリー車の活用ということで、シーズン前の記者会見では、どれほどの効果に結びつくかは見えないが、置き雪解消への第一歩という旨の説明をされていました。昨年取り組んだロータリー車の活用は、具体的にどういった取り組みを行い、現在どのような見解をお持ちですか。ここ数年、季節に関係なく日本列島は異常気象や自然災害の被害が多発しています。想定外の大雪に見舞われる可能性だってないとは言いきれません。昨年度の市民の声も気象状況は関係ないということがわかりました。市長の言うきめ細かな除排雪とは、誰に対して、いつ行わなければならないのかを再確認し、今年度の地域総合除雪に取り組んでいただきたいと願います。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、本年度の除排雪について御質問がありました。

まず、道路除雪等業務の登録事業者につきましては、本年9月1日の時点では35社であり、昨年度は39社でありました。また、道路除雪等業務の登録要件の変更案については、近年、登録業者や共同企業体の代表を担える業者が減少していることから、登録業者をふやし、将来の除排雪体制を維持するため、市として私や副市長と原部が協議しながら作成をしたものであります。

次に、建設常任委員会でお示しました代表者要件の変更案につきましては、代表者要件の一つである業務主任の要件を検討中としておりますので、本業務に登録している事業者が業務主任の要件を満たしていることを前提にしますと、本年9月1日時点で、代表者要件を要する事業者は25社、昨年度、代

表者要件を有する事業者は14社でありました。また、共同企業体除雪業務代表者要件の変更案については、私や副市長と原部が協議しながら作成をしたものであります。

次に、道路除雪等業務の登録要件の変更等につきましては、これまで道路除雪等業務には建設業の一部の業者のみが登録できたものを、今年度から一定の要件を備えた業者が登録できるようにしたことから、業者数が増加し、地域総合除雪の入札に参加するJVの数が増加することなどを期待しております。また、全国的な人手不足などにより、将来的に減少することが想定される地域総合除雪に参加する業者数を一定程度確保できることがメリットとして考えられ、デメリットとして考えられることは特にありません。

次に、貸出ダンプ制度の検証につきましては、平成28年度から集合住宅や雪堆積場の利用を制限したことから、みずからの費用で排雪を実施したことにより負担増となった利用団体があったと聞いております。また、雪堆積場については市のパトロールにより実施前と実施後の現地確認を行い、申請と異なった作業が実施されていないかなどを把握したところ、誤って雪堆積場を排雪し、利用団体と調整の上、貸出ダンプの支払いから除外したというケースが1カ所ありましたが、それ以外は雪堆積場の排雪は実施されておらず、適正に運用されていたことを確認しております。いずれも一部の利用団体からはさまざまな意見が寄せられましたが、繰り返し制度の見直しを丁寧に説明し、今年度も継続してまいりたいと考えております。

次に、除雪懇談会の資料につきましては、8月25日の建設常任委員会で報告いたしました、今年度の見直しを検討している5項目につきましては、7月の第1回懇談会時点では検討中の段階であったことから、懇談会資料への掲載は見合わせたものであります。また、昨年度の変更については変更点を掲載し、利用状況として貸出ダンプの過去10年間の利用団体数、排雪量、事業費などを掲載することとし、検証という形での掲載は考えていなかったことから、詳細は掲載しておりません。いずれにしても、11月に開催予定の第2回懇談会では、平成29年度の見直しや平成28年度の検証について、資料への掲載の仕方を工夫したいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の見直し案につきましては、申込者は利用団体が市へ提出する幅員8メートル以上の道路については排雪幅を8メートルまでとする。市の排雪第2種路線を対象外とすることを検討する。同一箇所での利用回数について検討する。ダンプトラックの配車方法等について検討する。の5項目であります。昨年度の御利用の手引きで、平成29年度以降の取り組みとして既に周知をしているところであり、昨年の除雪懇談会などでの利用団体からの意見や積み込み業者説明会での意見を伺うとともに、平成28年度の貸出ダンプの実施状況を把握した上で取りまとめたものであります。また、見直し案については、私や副市長と原部が協議し作成したものであります。

次に、排雪作業につきましては、限られた財源の中で全ての排雪路線で作業を行えるような予算を確保することは困難であります。そのため、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まずかき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で排雪作業を実施する、一連の手順に沿って進めているものであります。

次に、昨年度に取り組んだロータリー除雪車の活用につきましては、昨年度の小樽市除雪業務委託等仕様書において、拡幅除雪などに積極的にロータリー除雪車を活用することとしており、稼働時間数では平成28年度は平成27年度に比べ約3割増加しており、一定程度の活用があったものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）

○16番（面野大輔議員） 最後に、無人航空機について伺います。

無人航空機、いわゆるドローンについてです。一般的には、2015年4月に起きたある事件をきっかけにドローンを知った方がふえたのではないかと考えています。その事件とは、首相官邸のヘリポートへの墜落事件です。それまではドローン飛行に関する規制がほとんどなく、この事件をきっかけに法整備が加速されました。国土交通省では、航空法改正に伴い無人航空機の安全な飛行のためのガイドラインを作成し、飛行禁止空域や飛行の方法に関する同法のルール及び関係法令遵守を啓発しています。航空法改正に伴って作成された本ガイドラインについて、こういった内容のものなのか御説明ください。また、小樽市で本ガイドラインに沿った飛行禁止空域があればお示しください。

次に、無人航空機に関する小樽市の対応ですが、最近ではドローンユーザーが増加しており、その要因は、手ごろな価格と、ネットや店舗などでの販売がふえ、購入が容易になったことが挙げられます。しかし、ユーザーがふえれば問題や事故も比例してふえることが予想されます。全国各地の観光地でも、外国人観光客が飛行禁止区域でドローンの飛行を行い、嚴重注意されている例もあります。外国ではまだまだ法整備が進んでいない国も多くあり、飛行させてはいけないという認識がないようです。そういったケースが多く起きた自治体は、注意喚起のため観光客が集まる施設には順次看板を設置し、外国人にもわかるように外国語での表記も心がけています。

静岡県下田市では、海水浴場や公園、漁港施設においては許可を得ていない小型無人機の飛行を禁止しています。その中で、問い合わせの窓口を各施設の管理を所管する課を充てていますが、小樽市ではドローンの問い合わせがあった場合の窓口はどこで対応するのかお示しください。また、さきに述べた事件以降、問い合わせ件数とその内容、対応した部署をお示しください。安全管理と極端な規制はイコールにはなりません。下田市ではガイドラインに、観光政策や防災対策として大変有用であることから、管理者の許可を得れば飛行等を行うことができるとしており、目的によっては肯定的に考えていると感じられます。本市においてもそういった考え方で検討していただきたいと思います。

次に、その他の法令に関する小樽市の解釈や判断について、港則法は小樽市も有する港の安全と管理を定めた法律ですが、港則法の条文には無人航空機を禁止する項目はありません。しかし、港則法には港の管理や安全に支障を及ぼす行為を禁止する条文が明記されていることから、港則法上、違法であると判断した案件はありましたか。また、そういった状況が起きた場合どのように対応するかお示しください。

次に、ドローンの活用について、産業や防災面で多くの自治体が積極的に取り入れている現状があります。2016年の政府が掲げる成長戦略の中でも含まれており、特に国家戦略特区に指定されている仙台市、千葉市では、ドローンを利用した産業発展を主体としたドローン特区として活動の幅を広げています。その取り組みの中でも、仙台市が行っているドローンの防災・減災分野における活用は非常に興味深いものです。産官学が連携しながら、災害時の交通状況や災害情報などのビッグデータをドローンが収集し、安全で速やかな避難を市民が行えるサポート体制の構築を目指しています。小樽市ではビッグデータの活用については進んでいるとは言えませんし、特区でもないのにこのような技術開発をすることはできません。

しかし、ドローンの機体性能は災害時に特化しており、道内でも多くの自治体の消防や防災、災害対策を所管する部署が注目しているようですが、小樽市はドローンの行政的活用についてどのような見解をお持ちですか。有事の際に捜索または救助のための特例が設けられています。航空法では人物30メー

トル以内の飛行や物件落下など規制対象になっており、国土交通省に承認を得た場合に飛行可能になります。しかし、捜索または救助の場合、国や地方公共団体から依頼を受けた場合にはこれには適用しません。その特例を活用し、災害の際に被災状況の把握、記録、人命救護活動、行方不明者の捜索など、ドローン所持者との連携をとることも可能です。地域との連携という点からも、ドローン保持者のリストを作成し、有事の際に速やかに依頼、対応できる仕組みをつくることも行政のドローン活用の方法の一つだと考えます。加えて、ドローン保持者へ防災訓練への参加誘致や防災意識を高めることにもつながるのではないのでしょうか。

現在、防災、減災への意識を高めるための具体的な手段というのは乏しいのが現状ですが、このような取り組みで1人でも多くの方の防災意識が高まるのは重要なことだと思います。これらのことを進めるためにも、まずは小樽市として関係部署が関係法令及びルールを把握し、機体や安全運航に関する知識を習得することなどが必要です。ぜひ前向きに検討していただき、小樽市のドローン活用の第一歩としていただきたいと思います。いかがですか。

経済産業省と国土交通省は、8月29日に小型無人機ドローンを物流など産業への活用のために規制緩和の検討を始めるという前向きな発表を行いました。空の産業革命とも例えられるほど、さまざまな可能性を秘めたドローンについて、小樽市でもいち早く導入の検討を行い、安全性の担保、有効活用について研究していただきたいと思います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、無人航空機について御質問がありました。

まず、ガイドラインの内容につきましては、無人航空機、いわゆるドローンの利用者が第三者に迷惑をかけることがないように、航空機への衝突や地上への落下による人や物への危害が懸念される飛行禁止空域を初め、飛行に当たってのルールや注意事項などが規定されております。

次に、本市での飛行禁止空域につきましては、ガイドラインに示されている飛行禁止空域の一つに国勢調査の結果による人口集中地区の上空が挙げられており、本市では張碓、塩谷、蘭島などを除いた都市計画上の市街化区域がおおむね該当しております。

次に、本市における問い合わせ窓口や問い合わせ件数等につきましては、まず、問い合わせ窓口は、直接の担当がないため、担当部署を決めるまでの間は総務部総務課で対応をいたします。また、問い合わせ件数は、平成27年度で、生涯スポーツ課が運河ロードレース大会におけるドローンの規制、港湾室が臨港地区での空撮、観光振興室がオタモイ海岸遊歩道の空撮取材に対応し、合計3件となっております。平成28年度は、総務課がドローン教室開催可能な場所、港湾室が臨港地区での空撮、観光振興室が小樽の紹介映像撮影や祝津海岸の空撮取材など4件、公園緑地課が企業施設撮影のための公園からの飛行に対応し、合計7件となっております。平成29年度は、現在のところ、総務課が市のドローン所有、港湾室が臨港地区での空撮など2件、観光振興室が観光PR映像撮影やテレビ番組取材、水道局が奥沢水源地周辺の撮影に対応し、合計6件となっております。

次に、小樽港におけるドローンの飛行により、港則法上違法であると判断した案件につきましては、港湾において港則法を執行する小樽海上保安部からは、これまでに海上でのドローン飛行での違法案件は、把握している範囲内ではないものと聞いております。また、違法であると判断された場合の対応に

つきましては、現状では飛行区域や船舶交通への危険性などの状況を見て、ケース・バイ・ケースで対応することになると聞いております。

次に、ドローンの行政的活用につきましては、面野議員が挙げられましたとおり、災害時の活用を初め、さまざまな分野での活用が考えられます。寿都町では磯焼け対策の状況確認や観光資源発掘のための画像撮影において活用し、経費の削減にもつながっていると聞きしておりますので、このような他市町村の導入事例を参考に、本市での活用方法について研究をしてみたいと考えております。

次に、本市の関係部署によるドローンについての知識の習得等につきましては、それぞれの部署が事務事業においてドローン導入の有効性などを検討するには、事前の知識として関係法令やルールなどをしっかり把握することが重要であるものと認識しておりますので、全庁的にそれらの周知に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、面野大輔議員。

○16番(面野大輔議員) それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、地域公共交通についての中で、中央バスが主張するような、赤字覚悟の事業を無条件に受け入れなければ云々と中央バスは受け取ったというふうな文書のやりとりがあったのですが、市長の答弁を聞いていると、結局、誤解をされるような発言をしたという認識はありますか、に対して、認識はあったかなかったということの答弁がされていなかったと思ったのですが、その確認をお願いします。

それから、二つ目もそうなのですが、政治家として市長がそういったような発言をして、市長の真意とは仮に違う、誤解をされているとはしたとしても、相手がそう受け取ってしまったことはこれはもう事実なのです。これに対して、やはりそういう受け取られ方をした市長の責任は、政治家として責任は感じていますかという質問なのに、責任を感じているかどうかという、またこれも答弁がありませんでした。これは二者択一なので、そして先ほど酒井隆行議員の質問とは違って、市長みずからの認識、見解なものですから、これは正確にお答えください。

次に、ふれあいパスの利用目的などの調査についてですが、今回の補正予算については、このアンケート結果について触れられていることではないと思うのですが、これ、今後の事業継続のために、どういった分析や結果をして扱われるのか、具体的というか今進んでいるところまで結構なので、お答えください。

次に、ふれあいパスの合意や協定が交わされていないにもかかわらず公金を支出していたというところなのですが、まずこれは、これまで協定が結ばれていない中で、何回、幾ら支出したのか、これをまずお示してください。口頭の合意があって支出、事業を行っているという御答弁があったと思うのですが、この口頭の合意というのは、いつ、誰と誰が、どのような内容で口頭の合意ということになされたのか。また、これには法的根拠のようなものはあるのかお示してください。

事務専決規程に沿って処理されているということだったのですが、私、わからないのですけれども、議案の中に報告で、専決処分ということで、定例会の間にあったものを専決処分したときは報告で上がってくると思うのですが、これはその専決処分に上げられるような類いのものではないのか、教えてください。

次に、高島漁港区に関して、市長は、法令・条例に基づき適切、適切と、言葉が一つの再質問、質問の答弁の中に4回適切という言葉を連発していたわけなのですが、この答弁も間違っていて重く受けとめるということなのですが、私は正直恥ずかしいのか恥ずかしくないのかということを知りたいので、この部分もしっかりと正確に御答弁ください。

次に、分区条例の許可の適切さについて、いつ、誰に相談したのかということでしたが、この答弁の中にある、顧問弁護士へ相談して問題ないという見解をいただいている、これについては先ほど係船環への指摘、確認のためにということであったのですが、これ、普通に考えると、いろいろなものが指摘されている中で、その1点だけ絞って、これが適当なのか不適切なのかという聞き方をしているようでは、私たちがどんなことを求めて質問しているのかということ、理解されていないのではないかと、うふうに思うのですよね。

なので、これはやはりコンプライアンス委員会の報告でも出たとおり、やはり報告対象事実ありということで結果がなされたわけなので、やはりこれは、市長が顧問弁護士に直接聞かれたのかどうかはわかりませんが、完全に議会が質問している、意見していること、指摘に対して、全く理解が得られないまま顧問弁護士のところへ相談しに行っても、結局この答弁どおり、違法性はない、問題はないということにはならなかったもので、この点はしっかり今後、顧問弁護士と是正措置に関しても相談していくというお答えがあったので、この点、しっかりと物事の理解をしてから相談していただきたいと思います。

(「そもそも何を相談していたか聞かないとだめでしょ」と呼ぶ者あり)

それと、何を相談していたのか。係船環の指摘ということは、市長の答弁からいただきましたが、それ以外に、もし何かあれば。

それと、是正措置とは許可の取り消しでいいのですかということなのですが、ただいま検討中であるというふうにお答えになっているのですけれども、これは、私たちはやはりコンプライアンス委員会の報告を見た限りでは、やはり許可の取り消しをしないと、いわゆる是正措置ということにはならないのではないかなというふうに感じています。その中で、許可を取り消すということ以外で何かを考えているのか、そういった案があるのか、それとも是正措置はやはり許可の取り消し以外ほかないので、その期限をいつにするのか検討しているのか、その検討の中身を答えてください。

次に、今後、是正措置がおくれると損害が膨らむ可能性があるか認識していますかということも、いろいろ市長は答弁で発言はされていたのですが、結果的にこれも、認識しているか、していないかについては、市長の口からそういったような答弁がなかったので、これももう一度御答弁お願いいたします。

(「そんな答弁漏れしてたら、どうしようもないしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

除雪について1点だけ。今回の登録業者数の推移を聞いたところ、減っていると。これはもともと小樽市の希望としては、将来の除排雪体制を考えて今から業者数をふやして、ノウハウを蓄積するなり技術を生かしていくというようなことで、このたびの登録者数を緩和して業者をふやそうと、こういったような計画で行ったというふうに私は認識しているのですが、実際のところ9月1日時点では、昨年39社あったのが、現在35社になっている。この状況だけ見ると、小樽市が期待していたものとは全く反対、計画が失敗ということになるのですが、登録の申請受付期間までにはまだ時間があると聞いています。その中で、今後登録を考えているという問い合わせや、そのような情報というのは入ってきているのか。もし把握しているのであれば、どのような業種で、何社ぐらい登録について問い合わせや相談があったのか、その部分をお答えください。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 面野議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、私の認識のことで、間違っていたということに対して認識を持っているかどうかという御指摘もあったかと思いますが、当初に直接社長自身とお話ししていたときに、誤解を生じているというふうには認識はしておりません。そのときには私なりに御説明したというふうに思っておりますので、そのときにおける認識は持っておりませんでした。

また、責任について、言葉の責任についてのお話がありましたけれども、相手にそのような誤解を受け取られたということにおける責任は感じております。結果的に、そのことを振り返りますと、そのことはやはり私自身の言葉足らずであったり、また説明不足だったということを感じているところでございますので、今後においては、やはり市政を担っているという責任と自覚のもとで、しっかり考えながら発言をしたり、または説得力あるお話ができるよう、これからも引き続き努力してまいりたいと思います。

(「それ今やってくださいよ」と呼ぶ者あり)

それと、恥ずかしさということだったのですけれども、私自身、これについて恥ずかしいという感情は持ち得ておりませんでしたので、そのような表現ができませんでした。しかしながら、私たち自身のその認識は間違っていたということ自体は事実でございますので、それを受けとめておりますということで答弁をさせていただいたところでございます。

もう1点、私からは、許可の取り消しがおくれればおくれるほどに損害が膨らむ可能性があるのではないかと御指摘で、それについても答弁していないのではないかとのお話でありましたけれども、この点、改めて、面野議員からこの質問をいただいて、内部でどのようなことが膨らむだろうかということをいろいろとお話ししていたのですが、なかなか仮定の中で御答弁しづらいということもありまして、先ほどのような答弁になったところでございます。その想定もきちんと私たちもしなければならぬというふうに思っているのですが、その是正対応も含めて顧問弁護士と今お話をさせていただいているところなので、恐縮ですが、それについての表現は、今回答弁できなかったということで御理解をいただければと思います。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 残り、どなたですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは追加登録の件ですけれども、今、追加登録が9月11日から15日になっております。そのこともありまして、現在問い合わせとか情報については、情報が無いものですからお答えすることはできません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、7番目に御質問のありました、分区の許可を含めたいろいろなことを顧問弁護士に相談して、それから今後の是正措置についてもしっかり相談してほしいということ、それからそれ以外にどのようなことを聞いているのかということなのですけれども、もちろん是正措置に向けてはしっかり聞いて、相談しながら進めていきたいというふうに思っております。慎重に対応していきたいというふうな

思っております。

それから、そのほかということでは、漁業権に関することですか手続的なことなどは前にお答えした内容の、係船環の内容の問い合わせのときに一緒に聞いたりはしております。それから、今後の対応についての是正措置も含めた部分についても、どのようなこと、考え方などをまず聞いた上で、慎重に対応するように相談はしているところでございます。

それからもう1点、是正措置は許可の取り消ししか恐らくないのではないかというような御質問ですが、もちろん取り消しも一つの方法なのですが、それ以外何があるのかも含めて、全体をきちんと把握した上で最終的に結論を出したいというふうに思っておりますので、もちろんそれを否定するわけではありませんけれども、いろいろな方法について今は考えているところでございます。それについて顧問弁護士ときちんと相談して、慎重に対応していこうというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 面野議員の再質問にお答えいたします。

まず、利用目的のアンケート調査なのですが、これにつきましては現在分析を進めておりますが、現状の維持の意見が圧倒的に多い状態です。将来の事業費の負担、これを懸念した声もありますし、あるいはその使う人、使わない人がおりましたり、使えない方もいらっしゃいますので、そういった格差も若干あるというような意見もございます。引き続き時間をかけて、制度については慎重に検討する必要があらうと思っております、現段階ではまだ具体的には決まっております。

それから、現在までに何回中央バスに支払われたかということなのですが、その額について御質問がありました。これは今まで4月分から7月分まで計4回支払いを行っております、大体平均で1,100万から1,200万円ほどとなっております、今までに4,600万円ほど支払いを行っております。

それと、口頭の合意についてなのですが、これをいつ誰と誰が行ったのかということですが、3月9日に中央バスの小樽事業部と福祉部で担当しております地域福祉課とが話し合いを行っております、この中で、年度当初の協定において、現行の事業者負担30円でスタートしたいと、このようにこちらでは協議したわけなのですが、それが難しいという話がありまして、当初、事業者負担なしという話も若干はあったのですが、そういったことも含めて、これまでの経緯があることから、当初はこれまでどおりの内容で締結といいますか事業をスタートしまして、後日、協議の結果に基づきそれを締結したい。実際にはこの段階では協定の締結は難しいのですが、事業についてはとりあえず今までどおり、前年どおりスタートした上で、負担割合についてはその中で協議していくという話をしております。

(「じゃあ合意してないしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「合意、後からしてるんでしょ」と呼ぶ者あり)

合意については口頭で、とりあえず事業はスタートするという話をしております、とりあえず、まずは28年度と同じ負担割合で進めて、実際には、何月になるかはわからないのですが、負担割合が幾らになるかというのは、そのやっていく中で協議を進めていきたいと思います。実際にその請求も70円、30円ということで上がってきておりますし、支払いについては、今まで平成9年から始まって約20年間これを行ってきてもらっているということもあり、事業者としては中央バスは非常に信用度も高いということもありまして、口頭ではありますけれども、支払いについては行っているところでございます。

(「事務方の人間かい」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

(「時系列でちゃんとやってくれないと」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは専決処分と、それから事務専決規程の関係でお答えしたいと思います。

まず、専決処分につきましては、自治法ですとか、あるいは条例に基づきまして、実際に定まっております100万円以下の事業等について、議会に提案するいとまがなく、それで先に市長の決裁をいたしまして、ただ、そういったものにつきましては後ほど次の定例会で議会に報告するというような形で定まっております。

ただ、これと、今、議員が言われました事務専決規程と同じかということにつきましては、同じではございません。それで、事務専決規程につきましては、本来は市長の権限に属する事項ですけれども、それを副市長以下の職員が決裁する。それに当たっての決裁方法と申しますか、そういったものを定めた訓令ということになってございます。この訓令と申しますのは、職員が事務を進める上でよりどころにする、一般に言いますと規則みたいなものなのですけれども、そういったものを職員が従うものを訓令と呼んでおりますが、そういった訓令になっておりますので、今お話ししましたとおり専決処分とは全く違うものでございます。

○議長（鈴木喜明） 面野議員に申し上げますけれども、一応チェックした中では今ので、法的根拠については少し曖昧なところはあるかなとは思いますが、どうですか。よろしいですか。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 16番、面野大輔議員。

○16番（面野大輔議員） それでは、再々質問を何点かささせていただきます。市長は中央バス、牧野社長に対して、やはり捉え違いをされる、誤解をされるような発言をしたことについては、政治家として責任を感じているというふうに御答弁されていましたが、やはり感じているのであれば、まずは文書のやりとりの中で、真意ではなかったとか、そういうつもりではなかったということを言うのではなくて、まずは会っておわびするということは考えられないのですか。やはり誤解を招いているという認識があるということですよね、市長は、責任を感じているということなので。まずはその解消を図らなければ、これから策定していく法定協議会もそうですし、今回のふれあいバスの一件もそうですけれども、やはりトップ同士がうまく信頼関係を築けていない中で、幾ら実務レベルで頑張ったとしても、なかなかうまくいくとは私は思えないのです。やはりトップ同士の関係を良好にする、まずはそこからいち早くやっていただきたいと思いますが、市長は先ほど近々会ってといいましたか、何かお話ししたいみたいなことは言われていましたけれども、だから……

(「会いたいといっても会ってくれないよ」と呼ぶ者あり)

会ってくれないみたいですよ。やはりその辺もしっかり、その思いだけではなくて、早く実行に移していただきたいと思います。要望です。

次に、福祉部長からその口頭の合意についてお話をいただいていたのですが、まず、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、事務専決規程の中で特例の部分だと。その内容が、今後、紛議及び論争が起こる可能性がある。かなり異常な状況だから発令というのですか、この規則を使って支出をしたということなのですが、これはやはりまず議決を行った議会、小樽市としては、まず議会に報告するのが、4月の時点からこれでお金を払っているわけですから、その時点でやはり現状こうなっているという報

告をしなければいけないと思うのですが、これは誰の判断で議会に報告しないということを決めたのですか。

(発言する者あり)

では、以上、2点で。1点は要望です。

○議長（鈴木喜明） 整理しますが、二つありましたけれども、1番目はいいですね。要望なのか。

(「はい、要望です」と呼ぶ者あり)

では、残りの一つということ。

説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 面野議員の再々質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外は担当から答弁させていただきます。

面野議員から要望というお話ではありましたけれども、御指摘のとおり私自身、真意をお伝えしなければならないというふうにも思っておりますので、相手があることですので、いつとは言えませんが、早い段階で社長にお会いできるようにしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 口頭合意のことに関して言えば、これは例年、事業者が特定した中で事業の実施をしておりますので、事業の継続自体は、合意を得たということで、お互いその従前の負担どおり、またはその事業の実施に当たっては、これはふれあいパス交付規則がありますので、その規則どおりに実施するという点に関して言えば、相手方としての特定は間違いないこととございます。

ただ、先ほども言った支出の特例とすれば、地方自治法上で言えば、支出負担行為の原因となるべき契約が行われていないという状況にありますので、そのこと自体は異例なことということで、特に決裁上は副市長まで、普通は特例で部長までの決裁ですけれども、重要・異例ということであれば副市長までの決裁で、支出の原因となるべき契約にかわる支出の原因ということで決裁をしたというふうに私どもは理解をしております。

それから、議会への報告については、その事業自体の実施については直接市民に影響がないということもありますし、また、協定書の中身をどういうふうに表示するか、先ほども何度も説明してありますとおり、向こうからその負担割合について申し入れがありましたけれども、私どもの考え方とすれば、30年に向けて御理解をいただきたいという、折衝中のことであつたということ言えば、執行上の問題ということで、市長、副市長、原部が相談の上、議会への報告は要しないと。しばらく折衝した結果、何らかの措置、例えば議会への必要な予算案の提示とか、それから事業の実施が極端に言えばできなくなるとか、そういった事態が生じた場合にはもちろん直ちに議会への報告は必要だ、当時はそういう判断で議会への報告はしなかったということとございますので、御理解をいただきたいと思っております。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 面野議員、いかがですか。

議会に報告しなかったのは相談の上ということですが、誰が決定したのかというふうに聞いておられますが、その答弁は誰が決定したのですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(上林 猛) 市長、副市長、原部で相談の上決定をしたということであります。

(「最後は誰が決定を下した、最後は」と呼ぶ者あり)

最終的には市長の判断ということになると思います。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時17分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 中 村 吉 宏

議 員 中 村 誠 吾

平成29年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成29年9月12日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																				
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																		
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																	
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章														
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭												
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫	
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也							
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也														
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																							
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																					

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、松田優子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第22号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 平成29年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、小樽市の諸課題と市長の政治姿勢について伺います。

財政問題についてです。

平成28年度決算についてですが、一般会計の実質収支は6億6,300万円の黒字となりましたが、単年度収支は12億5,900万円の赤字となり、実質単年度収支は財政調整基金へ9億6,100万円を積み立てた分を計算に入れ、2億9,800万円の赤字となりました。この実質単年度収支の赤字は、平成25年度以来で、収支だけでは補足することができない財政運営の実態を見る指標が赤字となり、今後の厳しい財政運営が懸念されます。この赤字の要因について、説明願います。

次に、平成28年度の経常収支比率についてですが、昨年度、93.3%から99.3%と6ポイント上昇しております。平成28年度の本市の経常収支比率を上げた要素と、下げた要素についてお示してください。また、本市の経常収支比率のポイント上昇に大きな影響を与えた要因についても説明願います。

市長は、本市の厳しい財政状況に関して、真の財政再建に向けた取り組みについても、着実に進めていくと決意を述べられていますが、赤字体質に陥らないため、どのような取り組みが必要と考えているのかお聞きいたします。

第2回定例会では我が党の斉藤議員の代表質問で、中期財政収支の見通しについて質問しております。平成30年度までに6億円の収支改善の達成と、設定していた4億円の収支改善目標とあわせて、毎年度10億円もの収支改善が期待できるのか。また、財政調整基金の枯渇の可能性について、見解を伺いました。

市長は、平成29年度において、歳入では地方交付税が未確定なことや、歳出では除雪費予算が一部しか計上しておらず、平成30年度以降につきましても、現時点で示すことはできないと御答弁されています。

そこで伺いますが、今年度の普通交付税、臨時財政対策債の交付決定額を当初予算と比較してお示し願います。

また、今定例会では、除雪費も12億9,700万円の補正予算が計上されております。平成30年度までの収支改善目標の達成は可能なか見解を伺います。

次に、高島漁業区における観光船事業に関する公益通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果について伺います。

8月21日、公益通報等に係る調査について、通報対象事実ありとの結果報告が出ました。観光船の護岸使用登録がなされている事実。無断で車どめにU字フックを取りつけ、その撤去をさせることなく、係留許可がなされている事実。観光船利用者等のための利便施設の建設許可がなされている事実。これら3点全てについて事実自体は争いなく認められるとしています。

議会では、港湾法、本市の管理使用条例と分区条例に照らして違反しているとして、再三にわたり議論してきましたが、最後まで議会側が納得のできる答弁を得ることはできませんでした。

今回の調査結果で、問題なしとしてきた答弁全てが否定されることとなり、判断を誤ったまま、観光船事業にかかわる許可を出し続けた行政側の判断、そして許可を出した判断に問題ないとしてきた森井市長の責任は重大であります。

小樽市職員倫理条例第17条第2項にあるように、速やかに是正措置、再発防止策を講じ、必要に応じて関係者の処分を行わなければなりません。

まず、是正処置と再発防止策について、きょう時点でのお考えと市長の見解を求めます。

また、市長は、職員に先行してみずから律するとも考えていると述べられましたが、当然のことと言わざるを得ません。みずからの処分について、具体的なお考えを明確にお示し願います。

次に、地域公共交通網形成計画策定についてです。

市が来年度策定するとしている地域公共交通網形成計画は、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものとされています。

本計画は、地域公共交通の役割、課題や現状の問題点の整理、地域公共交通を持続可能にするための運営のあり方など、公共交通事業者を初め、道路や港湾関係者、学識経験者、利用する市民などを構成員とする法定協議会で協議することができるとされていますが、法定協議会設置については、北海道中央バス株式会社から早期の設置を求められています。法定協議会設置の必要性について、市長の見解をお聞かせ願います。

また、後志管内の自治体とも大きくかかわってくる計画策定について、本市の協議がおくれることは他の自治体に影響があるのでしょうか。市長の見解をお聞かせ願います。

さきに行われた建設常任委員会では、補助金申請に間に合わせるため、法定協議会設置の意思は11月に示したいと御答弁していますが、設置の時期については今年度中と繰り返されるだけで、具体的には明らかになっていません。

高齢化や人口減少が顕著に進んでいる状況から、小樽市の公共交通の将来について、法定協議会での協議は重要と考えており、網形成計画の策定期間から逆算しても、早期に設置すべきと考えます。法定協議会設置の時期について、改めて市長のお考えをお聞きいたします。

次に、関連して組織改革について伺います。

公共交通に関する事務が建設部に一元化され、(仮称)新幹線・公共交通推進室を新設すると聞いています。この件に関しては、地域公共交通網形成計画策定の一つを見ても、まちづくり、観光、健康や福祉、教育、環境など、さまざまな分野が関連し、施策の検討や事業を実施するなどした場合、本来は総務部の役割とも考えられ、他の部署との調整や連携を建設部が担うことに違和感を覚えますが、このような認識について市長の見解をお聞かせ願います。

この項の最後に、国立小樽海上技術学校の存続について伺います。

小樽市民にとって、海員学校として親しまれている国立小樽海上技術学校ですが、学校を運営している独立行政法人海技教育機構から、老朽化が進み、耐震改修には多額の費用を要するため、存続が困難であるとの話があり、本市としては、廃止は人口や経済にも影響を及ぼしかねないことから容認できず、関係機関へ市、議会、商工会議所がともに要望活動を行ったところであります。

要望書を手交した国土交通省海上局長、国土交通大臣政務官、海技教育機構とはどのような会話が交わされたのか、お聞かせ願います。

小樽市として、廃止を食いとめるため、どのようなことができると考えているのか。また、代替施設

の提案などは行ったのでしょうか、お聞かせ願います。

次に、同校の廃止の件については、本年7月11日に、海技教育機構職員が来庁したときに初めて知った情報なのか確認です。同窓会の方からは、数年前に学校の耐震化がないため、市内に適当な施設はないか、問い合わせに来庁しているとの話もあります。いかがですか。お答え願います。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 千葉議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、小樽市の諸課題と私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、財政問題についてですが、まず、実質単年度収支の赤字の要因につきましては、本市は平成28年度決算において、実質単年度収支が平成25年度決算以来の赤字となりましたが、この赤字の要因としては、国勢調査人口の減などにより臨時財政対策債を含めた実質的な交付税が前年度よりも約8億2,600万円減少したほか、国全体の地方消費税収入の落ち込みにより、地方消費税交付金が約3億2,500万円減少したことなどによるものと考えております。

次に、平成28年度の経常収支比率が6.0ポイント上昇した要因につきましては、経常収支比率を上げた要素としては、歳入において国勢調査人口の減により臨時財政対策債を含めた実質的な交付税が減少したほか、国全体の地方消費税収入の落ち込みにより、地方消費税交付金が大きく減少し、歳出において、生活保護費の扶助費や、後期高齢者医療給付費の負担金などの増加が主な要素であります。

また、下がる要素としては、歳出において共済組合等負担金の減により、人件費が減少したことや、交際費が減少したことが主な要素であります。なお、今回のポイント上昇に大きな影響を与えた要因としては、先ほど述べた要素の中で実質的な交付税と地方消費税交付金が前年度よりも減少した影響が大きいものと分析しております。

次に、真の財政再建に向けての取り組みについてですが、赤字体質に陥らないためには、今後の中長期的な収支を見きわめながら、一般財源の確保にも努めていかなければならないと認識しております。

しかしながら、人口減少が進み地域経済が縮小する中では、大きな税収の伸びは期待できないことから、人口減少対策を基軸として、安心して子育てできる環境づくりや、教育力の向上、快適で利便性の高い生活環境づくりに重点を置きつつ、観光振興の推進や産業・経済対策の充実など、安定した活力のある経済の実現を目指すとともに、既存事業の検証などにも取り組みながら財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、今年度の普通交付税と臨時財政対策債の交付決定額と当初予算との比較につきましては、当初予算では普通交付税を148億7,000万円、臨時財政対策債を19億1,300万円で、合計167億8,300万円計上いたしましたが、交付決定額は普通交付税は151億2,442万円、臨時財政対策債は16億5,573万円で、合計167億8,015万円となりました。普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税としては、予算計上額よりも285万円の減となっております。

次に、収支改善目標の達成の可能性につきましては、財政調整基金ベースで申し上げますと、平成29年度では改善目標を反映した年度末の残高を21億4,400万円と見込んでおりましたが、平成28年度決算で基金の取り崩しをせずに黒字を確保するなど、残高がふえる要素があったものの、地方消費税交付金や地方交付税が見通しよりも減少していることや、後期高齢者医療給付費負担金の増などの影響によ

り、第3回定例会補正後の基金残高は17億5,000万円となったところです。

中期財政収支見通しとの比較では、3億9,400万円ほど下回っておりますが、平成29年度については、今後の予算の執行状況などを精査しながら、目標達成に向けて引き続き努力してまいります。

また、平成30年度以降につきましては、平成28年度決算や今年度の予算の状況、さらには地方交付税の算定結果などを踏まえて、中期財政収支見通しを見直した上で収支改善目標を改めてお示ししたいと考えております。

次に、高島漁港区における観光船事業に関する公益通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果についてですが、まず、是正措置と再発防止策につきましては、市としてはこれまで適正な行政手続を進めてきたものと考えておりましたが、今回のコンプライアンス委員会からの御指摘を真摯に受けとめ、現時点で具体的にお示しすることはできませんが、現在、顧問弁護士に相談しながら検討しているところであり、適切な是正措置と再発防止策を講じてまいります。

次に、私の責任のとり方につきましては、現段階において具体的な内容をお示しすることはできませんが、これまでの事案における先例や、現在精査しております本件における責任の度合いを勘案し、相応の責任のとり方として、減給条例の提案を念頭に置き、なるべく早くみずからを律することといたしたいと考えております。

次に、地域公共交通網形成計画策定についてですが、まず、法定協議会設置につきましては、地域公共交通網形成計画の策定に当たり、関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等と協議しなければならないことから、効率的に協議を行うため、法定協議会設置は必要であると考えております。

また、法定協議会は、地域公共交通網形成計画の作成に関する協議や計画の実施に関する協議をするとともに、計画の実施や進捗管理などを行う組織であり、非常に重要な役割を担っているものと認識しております。

次に、他の自治体への影響につきましては、本市の地域公共交通網形成計画の対象区域は、市内全域を予定しており、他の自治体の区域を含めた計画は考えておりませんので、影響はないものと考えております。なお、後志管内の地域間幹線系統につきましては、後志地域生活交通確保対策協議会において、後志地域における生活交通の確保を図るため、関係自治体とバス事業者等で協議を行っているところがあります。

次に、法定協議会の設置時期につきましては、平成30年度中に地域公共交通網形成計画の策定を予定していることから、本年11月を目標に設置してまいりたいと考えております。

次に、建設部に公共交通一元化の組織を新設することにつきましては、現在、公共交通に関する市の担当は、地域住民等からの要望の窓口については生活環境部が、バス事業者との協議の窓口やバス路線の将来のあり方の検討については建設部が担当し、新幹線・高速道路推進室は総務部の所管でありますので、陸上交通を3部に分けて担当しております。

このような状況の中、公共交通についてはまちづくりと密接な関係がありますので、現在、まちづくりを所管する建設部に陸上交通を一元化する組織体制を検討しているものであります。

次に、国立小樽海上技術学校の存続についてですが、まず、要望書を手交した国土交通大臣政務官、国土交通省海事局長、海技教育機構理事長との会話につきましては、こちらからは同校の入学志望者が減少している状況ではなく、依然として需要が高い中、建てかえの財源的な理由で廃止を検討することは到底容認できないことを訴えてまいりました。

相手方からは、財務省から示された同機構における教育訓練経費に関する調査結果に基づき、財政的な観点から老朽化が進み、耐震性も低い同校の将来を検討する必要がある一方で、船員養成機関として

船員を志望する子供たちの教育環境をどうするのかという観点からの検討も重要であると認識していること。

また、その検討に当たっては、地域の考えを直接聞くことが重要であると、互いの接点を見出せるような案を考えられるかどうか、地元からも早急に提案いただき、今後引き続き協議してまいりたい、などのお話をいただいたところであります。

次に、国立小樽海上技術学校の廃止を食いとめるための方策等につきましては、まずは8月31日に同校存続を求める要望活動を実施したところであり、その場においては具体的な提案などは行っておりませんが、今後の存続に対しての可能性を探るための協議を行うこととなりました。

今後におきましては、現在地での建てかえの可能性や、市内学校跡の建物の利活用の可能性など、同校存続に向けた方策について、同省や同機構と協議を進めることになっております。

次に、本市が国立小樽海上技術学校の廃止の検討情報を知った時期につきましては、本年7月11日に海技教育機構の職員2名が本市を訪れ、財務省による同機構の教育訓練経費に関する調査結果の報告があり、同機構が所管する船員養成における学校運営の将来的な方向性と同校が置かれている状況についての説明を受けた際に、廃止の検討について初めて情報を受けたところであります。

また、平成27年1月には、北海道開発局の職員2名が本市を訪れ、同校で実施中の耐震診断結果によっては、現校舎の耐震工事や現地での建てかえを検討する必要があるが、その検討にあわせて、市内で移転可能な遊休公共施設の有無について調査したいとお話がありました。

本市からは、閉校もしくは閉校予定の学校の状況や、旧学校給食新光調理場などの遊休資産について説明しておりますが、その際、来庁した職員の方に、現校舎の耐震工事または現地建てかえが前提であり、市外移転は考えていないことを確認しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、2項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 2項目め、本市の危機管理について伺います。

初めに、武力攻撃事態等における小樽市の対応についてお聞きします。

8月29日午前6時2分、朝食の準備をしていると、携帯電話から聞きなれない音が鳴りました。「ミサイル発射、ミサイル発射、北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難してください」という緊急速報メールでした。

政府は、北朝鮮が発射した弾道ミサイルは、北海道の襟裳岬上空を通過し、太平洋上に落下したと発表、北朝鮮の国際平和に対抗する脅威がますます高まる中、市民からも心配する声が寄せられましたが、いわゆる国民保護法では、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国、地方公共団体等の責務、避難、救助、武力攻撃災害への対処等が規定されております。

小樽市国民保護計画における市の責務、本計画の位置づけはどのようになっているのか、説明願います。

次に、市の体制についてです。

国民保護計画では、職員の参集基準、事態の状況に応じた初動体制の基準が定められております。今回の事態で、道の危機対策課は担当職員が出勤し、政府や道内の自治体情報の収集を行ったとお聞きしておりますが、本市では8月29日、どのように判断し、体制を整えたのでしょうか。具体的に説明願います。

ます。

また、職員の連絡体制、情報の収集に関する連携等はどうになっているのか伺います。

次に、市民への情報伝達の徹底についてです。

今回のようにミサイルが飛来すると考えられる地域は、Jアラートによる緊急速報メール等で情報を知ることとなります。このような場合の避難行動に関して、市民周知はどのように行ってきたのか伺います。

また、市民の中には通信機器等を持たないため、情報を受け取れない方も少なくありません。ミサイル飛来時にこのような市民に対する情報伝達手段の本市のお考えをお聞かせ願います。

最後に、住民の避難訓練についてです。ことしに入り国内では弾道ミサイルが飛来する可能性があることを想定した避難訓練を実施している自治体があります。連日、報道でも取り上げられましたが、住民がどこに逃げたらいいのか、身の安全を守るために行動がわからず戸惑ったという声が多くあります。本市におけるミサイル飛来に特化した避難訓練実施の必要性があると思いますが、お考えをお聞かせ願います。

次に、安全性に問題が見つかった色内ふ頭についてです。

本年5月24日から調査が始まった色内ふ頭中央下水終末処理場護岸老朽化調査中間報告で、鋼管矢板等に穴が見つかり、安定性が確保されていない計算結果から、埠頭への立入禁止とした件について伺います。

初めに、スポーツ等で利用の多い色内埠頭公園の利用再開についてです。

来年には、利用可能にするため、ネットフェンスの設置を検討していると伺っております。利用者の安全を確保するため、どのような対応を考えているのか、事業費についても説明願います。

また、海上保安庁の巡視船の移動もお願いしたということですが、治安の確保、領海警備、災害対策等、重要な国の任務になっている巡視船の停泊場所等は、最優先に確保すべきと考えます。対応についてお聞かせ願います。

次に、水道局が所有する岸壁や護岸で見つかった穴についてです。

鋼管矢板の背面側に貫通する穴は確認されておらず、土砂の流出はないと聞きました。しかし、色内埠頭公園下には本市の大切な中央下水処理場があり、影響がないとはいえ、その安全性を確保するため、補修について迅速な対応を求めるものです。現段階で、今後の岸壁等の補修はどのように行うのでしょうか。その時期や概算事業費についても説明願います。

色内ふ頭護岸老朽化調査で、安全性に問題があることが確認されましたが、この埠頭には産業港湾部が所管する岸壁等があります。この岸壁等の安全性については、確認がとれているのかお伺いいたします。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、本市の危機管理について御質問がありました。

初めに、武力攻撃事態等における本市の対応についてですが、まず、小樽市国民保護計画における市の責務、本計画の位置づけにつきましては、市の責務としては、武力攻撃事態等において国民の協力を得ながら、他の機関と連携協力をし、国民保護措置を総合的に推進することであります。また、本計画

の位置づけは、国民保護法第35条の規定に基づく市町村が作成しなければならない計画であります。

次に、8月29日は、どのように判断し体制を整えたのかにつきましては、災害対策室の職員や消防本部の管理職は、弾道ミサイルの発射情報を緊急速報メール等で覚知した場合には、参集することを事前に打ち合わせておりましたので、それに基づき職場に参集し、さらに総務部の関係職員を加え、情報収集等の体制を整えたところであります。また、私も緊急速報メールを確認後、市役所に赴き、市内においては被害がない旨の報告を受けたところであります。

次に、職員の連絡体制、情報の収集に関する連携等につきましては、武力攻撃事態等に限らず、あらゆる災害を含め市の全部局を対象とした非常時連絡体制を整えておりますので、各自が非常時連絡網に基づき、誰から連絡が来て、誰に連絡するのかを把握できております。また、情報収集の連携も災害対策室を中心として、消防本部などの関係部局と情報を共有するため、必要に応じて打ち合わせ会議を開催し、連携を図っているところであります。

次に、ミサイルが飛来するような場合の避難行動に関する市民周知につきましては、従前よりホームページにおいて「小樽市の国民保護」との見出しで内閣府などの資料により、避難時の行動等について掲載しているところですが、本年4月以降は、「弾道ミサイル落下時の行動について」との個別の見出しをつけて別途掲載し、市民がとるべき行動の周知を図ってきたところであります。

次に、ミサイル飛来時に、通信機器等を持たない市民に対する情報伝達手段についての本市の考えにつきましては、通信機器等を持たない市民は、テレビ、ラジオ放送を視聴していなければ、即座に情報を得ることは難しいものと考えており、これらの市民へ短時間で情報伝達できる手段について検討を進める必要性を感じているところであります。

次に、本市におけるミサイル飛来に特化した避難訓練の実施につきましては、本年3月17日に全国で初めて秋田県男鹿市で実施されて以降、各地で行われており、道内においては9月1日に岩見沢市と滝川市で実施されたところであります。これらの訓練は、国や道はもちろんのこと、各関係機関と共同での開催となり、国などとのスケジュール調整に時間を要することや、訓練を実施していない都府県との兼ね合いで、道内における次の開催が見通せないことから、早期の実施は難しいものと考えますが、必要性はあるものと認識しております。

次に、安全性に問題が見つかった色内ふ頭についてですが、まず、色内埠頭公園の利用再開と利用者の安全確保及び事業費につきましては、利用再開に当たり、安全を確保するため、利用者を岸壁等へ近づけないように、公園の周辺にネット型立入防止柵を高さ1.5メートル、総延長300メートル程度設置する予定で、来年6月を目標にして利用ができるように新年度事業費として500万円程度を見込んでおります。

次に、巡視船の停泊場所等の対応につきましては、現在、小樽港には巡視船・巡視艇を合わせて6隻が係留しており、このうち大型の巡視船3隻が色内ふ頭を基地としております。この3隻の巡視船の係留岸壁については、第2号ふ頭を候補地として関連施設の対応なども含めて小樽海上保安部と協議を行っているところであります。

次に、岸壁等の補修の方法やその時期、概算事業費につきましては、現在、詳細調査の結果をもとに検討を進めているところであり、現段階では決まっておりません。今後、年内をめどに方向性を出したいと考えております。

次に、産業港湾部が所管する岸壁等の安全性につきましては、産業港湾部が所管する岸壁は、南側岸壁の一部と色内ふ頭突端岸壁などがありますが、今回、水道局が行った詳細調査により、水道局所管の岸壁の一部に安全性が確保されていないことが判明したため、本年度、産業港湾部が所管する岸壁につ

いても詳細調査を行い、できる限り早期に安全性を確認してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、3項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 第3項目め、小樽港港湾計画改訂に関して伺います。

初めに、小樽港の港湾計画についてです。

小樽市は、平成22年、港湾計画改訂を表明し、改訂に向けた作業を行ってまいりましたが、本年8月31日に、現時点で港湾計画の改訂作業は行わないこととしたとの説明を受けました。

これに関して質問する前に、そもそも論として伺いますが、港湾計画の位置づけや性格、役割について改めて御説明願います。

平成9年に改訂された現行の港湾計画の計画図の資料を見ました。中央地区の再開発計画、岸壁の耐震強化、北副防波堤の延伸、マリーナⅡ期計画など、ほとんどの施設計画が未着手となっています。この港湾計画に位置づけられた施設計画は、目標年次までに実施する義務を負うものなのか伺います。また、事業実施に移すとした場合に、どのようなプロセスが必要なのでしょうか、説明願います。

次に、石狩湾新港の港湾計画についてです。

小樽市が管理に参画している石狩湾新港では、平成27年に港湾計画の改訂を行っています。この際、取りまとめた長期構想では、今後、石狩湾新港が取り組むべき多くの施策が示されており、港湾計画においても西ふ頭、中央ふ頭、東ふ頭の拡張計画を初め、多くの施設計画が位置づけられています。小樽市は、計画を了承しておりますが、これらの長期構想や港湾計画の役割や効力をどのように考えていますか。また、港湾計画に位置づけられている施設計画の事業化に際し、どのようなプロセスで進められていると考えているのかお伺いいたします。

次に、小樽港の港湾計画改訂作業の取りやめについてです。

港湾計画改訂の表明は、平成22年になされましたが、既に現行の港湾計画が目標年次を過ぎた状態が続いていた中で、改訂に着手した背景はどのようなものだったのかお聞かせ願います。また、今回の港湾計画改訂と平成27年度から検討された長期構想策定に向けた作業を取りやめるとした理由について、取扱貨物量を含め、現状と課題を検討した結果、現段階においては現状の貨物量から大幅な増加が見込めないため、その状況を計画改訂に反映させると縮小方向につながるおそれがあり、現時点での計画改訂に向けた作業は行わないこととしたと説明されましたが、もう少し具体的に説明願います。

港湾計画の改訂作業におけるこれまでの経過の中で、第3号ふ頭及び周辺再開発計画、今後の小樽港の物流について、若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画など、随時検討が進められ、この策定では懇談会やワークショップ、研究会など、本当にたくさんの市民、関係機関の皆様の御協力をいただくとともに、委託費や人件費など、多大な経費を費やし進められてきたものであると認識しております。そこで、これまで費やした長期構想策定、港湾計画改訂に係る経費についてお示し願います。

今回の報告の中で、現時点での計画改訂に向けた作業を行わないと示されましたが、現時点で何か整理する必要があり、それまで作業を行わないとしているのか、または改訂作業そのものを取りやめると考えているのでしょうか、明確にお答え願います。

また、港湾計画の改訂作業を取りやめるとした場合、今後の港湾整備や港湾管理、また港湾関係事業者への影響をどのように考えているのかお聞かせ願います。

今回の港湾計画改訂では、第3号ふ頭及び周辺再開発計画を港湾計画に位置づけるとされておりました

が、小樽市の第6次総合計画後期実施計画にある第3号ふ頭及び周辺再開発事業について、どこまで進めるお考えなのか、その影響についても伺います。

また、先ほども触れましたが、石狩湾新港は平成27年に改訂作業を終え、新たな指針に基づいて取り組んでいるのに対し、小樽市は港湾計画改訂作業を取りやめ、今後の明確な取り組みの方針が示せないこととなります。このことにより、小樽の港湾関係事業者が取り組み方針の見える石狩湾新港のほうを向き、活動拠点を移すなど、小樽港のマイナス材料になることを懸念しております。両港の管理に携わる小樽市長として、このことに関してどのようにお考えかお聞かせ願います。

港湾計画は、港の取り組むべき基本方針を示すものであり、港湾管理者が港に対する考え方を明確に示すことで、港湾関連企業等は経営的な視点で将来像を描き、また、内外問わず投資を呼び込むことにつながっていくのではないかと考えています。今後の小樽港の振興のためにも、取りやめを再考すべきと考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、港湾計画改訂に関して御質問がありました。

初めに、港湾計画についてですが、まず、港湾計画の位置づけや性格などにつきましては、港湾計画は港湾法第3条の3に規定されている法定計画であり、港湾空間において港湾施設の開発、利用及び保全を行うに当たっての行政的指針となる基本的な計画となっております。

また、目標年次としましては、一般的には10年から15年程度の将来を見据え、取扱可能貨物量などの能力や、その能力に応じた港湾施設の規模及び配置などに関する事項を定めたものとなっております。

次に、港湾計画の施設計画における実施につきましては、港湾計画における目標年次は、計画を定める際の目安でありますことから、目標年次までに施設整備を実施する義務を負うものではないと考えております。また、事業を実施に移す場合のプロセスについては、港湾利用者などの小樽港に対する要請やその時々々の社会経済情勢、施設整備の重要性、緊急性を勘案しながら市の財政状況などを考慮した上で、整備の優先度を定め、次年度の予算措置を行います。

港湾事業には、国の直轄事業や交付金事業、起債事業、単独事業がありますが、国の直轄事業につきましては、国と協議し、その協議が調えば国が事業主体となり実施し、市は負担金を支出することとなります。交付金事業につきましては、市が予算化し、国へ交付申請を行い、交付決定を受けて実施することとなります。起債事業、単独事業につきましては、市が予算化し、実施することとなります。

次に、石狩湾新港の港湾計画についてですが、まず、石狩湾新港の長期構想の役割や効力につきましては、長期構想は同港の基本理念や基本目標を定めた将来ビジョンに基づいて策定しており、このビジョンのもと20年から30年後に向けて地域的特性を生かした産業の活性化など、施策の方向性等を示すことで同港の将来の目指すべき姿を明確にするものであると考えております。

また、同港の港湾計画の役割や効力につきましては、10年から15年後、平成40年代前半を目標年次とし、目標取扱貨物量や西ふ頭、東ふ頭等の整備計画などを示し、今後の港の能力や港湾施設の規模、配置などを明らかにすることで、港湾空間における港湾施設の開発、利用及び保全を行うに当たっての行政的指針となる基本的な計画が明確になることであるとと考えております。

次に、港湾計画に位置づけられている施設計画の事業化プロセスにつきましては、先ほど小樽港の港

湾計画で答弁いたしました。改めて御説明いたしますと、地元自治体や港湾利用者などの同港に対する要請や、その時々、社会経済情勢、施設整備の重要性・緊急性を勘案しながら整備の優先度を定め、整備に係る管理者負担金など、各母体の財政状況を考慮し、各母体の同意を得た上で次年度の予算措置を行ってまいります。

港湾事業には、国の直轄事業や交付金事業、起債事業、単独事業がありますが、国の直轄事業につきましては国と協議し、その協議が調えば国が事業主体となり実施し、石狩湾新港管理組合が負担金を支出することになります。交付金事業につきましては、管理組合が予算化し国へ交付申請を行い交付決定を受けて実施することになります。起債事業と単独事業につきましては、管理組合が予算化して実施することとなります。

次に、小樽港の港湾計画改訂作業の取りやめについてですが、まず、目標年次を過ぎた状態で、港湾計画の改訂作業に着手した背景につきましては、確かに目標年次の平成10年代後半は過ぎておりましたが、計画の事業はほとんど実施できていない状態にありました。

そのような中、平成22年当時、国から港湾計画における取扱貨物量の計画値と実績値の乖離が大きい港湾は、国としての支援が困難である旨の発言があり、平成9年に改訂された現行の基本計画の計画取扱貨物量は3,850万トンであり、平成22年当時の取扱貨物実績値は1,083万トンと乖離が大きかったため、小樽市として港湾計画の改訂を表明したものであります。

次に、港湾計画改訂に向けた作業を一時中断することとした具体的な理由につきましては、現状の取扱貨物量から大幅な増加が見込めない中、その状況を港湾計画の施設計画の位置づけに反映させると、現計画に位置づけされているフェリーふ頭の埠頭用地などの現状すぐに着手させることは困難でも、小樽港にとって将来的に重要な計画を削除しなければならなくなるのが想定されることから、一旦立ちどまり、小樽港振興を目指した将来像と目標を描くことが必要であると判断したものであります。

次に、これまでに費やした長期構想策定、港湾計画改訂に係る経費につきましては、旅費や消耗品費を除く委託料を年度別で申し上げますと、平成27年度は1,580万400円、平成28年度は545万1,840円、平成29年度は約90万円の執行を予定しており、合計額では2,215万2,240円となっております。

次に、現時点で何か整理する必要があると、それまで作業を行わないのかにつきましては、先ほど具体的な理由を申し上げましたが、このまま改訂作業を進めますと、現計画に位置づけられている重要な施策計画も削除される懸念があることから、一旦立ちどまり、今後の港湾計画改訂に向けて小樽港の現状と課題、情勢など踏まえ、小樽港の振興を目指した将来像と目標を描くため、改めて基本理念を作成することとしたものであります。

この基本理念を作成した後に、長期構想の策定や港湾計画の改訂に向けた作業を再開することとなりますので、改訂作業等そのものを取りやめたものではございません。

次に、港湾計画の改訂作業を一時取りやめとした場合の港湾整備への影響につきましては、現在、国の直轄事業により、北防波堤や第3号ふ頭の岸壁整備、泊地のしゅんせつを行っているほか、交付金事業においても、第2号ふ頭の岸壁改良などを進めておりますが、今後、港湾整備による施設計画の位置づけが必要となった場合、港湾計画の軽易な変更や、一部変更の手続などで対応が可能であることから、現段階において、影響はないものと考えております。

また、港湾管理に関しては、引き続き現行計画の基本方針、小樽港将来ビジョンなどをもとに、今まで同様、港湾行政を進めていくことが可能でありますので、港湾関係事業者の方々へは、今回の判断に至った経緯などを丁寧に説明するとともに、小樽港の発展に向け、よりよい計画を策定するための基本理念を明確にするためのものであることを説明することにより、影響はないものと考えております。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発事業につきましては、現在、国の直轄事業により、第3号ふ頭の岸壁整備や泊地のしゅんせつを早期完成に向け進めておりますが、その他の施設につきましては、今後の情勢を見て優先順位や財政状況などを勘案しながら取り組んでまいりたいと考えており、現時点で計画改訂に向けた作業を中断することによる影響はないものと考えております。

次に、小樽の港湾関係事業者が、石狩湾新港に活動拠点を移すなどの懸念につきましては、小樽港と石狩湾新港は、両港が有する機能を相互に補完し合いつつ連携を強化し、道央圏日本海側の物流拠点港としての発展を目指すことが基本と理解しております。

このたびの港湾計画改訂に向けた作業の一時中断は、小樽港の発展に向け、よりよい計画を策定するための基本理念を明確にするためのものであることを港湾関係事業者の皆様にも十分に御説明し、小樽港発展に向け、さらなる連携の強化につなげてまいりたいと考えております。

次に、小樽港の振興のために、改訂作業の一時取りやめを再考すべきにつきましては、現状の取扱貨物量から大幅な増加が見込めない中、その状況を港湾計画の施設計画に反映させることにより、現計画に位置づけされている計画を縮小せざるを得なくなることから、よりよい計画とするため、一旦立ちどまることとしたものであります。今後は、小樽港の現状と課題、情勢などを踏まえ、港湾振興を目指した将来像を描くために、改めて基本理念を作成してまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 第4項目め、ふれあいバス事業について伺います。

本事業は、高齢者の生きがい対策事業として、小樽市では20年にわたって事業が続けられてきました。高齢者の社会参加を促し、健康と生きがいづくりに寄与することを目的としている、ふれあいバス事業は、70歳の対象年齢になった市民から小樽市や事業者が負担してくれていることに対する感謝の声がたびたび聞かれます。

しかし、小樽市としては、今後、高齢者の増加に伴い、事業費の増大が見込まれるため、事業継続に向けた見直しを図るためのアンケート調査や、その結果をもとに議論も継続して行われてきているところ です。

利用者、小樽市、そして事業者の負担の協力の中で成り立ってきた事業であります。年度途中の補正予算が計上されていることに不信感を抱いておりますので、今までの経緯も含め、何点か伺います。

初めに、ふれあいバス事業の負担見直しについて、平成24年度に施行された行政評価で、見直しが必要である特定事業として位置づけられたことや、平成25年度には北海道中央バス株式会社から負担軽減の申し入れがあり、平成26年度のふれあいバス事業の負担について検討がなされました。この時点でのバス事業者からの申し入れは、どのような内容だったのでしょうか。お聞かせ願います。

また、現行の負担である利用者120円、市70円、事業者30円となった協議の経緯について説明願います。

この後、本市では平成27年9月に、小樽市ふれあいバス利用状況調査結果及び制度の見直し検討を議会に報告しています。この中で、事業予算1億5,000万円を目途に、事業設計見直しを行うと報告があったと記憶しておりますが、この予算金額の根拠について説明してください。

今回、議案として提出された、ふれあいバス事業費の補正予算は、バス事業者の負担をゼロにするものです。この平成29年度のふれあいバス事業実施の件について、バス事業者と本市の協議の経過はいつ

どのように話がなされ、最終的に事業者負担の見直しがされたのか、概要については説明を受けました。しかし、これまでの議会議論の内容からも、バス事業者負担をなくする提案は余りにも唐突であり、我が党としては安易に容認はできないものと考えております。

その理由の一つに、この補正予算は利用者負担はふえないものの、市民負担がふえることにつながるからであり、このような事態になった交渉の経緯について聞かなければなりません。

まず、平成29年に入ってから、北海道中央バス株式会社が本市に求めた負担軽減について、ゼロ負担を求められた時期についてお答えください。

次に、具体的な提案内容についてですが、赤字路線が多い本市のバス路線について、バス事業者が負担の軽減や撤廃を求めてくるのは、民間企業として当然のことであると考えます。しかし、自治体としては市民負担を少しでも軽くし、制度を維持、継続できるようにしなければなりません。この両者の考えの最終地点をどこで折り合いをつけていくのか、本市の交渉カードが幾つか必要であったと考えます。本市では、どのような負担軽減の提案をなされたのか、内容をお聞かせ願います。

最終的に、10月から来年3月までの事業者負担をゼロとし、今定例会には2,670万円の補正予算が計上されています。補正額の内訳と試算内容について説明願います。

また、利用者負担120円を変えずに、本市負担100円とした場合、平成30年度予算はどのぐらい負担がふえ、全体の予算額はどのぐらいと試算されるのか説明願います。

今回の交渉で来年度以降の負担については、どのような協議がなされたのか、本市が考えていた案についてもお聞かせ願います。

お聞きした協議内容の対応では、バス事業者から平成29年3月、例年どおりの協定内容だと事業への協力は難しい、5月には今年度からの事業者負担を撤廃、または軽減すること、6月には具体的な金額の提示はなかったものの、今年度からの減額と予算を補正しての対応を求められ、それを条件に協定を締結する要望が出ています。

市側が交渉するたびに、条件のニュアンスが厳しくなっていると思いますが、この要因について市長はどのような見解をお持ちなのかお聞かせ願います。

そもそも毎年度事業者との協定を結ぶ事業であるにもかかわらず、協議が調っていないこと、その中で協定を結ぶに至っていないことが当初予算を議決した第1回定例会にも、その後の第2回定例会にさえ、一切報告が議会になされなかったことは、大きな問題と考えています。

これは、予算審議に当たって、必要な情報を議会に伏せたまま当初予算の議決を得ることになりますが、そのような意識はなかったのか、理由についても伺います。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、ふれあいバス事業について、御質問がありました。

まず、平成25年度時点での北海道中央バス株式会社からの負担軽減の申し入れにつきましては、平成26年度の事業者負担の見直しがなされない場合、今後の事業継続困難であるとの強い申し入れが、平成25年10月にあったところであります。

次に、現行の負担が利用者120円、市70円、事業者30円となった協議の経緯につきましては、平成26年3月までバス運賃は210円、負担割合は、利用者110円、市60円、事業者40円でした。バス事業

者から平成25年に事業継続が困難であるため、負担を減額してほしいという強い申し入れがあり、協議した結果、事業者負担分の10円と、運賃改定の分の10円を利用者と市、それぞれに転嫁いたしました。

次に、平成27年9月に事業予算1億5,000万円を目途に、事業設計の見直しを行うとした金額の根拠につきましては、平成26年度に負担割合の見直しを行ったことにより、事業費が大幅に膨らんだこと、今後も高齢者の増加に伴い、ふれあいパスを含め高齢者対策に係る事業費が増大していくことが見込まれたことから、今後も制度を維持していくためには、市が将来にわたり負担できるめどとして、当時の決算額をベースに設定したというのが根拠であります。

次に、平成29年に入ってから、北海道中央バス株式会社が本市にゼロ負担を求めた時期につきましては、7月10日であります。

次に、本市が北海道中央バスに対して提案した負担軽減の内容につきましては、実務者レベル協議の中で、平成28年度に本市が実施したアンケート調査の結果を勘案しながら、平成30年度以降の事業実施につき、負担軽減の協議をしたいと申し入れたところであります。

次に、2,670万円の補正額の内訳と、試算内容につきましては、事業者負担割合が変更予定である平成29年10月から平成30年3月までの6カ月間の利用回数を予測するに当たり、平成29年4月から7月の利用実績数と平成28年の4月から7月の利用実績数を比較して、利用割合の増減率を算出し、その増減率を平成28年10月から平成29年3月の利用実績に乗じて、平成29年10月から平成30年3月の利用枚数を算出いたしました。その値に、各バス事業者の負担軽減額を乗じたものが今回、提案した額となっております。

次に、利用者負担120円を変えずに、本市負担を100円とした場合、年度予算はどのくらい負担がふえ、全体の予算額はどのくらいと試算されるのかにつきましては、平成30年度については、対象者が増加することもあり、JR券も含め全体として2億1,000万円程度になるものと推計しております。平成29年当該事業の当初予算は、1億5,684万8,000円ですので、約5,300万円の予算増になると見込んでおります。

次に、今回の交渉で、来年度以降の負担についてどのような協議がなされたのか、また、本市が考えている案につきましては、現在、来年度以降の事業実施についての協議は行っておりませんが、この制度を維持していくためには、市としての負担が大きいことから、負担軽減に向けて制度変更も含め検討することが必要であり、新たな制度を構築するまでは、負担割合については、今回提案している市の負担100円という内容のまま続けざるを得ないものと考えております。

次に、市側が交渉するたびに、条件のニュアンスが厳しくなっている要因についての、私の見解につきましては、事業者との負担割合の協議は、制度開始以降、長年の課題となっております。平成26年度に事業者負担軽減を行ったのを最後に、協議が進展しなかったことから、今回の踏み込んだ要請につながったのではないかと想像いたします。

次に、予算審議に当たって必要な情報を議会に伏せたまま、当初予算の議決を得ることになるという意識がなかったのかどうかにつきましては、北海道中央バス株式会社からは、3月9日に負担割合変更の申し入れがありましたが、もし、変更する場合においても、市としてすぐに判断できるものではなく、その申し入れに対して事業者との十分な協議や庁内議論を経て、議会に報告できるものと考えておりましたし、また、市としては、当初の案とおりに協定締結に向けて協議を進めていたことから、何かを故意に伏せていたというような意識はございませんでした。

○議長（鈴木喜明） 次に、5項目目の質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 5項目め、除排雪について伺います。

初めに、今年度の除排雪の内容について伺ってまいりたいと思います。

今年度の除雪費補正予算12億9,700万円が計上されています。今回の補正予算の委託費算出は、累計降雪量が異なる主に過去5カ年の除排雪の作業量を分析し、算出したとの説明ですが、除雪回数、排雪量について、過去5カ年の作業量と今年度予算の基礎とした作業量をお示し願います。

次に、共同企業体の構成員数について伺います。森井市長は就任後、より多くの事業者に参加していただき、企業の育成を図るなどしていきたいと、議会の猛反発を受けながらも構成員数を2社以上から4社とし、入札不調の失態を犯し、市民に不安を与えたこともありました。今回、競争入札等参加申請に必要な要件である構成員数を地域総合除雪業務等について、3社以上とすることを検討中としています。検討中にする必要があるのか、理由について明確にお答え願います。

共同企業体除雪業務代表者要件の変更案が示されましたが、関連している道路除雪等業務の登録要件も変更しています。その中の事項に、審査基準日から過去5年間、毎年、除排雪業務の実績があることとありますが、この除排雪業務とは、具体的にどのような業務なのか説明願います。

次に、代表者要件の適格性を判断するY点の導入についてです。

以前から、条件としていた小樽市指名競争入札参加資格名簿において、工事種別、土木、または舗装で登録され、かつ、土木A1、A2ランク、もしくは舗装の総合評点1,100点以上の者と、企業の経営状況を示す一要素であるY点700点以上の者となりました。Y点700点以上とした根拠と意味について説明願います。

また、総合評点ではないため、判断基準として問題があるのではないかと思います、いかがでしょうか。問題がないというのであれば、その理由についてもお聞かせ願います。

次に、排雪の考え方についてです。排雪作業は、職員や除雪業者がパトロールを行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で、必要な時期、必要な箇所排雪作業を実施していると繰り返し答弁なさっております。これにより、排雪路線でありながら、一度も排雪に入らなかった路線では、要望や苦情がふえたのは明らかで、市内を走るバス路線の一部では、道幅が狭くなり、運行ができなくなる事態が発生し、市民生活にも大きな影響が出ました。また、特に配慮が必要な通学路では、そのことに配慮せず、排雪作業の実施判断をするのは、子供たちの安心や安全を確保できず問題です。ことしの排雪路線、バス路線、通学路の排雪作業実施の判断について、それぞれ説明願います。

また、除雪対策本部で行っている排雪作業実施までの流れを聞くと、排雪のタイミングにタイムロスがあることや、必要なときに業者でダンプが手配できないなどの課題があると聞きます。効率的に業務が流れるよう、地域の状況を把握している各ステーションに判断を任せるなど、業務フローの見直しを検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、小樽市の除雪費の抑制に向けた取り組みについてですが、市長は、雪押し場の拡充と業務管理体制の強化による効率的な除排雪の執行を進めているとおっしゃっています。市長就任から2年間で拡充された雪押し場の箇所数と抑制の効果についてお示し願います。

また、管理体制の強化によって、どのような効果が出ているのかお示してください。この2年間の議会議論や除雪業者、市民の声を聞いて感じるの、除雪費の抑制について排雪を行わない、抑制をすることを進めていると考えますが、市長の見解を伺います。

次に、昨年度試行的に実施した第3種路線、いわゆる生活道路の一部における除雪作業強化の取り組

みについてです。市内 821 カ所、延長 127 キロメートルのうち、60 カ所 10.8 キロメートルを対象に圧雪管理としていたところを 15 センチメートル以上の降雪が見込まれる場合に、除雪作業を行いました。この路線の平均出勤回数、予算に対する決算額について説明してください。

また、試行により排雪経費の増加や貸出ダンプの利用箇所数について変化はなかったのか伺います。さらに、昨年度試行された 60 カ所の今年度の対応について、お考えをお聞かせ願います。

第 2 回定例会、我が党の斉藤議員の会派代表質問で、今後も検証を続けるとともに、さらなる改善を図っていくと御答弁されていますが、具体的に検証の内容について説明してください。また、改善を図っていかねばならない課題についてお聞かせ願います。

第 3 種路線については、市民から除雪要望が多い道路ですが、今年度の試行箇所は 176 カ所、延長については 29.13 キロメートル予定し、昨年度よりも拡大して試行されます。今回試行される第 3 種路線の選定理由について、また、補正予算 1,220 万円について説明願います。

今後の本格実施に向けて、除雪可能な全ての第 3 種路線を対象とすることも視野に入れ、検証を進めているのかお聞かせ願います。また、その場合、予算規模をどのくらいと見込んでいるのかについてもお示してください。

次に、貸出ダンプ制度について伺います。

昭和 54 年度から始まった貸出ダンプ制度は、町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し、運搬処理を行う制度ですが、本制度は昨年度より見直しが進められ、特例として認めてきた空き地などに積んでおいた雪の貸出ダンプ利用を廃止しました。これは、利用していた市民に大きな影響が出たと考えられます。昨年度、この特例の廃止により、利用できなくなった雪堆積場の状況について説明願います。

また、利用していた団体からは、どのような要望が届いているのかについてもお聞かせ願います。

市は、堆積場の雪の中に、住宅敷地内の雪も含まれ、色分けができないと説明し、対象外としました。利用道路の幅員と距離、貸出ダンプの利用日までの降雪量などをもとに、利用可能な運搬量を算出するなどし、雪堆積場の利用法を検討できないのか市長の見解を伺います。

この質問の最後に、今年度から対象外とされる排雪第 2 種路線について伺います。

市が行う排雪と重複箇所があることから、昨年度の実績で 27 カ所が対象外となるそうです。市がしっかり除排雪を行うそうですが、対象外となる路線の延長と予想される排雪量、増加する排雪予算を幾らと見込んでいるのかお伺いいたします。

以上、5 項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪について御質問がありました。

初めに、今年度の除排雪の内容についてですが、まず、過去 5 カ年の作業量と今年度予算の基礎とした作業量につきましては、除雪第 1 種路線の平均除雪回数の実績は、平成 24 年度は 33 回、25 年度は 25 回、26 年度は 23 回、27 年度は 30 回、28 年度は 27 回で、平成 29 年度予算の基礎としたのは 29 回であります。

次に、除雪第 2 種路線の平均除雪回数の実績は、平成 24 年度は 22 回、25 年度は 17 回、26 年度は 15 回、27 年度は 21 回、28 年度は 19 回で、平成 29 年度予算の基礎としたのは 21 回であります。

次に、排雪量の実績は、平成24年度は約73万立方メートル、25年度は約72万立方メートル、26年度は約77万立方メートル、27年度は約27万立方メートル、28年度は約38万立方メートルで、平成29年度予算の基礎としたのは、33万7,000立方メートルであります。

次に、共同企業体除雪業務の構成員数につきましては、本年度の地域総合除雪業務の入札に参加することが可能な業者を9月22日までに道路除雪等業務に登録された業者としており、構成員数を定めるためには、この登録状況等も勘案することが必要であることから、検討中としたものであります。

次に、除排雪業務の内容につきましては、例えば道路や駐車場等での除雪作業や排雪作業であります。

次に、共同企業体除雪業務の代表者要件の変更につきましては、道路除雪等業務の登録要件をこれまで建設業の一部の業者のみが登録できたものを、今年度から一定の要件を備えた業者が登録できるようにしたこと、建設業以外の業者も代表者になれるよう、要件の変更を検討したものであり、その中の一つの要件として、経営状況分析評点Yに相当する点数、いわゆるY点を700点以上としております。Y点を採用するのは、代表者になる企業が一定程度の経営状況であることが必要であると考えたからであり、700点を採用したのは、経営事項審査では700点が平均点になるようにY点が設定されていることや、代表者要件の一つにY点700点を採用している都市があったことなどを総合的に勘案したものであります。また、経審の総合点については、公共事業の入札のランクづけに使用されるなど、重要な指標ではありますが、建設業以外の業者が総合点を算出することができないことから、これまでの小樽市指名競争入札参加資格者名簿における工事種別、土木または舗装のランク等による要件のほかに、Y点の要件を加えたもので、特に問題はないものと考えております。

次に、ことしの排雪作業実施の判断につきましては、限られた財源の中で全ての排雪路線で作業を行えるような予算を確保することは困難であります。そのため、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で、排雪作業を実施する一連の手順に沿って判断してまいります。

なお、バス路線については、バス事業者と学校周辺については教育委員会と連携をより密にして、現地の確認や除排雪作業の判断をしてみたいと考えております。

次に、排雪作業を実施する一連の手順につきましては、これまで同様に、排雪作業に関する一連の手順に基づき、計画的に進めてまいります。排雪作業に急を要する場合は、道路の交通量や沿道状況にもよりますが、これまでの実績にとらわれない作業時間やダンプトラックの規格等を選択するなど、迅速な対応ができる体制について、市としての方針を固め、今年度の地域総合除雪に反映してみたいと考えております。

次に、雪押し場につきましては、雪押し場の確保の取り組みについては、除雪懇談会や、広報おたるなどで雪押し場の提供を呼びかけているほか、昨年度は第1・第5ステーション管内の町会に情報の提供等をお願いしているところであり、本年度は第7ステーション管内の町会に情報提供をお願いする予定であります。

平成28年度は、約450カ所確保できましたが、所有者の都合等により、平成26年度に比べ約20カ所減少しております。また、雪押し場の確保による除雪費の抑制につきましては、雪押し場の使用は効率的な除雪作業を行う上で効果があるものと考えておりますが、雪押し場の位置、広さ、沿道の除雪頻度等、条件が多様であることから、この効果を数値でお示しすることはできません。

次に、業務管理体制の強化による効果につきましては、七つのステーション業務と、雪処理場管理業務を平成27年は担当職員8人、車両4台で管理しておりましたが、平成28年度はこれを強化して、担当職員13人、車両8台で管理したことから、パトロール体制の強化が図られ、除排雪作業の適切な管理

につながっているものと考えております。

次に、排雪作業につきましては、限られた財源の中で、全ての排雪路線で作業を行えるような予算を確保することは困難であります。例年の通年ベースの予算と比較をしても、排雪抑制と言われるような予算計上はしておらず、その中で適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。そのため、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で、排雪作業を実施する一連の手順に沿って進めており、結果として排雪に至らない路線が生じたものであり、御指摘のような排雪を抑制したものではありません。

次に、試行的に実施した除雪第3種路線の一部での除雪作業の強化につきましては、平均出動回数は15回であり、平成28年第3回定例会後の時点でのこの施策に係る予算は750万円であり、決算見込み額は620万円であります。

次に、除雪第3種路線の試行路線と排雪経費等の変化や今年度の対応につきましては、当該試行路線60カ所のうち、路線排雪作業を実施したのは、平成28年度は19カ所であり、試行前の平成27年度に比べ1カ所ふえており、貸出ダンプ制度の利用においては、平成28年度は18カ所であり、試行前の平成27年度に比べ1カ所減っております。この試行は、除雪回数を増加させただけのものであり、排雪経費や貸出ダンプ制度の利用に変化を及ぼすものではないため、試行によるこれらの変化をお示しすることはできません。また、この60カ所につきましては、今年度も試行を継続してまいりたいと考えております。

次に、試行で実施した第3種路線の除雪作業の検証や改善につきましては、除雪第3種路線の一部において、これまで主に圧雪管理としていたところを、15センチメートル以上の降雪が見込まれる場合に、除雪作業を行ったことで、がたがた路面やわだちが解消されるなど、道路状況の改善が見られたことから、おおむね効果があったものと検証しております。

また、改善点としましては、これらの路線の中には、路上駐車のため、除雪回数が少ない路線があったことなどから、沿線の方々に除雪作業への協力を要請してまいりたいと考えております。

次に、今年度、除雪作業の強化の試行を予定している除雪第3種路線の選定などにつきましては、昨年度実施した60カ所のほかに、道路幅員や勾配、昨年度の除雪回数を考慮して選定しております。また、この施策に係る予算額1,220万円は、選定した路線で7回の除雪作業が増加することを想定し、算出したものであります。

次に、今後の除雪第3種路線での除雪作業の強化につきましては、本施策は昨年度から除雪第3種路線の全延長の約1割の延長で試行しているものであり、除雪可能な路線等を確定するには、作業実績を検証し、課題を整理し、解決していくことを繰り返すことが必要であり、除雪作業を強化する路線を拡大したいとの思いはありますが、現時点でどの程度まで拡大できるかは不明であるため、予算規模についてもお示しすることはできません。

次に、貸出ダンプ制度についてですが、まず、雪堆積場の状況等につきましては、昨年度から利用を制限したことにより、みずからの費用で排雪を実施したことで負担増となった利用団体があったと聞いております。

また、昨年11月の除雪懇談会やその後の個別の問い合わせなどのときに寄せられた主な意見は、「道路の雪しか堆積していないのに、対象外とされた」「道路幅が狭く、雪堆積場はどうしても必要である」「利用者の経済的な事情に配慮していない」などです。

次に、雪堆積場の利用方法の検討につきましては、貸出ダンプ制度は、長年運用されてきた中で特例

が拡大解釈され、本来対象外である道路以外の雪が排雪されるようになってきたことから、生活道路の交通を確保するという制度の原点に立ち返り、真に市民の皆様のために公平に活用されるよう、制度の見直しを行ったものであり、今後とも制度本来の目的に沿った運営に努めてまいりたいと考えております。また、御提案いただきました利用方法は、現場条件が多岐にわたり、利用可能な運搬量の算定や、現場確認に膨大な労力が必要となることから、直ちに実施することは難しいものと思われま

す。次に、対象外となる排雪第2種路線の延長と、排雪量などにつきましては、平成28年度の利用実績で見ますと、該当する27カ所の路線総延長は約8キロメートル、排雪量は約1万立方メートル、この分を市の地域総合除雪で排雪する予算は、雪処理場までの距離によって単価は変わりますが、平均単価で試算いたしますと、約800万円を見込んでおります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 最後に、保健行政について伺います。

初めに、結核集団感染についてです。

結核は、戦後の蔓延状況から国の対策により患者数は激減したと言われています。しかし、厚生労働省が発表する結核登録者情報調査年報集計結果では、平成27年1年間に発病した結核患者数を人口10万対率であらわした結核罹患率は、アメリカ2.8、カナダ4.4、イタリア5.1、フランス7.1などで、多くの先進国の結核罹患率が低蔓延国水準の10を下回っているのに対し、日本の罹患率は14.4と低蔓延国水準に至っておりません。結核は、今でも国内最大級の感染症と言えることから、市民への正しい情報提供や、感染予防、早期発見、早期治療の大切さの周知を徹底することで感染の拡大を防ぐことが重要であります。

初めに、小樽市の過去5年間の結核新規登録患者数の推移と平成27年の結核罹患率について、全国平均、全道平均と比べ、どのような状況かお示しください。また、本市の結核発生の特徴と、その要因について、どのように分析されているのか説明願います。そして、市民や医療関係機関に対し行われてきた発生の予防策と感染拡大防止策についてお聞かせ願います。

集団感染が判明した場合、国への報告とともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の規定に基づき、結核に関する特定感染症予防指針の中で、個人情報の取り扱いに十分配慮し、住民及び医療従事者に対する注意喚起を目的として、蔓延を防止するために必要な範囲で積極的に情報を公表するものとされております。

本市で、7月3日に報告された結核集団感染については、報道やホームページを見た複数の市民から不安の声が寄せられたことから、以下、伺います。

初めに、このたびの発病者10名についての結核病床への入院の有無と理由をお示し願います。

市内の結核病床数は、新市立病院建設時に15から4病床に減らした経緯があることから、集団感染が発生した場合に、病床数が不足することが懸念されますが、見解を伺います。また、接触者健診を130名に実施したとありますが、検診が必要と判断した対象者全てに検診が行われたのかについてお聞かせ願います。

ホームページを見ると、感染源が不明であることや、医療機関での発生ということもあり、通院患者への感染の可能性を考えると、市民から不安の声が上がるのは当然とも言えます。患者が発生した医療機関に対し、感染拡大防止を依頼したとありますが、具体的にどのような対策がとられるのか、保健所

の指導内容についてお示し願います。また、これ以上の感染拡大はないと考えてよろしいのか、見解を伺います。

このたびの件で、公衆衛生に精通したより高い水準の医師であることが求められる保健所長が空席のままとなっている状態が続いていることは看過できず、早期の解決が必要です。保健所長の確保について、どのようになっているのか伺います。

次に、不妊治療と不育症治療の支援について伺います。

厚生労働省の人口動態統計で、女性の初婚年齢は29.4歳、第1子出生時の平均年齢は30.6歳となり、晩婚化に伴う晩産化が進んでいると言われていています。年齢が上がるとさまざまな要因で妊娠率が低下することや流産のリスクが高まると言われていますが、国立社会保障・人口問題研究所が行った第15回出生動向基本調査で、妊娠を希望されている御夫婦の不妊を心配したことがある夫婦の割合は35%で、子供のいない御夫婦では55.2%に上るのに、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は、全体で18.2%と2割にも満たないことがわかっております。本市では、不妊に対する正しい知識についての啓発、相談はどのように行われているのか、必要性についても伺います。

妊娠の確率が高くなる体外受精は保険適用外で、1回につき費用が30万円から50万円かかります。妊娠を希望しているにもかかわらず、妊娠しない、流産を何回も繰り返すなど、検査や治療を受ける方に、経済的負担、精神的負担が大きく、国では助成制度の拡充を図っています。本市の単独でさらなる支援の必要性を質問した5年前、特定不妊治療費助成事業の申請状況をお聞きしたところ、平成20年度は延べ24件、21年度は延べ50件、22年度は延べ36件でした。直近5年間の状況についてお答えください。

道内でも、人口対策、少子化対策として、市町村単独で不妊治療や不育症に対して、助成を行う自治体が大変ふえています。平成29年5月1日時点で、道内の札幌市、中核市の旭川市、函館市を除き、特定不妊治療費では、道内120市町村、不育症では、23の市と町、一般不妊治療にも62の市や町が単独で助成を始めています。5年前は、財政状況を勘案しながら研究していくとの御答弁でしたが、本市の単独助成に関して、人口対策、少子化対策として、もちろん、小樽市に暮らす赤ちゃんを希望する御夫婦の不妊に対する支援に積極的に取り組みを推進していただきたいと考えますが、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、保健行政について御質問がありました。

初めに、結核集団感染についてですが、まず、過去5年間の結核新規登録患者数の推移と、平成27年の結核罹患率の全国平均、全道平均との比較につきましては、患者数は、平成23年が29人、24年が25人、25年が15人、26年が25人、27年が25人となっております。平成27年の罹患率は、本市15.7、全国13.9、全道9.7となっております、全国及び全道より高い状況であります。

次に、本市の結核発生の特徴とその要因について、どのように分析しているのかにつきましては、本市においては、例年、結核新規登録患者に占める65歳以上の高齢者の割合が、全道、全国より高いことが特徴です。高齢者の発病は、主に結核が蔓延していた若いころに感染した場合、加齢や病気により免疫が低下し、発病するものと言われており、本市の高い高齢化率が発生の特徴に反映されているものと

考えております。

次に、市民や医療機関に対し行われてきた発生の予防策と感染拡大防止策につきましては、BCG予防接種のほか、広報おたる、FMおたる、ホームページ、医療機関及び学校へのポスター掲示、町会への回覧板などにより周知・啓発を行うとともに、医療機関のほか、高齢者施設及び介護事業所などを対象に結核講習会を行ってまいりました。

次に、このたびの発病者10名の結核病床への入院の有無と理由につきましては、結核病床への入院は3名であり、入院先は市内の病院2名、市外の病院1名となっております。入院の理由は、結核菌を排出していたため、感染を広げるおそれがあり、感染症法に基づき結核病床に入院いたしました。なお、残りの7名は、感染を広げるおそれがないため、結核病床には入院しておりません。

次に、集団感染が発生した場合、市内の結核病床数が不足するのではないかという懸念につきましては、病床数は国からの通知に基づく計算式により導き出されたものであり、心配ないものと考えております。万が一、不足する事態になった場合、結核病床を指定している道と連携を図り、市外医療機関で患者を受け入れるよう対応してまいります。

次に、今回の集団感染では、接触者健診が必要と判断した対象者全てに健診を実施したのかにつきましては、7月の報道発表のとおり、130名の健診を実施したほか、さらに対象を広げ、必要な方全てに健診を実施しているところであります。

次に、患者が発生した医療機関に対する保健所の感染拡大防止のための指導内容と今後の感染拡大に関する見解につきましては、まず、感染拡大防止についてですが、当該医療機関に対して外来患者へ周知を図るため、集団感染の発生について院内掲示を行うよう、また、関連施設等に対する情報提供について協力を求めました。そのほかにも、患者及び職員の健康観察の徹底、職員研修、院内感染防止対策マニュアルの見直しなどに取り組むように指導いたしました。

また、本市では、本年6月30日に公益財団法人結核予防会結核研究所、北海道保健福祉部などで構成する小樽市結核集団感染対策委員会を設置し、より専門的見地から分析し、対策に取り組んでおりますので、今回の集団感染に伴う新たな感染拡大はないものと考えております。

次に、保健所長の確保につきましては、御心配をおかけしておりますが、平成30年度には保健所長を配置できる見通しが立ち、現在、その準備を進めているところであります。

次に、不妊治療・不育症治療についてですが、まず、本市における不妊に対する正しい知識の啓発と相談、その必要性につきましては、不妊に関する相談があった場合には、保健所で保健師が対応いたしますが、これまで相談窓口の周知や啓発が十分でなかったこともあり、近年、相談の実績はありません。

しかしながら、男女ともに初婚年齢が上昇し、第1子の出生時の年齢も上昇する社会にあって、不妊の問題は深刻になっているものと認識しており、不妊に関する正しい知識を早い段階で周知することが必要と考えております。今後、相談窓口の周知や、保健師による健康教育を通じた知識の普及・啓発などに努めてまいりたいと考えております。

次に、特定不妊治療費助成事業の直近5年間の申請状況につきましては、北海道が実施している治療費助成は、初回治療時の妻の年齢が40歳未満で通算6回、43歳未満で通算3回までが対象となり、小樽市の申請状況は、各年度延べ件数で平成24年度46件、25年度49件、26年度52件、27年度66件、28年度61件となっております。

次に、不妊治療、不育症治療に対する支援への見解につきましては、治療費が高額となる場合もあり、治療を希望される方への支援は、経済的負担の軽減につながるものと考えます。また、人口対策、少子化対策としての効果はあるものと考えますが、市独自の支援につきましては、本市の財政状況が好転し

ていないこと、北海道の助成制度の拡充が図られていることなどから、当面は北海道の制度活用の周知に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

○2番（千葉美幸議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最後の不妊、また不育症の支援についてでありますけれども、この支援については、市長から必要性を非常に感じているというふうな御答弁がありました。5年前に質問をしたということを質問の中でもお話させていただいたのですが、研究していくというお話だったのですが、そういう研究、検討はされていたのか、進んでいるのかについて、御答弁をまずいただきたいと思います。

次に、高島漁港区における市長みずからの処分について、市長からも若干考えてはいるということで、示せないけれども、処分については考えていらっしゃるのかなと思います。ただ、これは本当に議会からも再三条例違反であるということがずっと議論されてきた中で、踏みとどまるですとか、しっかり調べるですとか、そういう時間があつたと考えておりました、それがずっと問題なしとしてきた、市長には本当に重大な責任があると思っております、時間がかかった分、市長自身の処分は速やかに示すべきと考えますので、いま一度、具体的にどうするということと、ことし中にはしっかり示したいということも含めて、御答弁をお願いしたいと思います。

次に、法定協議会の設置については、先ほど11月を目標に設置するというので、前向きな御答弁をいただいたと思います。これは、目標というお話でしたけれども、やはり今までのバス事業者との文書のやりとりを聞いても、11月に設置するというので、明確にお答えをいただきたいと思います。

組織改革についても関連でお伺いしましたけれども、現時点での考えなのかなと思っております、市長の見解の中で、今後の話がなかったということで、私としては、今後どうしていくのだということもお伺いしたいと思いますので、それについてもお聞かせ願います。

次に、海上技術学校の存続についての質問の中で、代替施設の提案などを今後示していくということで、地元の協議、地元の提案をいただきたいという旨が向こうからあつたという御答弁だったのかなと思いますけれども、実際、そういう提案を開きに相手方がこちらに来る予定があるのかどうか、その辺についても、もし決まっているのであれば、お示ししたいと思います。

次に、色内ふ頭に関してです。海上保安庁の巡視船の件については、第2号ふ頭の関連施設の対応などをすることで検討しているというお話だったのですが、これは関連施設、電源ですとか、備品ですとか置いてあると思うのですが、いつ第2号ふ頭に設置されるのか、確保を非常に急いでいただきたいと思っていますので、時期についてお示し願いたいのと、第2号ふ頭に移った後は、また色内ふ頭に戻すということも考えているのか、その辺についてもお聞かせ願います。

あと、港湾計画の改訂について何点かお伺いしました。私は取りやめるという言葉を使って質問させていただいたのですが、一時中断だということで、御答弁がございました。一時中断ということは、再開するタイミングはどういうふうを考えているのか、そのお考えについてもお伺いしたいと思います。

質問の中でも述べさせていただきましたけれども、石狩湾新港ではあのような形で改訂されて、そういう方針が示されているということもありまして、本当に懸念をしている、石狩湾新港にいろいろな視線が向くのではないかということで、心配をしております、やはり港湾計画の改訂に向けては、実際には9年も進んでいないわけですから、しっかり進めていくという姿勢を示す意味でも、改訂作業を一時中断というのはいかがな判断だったのかというふうに思いますので、この件についてもお伺いしたい

と思います。

今回の中断について、先ほど現状の貨物量から大幅な増加が見込めないということで、施策等が削除される懸念があると、そういう御答弁をされたと思いましたが、実際に大幅な増加が見込めないということでは、小樽の港湾というのは、先ほど数字もお示しになりましたが、約1,100万トン、現状の貨物量ということで非常に当初の計画よりは確かに少なくなっていると思います。

しかしながら、北海道全体の貨物をいろいろ見たときに、約1,100万トンからどうやってふやしていくのか、どの程度増加させていくのかという考えはしっかり持っていただいて推進していただきたいなと思いますので、その増加をどの程度見込んでいらっしゃるのか、お考えについてもお聞かせ願いたいと思います。

先ほど、いろいろな計画について国の直轄事業であるですか、交付金のことですか、単独事業等々、いろいろ御説明していただきましたけれども、本当に港湾計画の改訂作業には、先ほど述べたとおり、多くの市民の方ですか、関係団体、私も港湾審議会委員の一時メンバーだったこともありますけれども、そこでそういう活発な議論、協力をしていただきながら進めてきたという経緯があるのです。それで、やはり港湾計画というのは、10年、15年と先ほどお話がありましたし、またさらには長期構想というのはさらにその先、ビジョンというのはさらに全体の将来の、小樽港の将来を目指すそういうビジョンの制定だと思いますけれども、その10年、15年先、また20年、30年先、そういうことが示せないということは、私は非常に問題があるのかなと思いますので、この協力をいただいた方にも丁寧に説明する必要がありますと思っています。どのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

先ほど来、国土交通省ですか、さまざまなほうにも直轄事業等と御協力をいただかないといけないというお話がありましたけれども、市長みずから北海道開発局ですか、国土交通省ですか、関係機関には今回の中断、今後の考え方をしっかりと報告していただき、丁寧に説明していただきたいと思っています。これは、市長自身がみずから行って、今後の支援もお願いしていただきたいと思いますが、その辺についての見解も伺います。

次に、ふれあいパス事業についてです。

これは、質問の中で本市の交渉カード、私自身は幾つか必要だったのではないかなというふうに思っています。提案についてお伺いしましたが、少しかみ合わなかったというか、答弁が具体的な負担軽減の提案策については触れられていなかったと思っています。

今回、非常に問題視しているのは、最初から交渉の中で事業者のゼロ円負担だけを持って交渉に行かれたのかどうかなのです。やはり、このゼロ円負担ということは、市で単独で今回、補正予算も計上されていますけれども、これは市民の税金から出るものでありますので、交渉のカードがこれだけだったかということ自体が、私は非常に疑問でなりません。この提案のカード、本当にこの案しかなかったのか、ないとすれば、その理由は何だったのか、お答え願いたいと思います。

来年度以降の負担については、協議がなされたのかという質問をさせていただいていますけれども、市の考えとしては、この市の負担100円は続けていった中で協議を行っていきたいというようなお話だったかと思っています。平成30年度予算というのは、多分、今定例会が終わって11月、12月、予算案を提出するということは、どういうふうにしていくのかという案が示されないと、議会としても議論もできないわけでありますから、今時点で考えている案について説明をしていただきたいと思っています。

中央バスの条件というか、最終的にはゼロ円負担になったわけですが、この話の経過を見ていくと、やはり市長と社長、信頼関係云々、言った言わないのお話がありますが、やはりそこにそもそもの要因があるのではないかと、それが一つの要因ではないかなと私としては思っています。市長自身

が、今後、社長とお話をすると思いますけれども、本当に要因はそこだなというふうに思っております。

今後、来年度に向けて、先ほどどういう案があるかということもお伺いしましたけれども、この交渉をするに当たっては、もう少し何かできないかということをお願いしたいというのが本音なのです。というのは、バスカードだとか回数券というのは割引されているので、そういうことも含めて交渉できなかったのかなと、率直な疑問です。その辺についてもあわせて説明願いたいと思います。

そもそも、最後、ここで質問を投げかけましたけれども、議会に全く説明がなされなかったということは、本当に問題だと思っています。確かに、事業を行っているのは市かもしれませんが、ふれあいパス事業というのは、議会で本当に議論をされて、作り上げた制度だと私は思っています。これに関して、ある意味、勝手に30円負担ゼロというカードを出して、今後、制度の見直しをしていくとなれば、利用者のアンケート調査は、では一体何だったのかと、そういう疑問も浮かんできますので、なぜ議会に報告がされなかったのか、いま一度、説明をいただきたいと思います。

次に、除排雪についてです。初めに、今回の予算の委託費の算出について、過去5年間の除雪の回数、排雪量を伺いましたが、市長はきめ細やかな除雪とおっしゃっているので、除雪の回数は例年に比べて若干プラスの考えだったのかなというふうには思っていますけれども、排雪について、決算実績ベースでお答えいただき、非常に低い予算計上の考え方、33万7千立方メートルとおっしゃっていましたので、この排雪量の今年度予算の考え方、これについて、いま一度、御説明願いたいと思います。

それと、地域総合除雪業務、3社以上とすることを検討中ということで、登録状況を勘案するとおっしゃっていたのですが、そういうことであれば、登録状況がたくさんであれば、では、4社にするのか、また、少ない年は2社にするのか、毎年、登録状況を勘案しなければならないのかという疑問にもなってくるのですが、その都度変える必要があるのか、いま一度、御説明願いたいと思います。

次に、排雪の考え方についてです。

この排雪は本当にいろいろ苦情等々もあったということもありますけれども、バス路線、通学路については、現地の確認をしてと答弁されておりますけれども、今まで道路の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難のときに必要な時期、必要な箇所についてやるという答弁とは違う判断をなさるといことでよろしいかどうか。そのバス路線、通学路について、どう判断するのか、いま一度、この件については説明をお願いしたいと思います。

先ほど、除雪費の抑制に向けた取り組みについて伺いましたが、排雪費抑制ではないと市長は御答弁されました。ただ、市長の進める政策、取り組みを見ていくと、除雪の回数がふえるわけですから、除雪がふえるということは、雪山は積み重なる、排雪はどうしてもふえるということが普通、考えても増加するということを見込めるというふうに思っています。

そういった中で、先ほどの予算計上になった排雪量のことですとか、また、平成27年、28年の排雪の状況を見ても、やはり排雪を抑えることで除雪費の抑制を図っているというふうにしかな考えられないと思いますし、そのことについて反論があれば、もう一度伺います。

(発言する者あり)

次に、貸出ダンプ制度ですけれども、先ほど、雪堆積場の利用の検討はできないかという中で、直ちに実施は難しいというお話だったと思います。直ちに難しいかもしれないということでもありますけれども、市長の御答弁の中で、この見直しを行ったのは公平に活用される制度にするということで見直しをしたと。

でも、今まで雪堆積場を利用なさっていた方から、先ほどどのような要望が届いているかというお話の中にも、道路の雪しか出していないのだというお話もあったというふうに思いまして、この道路の雪

は、貸出ダンプの雪の対象だと思っています。公平に判断するのであれば、やはり道路の幅員ですとか、距離ですとか、どのぐらい降ったかという、そういうことを算出して雪堆積場の雪にきちんと色分けをこちらでつくってあげれば、それは市民にとって公平に雪堆積場の道路の雪だけを貸出ダンプ利用していただけるというふうにつながっていくのではないかと思いますので、本当に直ちには難しいという理由は一定程度理解はできますけれども、進めていくかどうかについて、いま一度、研究をしていただきたいと思っています。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、私から1点目は、コンプライアンス委員会に伴う処分、速やかにすべきという御指摘があったと思いますので、その点におきましては、現状の方針が決まりましたら、速やかに私の処分について提案をしたいというふうに思っております。一日も早く提案できるように、現在、努力しているところでございますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それと、公共交通における組織改革の点についても、私から答弁させていただきます。

今までも答弁させていただいていると思うのですが、もともと市の公共交通における取り組みの経過の中で、庁内会議においてまちづくりを所管している建設部においてというお話が一つ踏まえられたところでございます。現状におきましては、先ほど答弁させていただいたように、3部にわたる状態ではありますが、現在、公共交通をまちづくり推進に携わるところが中心で行っておりますので、最終的にはそこが中心として行っていくべきではないかということで、現在、庁内では検討を進めているところでございます。市の方針等が決まりましたら、議員の皆様にもコンクリートする前にしっかりお知らせをしたいというふうに思っておりますが、現状においてはその方向で進めているということで、御理解いただければと思います。

それと、私からは、将来の小樽港においての計画のお話で、今回の件において、今まで御協力していただいた方もたくさんいらっしゃる、また、関係機関もあります。それに対して市長みずから、やはりきちんと説明すべきだということでありましたけれども、私自身もこの点においては、御協力いただいた方はもとより、港湾関係者、さらには関係機関の方々にはしっかり説明しなければならないと思っておりますので、私も含めまして、直接、説明できるようにしてまいりたいと思っております。

それと、ふれあいバスの件におきましても、1点、私から、お答えさせていただきます。

来年度以降のことでありますけれども、皆様にもお話させていただいているように、アンケート調査を行って、市としてはそれがやっとまとまったところで、それをもとに、これからどうするのかという議論をしていこうというところでありましたので、現行、市において次の案というものをまだ残念ながら持ち得ておりません。ですので、そのことを中央バスにもお伝えし、平成30年度に変えられるような努力をと思っはいたところですが、残念ながらそのような状態とはなっておりませんので、私たちは現状で、案自体は持っていないということで御理解いただきたいとともに、今後の対応策においては、少し時間がかかると思いますので、もちろんアンケート調査はもとより、実際に使われている市民の皆様、また議員の皆様からいろいろ御指摘や御提案をいただきながら……

（「してるしょ」と呼ぶ者あり）

制度変更も含めた検討を、それを進めていきたいというふうに思っておりますので、現状では残念ながら持ち得ておりません。ですので、来年度においては、今回、提案させていただいている負担100円という内容のまま、続けざるを得ないと考えていることから、そのように答弁させていただいたところでございます。

(「いつまでに……」と呼ぶ者あり)

(「ふれあいバス事業の中身わかってないんじゃないか……」と呼ぶ者あり)

あと、私からは、除排雪について、少しお話させていただきます。

排雪量が非常に少ないということで、お話がありましたけれども、この排雪量は、今、お話しさせていただいたのは、あくまで実績ベースでございます。ですので、24年度以降において、いわゆる予算を組むときにおける想定のおきましては、先ほども答弁させていただいたように、現在も過去と遜色ない形における量でございますので、今回、29年度で基礎とした予算においても、抑制をした形で出しているわけではございません。今までの状況も鑑みながら出しているところでございますので、それについては御理解をいただきたいと思っております。

(発言する者あり)

(「それはおかしいでしょう」と呼ぶ者あり)

(「森井市長になる前の半分になっているんだよ、排雪量」と呼ぶ者あり)

先ほどからお話ししているように、答弁させていただいたものは排雪量の実績について答弁させていただいております。ですが、24年度は補正を組んだ後の実績数としてお話ししておりますので、当時、予算を組んだときの予定量においては、もともと24年度は73万立方メートルと先ほど答えておりますが、予算時にそれを組んでいたわけではございません。

(発言する者あり)

それと、雪のことでもう1点、私から答弁させていただきますが、除雪を行うと雪山が高くなり排雪回数がふえるのではという御指摘であったと思っておりますが、当然、除雪を行うことで、雪というものはコントロールすることになりますけれども、先ほど来からお話しさせていただいているように、それに伴う雪押し場がしっかり確保できたり、また雪を置ける場所がロータリー等も含めて配置できるようになれば、その排雪に必ず直結するとは限らないのではないかなと思っておりますのでございます。

しかしながら、それは現場、状況によってかなり明確に表現することは難しいと思っておりますので、地域ごと、路線ごとによって状況が違いますので、しかしながら、千葉議員がおっしゃるような一概に除雪を繰り返せば排雪量がふえるというふうには、私自身は考えておりません。

(「やらないだけでしょ、ただ」と呼ぶ者あり)

(「とんでもないな」と呼ぶ者あり)

(「証拠見せてくださいよ、隠してないで」と呼ぶ者あり)

(「副市長しっかりしないとだめだよ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(上林 猛) 千葉議員の再質問にお答えいたします。

私からは、まず、海上技術学校に関連して、地元の協議ということで、市として何か提案を具体的に持っているのかということだと思っておりますが、近々、向こうのほうから担当が来て、提案といっても内容は大変複雑だとか、校舎だけではなくて、寄宿舎、実習棟、それからグラウンドもありますし、そ

の辺の建築年度もそれぞればらばらということもあって、1カ所で全部終わればいいのですけれども、そういう複雑な状況もございますので、まずは向こうからどのような考え方があるのか、ある程度こちらのほうの校舎の状況は既に提出しておりますので、その提出した資料をもとに、具体的話を現地でしましょうということになっておりますので、その経過を見守りたいというふうに今思っています。

それから、私からは、ふれあいパスの件で、第1点目に、ゼロという負担の、そのカードがそれしかなかったのかということの問いでございますけれども、これまでも説明してきましたように、3月にこれまでどおりの負担ではできないという申し出がありました。それに関連して、平成29年度はいずれにしても、市のほうはさまざまな検討課題がありますので、30年度以降に、その負担のことについては検討させていただきたいということで、当面は4月、5月、その辺はこちらとすれば30年度以降にお願いしたいという話をしておりましたので、その関係で協議を折り返さないまま継続していた。

6月に入って、第2回定例会終了後だと思うのですが、6月の末だと思いますけれども、改めて中央バスから、もうこの状況であれば事業の実施もできないと。早急に市長としての、市としての考え方を出さない限り事業の実施に協力できない、そういう強い申し入れがありました。

そこで、7月10日に私が中央バスのほうに出かけました。そのときには、社長と常務と向こうのほうで会うことになったわけですが、その席上で社長からは、もう10円、20円の話ではないと、全てゼロでなければ今後の交渉はできないのだと強い申し入れが、私の感覚では突然に社長から具体的に額の提示があったということで、そのときに初めてゼロ回答と、向こうからはいただいたということがありましたので。

それ以降、直ちに持ち帰りまして、内部で協議をした。その間、ゼロでなければ回答できないと、だめだということがあったものですから、それで持ち帰って内部で協議した結果、8月2日に。ただ、向こうは当初は4月にさかのぼって全部という話でしたけれども、市とすれば4月から9月までは現状行っている30円の負担をお願いをしたいと。10月以降については、この第3回定例会の補正予算に計上して、議会と議論をした上でお願いをし、それで可決になれば、10月以降は市が100円を負担をするという方向でどうでしょうかということ、こちらから提案をさせていただきました。

ただ、その際にこちらから具体的な提案ではなくて、私から一つの考え方として、段階的にやる方法などは考えられないのでしょうかという話は、私からさせていただきましたが、社長からは、もうそういうことは言っていられないのだと、もうオール・オア・ナッシングだという話で、その話は受け入れてもらえなかったという経過でございますので。

その時期が、実は前にも説明で申し上げたとおり、私どもは来年30年度に何とか見直しをしてほしいということで協議を進めておりましたので、その意味では議会には事業執行上のことなので、相手方との議論がある程度方向性が出るまでは、市としての考え方がまとまるまでは、議会にはまだ説明ができないものというふうに思っていましたので、結果的に、8月2日にこちらから提案した内容で、大筋で了解が得られたのが、中央バスから返事等が来たのが8月21日だったと記憶しております。それで、急遽第3回定例会の補正ということになりましたので、御理解をいただきたいと思います。

それから、先ほど言った割引の話ですとか、10円、20円の話については、事務的には10円、20円の話も資料としては積算していたのですけれども、結果として提示に至るまではいかなかったということでございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長（前田一信） 海上技術学校の関係で、先ほど副市長からお話いたしましたけれども、再質問の中で地元提案がいつになるのかという質問もございましたので、その点については、私からお答えします。

実は、明日の午前中に国土交通省の職員1名と、それから海技教育機構の職員2名、こちらが来庁する予定になってございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

除雪費、何点か質問がありました。まず私からは、平成29年度の排雪の予算についてですけれども、考え方としては、平成27年度の実績27万立方メートルに、29年度で新たな取り組みとしまして、第2種の路線出動回数の変更で4万立方メートル、交差点雪山処理に対して1万2,000立方メートルで、駅前周辺観光に配慮した排雪で5,000立方メートル、貸出ダンプの2種路線の廃止に伴うもので1万立方メートルで、合計6万7,000立方メートルを足しまして33万7,000立方メートルとなっております。

JVの構成員数につきましては、基本的に我々としては、やはり4社以上という形を基本的に考えております。そういうこともありまして、まず登録者数に応じて、そのときに判断をしていきたいというふうには考えておりますので、ここでお答えをすることはできないと考えております。

あと排雪のバス路線と、あと通学路についてですけれども、まずバス路線につきましては、今バス事業者と共同でパトロールをするということと、常に現地の確認をして、情報交換を行うというふうにしております。通学路におきましては、これから年末年始におきまして教育委員会と協議を行っていきと。そして、できれば要望に応えられれば応えてはいきたいのですけれども、そのときの雪の降雪の状況等で、判断は入ってくるのかなというふうには考えております。

それと、あと貸出ダンプの堆積場についてなのですけれども、まずこの堆積場につきましては、平成22年度に対象にしたと。それから、要は事業費が増大をしていっているという背景があります。そういった中で我々としても、この貸出ダンプ制度は、維持をしていきたいと考えますと、どうしてもやはりある程度の限られた予算の中で何とか事業ができないかということで、今見直しを行っているところであります。

今、千葉議員からお話がありましておりに、その堆積場に道路の雪しか置いていないという部分は、我々もその話を聞いて理解はしてはいるのですけれども、今ちょうど制度見直しの中で、一度こういう形で判断をしましたので、やはり今後限られた予算の中でどういった貸出ダンプの制度のあり方というものを考えていかないと、これをこのままにしますと、やはり予算がどんどん増大をしていって制度自体が成り立たなくなるのかなという心配もありますので、まずは、昨年見直しをしましたので、それを今は継続していきたいと考えております。

先ほど市長からも答弁ありましたが、当初予算の排雪量なのですけれども、平成24年度では当初予算では33万立方メートルを見込んでおります。25年度は29万5,000立方メートル、26年度は29万立方メートル、27年度は38万立方メートル、そして28年度は32万2,000立方メートルというので、当初で排雪量を見込んでいる状況であります。

地域公共交通の法定協議会の設置ですけれども、市長から11月を目標にという答弁だったのですが、現在、我々としては、11月の設置を目標に、今準備を進めているところであります。基本的には11月に設置という形は考えておりますけれども、その手続上、もしかしたら延びる可能性もあるかもしれないのですけれども、今事務処理といいますか、11月設置に向けて取り組んでいるという状況であり

ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 千葉議員の再質問にお答えいたします。

私から4点、まず6番目にお尋ねありました、色内ふ頭の老朽化に伴う巡視船の移転の関係の御質問でございますけれども、色内ふ頭の老朽化に伴うことを海上保安部に御説明に上がりまして、その後、事務レベルでいろいろと協議しております。その関係で、移転に必要な施設といたしましては、陸電施設のキュービクル、倉庫、それから給水用のメーターですとか防舷材、そういったものということで、今洗い出しは終わっていきまして、協議は進めていますけれども、まだ時期ははっきりとは決まっておりませんので、またそれも含めて協議をしているという状況でございます。

それから、色内ふ頭の改修が終わった場合、また色内ふ頭に戻すのかという関係の御質問だったと思っておりますけれども、それはその方向で考えているところでございます。また色内ふ頭が直った場合は、そちらに戻っていただくという考えでおります。

それから、7番目に御質問ございました、港湾計画を取りやめるということが一時中断なのかということ、まずその点でございますけれども、あくまでも、私どもは一時中断というふうに考えております。

それから、再開のタイミングをどうするのかということでございますけれども、市長の答弁にもありましたとおり、まず基本理念と目標を改めて設定していきたいと考えております。これにつきましては、長期構想検討委員会にかかわる委託で、小樽港の現状や課題、情勢等について洗い出しをした資料がございますので、それをそのまま引き継いで、多くの港湾関係者の皆様からいろいろ御意見を伺いまして、その上で基本理念、目標を設定してまいりたいと思っておりますので、それができ次第、また新たに長期構想の策定を再開してまいりたいと考えているところでございます。それが再開の一つのタイミングかなというふうに考えております。

それから次、8番目に御質問ありました、石狩湾新港のほうがさまざまな、いろいろ整備を進めていることで、そちらのほうに視線が向いていくのではないかと、そういったようなことでございますが、それにつきましては、本質問の答弁の繰り返しになりますけれども、あくまでも関係者の皆様に、このたびの一時中断が小樽港の発展に向けて、よりよい計画を策定するためのものだということをきちんと御説明した上で、御理解をいただくように進めていきたいと考えております。

それから、9番目の御質問ですけれども、現状の貨物量から大幅な増が見込めない中、どの程度増加させていくのか、その考え方は、現状は約1,100万トンなのですが、どれぐらい増加させていくのかという考え方の部分につきましては、これまでの港湾計画の考え方、改訂の基本的な考え方の中でも、基本的に現状の取り扱い実績と今後の見込みを加味したという表現をしていたのですが、その今後の見込みを加味したの部分が、なかなかはっきりしない部分でございますので、そのあたりをきちんと精査していく必要があるかというふうに考えております。そのためにも、まず大きな小樽港の進むべき方向を見定めていかなければならないと考えておりますので、その辺を決めた上で、見込みというのは後ほど出てくるものかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所次長。

○保健所次長(犬塚雅彦) 千葉議員の再質問にお答えします。

私からは、不妊治療、不育治療の助成に関するお尋ねについての答弁でございます。

5年前の御質問のときでございますけれども、それを受けまして、本市といたしましては、他都市の

状況、助成状況について情報収集していた中で、財政の状況ですとか、また道が助成制度の拡充をしたということで、踏み込んだ検討まではしていなかったということでございます。そういった意味では、現在も進んでございません。

ただ、先ほど市長の答弁でもございましたとおり、少子化対策につながるものと考えておりますので、道の制度活用について周知を図ることと並行しまして、財源の問題については課題はあると思っておりますけれども、改めて研究してまいりたいと考えてございます。

（「改めて研究なら検討より下がっちゃったじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 再質問の中で答弁漏れはございますか、千葉議員。よろしいですか。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

○2番（千葉美幸議員） 市長、まとめて御答弁いただいたかなと、答弁漏れではないと思うのですが、1点。先ほど港湾計画に対して、関係機関等、市民とかに話をしていくというお話だったのですけれども、この改訂を一時中断するというので、国土交通省ですとか、関係庁に市長がみずから赴いて、しっかり丁寧に説明していただきたいと。その辺について、いま一度御答弁をいただきたいと。

（「ふれあいパスの関係も言っていないですよ、市長と社長の……」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほど、私の答弁は、関係機関という表現で、今お話のあった省庁であったり、関係する開発局等に対して説明するという意図で、関係機関という表現を、先ほど使わせていただきました。私自身も含めまして、担当の職員等と一緒に直接出向くことは重要であるというふうに思っております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

○2番（千葉美幸議員） 再々質問させていただきます。

今、再質問でいろいろ御答弁いただきました。まず、ふれあいパスについてであります。

これは平成30年度の今時点で、案はないということでありまして、100円の負担は継続をしていくというお話だったのですが、先ほど御答弁いただきましたけれども、毎年度五千数百万円という負担を強いられることとなります。やはり先ほど来、質問させていただいていますけれども、なぜそれしか案を示せなかったのかといったところで非常に疑問が残るところです。

先ほど副市長からは、社長から、もうこれ以上は待てないというお話があったと言いますけれども、そもそもこの話というのは、先ほど経緯、経過を聞いたら、26年度から話があって、最初は軽減ですとか減額ですとかという話だったのですよね、文書のやりとりを見ても。それが、なぜ突然30円全額負担になったのかなという、本当にその結果そうなったことに対して非常に疑問が残りますし、こういう交渉結果が出たことに対して、副市長の交渉自体がどうだったのかというふうに思わざるを得ないと思っております。

30年度の案は今時点ではないということは、全く今の制度を見直さないまま、まずは30年度いって、その間に市が100円負担することをベースに考えて、制度の利用者を、要は制限するという方向に行くとか考えられないので、その辺についてもお答えいただきたいと思っております。

それで次に、排雪量であります。

先ほど、部長からも、排雪の予算については、予算上はそんなに抑制をしていないという市長の答弁と合った内容だったかなと思いますけれども、そもそも今年度の予算を見ても、その内訳を見ると、27年度は少ない量でまずは予算を計上しているということで、少雪の排雪の予算を計上して、必要な予算、補正予算をしてくれるのだったら、まだ一定程度予算計上の部分では、こういう計上、試算なのかなと思いますけれども、今、27年度、28年度を見ても、やはりここは排雪をしてもらいたいのだと、もう危険なのだという箇所すら排雪をしていないという状況があって、市民からたくさんの排雪要望が出ました。

そもそも、やはりこれは市長はそうは思っていないと言っても、市民はそうとしか見ていないというふうに思っています。この排雪の仕方で私が非常に疑問に思うのは、必要な箇所をするということです。これは言葉が適切かどうかわかりませんが、要は市内全体を見たときに、虫食いのような形で排雪を行っているわけでありまして。これは一時的に大雪が来た場合には、排雪をしなくてぎりぎりのところ、プラス今まで排雪を行ったところも含めて一気に排雪が必要になった場合に、市民生活でどういう影響があるか、そういうことを懸念しています。

これは、やはり計画的に排雪を行っていく、例えば今まで行ってきたように、高いところは雪も非常に降雪、雪解けが遅いのでありますから、そういう雪山の多いところから順序よく計画的に行いながら、雪の降り方を検討していくという、以前はそういうやり方だというふうに思っていますから。苦情が入ったときに、あそこの地域に排雪が入ったから、もうそろそろこっちに来るということで、市民は我慢するのです、それまで何とか自分の周りに雪を捨てておこうということで我慢しているという部分があります。

でも今の状況は、本当にもう危険だと思って見に来てもらっても、排雪をしてもらえない。雪解けを待っているという状況もありまして、これは排雪をしないことが、市長のきめ細やかな除雪の公約なのかという疑問もありますので、この排雪の仕方については、もう少し検討したいと思いますので、これいま一度、御答弁をお願いしたいと思います。

最後に、先ほど不妊治療、不育治療の件でお話がありました。

道の助成制度を周知していくというお話だったのですけれども、実際に不妊治療をしている方たちというのは、道の補助、助成では全く金額が足りないのです。その実態をわかっての御答弁だったかということも、再度お聞きしたいのと、私が5年前に質問したときよりも、120市町村が特定不妊治療について、道の助成とは別枠で単独の助成をしているという意味からも、これは早急に検討して推進をしていただきたいと思いますので、この件について、最後、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再々質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外においては、担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、まず、ふれあいパスの件において、それしか案がなかったのかという御指摘であったかと思いますが、ふれあいパスの件におきましては、おっしゃるように平成26年度より、金額等も含めて1億5,000万円という一つのラインを決めて、その予算に見合う流れが、どういうふうにできるのかということで、私が就任後においても、もともと行っていたアンケート調査に基づいて、一時期、冊数制限

の話も含めて幾つか議会に御提案をさせていただいたところでございます。

結果、皆様からも御指摘をいただいたり、または利用者の方々からも冊数制限においてはというお話もあって、一旦それを白紙にして、もう一度それを調査し直そうということでアンケート調査に、改めて目的、利用頻度、それらも含めて、また利用者以外の方々の声も聞くということで、もう一度仕切り直しと言えはよろしいのでしょうか、そのように取り組ませていただいた経過は、皆様も御存じのとおりだと思っております。

そのように、このふれあいパスの変更においては、利用者も含めて非常に期待されているという制度であることから、その変更においては非常に慎重を期さなければならないというふうに私自身は思っております。そのアンケート調査や、その制度設計、当然中央バスの意向もありますから、その調整も含めて、すぐに具体的な案に結びついていないというのは、もう皆様も御理解のとおりではないかと思っております。

そのようなさなかで、アンケート調査はこのたび終わったことから、これからその内容の精査を含めて行った上で、市民の皆様、議員の皆様はもとより、中央バスと調整に入ろうという段階でありましたので、我々はその件において、現状においては案がなかったというところでございます。

先ほど副市長からお話がありましたように、中央バスからは、現行30円の負担においては、もうできないというお話ありましたが、副市長からは、それを来年度、現在も動いている状況なので、30年度より徐々に段階的にということも含めて、こちらとしては手持ちとしてではありませんけれども、そのようなお話もさせていただいたところではありましたが、残念ながらそれに至らずに、このような形で皆様に御報告し、提案させていただいたという経緯でございますので。

私といたしましては、やはりどうしてもこの点における制度変更においては、時間がかかるという点においては、皆様との共通理解だというふうに思っておりますので、現状において副市長の交渉における問題とかではなくて、中央バスからの要望は、私たちがそのように段階を踏むということを持たなかったという認識でございます。

もう1点、私から排雪のことについてお話しさせていただきます。

先ほど来からおっしゃっているのは、多分、私の就任前における排雪状況についてのお話だったかと思えますけれども、私が就任する前の3年間におきましては、予算としては先ほど建設部長が答弁させていただいたことを見込んで、その想定のもとで執行していたところでございます。

しかしながら、その降雪量の変動状況によって補正予算を組んで、最終的にその排雪機会が、量も含めて70万立方メートルを超える形で行ってきた経過がございます。現状におきまして、毎年70万立方メートルで予算を組むというのは、非常に難しい。

(「そんなことは聞いてない」と呼ぶ者あり)

(「誰がそんなこと言った」と呼ぶ者あり)

先ほど来からお話しさせていただいているように、排雪路線において、全ての路線を排雪するための予算を組むというのは困難でございます。立方メートル数が、大体このあたりでということで、私たちも見込みながらやっておりますけれども、この立方メートル数で全ての排雪路線を排雪することはできません。

ですので、その中で本当にパトロールをしっかり行って、その都度、その場所において必要などころに対して排雪をしていくというのは、私自身は過去の小樽市における、除排雪における一連の手順としてずっと行われてきたことだというふうに思っておりますので、それを改めて厳密にしっかり行っているということから、パトロールの体制の強化も含めて進めているところでございますので、先ほど千葉

議員が御指摘のような排雪抑制という考え方をもって言っているわけではございません。

(「予特で抑制しているって言ったんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所次長。

○保健所次長(犬塚雅彦) 千葉議員の再々質問について、お答えいたします。

5年前の話で、その当時、補助といえますか、治療を受ける数の実態、治療費も含めてです、実態を知っていたのかどうかにつきましては、私どもとしては、一般論として治療費が高額だ、30万円、何十万円かかるということは把握しておりましたけれども、実際その治療を受ける方が複数回受けることとなりますし、交通費を含めた総額は、ある程度お金がかかるだろうという程度で、実態までは具体的には把握していませんでした。

今、千葉議員の御指摘のとおり、現在、120市町村で特定不妊治療の助成が進んでございますので、先ほども再質問の答弁でさせていただきましたが、しっかり、財源の問題はあるのですけれども、できるか、早いうちに考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(鈴木喜明) 千葉議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 4時00分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○7番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して質問します。

1項目め、森井市長の政治姿勢について質問します。

第1に、原発の最終処分場についてです。

政府は、原発から出る高レベル放射性廃棄物、核のごみを地下に埋める最終処分場選びの基礎資料となる科学的特性マップを公表し、小樽市は候補地の可能性もあるとされています。2017年に行ったどの世論調査を見ても、原発再稼働反対が50%を超え、賛成を大きく上回っています。それだけ住民の反対の声や、6年前の福島第一原発のような事故を二度と起こしてはいけないとの願いでもあります。また、原発を再稼働させてしまえば、さらに核のごみがふえ続けることとなります。市長は、小樽市が核のごみの適地とされたことを、どのように捉えていますか。市長が原発再稼働反対の立場ならば、政府に対して、小樽市は核のごみの処分場の受け入れは認めないときっぱり断るべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、平和問題についてです。

ことし8月21日に米国海軍第7艦隊のイージス駆逐艦がタンカーと衝突し、10人が行方不明という事故が起きました。第7艦隊の艦船事故は、ことし4件目という異常事態となりましたが、現在も事故原因は不明なままです。静岡県沖合で起こった衝突事故についても、日米地位協定により、日本の領海上での事故にもかかわらず、日本国側によるイージス艦の調査がされないまま米軍が引き上げる結果となりました。小樽港には、毎年のように米艦船第7艦隊の艦船が入港しています。事故を起こしたイージス巡洋艦アンティータム、ジョン・S・マケインも、フィッツジェラルドも、小樽港に入港しています。横須賀市や静岡県沖で起きた事故は小樽港周辺でも起こり得る話であり、決して他人事ではありません。

せん。市長は、このような事故が多発していても、受け入れ判断の3項目の一つ、入出港時及び接岸時の安全性は確認されているとお考えですか。

8月5日には、オーストラリア沖でオスプレイの墜落事故があり、原因究明も進まないまま、事故からわずか13日後には、青森県から北海道大演習場に飛来しました。後志の自治体職員は、役場の真上を飛行するオスプレイについて、ダンプカーが空から降ってきたようだ、騒音と墜落に対する不安からも二度と飛行はしてほしくないと、驚きと怒りを込めて話しています。また、役場には連絡は一切なく、町民からの問い合わせも多くあり、困惑したと聞いています。市長は、このような地元に事前連絡せず、住民を無視した米軍の姿勢についてどうお考えですか、見解を伺います。

昨年9月には、陸上自衛隊北部方面隊、水際地雷敷設訓練が、おたるドリームビーチで行われています。仮にことしもおたるドリームビーチを使用した訓練を実施するとして、北海道知事から意見を求められた場合は、どのようにお答えするつもりですか。また市長は、憩いの場である海水浴場での水際地雷敷設訓練をすることについて、どう思いますか。

次に、核兵器禁止条約についてです。

ことしは、米国による原爆投下から72年目を迎えました。この悲劇を繰り返すわけにはいかないと、長年の原水爆禁止運動が実を結び、7月に人類史上初めて核兵器を違法化とする核兵器禁止条約が国連会議で122カ国が賛成し、採択されました。被爆者が、単なる核兵器犠牲者というだけではなく、長年命をかけて核兵器の非人道性を訴えたことが、国際、地域組織、宗教指導者、学術研究者などにも広がり、何とんでもこの条約をつくらねばと大きな運動になり、条約をつくる力となったのです。市長は、人類史上初めて核兵器を違法と認める核兵器禁止条約の採択についてどう思いますか。お答えください。

長崎の平和式典では、田上富久長崎市長が、国連で採択された核兵器禁止条約について、被爆者が長年積み重ねてきた努力が、ようやく形になった。日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢を、被爆地は到底理解できない。唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約の一日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策の見直しを進めてください。日本の参加を国際社会は待っていますと訴えました。

安倍首相は、広島に続いて核兵器禁止条約に触れず、核兵器のない世界を実現するには、核保有国と非核保有国双方の参画が必要と禁止条約に背を向ける姿勢を示し、この姿勢に被爆者団体の代表は、禁止条約に参加しないのは、被爆国としての立場を放棄している、どこの国の総理大臣か、口先だけの核廃絶というほかならぬと強く怒りを示しています。

そこで伺いますが、小樽市は平和首長会議に加盟をしていますが、森井市長は一度も会議に参加したことがないと聞いています。ぜひ平和首長会議に参加し、ほかの自治体と協力して、日本政府が核兵器禁止条約の批准をするよう求めているかがですか。

次に、コンプライアンス委員会の調査報告についてです。

8月21日、小樽市コンプライアンス委員会より、高島漁港における観光船事業と係留における法令・条例違反について、通報対象事実ありと報告されました。職員倫理条例では、市長らは通報対象事実があると認める報告を受けたときには、必要に応じて関係者の処分を行うものとするがあります。今回の高島漁港における観光船事業の是正措置とは、係船環及び陸域の施設の原状回復しかありません。市長の見解を伺います。

観光船事業者は、無許可のUフックの取り付け工事、市の指導に従わないことなど不誠実な対応を繰り返してきました。このように市の指導に従わない事業者の対応について、市長は不誠実だと感じませんか。市長の認識を示してください。

議会は、昨年、第3回定例会で、この問題についての市長の責任を問う問責決議を行い、続く第4回定例会では、高島袖護岸での係船環設置許可の取り消しを求めることを決議しました。しかし、それでも市長は、事業者側に立った対応をしてきました。議会の意思決定を無視してまで、観光船事業者を擁護した理由を説明してください。

市長は、今回、議案説明のときに、最終的に行政執行の責任は、市長である私にあるものと考えておりますと話しておりました。9月5日の提案説明でも、職員に先行してみずからを律することも考えていると述べました。市長は、どのような責任をとるおつもりですか。お答えください。

次に、海の事故についてです。

先月27日、小樽市銭函2丁目の海岸で、遊泳区域外の場所で高校生3名が溺れて亡くなる事故がありました。亡くなられた方々の御冥福を申し上げるとともに、御家族の皆様にはお見舞い申し上げます。2014年にも中学生が同じ場所で亡くなる事故が起き、市内でも毎年のように遊泳区域外で水難死亡事故が起きています。2012年から2016年に北海道で起きた遊泳中の事故は、海水浴場の9名に対し、遊泳区域外が61名と大半を占め、死亡や行方不明者数も海水浴場1名に対し、遊泳区域外は22に達しています。

市内でも、海水浴場となっていない豊井浜では、土日になると海水浴に訪れる方であふれ、大変混雑していたと聞いています。このような事故を二度と起こさないためにも、遊泳区域外の水難防止対策について、小樽市として海岸管理者である北海道と北海道警察、海上保安庁らと何らかの対応がとれないかを話し合うべきではありませんか。お答えください。

次に、港湾計画についてです。

先日、港湾室より、港湾計画の改訂作業を一時中断すると説明がありました。港湾計画のための基本理念を作成してから再開するという説明でした。しかし、港湾計画の改訂については、既に7年以上もかけて準備を重ねてきたところです。2015年8月には、小樽港港湾計画改訂に向けた基本方針案を取りまとめました。そして2016年8月に第1回小樽港長期構想検討委員会が開催されました。基本理念を作成するといいますが、基本方針案には港湾計画改訂の基本的な考え方が既に示されています。改訂に向けた準備が整ったから長期構想検討委員会が開催されたのではないですか。お答えください。

基本理念とは、基本方針案と全く異なることが示されるのですか。2015年度決算では、港湾計画改訂事業費として約1,580万円を執行しています。さらに2016年度予算では1990万円が予算計上され、545万円が執行されていました。このように市長は港湾計画改訂作業の一時中断について、改訂事業費の多くが無駄になってしまったと考えませんか。市長の見解を示してください。

港湾計画の改訂作業一時中断する原因は、2016年8月に開かれた第1回長期構想検討委員会の後、いわゆる庁内会議で示された方向性にあります。長期構想検討委員会や地方港湾審議会において庁内会議で示された方向性について議案として挙げて議論した経過はありますか、説明してください。また、あるとすれば、どのような議論があったのか、ないのであれば長期構想検討委員会や地方港湾審議会を無視することになると考えますが、市長の認識を伺います。

第2回定例会の経済常任委員会で、港湾室長は、港湾計画は法定計画だから早く策定して、市民の皆様提示することが責務だと思っておりますと答弁しました。それならば、第1回長期構想検討委員会までに定まっていた方向で改訂作業を進める決断をすれば、すぐにでも第2回長期構想検討委員会を開くことができます。庁内会議で示された方向性を撤回し、港湾計画改訂作業を続けることを求めます。お答えください。

1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高野委員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢についての御質問がありました。

初めに、原発の最終処分場についてですが、本市が高レベル放射性廃棄物の受入れ適地とされたことにつきましては、地理的要件などに基づき国が一方向的に公表したものであり、大変困惑しているところでもあります。私としては、これまでも原発再稼働反対を明確に申し上げており、最終処分場を受け入れる考えはありませんので、何らかの照会等があった際には、私の考えを申し上げたいと考えております。

次に、平和問題についてですが、まず、受け入れ判断3項目の一つ、入出港時及び接岸時の安全性の確認につきましては、あらかじめ米艦船の長さや幅及び喫水などの船形を確認し、小樽港各ふ頭岸壁の長さ、前面水深及び回頭水域などから確実に接岸可能な岸壁を選定しているところでもあります。また、小樽港内外の水域に精通した水先案内人が米艦船に乗船し、2隻の引き船を使用して離接岸作業を行うとともに、港湾室においては航路などで他の商船と行き違いにならないように、入出港時間の調整等を行っていることから、安全性が確保されているものと考えております。

次に、オスプレイの飛行に関する米軍の姿勢につきましては、本市でオスプレイの飛行は確認されておりませんが、北海道や道内関係自治体が国に対し、日米共同訓練におけるオスプレイの飛行自粛を要請したと聞いており、私といたしましても、市民の皆様方の安全・安心を守る立場として、その要請に賛同するところでもあります。このたびの飛行、さらには今後のことに関し、米軍には地域の不安や懸念を認識していただくとともに、まずは国がしっかりと情報を収集し、その情報を自治体に提供するなどの配慮が図られるべきではないかと考えております。

次に、陸上自衛隊によるドリームビーチでの水際地雷敷設訓練につきましては、本年も10月初旬にドリームビーチにおいて実施したいと、7月下旬に陸上自衛隊北部方面隊の訓練担当の方が来訪し、道路の占用申請について打診を受けましたが、昨年の第3回定例会における議論経過を踏まえ、ドリームビーチでの実施は、安全・安心な海水浴場のイメージを損なう懸念があることから、実施を考え直していただきたい旨、お答えをしたところでもあります。実際に北海道から海岸占用に係る意見照会があった場合におきましても、本市としての懸念をお伝えしたいと考えております。

次に、核兵器禁止条約についてですが、まず、核兵器禁止条約の採択に対する見解につきましては、この条約は長年にわたる被爆者、被爆地の核兵器根絶に向けた思い、そして非核保有国の平和に向けた努力が結実したものであると認識をしております。核兵器を国際法違反と位置づける本条約は、核保有国はもちろん、核兵器を開発する国に対しても大きな圧力となるものであり、核兵器廃絶平和都市宣言を掲げる本市にとりましても、国連会議において多数の国が賛成し、採択をされましたことは、大変意義深いものであると考えております。

次に、平和首長会議への参加と日本政府への核兵器禁止条約批准の求めにつきましては、会議では、署名活動を通じ、日本や各国政府に対して核兵器禁止条約締結のための即時交渉開始を要請しております。本市といたしましては、会議の総会等には参加しておりませんが、この要請のために平和映画上映会などで市民の皆様から署名に御協力をいただき、会議の活動を通して政府への条約締結の批准を求めております。

次に、コンプライアンス委員会の調査報告についてですが、まず、今回の高島漁港区における観光船

事業に係る是正措置につきましては、現時点で具体的にお示しすることはできませんが、現在、顧問弁護士に相談しながら検討しているところであり、適切な是正措置を講じてまいります。

次に、市の指導に従わない事業者の対応につきましては、高島地区袖護岸の車どめのU字フック取り付けについては、コンプライアンス委員会からの御指摘にあるとおり、管理使用条例に基づく許可を受けずに施工していることから、その後、市の指導に従い、破損した全ての車どめの原状復帰を行っておりますが、結果的に不適切であったと考えております。

次に、議会の意思決定と観光船事業につきましては、高島地区での観光船事業にかかわる許認可については、港湾室で港湾法や管理使用条例、分区条例などにに基づき、護岸の使用登録や建築物の分区条例に係る申請に対しては、許可要件に適合していることから許可することとしたもので、適正な行政手続を行ったものと認識のもとで対応してきたものであります。

次に、私の責任のとり方につきましては、現段階において具体的な内容をお示しすることはできませんが、これまでの事案における先例や、現在精査しております本件における責任の度合いを勘案し、相応の責任のとり方として減給条例の提案も念頭に置き、なるべく早くみずからを律することといたしたいと考えております。

次に、海の事故についてですが、8月27日の水難事故は大変な衝撃であり、非常に残念でなりません。今後このような事故が起きないように努めていかなければと、深く胸に刻んだところであります。遊泳区域外の水難防止対策につきましては、市ではこれまで事故が発生した海岸には、危険性の周知と海水浴場での遊泳を促す看板を5カ所に設置しているほか、離岸流などの危険性と海水浴場での遊泳について、広報おたるや市ホームページに加え、市内や札幌市立の学校などを通じ、児童・生徒等への周知も行ってきたところであります。今後は、来月開催する小樽市海水浴場対策協議会などさまざまな機会において、北海道や警察、小樽海上保安部など関係機関とさらなる対策について話し合っていきたいと考えております。

次に、港湾計画についてですが、まず、改訂に向けた準備が整ってから長期構想検討委員会を開催したのではないかとしましては、平成27年に取りまとめた基本方針案の考え方には、港湾計画の方針や港湾能力、施設の規模及び配置の見直しを行うことが記載されております。これをもとに小樽港を取り巻く現状と課題について長期構想検討委員会を開催いたしました。取扱貨物量等について検討した結果、現段階におきましては現状の貨物量から大幅な増加が見込めないため、その状況を計画改訂に反映をさせると縮小方向につながるおそれがあることから、改めて小樽港振興を目指した将来像と目標を描くことが必要であると判断をし、現時点で計画改訂に向けた作業を一時中断することとしたものであります。

次に、基本理念と基本方針案につきましては、平成27年に作成した港湾計画改訂に向けた基本方針案では、基本的な考え方と港湾計画の方針、港湾の能力や施設の規模、配置を見直すことが記載されております。これまで港湾計画改訂作業の一環として、小樽港の20年から30年後の長期的視野に立ったゾーニングや整備構想、施策の方針を作成するための長期構想の策定を進めておりましたが、今後作成する基本理念では、改めて長期構想を策定するため、小樽港の将来像と目標を明確に示していくこととなりますので、基本方針案とは異なるものであります。

次に、港湾計画改訂作業の一時取りやめで、港湾計画改訂事業費の多くが無駄になってしまったのではないかとしましては、今後小樽港の将来像を描く基本理念を作成するに当たり、これまで長期構想策定業務などで整理された現状や課題をもとに、検討委員会での意見などを踏まえて、小樽港の将来像と目標を示す基本理念を設定したいと考えておりますので、この時点で一時中断することにより、これ

まで執行した港湾計画改訂事業費が無駄になるとは考えておりません。

(「無駄になっているんですよ」と呼ぶ者あり)

次に、庁内会議で示された方向性について、長期構想検討委員会などで議題として議論した経過があるのかにつきましては、長期構想の内容として庁内会議で実現性のある内容とするや、取扱貨物量などの目標値を設定するという方向性が示されたことについては、長期構想検討委員会の各委員や地方港湾審議会への報告を行っております。この段階におきましては、このような市の方向性で港湾計画改訂を行うことが可能なか国と協議するということでしたので、長期構想検討委員会などでの議論は行っておりません。

次に、庁内会議で示した方向性を撤回し、港湾計画改訂作業の継続を求めるとのことにつきましては、現状ではこのまま改訂作業を進めるよりも、小樽市としての将来像と目標を描く基本理念を作成することが必要であると考えており、長期構想策定業務で整理された現状や課題をもとに地元関係団体などからの多くの意見、議論を踏まえて、小樽港の基本理念を改めて設定をし、港湾計画改訂作業の再開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇)

○7番（高野さくら議員） 2項目めの質問に入ります。

子育て支援と国民健康保険についてです。

一つ目は、子供の医療費助成についてです。

2016年8月から、子供医療費助成が拡大されて1年になります。子育て世代からは、健康診断のときに虫歯だと診断されても、お金がかかるから連れていきづらかったが、安心して連れていけるようになった。子供の体調が悪くなると、ふだんの御飯が食べられなくなるので、ゼリーや果物を買うなど食事でもお金がかかるから医療費の軽減は助かっているなど喜びの声をいただいています。

4月現在、小学生以下に対する独自の助成制度を導入している道内の自治体は、3年前に比べ29市町村ふえて136市町村となり、全市町村の75%を超えています。市長は、昨年行った医療費助成拡大について、どう評価していますか。

お金のあるなしにかかわらず安心して医療機関に受診できるように、市長公約でもある小学校6年生までの子供の医療費完全無料化を来年度実施に向けて検討すべきではありませんか。少子化対策なども含めて窓口負担を無料にする自治体がふえている中、厚生労働省は医療費が膨張するとして、子供医療費を拡大した自治体に対して国民健康保険の国庫負担金を減額するペナルティーの対象としました。このペナルティーに関しては、子供の健康を守るための助成にペナルティーとはおかしな話だと各自治体から批判の声が相次ぎ、全国知事会からの廃止要請などもあって、来年度から小学校入学前の未就学児に対する助成については減額されないということになりました。

しかし、小学生以上の子供医療費助成拡大をしている自治体は、国庫補助が減額になり、その分自治体の負担がかさむこととなります。現在、子供の医療費無料化制度は全国の自治体に広がっているものの、年齢対象や助成状況はばらばらで、地域によって医療費助成対象が大きく違い、国からの明確な予算などはありません。しかし、本来どこに生まれ、どこに住んでいても子供は等しく、充実した医療助成が受けられるように、国が責任を持って子供の医療費助成を行うべきです。未来を担う子供のために、就学後の医療費助成について国庫補助の減額をしないこと、さらに国の責任で子供の医療費無料化を進

めることを国に求めるべきではありませんか。市長の見解を伺います。

次に、妊産婦支援についてです。

全国では、2015年度の合計特殊出生率が1.46、北海道は1.31、小樽市は1.21となっており、全国、全道と比べて小樽市は低くなっております。切迫早産など危険度の高い出産を扱う地域周産期母子医療センターに道から認定されていた小樽協会病院の分娩取り扱い休止から2年3カ月がたちました。今も、小樽市内では1カ所でしか出産ができない状況です。出産施設が2カ所あったときと比べて、市外で出産される方がふえてきています。その理由には、高齢出産など出産リスクが上がれば、市外の医療機関を受診しなければいけないことも大きな要因になっています。

先日、出産に関する相談がありました。その方は多胎妊娠のためハイリスクであり、小樽では産めないと断られました。そこで手稲溪仁会病院に行くと、胎児の体重差があるため受け入れができないと断られ、さらに北大病院でも断られ、4件目の天使病院でようやく受け入れられました。出産ができることになったものの、仕事を続けていればおなかの子供の命が危ないと医師から言われ、仕事をやめざるを得なくなりました。小樽から札幌までの通院費や妊婦健診受診票だけでは賄い切れない検査も多く、1回の診察に最低でも5,000円以上はかかり、病院に行くにも経済的に大変だったと聞いています。市長は、この実態についてどう思いますか。出産を伴う問題は、この方だけではなく、ほかにも不安の声が大きくなっていきます。

以前、私は市外で出産する方に対しての交通費助成も検討すべきと質問しましたが、研究を進めるという答弁でした。しかし実際には、遠方の医療機関にかからなければ、出産ができない状況があるわけです。妊婦健診も、産院によっても大きく検査内容や費用も異なり、妊婦健康診査受診票の補助券だけでは賄い切れない血液検査など別途にかかることもあります。病院に行くにも大変、通院にもお金の心配をしなければいけなくなれば、安心して子供を産むことはできません。市外で出産をせざるを得ない方に対しては、交通費助成を行うべきではありませんか。お答えください。

経済的な理由により、出産費用の負担が困難な方に出産費用の一部を助成する、入院助産制度がありますが、この対象となる方は、小樽市に住民登録があり、生活保護を受給されている方、非課税世帯に属する方で、出産予定のおおむね2カ月前となっております。以前、この入院助産制度の申請に来られた方の相談を受けたことがあります。そこで伺いますが、申請はおおむね予定日の2カ月前となっておりますが、医師の判断で予定より早く出産されることになった場合は、申請の取り扱いはどうなっていますか。

出産時には健康保険に加入している方であれば、手続をして出産一時金が出ることになっていますが、出産費用は地域によって約20万円もの差があります。北海道の出産費用平均では、約42万7,000円となっておりますが、特別な処置などを行えば、金額ははね上がることになります。子供を安心して出産できるようにするためには、国や道に対しても出産費用の補助の拡大を働きかけることも必要だと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、子供の貧困対策のアンケート調査についてです。

日本の相対的貧困率、子供の貧困率年次推移の統計を見ると、子供の貧困率は、1985年の10.9%から2015年は13.9%と増加しています。各国は、子供の貧困対策を進めることで貧困率を減らす中、日本は四半世紀で1.3倍にも増加しているという深刻な状況です。原因究明なしには、子供の貧困をなくすことはできません。全国平均を上回る5人に1人が貧困状態であることがわかり、子供の健康状態の部分では、経済的理由で受診を断念させた世帯が4.5%、家計状況でも赤字が23.8%、そのうち貯金の取り崩し14.2%、借金生活9.5%という状況です。

私は、ことしの第1回定例会で、子供の貧困実態調査を小樽市内でも行うべきと質問をし、道内13市町村で調査したものを参考にしてから、小樽市としても前向きに実態調査を考えたいということでしたが、北海道の子供の生活実態調査の報告結果が出ています。市長は、北海道の調査結果をどのように捉えたのですか。市長は、組織改革で新年度からこども未来部を新設することにはしていますが、小樽市の子供の貧困の実態を知らなければ、子供の未来は語れません。調査をすぐ行うべきです。お答えください。

何を目的にして施策するのかによって、調査内容は変わってくると思いますし、貧困実態の難しいところは、見えない貧困だという点だと考えます。日本の社会学者で児童福祉医療の専門である浅井春夫立教大学名誉教授は、所得水準をもとにした相対的貧困率調査と、子供部屋や年齢にふさわしい本が家庭に補充されているか、体に合った服を買えているかなど具体的な指標を立てて調査をする、物質的剥奪指標による調査が必要だと述べています。調査に当たっては、そのような内容も含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。見解を伺います。

次に、国民健康保険についてです。

国民健康保険は、加入した方が病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるように、世帯ごとに加入して保険料を納付し、運営は市町村が行っています。しかし政府は、2018年4月から国民健康保険の財政運営責任が市町村から都道府県へ移る、国民健康保険財政の都道府県化を進めています。小樽市は、道内35市の中で所得水準が低いのに国民健康保険料が高い状況になっている中、都道府県化になることで、所得が低くても医療費分がかかっているからと国民健康保険料が高くなっていくのが心配です。国民健康保険は会社の被用者保険の対象から外されている非正規雇用者など、ほかの健康保険に加入できない方も支えるという重要な役割があり、日本の社会保障の一つです。市長は、国民健康保険が社会保障という認識について、どうお考えですか。

小樽市は、都道府県化になった場合、北海道から定められた納付金を納め、示された標準保険料率を参考にして保険料を決定し、賦課徴収を行うことになっています。第2回定例会の酒井隆裕議員の質問への答弁では、小樽市が北海道に納める納付金額約31億円と示されていました。第3回仮算定での小樽市納付金は、幾らになりますか。小樽市では、都道府県化になった場合でも、保険料の極端な値上がりを行わないよう北海道に求めているとのことですが、北海道が示した第3回仮算定では、小樽市の1人当たりの保険料は幾らだと示されているのですか。保険料が上がって、加入者に負担をかぶせることになるのではないかと。お答えください。

都道府県化された後に、資格証明書の乱発や短期保険証の超短期化を行わないと確認してよろしいでしょうか。また、分割納付などの相談体制が変更されることはありませんか。お答えください。

国民健康保険法第44条では、特別な理由があるために保健医療機関等に一部負担金の支払いが困難な方に対して、市町村が医療費の窓口負担の減免を認めています。小樽市でも、この法律に基づき独自の基準を定め、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金減免制度を行っています。都道府県化になった後も続けていくべきです。お答えください。

2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、子育て支援と国民健康保険について御質問がありました。

初めに、子供の医療費助成についてですが、まず、昨年行った子供医療費の助成拡大に対する評価につきましても、この拡大は子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように子育て支援を充実することを目的の一つとして行ったものであり、厳しい財政状況にありながら公約の一部を実現することができたものであります。実際に、市民の皆様にも非常に喜ばれ、高い評価をいただいているという印象を持っており、公約としては、まだ道半ばではありますが、一定の成果を上げることができたと考えております。

次に、小学生の医療費完全無料化の来年度からの実施につきましては、私の公約でもある、小学生の医療費無料化を実現したいという思いは変わっておりません。今後、昨年度の制度拡大を踏まえた分析を進め、来年度の予算編成の中で施策の優先度などを勘案し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、就学後の医療費助成に対する国庫補助の減額につきましては、これまでも全国市長会を通じて、国庫負担減額調整措置については極めて不合理な措置であることから、子供の対象年齢にかかわらず減額措置を全面的に廃止することと要望しております。

また、子供の医療費無料化につきましても、同じく全国市長会を通じて、少子化対策は、我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において子供の医療費助成制度を創設することと要望しているところであり、これらについて今後も粘り強く要請を続けてまいりたいと考えております。

次に、妊産婦支援についてですが、まず、ハイリスクの妊婦の方が受け入れ先の病院を見つけるために苦慮されたということにつきましては、大変心苦しく感じております。現在取り組んでおります小樽協会病院の一日も早い分娩取り扱いの再開及び地域周産期母子医療センターとしての稼働の再開が必要であると改めて感じたところであり、今後も引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市外で出産せざるを得ない方に対する交通費助成につきましては、ハイリスク妊婦の方であっても地域で安心して出産できることが第一と考えており、小樽協会病院に対し、分娩取り扱い再開のための財政的な支援を含めたさまざまな支援を行っているところであります。妊産婦の方々への支援につきましては、交通費助成に限らず、どのようなニーズがあるか調査することも視野に入れ、引き続き研究をしてまいります。

次に、入院助産制度の利用を希望される方の申請時期につきましては、申請時期はおおむね2カ月前となっておりますが、胎児の状態などにより帝王切開に切りかわるなど出産予定日は変動する場合がありますので、申請の受け付けは、現在も柔軟に対応しているところであります。

次に、国や道に対しての出産費用の助成拡大に向けた働きかけにつきましては、出産育児一時金は、国の社会保障審議会において全国の実態を把握した上で基準額を設定しているものであり、本市単独で働きかけを行うことは難しいものと考えております。

次に、子供の貧困対策アンケート調査についてですが、まず、本年6月に北海道が公表した子供の生活実態調査の結果につきましては、近年子供の貧困は社会問題として取り上げられており、北海道の調査結果においても低所得世帯の子供の進学や、病院の受診抑制などさまざまな問題を抱えていると実感したところであります。私といたしましては、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が親から子へと連鎖することがないよう、子供の貧困対策を総合的に行うことが必要であると考えているところであります。

次に、本市における貧困に関するアンケート調査の実施につきましては、現在、北海道が公表した調査結果を精査しているところであり、また、北海道からは、札幌市が実施した同様のアンケート調査結果を合同で詳細な分析を進めていると伺っております。今後におきましては、北海道や他都市の実施し

た調査結果について情報収集に努め、より効果的なアンケート調査が実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、調査項目の内容につきましては、調査を行う場合においては、北海道や他都市などの調査項目を精査し、より効果的に本市の実情を把握できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険についてですが、まず、国民健康保険が社会保障という認識につきましては、国民健康保険法第1条において社会保障の向上に寄与することを目的とすると明記されており、国民皆保険の中核を担う社会保障制度の一つであると認識をしております。

次に、第3回仮算定での本市の納付金額につきましては、平成28年度ベースで保険料分と一般会計繰入金分を合わせて約31億円と示されております。

次に、第3回仮算定で北海道から示された1人当たりの保険料につきましては、平成28年度ベースで10万2,248円となっております。

次に、保険料が上がるのではないかとこのことにつきましては、平成30年度の納付金額は来年1月に決定される予定であり、不確定要素もありますが、現在示されている第3回仮算定を見ると、引き上げにはならないものと考えております。

次に、資格証明書、短期保険証の交付及び分割納付などの相談体制につきましては、北海道が本年8月に策定した北海道国民健康保険運営方針では、収入率が低い市町村の収入率向上に資するよう、収納事務の標準化を進めるという内容が盛り込まれております。本市は、一定レベルの高い収入率を維持しており、現時点では収納事務の変更は考えておりませんが、今後示される標準化の内容を注視してまいります。相談体制につきましては、現在も個々の事情を十分に聞きながら対応しており、今後も継続してまいります。

次に、都道府県化後の医療費の一部負担金減免制度につきましては、都道府県化後も引き続き市町村ごとに減免基準を設けて一部負担金減免の制度を実施していくこととなりますので、本市でも道内他都市の情報などを活用しながら、制度の継続に努めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）

○7番（高野さくら議員） 3項目め、補正予算案についてです。

まず、ふれあいパスについてです。

ふれあいパスは、市民の老後の社会的交流を促進し、社会生活を豊かにする一つの契機になっています。市民の強い要望や運動が1977年から始まり、1995年には敬老バス実現方に関する決議が全会一致で採択され、約20年かかって、市とバス事業者の協力により実現されました。実現後は、2004年度から利用者負担が導入され、運賃から利用者負担を引いた額を市とバス事業者が負担することになりました。利用者の負担は値上がりをし、120円となりましたが、現在も約2万人の方がふれあいパスを利用され、通院や買い物などに利用しています。

昨年、市が行ったふれあいパス実態調査アンケートでも、事業の効果について健康増進や介護予防につながっているとの回答も多く寄せられており、住民にとってはなくてはならないものになっています。ふれあいパスがスタートした1997年4月には、中央バスも協力して協定書を結んでいたと思いますが、いつごろから事業者負担を軽減してほしいとの申し出があったのか。お答えください。

2014年度には、バス事業者の負担を40円から30円に負担軽減をしましたが、今回は一切事業者負担

の協力ができないとなったのはどうしてですか。お答えください。

また、今後中央バスに事業者負担を幾らかでも協力していただく話し合いの余地はないのでしょうか。この事業は、高齢者が社会に参加し、触れ合いをもって心身の健康保持と生きがいの創出に資することを目的にしています。また通院や買い物などで利用している方もいることから、これからも市と事業者が協力して、利用者負担を上げることなく事業の継続をすべきと考えますが、お答えください。

2016年11月に行ったふれあいパス利用実態調査アンケートの結果が出され、その分析を現在行っていると聞いていますが、分析結果を今後どのように制度設計に生かすつもりでしょうか、お聞かせください。

アンケートでは、所得制限や枚数制限も制度の維持にはやむを得ないとの声もありましたが、所得制限や枚数制限になれば、本来の事業目的に合わないことから、所得制限導入や枚数制限をすべきではありません。お答えください。

次に、除雪費についてです。

除雪予算の計上は、2014年度は当初予算で10億2,610万円を計上しています。2015年度は選挙の実施された関係上、概算予算が組まれ、当初予算に6,510万円が計上されました。森井市長就任後、2016年度当初予算は1億5,450万円、2017年度当初予算は1億5,710万円を計上し、第3回定例会において補正予算を計上してきました。日本共産党は、除雪予算は市民生活に直結する重要な課題であるとして、当初予算で計上するようただしてきました。引き続き、新年度予算で計上するよう要求します。市長の見解を示してください。

2009年度以来、累計降雪量が減少傾向となっている中、除雪費が増加しています。その理由について説明願います。

除雪費の補正予算については、過去5カ年の除排雪の作業量を分析して算出予算と提案されています。日本共産党は、一貫して雪の少ない前年度を前提にすることなく、少なくとも5カ年の平均をもとに予算編成すべきと主張してきました。なぜ降雪量及び積雪量ではなく、作業量を分析して算出したのですか。理由をお聞かせください。

今年度の除雪費予算額については、除排雪関係費は前年度予算と比較して8,557万円増加し、除排雪業務委託料では前年度予算比9,620万円の増、除排雪車両借上料が前年度予算比3,132万円減少、ロードヒーティング関係費では前年度予算比4,743万円増加しています。その要因の説明を願います。

除雪第3種路線の歩行空間確保11カ所は、どのようにして決めたのですか。11カ所の中には、車が入るところもあると聞いていますが、近隣住民の合意で計画を進めているのですか。2016年度事業においては、きめ細やかな除雪を進めるために、雪押し場を確保したいとの事業計画を立てています。どれだけ確保できていますか、今後は何カ所確保する予定ですか。お答えください。

主要交差点における見通し確保を強化すると言っていました。排雪をしっかり行わなければ、見通しの確保はできないではありませんか。

川畑議員が第1回定例会の予算特別委員会で、中央通の黒い雪山の解消を求めていました。今回、観光に配慮した排雪作業の予算として240万円計上されています。中央通の黒い雪山は、今後解消されるのですか。伺います。

最後に、除雪対策本部について伺います。

先月、8月25日の建設常任委員会の川畑委員の質問で、市長が除排雪現場で直接口を出すのではなく、組織として除雪対策本部があるので、そこが中心になって行うべきとただしました。今後は組織をしっかり意識して対応していただけると確認してよろしいでしょうか。お答えください。

総合計画について伺います。

現在、小樽市総合計画審議会委員の構成を検討していると思いますが、委員の構成について伺います。総合計画審議会委員の増員に伴う補正予算が計上されています。前は、民間諸団体の代表が16名とされていたのが、今回公共的団体等から推薦された役職員と変更されていますが、今回は何名とするおつもりですか。また、前は市長が必要と認めるものについては、4名全て市民公募です。今回は市民枠として市政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する市民と新たに規定されていることから、市長が必要と認めるものは限定されると思いますが、どのような方を何名委嘱されるおつもりですか。

「（仮称）小樽市中小企業振興基本条例」検討委員会が開催されています。「（仮称）小樽市中小企業振興基本条例」検討委員会の委員には、市長と一緒につじ立ちをされている方が見受けられました。

（発言する者あり）

今回の総合計画審議会委員には、このような市民の誤解を招きかねない方は委嘱されないと確認しますが、いかがですか。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） ただいま、補正予算案について御質問がありました。

初めに、ふれあいバスについてですが、まず、いつごろから事業者負担を軽減してほしいとの申し出がバス事業者からあったのかにつきましては、平成23年度の市内バス路線が赤字になって以降、早急な事業者負担の解消を定例会議の場などで要請されております。

次に、バス事業者が事業者負担の協力ができなくなった理由と、今後の事業者負担を幾らかでも協力していただける余地があるのかにつきましては、バス事業者とはこれまでも数年にわたり事業者負担分の協議を行ってまいりましたが、本年7月に厳しい経営状況が続いているため、本事業に協力することが極めて難しく、年度当初からの事業者負担を解消してほしいという強い申し入れがありました。

本市といたしましては、この事業はバス事業者の御協力をいただきながら進めてきたものであり、高齢者の重要施策として、この事業を継続したいという思いから、バス事業者の申し入れを勘案した結果、10月以降の事業者負担を解消し、利用者負担分を除く全額を負担する必要があると判断をいたしました。また、事業者負担の協力については、これまでの経過から、バス事業者に負担を求めることは難しいものと考えております。

次に、市とバス事業者が協力して利用者負担を上げることなく事業を継続すべきということにつきましては、次年度以降は市の負担も大きくなることから、制度変更について検討することが必要となりますが、新たな制度を構築するまでは、本市と利用者の負担割合は、今回提案している市の負担100円という内容のまま続けざるを得ないものと考えております。本事業は、バス事業者に市民生活に必要な足である市内バス路線の大半を担っていただいているということから、今後も連携、協力体制を維持し、将来にわたり市民にとって利用しやすい持続可能な制度を構築できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、平成28年11月に実施したアンケート調査の分析結果を、今後どのように制度設計に生かすつもりかということにつきましては、現在、アンケートの分析を進めておりますが、市民の皆様からは現状維持の意見が圧倒的に多く、また将来の事業費等を懸念した意見や交通機関を使用する機会がない、

身体的理由で使えないなど公平性に欠けるという意見も見受けられました。

本市といたしましては、持続可能な制度にするためには、市の負担を軽減し、これらの意見もできるだけ反映した制度が理想であるため、時間をかけて慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、所得制限や枚数制限は本来の事業目的に合わず、行うべきではないということにつきましては、この事業の目的は高齢者が積極的に社会に参加し、触れ合いをもって心身の健康の保持と生きがいの創出に資するというものであり、高齢者の生きがい対策として大変重要な施策であると考えておりますので、現時点では所得制限については考えておりません。なお、この事業を継続していきたいという考えはありますが、現行制度をそのまま維持していくためには市としての負担が大きいことから、負担軽減に向けて制度変更を検討することが必要であると考えております。

次に、除雪費についてですが、まず、除雪費を当初予算に計上すべきとの御指摘については、私自身も同様の考えであります。昨年度から取り組んだ施策を検証し、その結果を当初予算に反映させることができなかったことから、当初予算では当面必要な経費のみを計上し、本定例会で補正予算を計上したものであります。新年度予算につきましては、当初予算に除雪費を計上できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、平成21年度以降除雪費が増加していることにつきましては、人件費や燃料、電気料金等の高騰や消費増税等による物価の高騰によるものや、平成26年度までは地域総合除雪業務において累積降雪量が減少している中、排雪量が増加してきたことなどが考えられます。

次に、除雪費の算出方法につきましては、除雪費の中で大きな割合を占める地域総合除雪業務の予算については、これまで累計降雪量を決め、それに近い過去の年度の作業量をもとに算出してきましたが、近年、除雪費と累計降雪量に相関関係が見られないことから、今回の補正予算では累計降雪量が異なる、主に過去5カ年の除排雪の作業量を分析し、算出した予算に新たな施策に必要な額を加え、予算を策定したものであります。

次に、除雪費予算額の増減の要因につきましては、除雪業務委託料については、人件費や燃料費等の高騰や地域総合除雪業務において昨年度と異なる方法で作業量を算出したことなどが増額の主な要因であります。除排雪車両借上料については、貸出ダンプ制度の見直しが減額の主な要因であります。ロードヒーティング関係費については、電力料金の高騰が増額の主な要因であります。

次に、除雪第3種路線の歩行空間確保につきましては、対象路線は道路の幅員が狭いか勾配が急で除雪作業が困難な路線について、冬期間の車両通行がないことを確認した上で選定したものであります。また、この対象路線の沿道にお住まいの方には、作業概要をお伝えしております。

次に、今後の雪押し場につきましては、昨年度は約450カ所を確保しております。雪押し場は、沿道の道路幅員確保に効果的であることから、確保に向けてこれまでも除雪懇談会や広報おたるなどで雪押し場の提供を呼びかけており、昨年度は第1・第5ステーション管内の町会に情報提供等をお願いしているところであり、本年度は第7ステーション管内の町会に情報提供をお願いする予定であります。

次に、主要交差点における見通し確保につきましては、交差点付近の雪山が高くなり見通しが悪くなった時点で、その雪山を局部的に排雪するもので、交差点の見通し確保の観点からは、路線排雪と同様の効果が見込まれるものと考えております。

次に、観光に配慮した排雪作業につきましては、市が排雪作業を実施する場合の一連の手順とは別に、イベントや景観上の観点から排雪作業を実施するものであり、対象路線で1回分の排雪経費を見込んでおりますが、排雪作業を実施する時期によっては、必ずしも黒い雪山が残らないような状況になるものではありません。

次に、除雪対策本部につきましては、副市長が本部長を務め、各本部員がそれぞれの上司の指揮監督のもとで業務を遂行しております。私としては、きめ細やかな除排雪に取り組むことを公約として市長に就任していることから、公約の実現に向けて本部員と共通理解を図る必要があると考え、打ち合わせなどを行っておりますが、指揮命令系統を無視して除排雪を直接指示している事実はありません。

(発言する者あり)

次に、総合計画についてですが、まず総合計画審議会委員の公共的団体等から推薦された役職員の人数につきましては、10名程度にしたいと考えております。また、市長が必要と認める者につきましては、連携協定を締結している大学の学生や、各分野において知識・経験を有する方など、七、八名程度を想定しております。

次に、市民の誤解を招かない審議会委員の委嘱につきましては、私と行動をともにしているかどうかや立場、肩書などにかかわらず、このまちをよくしていきたい、貢献したいという思いを持っている方は誰しもが参画し得ると考えており、その中からまちづくりに関する知識、経験のある総合計画の審議にふさわしいと考えられる方を、既成概念にとらわれず、各界、各層から選び、真のオール小樽と言えるような委員構成にしたいと考えております。

(発言する者あり)

(「後援会関係者でしょ」と呼ぶ者あり)

(「おかしいでしょそんなの」と呼ぶ者あり)

(「その人も参与って肩書きだったの」と呼ぶ者あり)

(「また同じような腰巾着選んじゃだめだよ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇)

○7番（高野さくら議員） 4項目め、財政問題について質問します。

2016年度一般会計決算の経常収支比率は前年比6ポイント上昇し、過去10年で2番目に高い99.3%となり、非常に硬直した財政構造といえます。経常収支比率が99.3%と高くなった理由を、歳入、歳出両面から説明するとともに、このことへの市長の見解を示してください。あわせて打開する方向性についてお持ちでしたら、お示してください。

一般会計の2016年度と2015年度の比較では、歳入総額で約8億円の増に対し、歳出総額は約20億円の増です。一般財源で比較すると、2015年度337億7,300万円に対し、2016年度352億8,100万円と約15億円増となっています。歳出の一般財源ベースで2015年度と比較し、減少としている科目を示してください。また、増加した科目と増加した理由を説明してください。

一般会計決算は実質収支で6億6,268万円の黒字となり、7年連続黒字を確保しました。この結果、財政調整基金は年度末で31億9,094万円になりました。政府の経済財政諮問会議では、このように地方自治体の基金が積み上がってくることに對して、地方交付税の抑制する議論が行われています。基金を積んでいるからといって交付税を削減することは、地方交付税制度の趣旨に反します。この議論について、市長の見解を述べてください。

2001年度から臨時財政対策債が発行されることになりました。毎年20億円以上でしたが、2016年度決算は約16億円となりました。現在の臨財債の中には、臨財債の償還金相当分も含まれ、自転車操業になっています。臨財債の制度そのものの議論が必要だと思いませんか。市長の見解を示してください。

人口減少により、小樽市の地方交付税も減少しています。しかし市民のための事業を削るわけにはいきません。先ほど質問したように、本来国の制度として行うべきである医療費助成を、各自治体が助成しています。また、交付税措置されていると言われている財源措置も不十分な措置であることが実態です。地方交付税は、削減ではなく増額が求められています。国に対し交付税の確保、増額を求めていくべきではありませんか。お答えください。

水道・下水道事業会計は、ともに黒字決算となりました。水道は、特にひとり暮らしの方からは、使わないのに高過ぎるとの声が寄せられています。黒字が続いているわけですから、水道料金、下水道使用料の引き下げに踏み出し、市民に還元すべきです。来年度までに水道料金、下水道使用料の見直しを求めます、お答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） ただいま、財政問題について御質問がありました。

まず、経常収支比率が高くなった要因と、その見解につきましては、歳入では国勢調査人口の減により、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税や、国全体の地方消費税収入の落ち込みにより、地方消費税交付金がともに大きく減少し、歳出では生活保護の扶助費や後期高齢者医療給付費の負担金の増加が前年度よりも高くなった要因です。

本市においては、市税が伸び悩み、普通交付税などの一般財源収入が減少する中であっても、扶助費は増加傾向にあり、経常収支比率を下げることは容易ではありませんが、それを打開するためには、市税などの一般財源を確保する一方で、事務事業及び経費等の見直しや将来的な負担を考慮した上で、市債の新規借入額の上限を設定するなど、その改善に向けて努力をしまいたいと考えております。

次に、歳出の一般財源ベースで前年度よりも減少した科目と増加した科目と、その理由につきましては、減少した科目は議会費、公債費、職員給与費となっており、増加した科目は総務費、民生費、諸支出金となっております。

増加した科目の理由につきましては、総務費では前年度の国、道支出金の超過交付額返還金の増、民生費では、後期高齢者医療費の療養給付費や生活保護費の増、諸支出金では、前年度決算に伴う財政調整基金の法定積立金の増が主な要因であります。

次に、基金が積み上がっていることに対して地方交付税を抑制する議論についての見解につきましては、地方においては年度間の財源調整や将来の公債費の償還、災害への備えなどのため、さまざまな目的で基金を設置しており、特に近年は公共施設の老朽化対策が喫緊の課題であり、これらの諸問題に対応するために、ますます基金の重要性が高まっております。そのため、これまで行財政改革などの取り組みにより、経費節減に努めながら基金を積み立ててきた状況にありますので、基金の残高のみをもって地方財政に余裕があるとは一概に判断できないものと考えております。

次に、臨時財政対策債の制度への見解につきましては、現在国の地方交付税の原資が不足していることから、地方公共団体は本来地方交付税として交付されるべき額の一部を臨時財政対策債の発行により頼らざるを得ない状況となっております。臨時財政対策債の元利償還金については、後年度に交付税措置されるものの、地方としては臨時財政対策債を恒常的に発行しなければならないことで、地方債の残高は減少せず、将来の公債費の増加要因となるなど、地方財政の健全性が損なわれる可能性があることを認識しております。

次に、地方交付税の確保、増額を強く求めていくことにつきましては、地方公共団体においては、住民へ一定水準の行政サービスを提供する環境を維持すべきであることはもとより、社会保障制度改革への対応や公共施設の老朽化対策など大きな課題を抱えており、新たな行政需要に対応していくためにも地方交付税の充実が必要と考えております。

したがって、必要な地方交付税増額の確保や、その地方交付税の財源不足は、臨時財政対策債によることなく、国税の地方交付税率の引き上げ等により対応するなど、今後とも全国市長会や全道市長会などとも連携し、強く要望してまいりたいと考えております。

次に、水道・下水道事業会計はともに黒字が続いているので、来年度までに水道料金、下水道使用料の見直しを求めるとのことにつきましては、平成28年度決算の黒字により生じた剰余金につきましては、全額減債積立金に積み立て、これまでの施設整備の財源として借り入れた企業債の償還に充てることとしております。

また、今後の収支見通しにつきましては、収入では人口減少などにより料金収入が減少し、さらに支出では施設の老朽化や耐震化の対策に多額の費用が見込まれ、厳しくなることが予想されます。こうした状況から、水道料金、下水道使用料の改定については、長期的な収支を見きわめた上で行う必要がありますので、早期に改定することは難しいと考えておりますが、次期料金改定の際には、使用水量の少ない方にも配慮した料金体系のあり方について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) それでは、幾つか再質問させていただきます。

平和問題のところで、小樽港の米艦船は安全を確保されているのかということをお聞きしましたが、小樽はきちんとやっているから、確実に大丈夫なような答弁だったと思いますが、実際に小樽港に入ってきていた米艦船が事故を起こしているわけですから、本当に安全は確保されていると本当に断言して言えるのか、再度お答えください。

あと、ドリームビーチでの訓練のことは、ことしも打診があったと、だけど断ったお話もありました。これについては、大変頑張っていたのだとは思いますが、今後も戦闘目的の訓練要請があった際には、やはり住民の安全を考えて断っていただきたいと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

(「全然違う話している」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

あと、コンプライアンス委員会の調査報告で、市長は自分の責任をとるというような話があったのですが、この間のほかの議員の方への答弁を聞いていても、責任のとり方として減給条例を提案するという話がありました。市長は今定例会の提案説明のときに、やはりみずから率先して責任をとるというお話もされていたので、やはり今定例会中に何らかの責任をしっかりとるべきだと思います。再度、お答えください。

あとは港湾計画では、貨物が現段階では見込めないから、一旦中断するというような話なのですが、やはり何回聞いても、だから中断するというのは、おかしい話ではないかなというふうに思います。港湾法では、重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定めなければいけないとなっており、小樽港は、その重要港湾に入っており、これまでずっと長期構想、港湾計画を議論していたのにもかかわらず、やはり議論をないものにしてしまうようなことは、おかしいと思います。見込めないというのであれば、どうやって小樽港に貨物をきちんとふやすのか、そこをしっかりと、それこそ議論、中断ではなくて、やはり進めるべき作業を続けることを求めます。再度お答えください。

あと、出産の交通費助成なのですが、研究を進めていくというような話がございましたが、実際に小樽で産めないという状況が出てきているわけで、それで北海道では、2016年度の予算に高橋知事が、安心出産支援事業を実施するとして交通費や宿泊費の助成をしたのですが、分娩可能な医療機関は、この支援は除かれているわけです。しかし、後志管内で唯一北海道が認定していた小樽協会病院が分娩再開できない今、こういう状態だからこそ分娩再開ができるまで北海道に働きかけたり、また小樽市としても早くハイリスクの方に対しての交通費助成を、ぜひ再度改めて検討していただきたいと思います。この点についても、お伺いします。

あと、国民健康保険なのですが、保険料は1月にならないとわからないということもあったのですが、保険料は引き上げにはならないと思うというような市長の答弁がありました。でも、今回第3回仮算定では、所得が低い方の保険料が高いという状況が、もう出ていますので、本当に保険料が高くなるということと言えるのかどうか、そのことについてもお答えください。

あと、ふれあいパスなのですが、今までバス事業者から負担軽減をしてほしいということがあって、市もこれまでも業者負担を上げたりとかしてきたと思うのですが、今回の場合は、いきなり事業者負担を、30円を全くなくしてほしいということが突然出されたのが、やはりおかしいのではないかなというところだと思うのですが、再度、やはり本当に難しいのかどうか、話し合いの余地がないのかお答えしていただきたいと思います。

あと今、ふれあいパス利用実態調査アンケートの結果が出されて、分析をしているという話がありました。私は、制度設計にどう生かすつもりなのかという、聞いたところは、まだ具体的には決まっていないような話もあったのですが、しかしながら、この事業を100円の負担をしたら、本市の財政状況も大変になると、所得制限はしないけれどもというお話があったのですけれども、では、またこの前に提示された枚数制限、年間何枚にするとかという制限も考えているということなのか。お答えください。

あと黒い雪山の除雪のことなのですが、中央通の黒い雪、今後解消されるのかと聞いたら、一回目の予算はしっかり確保している、必ずしもそうとは言い切れないような答弁だったのですが、それはパトロールして、大丈夫かなと思ったらやらないという、排雪しないということなののでしょうか。お答えください。

あと、新たに11カ所の施工実施予定の場所が、11カ所をするというふうになったのですが、住民要望が特になかったのに、庁内議論でまずやってみようということになったと思うのですけれども、やはり私が心配なのが、今回の貸出ダンプのことも市が決めて、それで後から住民に説明をしていくというやり方が、本当にまずいのではないかなと思うのです。

というのは、この11カ所をやったことによって、今まで車がとめられたところが、除雪が入ったことで困ってしまう住民が出てくるのではないかなというところが心配なのです。なぜ住民の声を聞かないで、勝手に市が決めてしまうというところが、本当におかしいと思うのですけれども、しっかり、やはりまだ除雪まで、雪が降るまで時間があるので、しっかり住民合意をとって行くべきだと思います。再度お答えください。

(「後援会と自分のことしか聞かないんだよ」呼ぶ者あり)

あと、総合計画については、「市長が認める者」というところでは、私を応援している方でも構わないのだと、そういうような少々驚きの答弁だったのですが、やはりこういう「市長が必要と認める者」というところをふやすのではなくて、きちんと市民公募のところで人数をふやせばよかったのではないかと私は思いますが、そこも再度お答えください。

あと、最後に財政問題のところ、市長は地方交付税に対して、政府が今、貯金が多い自治体には地

方交付税を抑制するかどうかという議論されていると思うのですが、後志全体で、この地方交付税というのは減らされていますし、この地方交付税というのは地方の固有財産になるわけなので、市長は全国市長会を通じてこれからも要望していくという話があったのですが、全国市長会だけではなくて、ほかの関係、後志の町村だったりとかも働きかけて、増額になるように、市長会だけではなくて、北海道とかも連携したり、国に強く要請していただきたいと思いますが、そのことについてもお答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 高野議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず私からは、コンプライアンス委員会における結果に伴っての責任について、今定例会中に責任をとるということで示すべきという御指摘があったかと思います。私といたしましても、先ほど来から答弁させていただいておりますように、先行してそれについてお示しをしたいというふうに思っておりますけれども、現在それについての精査をしている案件、また責任の度合いも勘案し、その責任のとり方について調整をさせてもらっている段階でございますので。その調整がつき次第、できるだけ早い段階で、そのような形でお示しをしたいと思っておりますけれども、いつということは恐縮ですが、現状では断言はできません。

それと、ふれあいパスのことで冊数制限についてのお話は私から答弁させていただきます。

私自身は、平成27年の皆様との議論の中で、冊数制限においては一旦とまっている状態であると認識をしております。しかしながら現状の負担割合が大きく変わったこともありますので、そのことも念頭に置かなければならないというふうには思っておりますが、しかしながら、それをこれからどういうふうに形にするのかということにおいては、やはり議会議論を経て、また住民の方々の意見を聞きながら行わなければならないと思いますので、念頭にはありますが、それを必ずしも執行できるというふうに現時点では思っておりません。ただ、状況は変わっているということで、お伝えはさせていただきますと思います。

それと、黒い雪山の件についても私から答弁させていただきますが、先ほど答弁したのは、やはり特に冬においては雪あかりの路等のイベント、その状況もありますので、そのことを一つ踏まえた上での排雪経費として考えていただければというふうに思っておりますが、この黒い雪山というのは、そのイベント前に、例えば排雪が入った後に、また降雪があって、そして結果的に黒い雪山になりかねないということもあり得ますので、それで残らないような状況にあるものではありませんと答弁させていただきましたが、そのようなイベント時に黒い雪山になっていないようにという配慮を考え、このような予算を計上したということで御理解をいただければと思います。

それともう1点、11カ所、歩行者空間のお話ありましたけれども、高野議員がどちらの路線のことについてそのようなお話をされているのか、私自身確認できてはませんが、冬における車両通行ができないところに対しての歩行者空間の確保でありますので、先ほどおっしゃったようなことにはならないと思っておりますし、それによる車がとまっていたみたいなお話があったように思いますが、それとは違うと思います。また、それに伴う住民の皆様に対しての作業概要はお伝えさせていただいているので、住民の方々がお話を聞いていないということにおきましても、私としては、その話については認

識ができておりませんので、もしその場所がどこなのかということがおわかりであれば、後ほどお聞かせいただければと思います。

(発言する者あり)

それともう一つ、私自身としては、地方交付税のことにおいて、町村であったりとか北海道にも働きかけて行くべきというふうにお話しされておりました。実情としては、きっと町村の方々、北海道も含めて同じ思いだというふうに思っておりますが、私自身の立場としては、やはり正式に国に訴えるべきは、やはり全道市長会、全国市長会を通すべきが、一番本来の本筋であるというふうに思っておりますので、そのように答弁をさせていただいたところでございます。

町村の方々や北海道の方々も、そのような時々においてお話がある中では、同じ考え方だというふうに思っておりますので、町村や北海道と国に対して要望するという手法が、現状ではどのようにすればいいのかということが見込めていない。私の中では、どのような方法があるのかというのが、まだ表現できませんので。そのあたりにおいては、ほかの地域の方々にも情報収集を兼ねて、どのような方法があるのかということは考えていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、1点目、ふれあいパスの、いきなり30円になった、このことで、もう一度、難しいけれども、何とかならないだろうかということだと思いますが、これは中央バスから、これまでの経過を考えれば、やはり中央バスとしてもぎりぎりの段階に来ている、そういう話がございましたし、同社とすれば、この際一気に、段階的ではなくて一気に解決したいと、そういう強い思いがありましたので、市としても今置かれている状況の中でやむを得ないのではないかと最終的な判断をしたところでございます。ただ、議会への報告がおくれたということに関して言えば、大変申しわけなく思っております。

それともう1点、私からは、総合計画における市長が認める者の人選について、これも市長とは話をしているのですが、基本的には中立の立場で小樽市の将来にわたって、小樽が今後どうあるべきか、そういう意見を中立的に求めて、それを応えてくれる方、また、市長にすれば、市長が描いている将来の小樽が、どういう小樽を描いているか、それに沿ってどういう人材が、御意見をもらうのが適当なのか、そういう観点で選ぶのが一番だろうということでございますので、基本的には中立的な人選をされるものと私自身も思っていますし、そのように話しております。

(発言する者あり)

(「おかしいでしょ」と呼ぶ者あり)

(「わざわざピックアップしたようなもんでしょ、そんなの。しかも、報告も遅れてわびもなく適切な指示って言ってましたよ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、ドリームビーチでの自衛隊の訓練についてお答えしたいと思います。

市としましては、訓練自体をやめさせるというような権限は持ってございませんので、ドリームビーチでの実施につきまして、安全・安心なイメージを損なうという懸念がありますので、考え直していただきたいということをお願ひしてまいりました。

ただ、もし再度申し出があった場合には、実際の実施時期は10月初旬ということで聞いておりますので、海水浴場は閉鎖されているというような時期でありますので、そのことを踏まえまして先方と改めて十分協議することになりますけれども、市民生活への影響を最小限にするということを条件にした上で、これは市では道路占用許可を求められるということになりますので、道路の使用については断ることはできないというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは2点で、最初に御質問がございました、小樽港に入港する米艦船の入港、接岸に当たっての安全性が確保されているのか、再度答えてほしいという御質問でございました。

このことにつきまして、入港に当たっての岸壁の性能ですとか、そういった部分は、先ほど市長から答弁したとおりでございまして、そして入港に当たっての水先案内人、非常にベテランの水先案内人がいらっしゃるし、その際の作業についても、ほかの商船などのスケジュールとあわせて、ぶつからないような形といいますか、行き違いにならないような形、そういったものも配慮しているところでございます。

外洋で起きた米艦船の事故についての原因は、私どもは承知しておりませんが、入港に当たっての配慮につきましては、ほかの船舶と同様に、私ども港湾管理者ができる形では、これ以上ないという形でいろいろ配慮はしているところでございます。ただ、不慮の事故がないと言われてれば、それは別でございまして、できる限りのことはしているというふうに考えております。それで安全性は確保しているということで、この答弁でお答えしたところでございます。

それからもう1点ですけれども、4問目で御質問がございました、港湾計画にかかわる部分でございしますが、今、港湾計画自体というものが、港の全体のあるべきものをイメージしていくというようなものではなくて、港湾施設の開発、利用、保全を行うに当たっての行政的指針となるべき基本的な計画というものでございます。

この改訂に当たりまして、基本的な考え方が方針などを整理いたしまして、港湾計画と一体になりました長期構想の策定を始めたところでございますけれども、それを進めていくに当たって取り扱い量の大幅な増が見込めないため縮小計画にならざるを得ないということで、一旦ストップした形でございます。議員もおっしゃっていたように、増が見込めないのであれば、しっかり議論をしていくべきだというお話でございましたけれども、私たちもそのとおりだというふうに思っております。ただ、その場合は長期構想の委員会ではなくて、一旦とどまったところで、また基本理念をつくっていくところで議論していく必要があると思っております、こういう形にしたところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(小山秀昭) 高野議員の国民健康保険に対する再質問にお答えいたします。

保険料が引き上げに本当にならないのかということで、低所得者の保険料は高いというお話がありましたが、それは、多分北海道の標準保険料率を使った場合に、低所得者が今の小樽より高くなるという御懸念だと思いますが、保険料率につきましては、それぞれの市町村が決めることになりますので、当市としては、そういうことがないように実際の賦課のときにいろいろ調整をしてみたいと思います。

保険料総額で支払うべき納付金の額は、第3回、第2.5回ともに実績よりも下がっておりますので、そういう意味で保険料全体では上がらないと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 高野議員の再質問にお答えいたします。

妊産婦支援である交通費助成についてなのですが、御承知のこととは思いますが、小樽協会病院におきましては手稲溪仁会病院の御協力のもと、助産師外来、これを昨年12月から毎週月曜日、週一回ではありますけれども開始しております。ここでは、妊婦健診などを行っております。ただ、出産はできませんので、やはり、まずはハイリスク妊婦の方であっても小樽で安心して出産できるように、これが第一というふうに考えておりますので、小樽協会病院で何とか分娩取り扱いを再開することに全力を注いでいきたいと考えております。

(「それまでの話」と呼ぶ者あり)

(「そこまで」と呼ぶ者あり)

(「それがいつかわからないから言っているのでしょうか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) あと、説明員の答弁はございますか。1カ所抜けていますけれども、いいですか。

先ほど、市長が答弁されました除雪の件であります。11カ所の歩行者空間の件で、作業の概要を伝えるということで御答弁されましたけれども、高野議員の御質問は、住民の声を聞かないで市が勝手に決めるのはおかしいし、住民合意が要るのではないかと。このことが抜けているというふうに思いますが、この点はお答えいただきたいと思っております。

説明員の答弁を求めます。

(「本当にちゃんと合意したのかい」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと聞いたんだべ」と呼ぶ者あり)

(「誰からも文句出ないんでしょう」と呼ぶ者あり)

(「雪对本部長答えたら」と呼ぶ者あり)

どなたですか。説明員の方。もう一回、質問しますか。

(「雪对本部長、答えられるようにしないと」と呼ぶ者あり)

(「答弁できないの」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 高野議員の再質問にお答えいたします。

今、御質問がありました、その11カ所の部分なのですが、基本的に市長からも答弁がありましたが、今回、この箇所については、要は幅員が狭くて勾配もきつい中で除雪ができていないところでありまして、そういった中でしていく中で、我々として、その部分に対して何らかの対策をしなければいけないのかということもありましたので、我々としては、その制度の住民合意といいますか、我々、市として、そういった除雪ができないところを、今後どういう対策をしていくかという中の一つの施策として、今回、この11カ所の部分を、要は除雪が入れないので、歩行者が歩ける部分だけを何とか確保できないかという部分で考えまして、今回、事業として盛り込ませていただいたということなので。

(発言する者あり)

対象者の11カ所につきましては、きちんと事前に説明をして、了承を得ている箇所を選定しているところもあります。ただ、事前の住民合意とか制度の説明という部分よりは、あくまでも我々、市

としての除雪の中で、除雪作業に入れないところを、少しでも市民サービスの向上という中で、今回、試行でやらせていただくということでもあります。

○議長（鈴木喜明） 質問の中で、住民合意がなくていいのかということもお聞きになっているのですけれども。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 地域の、今回対象になっているところに対しましては、きちんと説明をして、了承を得て、今回実施するという形にはなっております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

○7番（高野さくら議員） それでは、再々質問をさせていただきます。

ドリームビーチの自衛隊の訓練の答弁を聞いていると、最初に市長が答弁したのと、何か変わっているのかなというふうに思うのですけれども、10月初旬に先方と話をし、それによっては受け入れするかもしれないということなののでしょうか。再度お答えください。

あと、周産期の交通費助成のことに関しては、まずは小樽協会病院で再開するように頑張りますと、それは大前提だと思うのですよ。だけれども、実際に誰でもいいわけではないですし、やはり医師がいなければできないということもありますので、せめて、今、分娩が再開できていない期間だけでも行ってほしいということなのです。その点、再度答弁いただきたいと思います。

あとは、総合計画については、やはり公平性を保つのであれば、市長が認める人を選ぶのではなく、きちんと市民公募して選ぶべきだと。それが、やはり公平性だと思いますし、本当に住民に誤解を招きかねない問題だと思いますので、その点について再度答弁いただきたいと思います。

あと、コンプライアンス委員会の通報のことですけれども、いつとは言えないという答弁が、やはり市長からありました。しかし、中松前市長は、政治資金規正法違反のときには、記者会見した後にすぐに給与の削減を行って、さらに部長職8人が処分となったときにも、給与削減、ボーナスカットを行っていました。やはり、森井市長は今定例会で議案の提案説明のときに、みずから律することを考えると、こういうことをしっかり明言されているわけですから、やはり遅くとも今定例会には、しっかり、どう責任をとるかを示すべきだと考えます。議会で、この間ずっと議論をされていて、それでもなおかつ進めてきたわけですから、そこはしっかり責任を果たすべきだと思います。再度お答えください。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきます。

私は、最後の御質問の件においてでございます。

現在、その内容についても精査をしているところでございますので、その精査をさせていただいた上で、その責任度合いをしっかりとお示しをして行うべきことだというふうに思っておりますので、その調整がつき次第、行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、ドリームビーチの関係でお答えいたします。

最初に、市長からお答えしたのは、北海道から海岸占用の意見照会があったときにはということで質問がございましたので、それについては海岸についてのイメージを損なうということで懸念をお伝えしたいという答弁をさせていただきました。

それからまた、私から再質問で聞かれましたことにつきましてお答えしましたのは、再度、自衛隊から申し出があった場合にはどうなのかということで捉えましたので、それにつきましては、市としてはやはり、道路占用許可の申請を受けるという立場ですので、その立場でのお答えをしたということでございますので、そういったことでの多分違いがあるというふうに捉えられたのかなというふうと考えております。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、周産期の助成の件でございますけれども、もう9月に入りましたが、これまで後志周産期医療協議会を通じて、来年度の小樽協会病院の分娩再開に向けて、医育大学などと、かなり強力に要請活動などをしながら、また、小樽協会病院の医療の環境の整備も含めて、詰まった話をできておりますので、私どもとすれば来年の小樽協会病院の分娩再開に向けては、これまでと違った大きな期待を寄せているところでございますので、その観点で言えば、もう少々待っていただきたい。その再開に向けて、今、全力で取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、総合計画の委員の選任については、これは先ほども言いましたけれども、中立の立場に立って公正、公平な立場で人選をしていくということで御理解をいただきたいと思います。

（「それだったら公募でいいんじゃないですかという質問」と呼ぶ者あり）

（「公募すべきじゃないですかという」と呼ぶ者あり）

（「何で市長が特に認める者でやんなきゃならないのですか」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時55分

再開 午後 6時15分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） 小樽市コンプライアンス委員会からの報告によりますと、高島漁港区において、観光船の護岸使用登録、係留許可がなされている事実、無断で車どめにUフックを取りつけ、その撤去をさせることなく船に係留させたままで、係船環の取り付けを条件に係留の許可がなされている事

実、水産関連施設や、その利用者のための飲食、物販店以外は建設が禁止されているにもかかわらず、観光船利用者のための利便施設の建築許可がなされている事実、いずれについても、通報対象事実ありと判断されています。市は、コンプライアンス委員会の調査結果を真摯に受けとめ、是正措置を講じるべきと考えます。

そこで、何点かお尋ねしておきます。

今回の公益通報とコンプライアンス委員会の判断の根拠となった分区条例の制定に至った経緯について、御説明をお願いします。

分区条例のあり方について、現在の小樽港の状況を踏まえて、分区条例に全てが適合していると考えていますか。お答えください。適合していない例があるとすれば、どのようなものですか、お示してください。適合していないものがあるなら、分区条例自体を見直す時期が来ているのではないのでしょうか。お考えをお示してください。

小樽の漁業の6次産業化など、守り育てていかなければなりません。同時に観光も、我が国の成長戦略の柱、地方創生への切り札であるという認識のもと、拡大する世界の観光需要を取り込み、世界が訪れたい観光先進国日本への飛躍を図ることとされ、小樽観光も、また新たな起業や雇用を生み出すことが望まれており、漁業ともしっかりリンクしながら、知恵を出し合い、力を寄せ合って困難を乗り越え、世界に発信する魅力的な国際観光都市への飛躍が期待されていますので、市としての一層の努力をお願いするものであります。

小樽港港湾計画改訂についてお聞きします。

2年間行ってきた改訂計画に向けた作業の中で、取扱貨物量を含めた現状と課題を検討した結果、現段階において現状の貨物量から大幅な増加が見込めないため、その状況を計画改訂に反映させると縮小方向につながるおそれがあり、現時点での計画改訂に向けた作業は行わないこととしています。

そこで確認をしますが、現在進めている第3号ふ頭の岸壁改良と泊地しゅんせつ事業について、港湾計画の改訂作業を一時中断することによる影響が出ないのか。お答えください。

ふれあいパスについて伺います。

今定例会で補正予算計上されている老人福祉費のうち、ふれあいパス事業費について、当初1億6,000万円から1億8,670万円となりましたが、10月からの事業費の市負担分が2,670万円増となったもので、唐突な感じがしています。

そこで伺いますが、なぜ、一気に市が全額負担することとなったのか、御説明願います。また、中央バスと段階的に負担を軽減する協議ができなかったのか、お答えください。再度、負担割合について協議をすることができないのか、その努力をしてみるべきと思いますが、お答えください。この影響として、今後、市民負担がふえることにならないのか、御説明をお願いします。

石原裕次郎記念館が、8月31日に閉館しました。平成3年のオープン以来26年間にわたり、石原裕次郎ファンはもちろん、小樽観光にとっても多大な恩恵があったことと思います。閉館に当たり、石原裕次郎氏の愛車ロールスロイスが市に寄贈されるということを受け、全国の石原裕次郎ファンに呼びかけ、ガバメントクラウドファンディングでの寄附金の募集を進めていますが、さらに今月1日、石原裕次郎氏の妻、石原まき子氏と石原裕次郎記念館の浅野謙治郎館長が市役所を訪れ、森井市長に記念館の屋外に展示されているヨット、ハレ・コンテッサ号を小樽港マリーナに寄贈する考えを示したとの報道がなされました。

今、市民の中から、小樽を第二のふるさととした石原裕次郎氏を末永く記念してブロンズ像を設置すべきという声が多数上がっています。ヨットとブロンズ像を組み合わせることで、新たな観光スポット

となり得るわけです。市長のお考えをお聞かせください。

再質問を留保し、終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小樽市コンプライアンス委員会の報告について御質問がありました。

まず、分区条例の制定に至った経緯につきましては、港と市街地が近接している小樽特有の土地事情や、港周辺の観光地化などにより臨港地区内にさまざまな用途の建物が建設され、港湾活動に支障となると危惧されたことから、無秩序な土地利用を防ぎ、港湾機能を保全するとともに、小樽らしさを生かした個性的なまちづくりを進めていくために、平成8年9月30日に分区条例を制定したものであります。

次に、小樽港の状況を踏まえて、分区条例に全てが適合しているかにつきましては、詳細に調査したわけではありませんが、このたびのコンプライアンス委員会の調査結果を踏まえすと、必ずしも全ての建物が分区条例に適合しているとは考えておりません。

次に、適合していない例につきましては、新築時には分区条例に適合していたものが、所有者がかわるなどで用途が変更され、分区条例に適合しなくなった建築物などがあるものと考えております。また、漁港区の「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店」のような規定について、利用者の取り扱いを今回の件のように拡大解釈してしまったことにより、分区条例に適合するとし許可した建築物が存在する可能性は否定できません。

次に、分区条例の見直しにつきましては、まず、今回行うべきことは、このたびの公益通報による調査結果に基づいて、是正措置をしっかりと講ずることであると考えております。その上で、今後、実態調査を行った上で、必要に応じて分区条例のあり方なども検討してまいりたいと考えております。

次に、港湾計画改訂作業について、御質問がありました。

港湾計画改訂作業の一時中断による第3号ふ頭の事業への影響につきましては、現在、第3号ふ頭の岸壁整備や泊地のしゅんせつを進めており、早期完成に向けて、今後も継続して整備を行ってまいりたいと考えておりますので、港湾計画改訂作業の一時中断による影響はないと考えております。

次に、ふれあいバスについて、御質問がありました。

まず、ふれあいバス事業の事業者負担分を市が全額負担することになったこと及び段階的に負担を減額することができなかったことの理由につきましては、北海道中央バス株式会社とは、これまでも数年にわたり、事業者負担分についての協議を行ってまいりました。本年3月には、このままでは例年と同じ内容での協定を結ぶことが難しいとの申し出がありましたが、市の厳しい財政状況を説明した上で、例年どおり協定を締結していただけるよう、協議を続けておりました。さらに、本年7月にも、厳しい経営状況が続いているため、本事業に協力することが極めて難しく、年度当初からの事業者負担を解消してほしいという強い申し入れがありました。

本市といたしましては、この事業はバス事業者に御協力をいただきながら進めてきたと認識をしております。高齢者の重要施策として、この事業を継続したいという思いから、バス事業者の申し入れを勘案した結果、10月以降の事業者負担を解消し、利用者負担分を除く全額を負担する必要があると判断をいたしました。

次に、負担割合について再度協議するべきということにつきましては、これまでの経過から、事業者

負担の協力を要請することは難しいため、次年度以降も同様の方針で行わなければならないと考えておりますが、市の負担が大きいことから、負担軽減に向け、引き続き制度の見直しについても検討してまいります。

次に、ふれあいパス事業の事業者負担解消により利用者負担がふえることにならないかということにつきましては、今年度については、事業者負担の解消分を市が負担することで考えております。次年度以降については、市の負担軽減に向けて制度変更を検討することが必要となりますが、新たな制度を構築するまでは、負担割合については、今回提案している市の負担100円という内容のまま、続けざるを得ないものと考えております。

次に、石原裕次郎氏のブロンズ像設置について、御質問がありました。

現在、記念館の閉館に当たり、さまざまな展示品等を譲り受け、石原裕次郎氏の本市への貢献や功績を後世に残していくための準備をしており、とりわけ愛車ロールスロイスの保存、展示事業につきましては、クラウドファンディングにより全国から寄附金を募りながら、実施に向けた取り組みを進めているところであります。また、記念館前に展示されていたヨット、ハレ・コンテッサ号の小樽港マリナーへの寄贈の話については、これから内容を伺ってまいりたいと考えております。このような中、ブロンズ像につきましては、今後、全国の石原裕次郎ファンを初め、民間等において、設置に向けた具体的な動きがありましたら、市といたしましても、可能な範囲で協力をしてまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

○4番（中村岩雄議員） それでは、再質問を一、二点、させていただきます。

まず、コンプライアンス委員会の報告について、まず、是正措置を講ずる、それでよろしいかと思うのですが、これも速やかに進めていっていただきたいと。その上で、また実態調査を行った上で、必要に応じて分区条例のあり方なども検討していくというようなお答えでしたが、港湾機能を守ること、これはもう、もちろん大切であろうと思います。と同時に、市としての全体の経済発展のことを考えますと、それを考えていただきながら、分区の趣旨を踏まえた上で、産業振興につながる取り組みには、ぜひ積極的に市も取り組んでみていただきたいというふうに思うのですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、港湾計画の改訂、計画改訂中断についてのところで、第3号ふ頭の岸壁整備、泊地のしゅんせつ、この早期完成に向けて今後も継続して整備を行っていくということですが、もう少し、早期完成、その時期的なことを、第3号ふ頭と、それから岸壁整理と泊地しゅんせつの、その完成予定なども、もう少し詳しく御説明いただければありがたいと思います。

この2点、お願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村岩雄議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、担当より答弁させていただきます。

私からは、1点目について答弁させていただきます。

今、お話がありましたけれども、まず、私たちといたしましては、まず今回行うべきは、やはりこのたびの公益通報による調査結果に基づいて、まず、しっかりと是正措置を行うこと、これが第一だと思っております。ですので、それを行わなければ次に進めないと私たちは認識をしているところでござい

ます。

しかしながら、中村岩雄議員がおっしゃるように、その分区条例の状況であったり、または、さまざま、これだけ観光客の方々が来られて臨港地区を含めて、かなり多くの方々の出入りが出てきている中で、今後における分区条例をどうするのかということにおきましては、その是正措置後において、皆様からもそのような御提案とかをいただきながら、改善を図れるべきことがありましたら検討していきたいと思っておりますので、必要に応じて、分区条例のあり方についてということで御答弁をさせていただいたところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

私からは、第3号ふ頭の岸壁整備と泊地しゅんせつの完成の時期ということの御質問でございました。岸壁は、これは両方とも国の直轄事業でありまして、予定どおり予算措置が行われればという前提でございますけれども、岸壁が平成33年度完成、しゅんせつ工事は30年度完成を予定しているところでございます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

○4番(中村岩雄議員) これは質問というよりもお願いでありますけれども、最後の石原裕次郎氏のブロンズ像の件ですけれども、再質問というよりもお願いです。

(「だめだってそれは」と呼ぶ者あり)

(「新しい質問だよ」と呼ぶ者あり)

(「だめです」と呼ぶ者あり)

(「ひどいですね」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 再質問でされていないものは、再々質問ではできませんけれども。

○4番(中村岩雄議員) そうですか。わかりました。

○議長(鈴木喜明) 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) 地域公共交通について質問いたします。

8月25日に建設常任委員会がありましたけれども、そこで足りなかった部分がありまして、一部重複しますけれども、改めて質問させていただきます。

このたび、法定協議会をつくるということですが、それに対して、各党派の方々からは、わからないことがあれば事業者に聞けばいいのだと発言をされておりますが、そういうことでは一方的な議論になりかねません。今年度になってから、現担当者が猛スピードで他都市の事例、アンケート調査、並びにその分析など、今までとは比べ物にならない仕事量だとお聞きしております。察するに余りあるというか、まだまだデータ不足というか、準備ができていないというか、そう見えてきます。こんな状態で協議会のテーブルに着いても、真の市民のための地域公共交通網形成計画作成など、困難をきわめることは容易に想像がつかます。

(発言する者あり)

ここで質問ですが、それくらいやらないと追いつかないということは、前担当者からの引き継ぎがほ

とんどなかったのではと察するところです。実際はどうだったのでしょうか。地域公共交通に関して、平成25年度から27年度までの取り組みがどの程度のものであったか、お示してください。

昨今の社会現象に目を向ければ、人口減少が加速的に進んでいる。また、交通事業者に限らず、どこの企業も人材難で、従業員もなかなか集まらない状況だと認識しています。そんな状況ですから、売上計画、さらには今後の事業展開にも確かな道筋が立てられない現状だとも言われています。当然、協議会の中でも、そういったことを審議されると思いますが、5年先、10年先をしっかりと見据えたものにしていくには、職員側にも議員にも、それ相当の責任がありますから、人口減少、人材難にも対応できるような政策も提言できるよう勉強をし、情報収集をし、準備をしておく必要があるのではないのでしょうか。だから、準備にもう少し時間が要するという事です。協議会の設立を急ぐ余り、わからないことは事業者に聞けば、余りにも短絡的ではないでしょうか。

(「それだけじゃないでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

もう一つ質問をします。あくまで仮定の話ですが、せめて平成26年度に着手し、職員の体制や取り組み内容が協議会の設立に向けてしっかりと機能していたならば、とくに協議会はできていたのではないですかとお聞きしたいです。どうですか。お答えください。

(「仮定の話は答えられないって言うてるでしょう」と呼ぶ者あり)

早く協議会をつくれと、各会派からの御指摘ですが、法定協議会をつくること自体が目的ではなく、その後に作成される地域公共交通網形成計画が重要なのであります。複雑な交通網、市民の意見の吸い上げ、社会情勢の把握、小樽市の財政状況など、さまざまなポイントで論議が必要です。でありますから、まだまだ収集すべき情報は、多々あるはずで。だから、もう少し時間がかかるのだよということによろしいのですね。市長の考え方を、お聞かせください。

(発言する者あり)

続きまして、ふれあいパスについて、二つ質問をさせていただきます。

北海道中央バス株式会社とジェイ・アール北海道バス株式会社、それぞれについてお答えください。ふれあいパス事業で基準となる乗車運賃の額が幾らで、それに対する市民、小樽市、事業者、それぞれの負担額をお示してください。続けて、小樽市がバス事業者へ支払う金額は、どのように算出し、どのような手続で支払ってきているのか。お答えください。

続きまして、高島漁港区のコンプライアンス委員会の調査結果について、質問いたします。

従来から、さまざまな許可申請に対して許可してきたものが多々あると思いますが、常に法や条例に照らし合わせて許可をおろしてきたものと思います。実際には、今まではどうだったのでしょうか。今回、このような事態になったことについては、非常に残念ですが、いい機会ですから、きちんと是正をすべきと思います。今回は、漁港区ということです。他の分区でも条例にそぐわない案件は、まだまだあると思われますが、コンプライアンス委員会から指摘された以上は、最低でも、この漁港区についてはきちんと是正すべきだと考えます。

そこで質問です。この漁港区において、現在、分区条例にそぐわないと思われる建築物がまだあるようですが、小樽市で把握している範囲で結構ですから、幾つか例を挙げてください。

(「そういう質問したらだめでしょう」と呼ぶ者あり)

(「人のせいにしたらだめだよ」と呼ぶ者あり)

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(「最後、2つ目の質問ないからね、市長」と呼ぶ者あり)

(「仮定に答えたらだめですよ」呼ぶ者あり)

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) 石田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、地域公共交通について御質問がありました。

まず、地域公共交通に関する平成25年度から27年度までの取り組みにつきましては、総務部企画政策室と生活環境部生活安全課では、中央バスとの定例会議を開催し意見交換を行ったほか、ノンステップバス導入協議会を設立するとともに、後志地域生活交通確保対策協議会に参加し、地域間幹線系統の維持確保に取り組みました。また、建設部まちづくり推進課では、JR駅のバリアフリー化に向けて、JR北海道と協議を進めていたところであります。

次に、協議会の設立につきましては、平成25年12月に交通政策基本法が制定され、また、26年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正となり、地方自治体を中心となり、地域公共交通の維持に努めることが示されました。本市として、このような国の動きに対応するため、研修会等に参加するとともに、ノンステップバス導入協議会の設立をいたしました。今後の公共交通のあり方や、地域公共交通網形成計画策定等については、当時、庁内議論を進めておらず、法定協議会の設立までには至っておりませんでした。

次に、法定協議会設立の考え方につきましては、現在、銭函地区で実施したアンケート調査の結果などを分析しているところであり、地域公共交通網形成計画の策定に当たり、市内全域を対象にした調査を、どのように実施して分析するか検討し、今後、市として計画策定の進め方などの方針を固める必要があると考えていることから、もう少し時間を要しますが、11月を目標に協議会を設立していきたいと考えております。

次に、ふれあいパスについて御質問がありました。

まず、北海道中央バス株式会社及びジェイ・アール北海道バス株式会社のふれあいパス事業で、基準となる乗車運賃の額と、市民、本市及び事業者、それぞれの負担額につきましては、北海道中央バス株式会社は、乗車運賃額が市内均一運賃220円で、負担割合は、市民120円、市70円、事業者30円であります。また、ジェイ・アール北海道バス株式会社は、乗車運賃額については、毎年基本単価を設定しており、今年度の単価は387円で、負担割合は、市民120円、市215円、事業者52円であります。

次に、ふれあいパス事業で本市がバス事業者へ支払う金額の算出方法及び手続につきましては、算出方法については、北海道中央バス株式会社は、月ごとに一冊10枚つづりの回数券の販売冊数に700円を乗じた額であり、ジェイ・アール北海道バス株式会社は、月ごとに市民が乗車時に使用した回数券の総枚数に215円を乗じた額となっております。手続については、毎月10日までに請求書を提出していただき、同月20日までに支払いを行っております。

次に、高島漁港区のコンプライアンス委員会の調査結果について、御質問がありました。

漁港区において分区条例に適合していない建築物につきましては、新築時には分区条例に適合していたものが、所有者がかわるなどで用途が変更され、分区条例に適合しなくなった建築物などがあるものと考えております。また、漁港区の「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店」のような規定について、利用者の取り扱いを今回の件のように拡大解釈してしまったことにより、分区条例に適合するとして許可した建築物が存在する可能性は否定できません。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、地域公共交通ですけれども、これはいずれにしても、国からの補助金とか市の税金も投入するわけですから、当然市民の要望、それから事業者の考えもやはり加味しながら、慎重に取り組んでいくのは当然ですが、だからといって、やみくもに予算を使うわけにはいかない。1年後、3年後、破綻したのでは、もう最悪です。小樽の財政状況、そして急激な人口減少、また、社会の状況及び企業の実態も把握しながら、継続可能な協議会にしていくには、もちろん内容ある交通網形成計画作成に取り組んでいかなければなりません。職員も、我々議員も、ともに責任を持って行動していかなければなりませんし、市民のためになるような政策を行っていくことが肝心だと思います。職員の皆さんに頑張ってもらうためにも、しっかりとした設立の仕方をするべきだと思います。これについては答弁は要りません。続きまして、ふれあいパスについての再質問に移ります。

(「電話できるんだから直接電話で言えばいいでしょ」と呼ぶ者あり)

ジェイ・アール北海道バスの場合は、今、お聞きしたところによると、市民が実際に利用していただいた実数で精算していますけれども、中央バスは回数券の販売冊数で精算していると、そのようにお聞きしました。なぜ、精算方法が違うのでしょうか。そこを説明してください。

それで、こういうやり方だと、実際にはまだ利用されていない回数券の分まで、小樽市は先払いをしていることになります。もしも、利用者がさまざまな理由でバスを利用できなくなって、例えば、たんすの奥にしまってしまったり、もしくは期限切れなどで使えなくなったら、そうなれば、実際には市民が利用していない分まで、小樽市は税金を充てていることになるのですよ。

(「違うって」と呼ぶ者あり)

これはね、是正すべきですよ。税金ですから。こういう、少々理屈に合わない実態を、原部ではどのようにお考えになっているのか、お答えください。また、それに対して、今後どのように対処していくのか、お答えください。

最後に、コンプライアンス委員会のことで、先ほど、一部そぐわない建物がまだ存在しているということですが、それに対して、今までどのような指導をしてきたのか。また、今後、どのように対処していくのか、お聞かせください。

以上、再質問を終わります。

(「あるって断言してなかったでしょ。否定できないって言うだけでしょ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 石田議員の再質問にお答えいたします。

まず、精算方法がなぜ違うのかということですが、平成17年度から回数券方式になりまして、これを採用して以降、中央バスにつきましては、毎月、乗っている方も多いものですから、毎月15万枚程度の回数券が、おりるときにボックスの中に入れられるということもありまして、数えるのが非常に大変だということが一つありました。

それから、ジェイ・アール北海道バスにつきましては、OD調査用のシステムがあるのですね。整理券をまず取って、それにバーコードがついていまして、バーコードを入れて回数券も入れると。そのとき

に、ジェイ・アールバスの場合にはボタンがあって、ぼんと押すと、そこで、これはふれあいパスを使った人だということがわかるということで、実績で件数を数えられるというような方式をとっております。ただ、ジェイ・アールバスの場合には、件数が非常に少ないので、こういった方式ができるのですけれども、中央バスの場合、物すごい数ですので、そういうシステムも入っていないですし、数えるわけにもいかないということもあまして、実際に売った冊数で数えていると。それで請求、それに伴って請求してくるということでございます。

それから次に、利用していない方の分まで払って負担しているのではないかと、利用していない券の分まで支払いをしているのではないかとということですが、これにつきましては、制度の開始以降、市の制度でやっております本事業については、バス事業者の御協力のもと進められてきているということも認識しておりますので、このたびのこの事業者負担軽減のほかにも、例えば回数券の販売ですとか、いろいろお手伝いをいただいている部分がございますので、そういった課題も今、残っております。これを含めて、引き続き、バス事業者とは協議、検討をしていくというところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 石田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、先ほどの市長の答弁に出てきました、分区条例に一部そぐわないと思われる建物、建築物に対して、今までどのような指導をしてきて、今後どのように対処していくのかという御質問だったと思います。

これにつきまして、分区条例に適合しないと思われる建築物に対して、これまで指導というものは行ってきておりません。今は、あくまでも、今回コンプライアンス委員会から指摘いただいた通報対象事実に対する是正措置ですとか、再発防止策を講じることが最優先で取り組んでいかなければならないことだと考えております。ただ、その後、現況調査などをした上で、どのような対処が適切か、そのことについても検討していかなければならないものというふうと考えているところでございます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) まず、コンプライアンスからいきます。

用途が途中で変わったというような例があったりとか、今お聞きしましたけれども、現実的に今、分区条例に照らし合わせたら、やはりだめなものはだめなのですよ。

コンプライアンス委員会の調査結果というのは今回出ましたけれども、私が言いたいのは、この一案件だけで終わらせては何も意味がないのではないかと、私は思うのです。せっかくのいい機会ですから、このことを契機に、漁港区を手始めとして、市内随所にあると思われるようなこのような問題点を、根気よく是正して、分区条例に適合した地域にすべきではないかなというふうに思います。

(発言する者あり)

私も、そのような疑問となる箇所があれば、随時指摘させていただきますし、議員の方々も是正できるような提言をしてほしいと思います。ぜひ、至急取り組んでいただきたいと、強く要望いたしますし、その上で観光振興にも力を入れてもらえればと思います。

もう一つ、ふれあいパス。

今、中央バスですけれども、膨大な量なので、数える手間が大変だということらしいのですけれども、今回、10月からは事業者負担をなくして、市民の負担額以外は全て小樽市が負担するということです。であれば、なおさら、今度は小樽市が実際に払う金額がふえるわけですから、それであれば余計、また

使っていない分の券まで税金で払うということになってしまうのですよ。

(「だって市の事業でしょう」と呼ぶ者あり)

だから、こんなやり方をしていたら、私は大問題だと思うのです。

(発言する者あり)

先ほどの答弁の中で、中央バスは余りにも券が多いので云々とありましたけれども、これではね。事業者の方というのは、普通、請求業務というのは当たり前業務だと思うのですよ。

(「小樽市で数えれ、そのときは」と呼ぶ者あり)

だから、10月からは、いわゆる事業者負担もなくなるわけですし、中央バスの収入もふえるわけですから、使った分の最初の事務手続ぐらい、企業努力の範囲内で、私はお願いできるのではないかと思いますよ。今までのことを考えたら、回数券1枚数えたら30円入ってくるのですよ。これをやらない業者って、どこにあるのでしょうか。ぜひ、今月中にでも、その原部の方々、中央バスに、その交渉をぜひしていただきたいということで、私の再々質問は終わります。

(発言する者あり)

(「何考えているの」と呼ぶ者あり)

(「自分で行って数えてくればいいでしょ、そしたら」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「市役所で職員雇え」と呼ぶ者あり)

(「ひどいわ」と呼ぶ者あり)

(「答えられないわ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「協力してやってくれていたのだよ、何考えてるの」と呼ぶ者あり)

どなたがお答えになりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 石田議員の再々質問にお答えいたします。

実際には、今まで中央バスには、この20年間協力をいただいているということもありますし、さまざまな面で本当に協力していただいているのですね。実際に、先ほども申し上げましたが、回数券の販売についても行っていただいていますし、そういった協力も含めて、もしかするとそこで、回数券ということでも少し誤差は出てくるかもしれませんが、それは実際にどちらが数えるものなのかということの部分もありますし、一応、話としては、こういったことがありましたと、話がありましたということだけは一応伝えておきたいと思います。

(「やめなさい部長、そんなこと伝えたらね、大変だよ。何を考えているのだ」と呼ぶ者あり)

(「責任もてるのか、そんなので」と呼ぶ者あり)

(「使い残しのないように告知するほうが大事じゃない」と呼ぶ者あり)

(「今の答弁、撤回したほうがいいのではないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) コンプライアンスの件は、どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 石田議員の再々質問にお答えいたします。

要望ということでしたけれども、答弁いたしますと、先ほどと同じような形で、今、優先的に取り組んでいかなければならないことにきちんと取り組んだ上で、先ほどと同じ形になりますけれども、きちんと調査をした上で、どのような対処が適切か検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 石田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

○3番（安斎哲也議員） 仕切り直して質問します。

市長の処分についてです。市長の後援会関係者による高島漁港区での観光船事業にかかわる市の許可は条例違反との判断を受け、市長は提案説明の中で、私を含めた関係者の処分について検討していますが、特別職である市長の処分は、どのような手続で決められるのですか。

なぜ、関係者の処分とともに検討しているのですか。

市長の処分には、減給と辞職しかないと思いますが、減給を選ぶのですか。

また、私はもちろん職員一同、襟をただしと述べていますが、一体誰の指示で事務手続が進んだのですか。市長、あなたではないのですか。最終決定者は、港湾管理者の小樽市の代表の市長なのではないのですか。まさに職員への責任転嫁としか考えられません。職員が勝手に条例を解釈して事務手続を進めたと言っているとしか聞こえません。観光船事業における許認可のこれまでの経緯、経過と、市長、副市長のかかわりを、うそ偽りなく説明を求めます。

処分について、職員に先行してみずからを律することも考えているとのことですが、そんなのは当たり前です。そして、判断する、できるのは市長のみです。いつするか、市長が判断すべきです。いつまでに決めるのですか。

また、第3回定例会前に明らかになったことであり、市長がトップとして決断すれば、今定例会の開会にあわせて減給の条例案も提出できたと思います。なぜ、しなかったのですか。

市長は、この問題で適正な行政手続を進めてきたと思っていたと言いますが、議会側がさんざん指摘したのに、全く耳を貸しませんでした。なぜですか。議会の指摘を受け、立ちどまっていれば、このようなコンプライアンス委員会からの指摘につながらなかったと思いませんか。

市民の足についてです。

ふれあいパスについて、質問します。

補正予算計上まで、ひた隠してきた理由を示してください。また、それがいい判断と思っているのか。思っているのであれば、その理由をお聞かせください。

市長は、この事業を継続するために、今年度は市が全額負担するという選択をしましたが、では、次年度はどうなるのでしょうか。考え方をお聞かせください。

次年度1年間全額負担となった場合、2億円を超える市単独の支出となります。どこにそのお金があり、どう捻出することができるのか、お聞かせください。私としては、これまでの制度では限界が来ており、何かしらの制限が必要になると考えます。困窮支援的な要素を組み入れた所得制限をし、本当に困って必要な方々の支援策とすべきとも考えますが、見解を伺います。

次に、地域公共交通についてです。

中央バス社長とのトップ会談で、社長が市長発言に申し入れをしていますが、市長は認識が違うと言います。では、市長はその会談のときに何とおっしゃったのか、正確に答えてください。トップ会談の

後、ふれあいパスの問題が浮上しました。市長発言から信頼関係が崩れたことは明白であります。市長は、どう関係改善を図るつもりなのか。市長のわがまま、意地で、最終的に事業者と連携、協働ができないで、地域公共交通の維持ができなくなれば、これは市民の足にとって大打撃です。市長は、提案説明で、まさに事業者が悪いと言わんばかりの、他人事のような理由で予算計上をしましたが、市長とのトップ会談に端を発したと御自覚されませんか。それとも、水面下で話し合いを進めた副市長の責任とおっしゃるのでしょうか。

除排雪についてです。

今回の除雪における制度設計ですが、業者の登録ありきの市長の考え方は間違っていると思います。手段が目的化しています。まず、伺いますが、将来、どのような事態を想定しているのか。具体的にお聞かせください。業者がどの程度育成されていれば、その市長の不安、懸念を解消されるのですか。今後の人口減少が進む中、現状の除排雪路線を維持されるおつもりなのか、お聞かせください。

これまでも除雪体制の変更が行われてきています。平成13年度に地域総合除雪体制の見直しを行っていますが、この見直しから現在まで、どのような変更を行ってきていますか。理由もあわせてお示しください。15センチメートルから10センチメートルとか、ガタガタ道路だとか、手段は要りません。背景として何が問題で、そして最終的にどんな目的を定め、今の手法を講じているのか、お聞かせください。

排雪量が、中松市政では大雪もあって、平均して70万立方メートルでしたが、森井市政では小雪が続いたこともあり、平均30万立方メートルです。明らかな排雪抑制であると考えます。いかがですか。今年度の基本設計における排雪量は幾らですか。

昨年度、市長が直接現場に赴き、中止を示唆したという問題がありましたが、そもそも市と受託業者との設計変更手続はどうなっていますか。今年度も、市長が直接パトロールをしたり、近しい人から連絡があれば、現場に赴くのですか。

再質問を留保して終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、私の責任のとり方について御質問がありました。

まず、具体的な手続については、一般の職員とは異なり、地方公務員法上、市長の処分についての定めはありませんので、事案に応じて責任の度合いを勘案し、必要があると判断した場合には、公職選挙法上の寄附に該当しないよう、自身の給料を減額する条例案を議会に提案し、議決を得るという手続になるのが一般的であります。

次に、関係者の処分とともに検討している理由につきましては、このたび、コンプライアンス委員会から分区条例違反との指摘を受けた事務にかかわった職員は、懲戒処分や訓告などの処置の対象になり得るためであります。

次に、私の責任のとり方につきましては、これまでの事案における先例や、現在精査しております本件における責任の度合いを勘案することになりますが、相応の責任のとり方として、減給条例の提案も考えているところであります。

次に、誰の指示で事務手続が進んだのかにつきましては、港湾に関連する許認可については、それぞれを許可する前に、港湾室からその時点での事業内容の報告がありましたが、その際、私から、法令や

条例、許可要件に従って、公平、公正に取り扱うことを指示いたしました。事務手続については、港湾室で、港湾法や管理使用条例、分区条例などにに基づき、護岸の使用登録や建築物の分区条例に係る申請に対しては、要件に適合していることから許可することとし、小樽市事務専決規程別表第4号第1項、第11号、第9号に掲げる港湾施設以外の港湾施設の使用許可及び承認において、重要との区分とし、第1類の長である港湾室長が専決者として、係員を起案者とし、決裁を行っております。

なお、建築物の確認申請における港湾室の決裁につきましても、管理職の検討と判断のもと、係員から管理課長の決裁をしたものであります。

いずれにいたしましても、最終責任者である私に責任があると考えております。

次に、観光船事業における許認可の、これまでの経緯、経過につきましては、事業者から小樽市に対し、平成28年5月9日に、旧古崎造船跡地を利用し、小樽港高島地区において観光船事業を行いたいとの相談がありました。この事業を行うことに当たり、民有地を既に取得しており、北海道運輸局に海上運送法第20条第2項に規定する、人の運送をする内航不定期航路事業の届け出を行うとし、当該民有地前面の水面に浮き桟橋を設置すること、高島地区袖護岸に船舶を係留すること、民有地には飲食店等の建物を建てるとの説明がありました。

港湾に関連する許認可として、同年6月1日付で浮き桟橋を設置するための港湾施設専用許可申請、水面占用、観光船を係留するための運河護岸・物揚場護岸登録申請などの許可、同年12月1日付で、高島地区袖護岸への登録するに当たっての条件である係船環設置のための工作物等施工許可申請の許可を行っているものであります。また、民有地での飲食店等の建築に当たっては、建築基準法に基づく建築基準法関係規定において、臨港地区の分区における適合性の判断を港湾室が行い、同年7月22日付で建築確認がなされているところであります。

また、この件に関する私と副市長のかかわりについては、昨年5月17日に港湾室からその時点での事業内容の報告がありましたが、その際、私から先ほど答弁した指示をいたしました。副市長の考えも同様であったと認識をしております。事務手続につきましても、先ほど答弁したとおりの決裁をしたものであります。

次に、私が責任をとる時期につきましては、これまで分区条例の解釈の中で許可することができるという認識で事務手続を進めてまいりましたが、コンプライアンス委員会からの分区条例違反であるとの指摘を受け、これまでの我々の認識が間違っていたという結果となりました。そのため、今後の是正措置や再発防止策にもかかわってきますので、御指摘を受けた認識の違いについて、顧問弁護士にも相談しながら、現在内部で精査している段階であり、その整理ができ次第、具体的な責任のとり方をお示したいと考えております。

次に、今定例会の開会にあわせて、減給の条例案を提出していない理由につきましては、8月21日にコンプライアンス委員会からの調査結果の報告がありましたが、先ほども申し上げましたとおり、現時点において御指摘を受けた認識の違いについて精査をしている段階でありますので、今定例会の開会にあわせた条例案の提出には至らなかったものであります。

次に、議会側がさんざん指摘したのに全く耳を貸さなかったのはなぜかにつきましては、議員の皆様からの御指摘について、資料提供などを含めて丁寧に説明するとともに、事態の改善に向けて取り組んでまいりました。

(発言する者あり)

また、市としては、これまで適正な行政手続を進めてきたものと考えておりましたが、今回のコンプライアンス委員会からの御指摘を受け、私どもの認識が違っていたということを真摯に受けとめ、具体

的にはお示しできませんが、現在、顧問弁護士に相談しながら検討しているところであり、適切な是正措置と再発防止策を講じてまいります。

次に、市民の足についての御質問がありました。

初めに、ふれあいパスについてですが、まず、第3回定例会間際に、ふれあいパス事業についての報告をした理由につきましては、市の判断として、議会への報告はバス事業者との協議が調った段階で行うことが適切であると判断したものであり、継続協議をしておりましたが、このたび、本年8月に、バス事業者との協議がおおむね調いましたので、所要の予算額を第3回定例会へ提案することとしたものであります。

(発言する者あり)

次に、次年度のふれあいパス事業実施につきましては、この制度を維持していくためには、市としての負担が大きいことから、負担軽減に向けて制度変更を検討することが必要となりますが、新たな制度を構築するまでは、負担割合については、今回提案している市の負担100円という内容のまま続けざるを得ないものと考えております。

次に、次年度におけるふれあいパス事業の事業費につきましては、この制度は、高齢者にとって生活に密着した重要な施策であり、できる限り継続してほしいという要望が多くあることから、本市全体の財政状況を勘案しながら、予算の確保を検討してまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパス事業への所得制限の導入につきましては、この制度は、困窮支援を目的としたものではないことから、所得制限については現時点では考えておりません。しかしながら、この制度を維持していくためには市として負担が大きいことから、昨年実施したアンケート調査の分析や、過去に実施したアンケート調査の再検証、さらに市民の皆様の御意見なども伺いながら、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通についてですが、まず、会談の内容につきましては、2回目の会談における私の発言について正確に記録されている資料はありませんが、発言の趣旨は、協議会の設置の目的が単に赤字補填のためではなく、人口減少の中、利用者増を図るため、利用者等のニーズに対応することが重要であること、市内のバス路線については黒字と赤字の路線がある中で、国等の支援を活用しながら中央バスが中心となって担っていただきたいということであります。

次に、バス事業者との信頼関係につきましては、今後の本市のまちづくりを考える上で、公共交通は大変重要なものであり、本市と交通事業者がそれぞれの役割や責務において連携しなければならないことから、これからも協力、連携を密にし、持続可能な公共交通の確保に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、補正予算計上の理由がトップ会談によるものなのか、副市長が話し合いを進めたことによるものなのかにつきましては、ふれあいパス事業は、バス事業者の御協力により成り立っているものでありますが、事業者負担分の協議を継続している中で、厳しい経営状況が続き、本事業に協力することが極めて難しいため、年度当初からの事業者負担を解消してほしいという強い申し入れが7月にありました。

本市といたしましては、高齢者の重要施策として、この事業を継続したいという思いからバス事業者の申し入れを勘案した結果、10月以降の事業者負担を解消し、利用者負担分を除く全額を負担する必要があると判断したため、補正予算を計上したものであります。したがって、御指摘いただいた点のいずれにも当たらないと考えております。

次に、除排雪についてですが、まず、除排雪に関して将来想定している事態につきましては、全国的な人手不足などにより、地域総合除雪に参加する業者が減少することが考えられ、新たに参加する業者

がふえない場合、将来的に地域総合除雪の体制を維持することが困難になることは、市民の皆様にとって大きなリスクになるものと危機感を募らせております。

次に、地域総合除雪業者に参加した業者がどの程度育成されると業者への不安や懸念が解消されるのかにつきましては、除排雪作業で育成の度合いを具体的にお示しすることはできませんが、道路除雪等、業務の登録要件の中では、過去5年間、毎年除排雪業務の実績があることとしており、この登録業者がJVを編成し、地域総合除雪業務に参加することは、作業を行う上で支障がないものと考えております。

次に、除排雪路線の維持につきましては、冬期間の市民生活における安心・安全を確保する上で重要なことと考えております。本市の除排雪業務を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行などにより、今後かわっていくものと考えられる一方で、厳しい財政状況も続くことが見込まれることから、より効率的で効果的な除排雪作業を進めていかなければならないものと認識をしております。

そのため、一昨年度から段階的に取り組んでおります除排雪の見直しを検証し、課題を整理し、解決していくことを繰り返すことで、よりきめ細やかな除排雪を実現するものと考えており、除排雪路線の見直しについても、その必要性を見きわめた上で判断をしまいたいと考えております。

次に、これまでの除雪体制の変更につきましては、地域総合除雪業務は、平成13年度に市内を4地域に分けて開始いたしましたが、この主な理由としては、それまで地域ごとにJVが行っていた除排雪業務のほか、多くの業務を細分化して発注していたものを、地域ごとに業務を集約し、共同企業体に一括発注することで、市と業者や業者間の連絡、指示、命令系統等の統一を図ったものであります。その後、平成18年度には、市内を6地域に分ける変更を行っており、その主な理由としては、それまでの第1・第2ステーションの担当区域が広く作業量が多いことから、これらの区域を分割し、除雪拠点を増加させることで、道路状況の把握がよりの確に行われるなど、機動力の向上を図ったものであります。

その後、平成27年度には、市内を7地域に分ける変更を行っており、その主な理由としては、それまでの第2・第3ステーションの作業量や、市内の皆様からの苦情等が多かったことから、これらの区域の一部を分割して新たな除雪拠点を構築することで、道路状況の把握がよりの確に行われるなど、機動力の向上を図ったものであります。

次に、除排雪の改善に向けた問題と目標につきましては、幹線、補助幹線、生活道路などの役割が異なる道路ごとに必要な交通が確保されるように、路面を維持する除排雪作業において、地域特性や受託業者間での経験などの違いから、地域間で路面状況に差が生じていた不平等、地域差などの除排雪に関する問題を改善するため、きめ細やかな除排雪の実現を目標にしており、その内容は、市民の皆様が冬期間であっても、家に閉じこもることなく外に出かけたいと感じられる環境を実現することでありませ

次に、排雪作業につきましては、限られた財源の中で全ての排雪路線で作業を行えるような予算を確保することは困難であります。例年の通年ベースの予算と比較をしても、排雪抑制と言われるような予算は計上しておらず、その中で適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。そのため、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で排雪作業を実施する一連の手順に沿って進めており、結果として排雪に至らない路線が生じたものであり、御指摘のように排雪を抑制したものではありません。

次に、本定例会に補正予算を計上した除雪費で見込んでいた排雪量につきましては、平成27年度から段階的に取り組んでおります除排雪の見直しを検証し、課題を整理し、解決していくことを繰り返すことで、きめ細やかな除排雪を実現するものと考えており、排雪量に関しては、新たな取り組みを始めた平成27年度の実績値である27万立方メートルを基本とし、これに平成27年度以降の取り組みにより増

加すると想定した排雪量を加え、33万7,000立方メートルとしております。

次に、設計変更の手続につきましては、地域総合除雪業務では、当初設計より業務量に変更が生じた場合は、雪対策課で設計当初の変更の決裁を行い、契約担当の庶務課が業務設計変更について起案をし、決裁権者である私の決裁後、受託者である共同企業体へ委託業務の設計変更の通知を行い、それに対する共同企業体の承諾をもって契約の変更がなされるものであります。

次に、私自身が除排雪の状況等を確認することなどにつきましては、日々の道路の状況については、雪対策本部職員や地域総合除雪の業者がパトロールを行うものであります。私がきめ細やかな除排雪を公約にしていることから、公約の実現に向けて道路状況を確認することも必要であると考えております。また、直接市民の皆様から私のところに連絡があった場合の対応につきましては、状況に応じてその都度判断することになりますが、基本的には除雪対策本部が対応することになるものと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

○3番（安斎哲也議員） 再質問に入る前に、答弁漏れ2点、答弁の訂正を求めるもの2点ありますが、これについて指摘をさせていただきたいと思うのですけれども、発言の許可を求めますが、いかがですか。

○議長（鈴木喜明） では、2点、指摘してください。

○3番（安斎哲也議員） はい。

まず、答弁漏れ1点目ですけれども、ふれあいパスの関係で、私が質問したのは、トップ会談の後にふれあいパスの問題が浮上しましたが、市長発言から信頼関係が崩れたことは明白です。市長はどう関係改善を図るおつもりですかというふうに質問したのですけれども、市長の答弁は関係改善の話ではなくて、事業者がそれぞれ役割、責任において連携して、これからも協力、連携を密にし、地域公共交通の確保に向け、引き続き取り組むみたいな話をしているのですが、関係改善を図った後のことを言われても、そんな話を私は質問しているのではなくて、今の信頼関係が崩れたことに、どういうふうに改善を図るのかという質問をしているので、本答弁において全然答えていないというふうに思います。

2点目です。これもふれあいパスに関連してなのですが、トップ会談の決裂で補正予算計上となった点に関してということで質問させてもらったのですが、時系列で予算計上に至った部分を御報告いただいたのですけれども、私が言っているのは、トップ会談があったから、事業者負担、急激に事業者負担はできないよと、ゼロベースでやってくれというような話になったということに触れているので、市長の答弁については、年度当初からの事業者負担を解消してほしいという強い申し入れが7月にあったということしか述べていませんで、これが市長とのトップ会談に端を発したと自覚されませんかという質問と、それとも、水面下で話し合いを進めた副市長の責任とおっしゃるのですかということに対しては、全く触れられていませんでした。というのは、多分言ったのは、答弁が、いずれの御指摘も当てはまらないみたいなことを言っているのですけれども、市長には指摘しているのですけれども、副市長の部分は聞いているのですね。私は指摘していないので、その点が触れられていないと思いましたので、答弁漏れかと思いました。

答弁の訂正を求める2件ですけれども、今のくだりの中で、強い申し入れが7月にあったということをおっしゃったのですけれども、建設常任委員会の資料の中で……、違う、ごめんなさい。

前に、福祉……

○議長（鈴木喜明） 答弁の訂正を求めるというのは、許可した覚えはありませんけれども。

○3番（安斎哲也議員） いや、私、冒頭に、答弁の漏れと答弁訂正が2点あるから求めますと言って、議長は許していただきましたけれども。

○議長（鈴木喜明） 答弁漏れということで、今、言っています。

○3番（安斎哲也議員） 答弁漏れ2点と、答弁の訂正2点がありますので指摘させていただきたいと思いますが、許可いただけますかということでお伺いしましたが、それについて許可しますということでおっしゃっていただいたので、言わせていただいております。

○議長（鈴木喜明） わかりました。

○3番（安斎哲也議員） ありがとうございます。

○議長（鈴木喜明） では、指摘をしてください。

○3番（安斎哲也議員） はい。

指摘についてですけれども、7月に強い申し入れがあったというふうには言っているのですが、これは地域福祉課からもらった資料の中では、5月16日に既に事業者負担を撤廃または軽減するということをおっしゃっているんですね。なので、7月にあったという話ではなくて、既に5月にもあったということですので、これは答弁が違うなというふうには思っておりますので、御判断いただきたいと思っております。

あと、先ほど高野議員から、今回の予算計上になったことについて、今まではずっと適切だと、適切な時期にやっているということでおっしゃっています。私の質問にも適切だと言っているのですが、高野議員の再々質問か再質問の答弁には、おくれて申しわけございませんと謝っているのですよね、副市長が。これは整合性がとれないと思っておりますので、この点を御確認いただいて、訂正していただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 説明員に、今、答弁漏れ、それから整合性がないのではないかと指摘がございました。安斎議員に申し上げますけれども、もう少し的確に短く、どの部分と言っていたかというのか、どこがどう違ったかというのを、もう少し適切に言っていただけませんか。

（「どこがどう違う」と呼ぶ者あり）

今、精査するという事は考えておりません。まず、答えられるかどうかということをお願いしますので、逆に言うと、この件とこの件がこう違うのですということで述べてください。そうでなければ共有できないと思っております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

○3番（安斎哲也議員） まず、1点目の答弁漏れですけれども、トップ会談の後にふれあいパスの問題が浮上しましたが、市長発言から信頼関係が崩れたことは明白です。市長は、どう関係改善を図るつもりですかという質問に対して、関係改善を図る答弁がありませんでしたので求めます。

2点目の答弁漏れですけれども、その地域公共交通の関連で、ふれあいパスについても、市長とのトップ会談に端を発したことを御自覚されませんかという指摘をした後に、それとも、水面下で話し合いを進めた副市長の責任とおっしゃるのですかという質問をしたのに対して、市長は、いずれもまとめて、その指摘には当たりませんということで答弁をはぐらかしていますから、副市長の部分には、どう答えていただけるかということで、答弁漏れというふうには指摘をさせていただきました。

○議長（鈴木喜明） 説明員に答弁を求めますけれども、2点目の、市長がしたからこじれたか、まあ、副市長がしたからこじれたかというふうには私も聞こえたのですが、そのことについては、どちらとも当たらないというのは、そういうお答えをしていると答弁漏れとまではいかないというふうに感じます。

一点目は、答弁漏れかどうかはわかりませんので、説明員から答弁を願いたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 安齋議員から、答弁漏れという御指摘であります。その点について、私から説明をさせていただきます。

安齋議員の見立てとしては、信頼関係が崩れたことは明白だという御指摘かというふうに思っておりますけれども、私自身は、今までもこの件において、ふれあいバスのことのみならずではありますが、トップ会談の中で私がお話をして、今までも答弁させていただいたように、私の言葉によって誤解を与えたのは事実であるというふうに思っているところでございます。

しかしながら、それがふれあいバスにどう影響したかということは、私自身は把握はできておりません。ですので、今後において、そのように安齋議員は御指摘されましたけれども、これからふれあいバスの問題が浮上したという中においては、今後、私も相手、社長に対してももちろんそうですけれども、それを、これからも協力、連携を密にし、持続可能な公共交通の確保に向けて取り組んでいきたいという形で答弁をさせていただいたということでございます。

○議長(鈴木喜明) 説明員に申し上げますけれども、それは私が最初に指摘して、考え方の違いだといったところで、どう関係を改善するのか、この件をお答えいただきたいということでした。

(「関係を改善した後の話だよこれ。信用を失ったって昨日の酒井隆行議員の質問で言ってるんだから。どうやって関係を改善するのですか」と呼ぶ者あり)

勝手に発言をしないでください。

3番、安齋議員。何かありますか。

(発言する者あり)

いや、説明員に申し上げますけれども、どう関係改善したかお答えになっているのであれば、こういう形で答えたと言っていたら結構ですし、答えていなければ答えていただくということではありません。よろしいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 改めて御説明を申し上げます。

安齋議員におかれましては、信頼関係が崩れたことは明白ですと断言をされているの御質問だというふうに思っております。私たちは、これからの関係もしっかり構築していかなければならないということで、答弁させていただいております。

その関係が完全に崩れたことに伴って、関係改善をどう図るのかという御質問でありますので、私たちは、その認識は、そこまでと受けとめていなかったことから、この関係で答弁をするということにおいては、今後の中央バスとの関係について御説明をするのが適切であるというふうに思っておりますので、答弁はこのようにさせていただいたところでございますので、答弁漏れとは思っておりません。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 安齋議員に申し上げます。今、かみ合うというか、その件は、今答弁をいただいたということで、再質問でいかようにも。よろしくをお願いします。

(「訂正の2点については」と呼ぶ者あり)

訂正の2点につきましては疑義があるということで、再質問でやっていただきたいと思います。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

○3番（安斎哲也議員） それでは、再質問いたします。

今の関係で、市長は昨日も誤解を与えて信用を失ったという話をしていましたから、では、信用を失ったのを、どう回復するのかお答えください。

これまで副市長は、この予算計上、ふれあいパスの関係で予算計上の時期、報告の時期は適切だというふうにおっしゃって、適切な時期だということで議会答弁を本会議でもしてきましたけれども、先ほどの高野議員の質問に対しては、おくれて申しわけございませんとおっしゃっていましたので、これは答弁の訂正か、理解できるように御説明をお願いします。

あと、この予算計上の部分で、7月に強い申し入れがあった、事業者負担を解消してほしいという強い申し入れがあったというのですけれども、先ほど言ったように地域福祉課の資料では、5月にも撤廃の話が出ていますから、これは答弁が違いますので訂正をしていただきたいと思います。

次に、高島漁港の関係の市長の処分についてですけれども、市長は認識の違いについてという話ですが、何と何を精査しているのか、具体的に示してください。そして、整理は何と何を整理しているのか、お示してください。

他都市で条例違反となった際に、市長の責任のとり方はどんなものがあるのか、もし調べていたらお聞かせください。

次に、減給の条例案提出の関係で提出に至らなかったと言いますが、今会期中に提案できるのか、提案するおつもりなのか、お示してください。

次に、議会の指摘に耳を傾けなかったということですが、なぜ、コンプライアンス委員会の指摘は真摯に受けとめて、議会の指摘は真摯に受けとめなかったのかということに対して、何か発言をしていただきたいと思います。なぜ、コンプライアンス委員会の指摘は受けとめて、議会の指摘は耳を貸さなかったのか。

次に、ふれあいパスの関係ですが、ひた隠しにしてきた理由ですが、そもそも、これは協定を結ばないで予算を、新年度から支出してきたということも含めて質問したつもりだったのですけれども、私の聞き方が悪くて、少し端折られてしまったなと思っています。そもそも、議会への報告について、酒井隆行議員の質問にもありましたけれども、年度末のときにあって予算を執行していたということを含めて、なぜ、ひた隠しにしてきたのかということをお伺いしたかったです。

それに伴って、きのう、副市長がふれあいパスの交付規則にのっとって合意したと言っていたのですけれども、ふれあいパスの交付規則を見てみると、それには利用者の話しかないので、交付規則には、これは事業者間はないので、それでどうやって合意できたのかというのを説明していただきたいと思っています。

次に、そのふれあいパスの負担ですが、予算の確保ということで質問しましたが、いろいろ勘案してということですが、財政調整基金を取り崩してやるしかないというふうには私は考えるのですけれども、これについて、市長の見解を求めたいと思います。

あと、ふれあいパスの所得制限の関係ですが、次年度予算しか市長は任期中に予算を編成することができません。次は選挙時ですから、骨格予算ですから。ですので、市長の任期中は市が全額負担するということになるのか、お聞かせください。

地域公共交通に関する部分ですが、強い申し入れというのと、5月の、先ほど冒頭で話をしましたが、5月の申し入れとは何が違うのかをおっしゃっていただきたいと思います。しかも、昨年11月から負担解消について話があったのに、軽く見ていたのではないかというふうに指摘をさせていただ

きますが、これについてお示しいただきたいと思います。

除排雪の関係ですけれども、何の目的でということをお聞きしたいのですが、市長は、家に閉じこもることなく、外に出かけたいと感じられる環境と言っていますが、外に出かけたいと感じられる環境って何なのですかというのを聞きたいです。冬期間、どんな状況だったら、家に閉じこもることなく冬に出かけたいと思うのか、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

排雪抑制ですけれども、前に参与の業務日誌で、市長の訓示ということで対策本部の中で市長が話をしたことについて、市長は排雪7割抑制ということをお聞きしたいという記載があったのに、市長は抑制をしていないと言っていますが、これの整合性をとっていただきたいのと、そもそも70万立方メートル排雪して、今回30万立方メートルだと。70万立方メートルから30万立方メートルになったら、もう小さくなっているのだから抑制ということではないのでしょうかということをお聞きしたいです。70万立方メートルから30万立方メートルを引いたら40万立方メートル削っているのですよ。市長、引き算ができるのだったら、その点について、それでも排雪抑制ではないという根拠をお示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の再質問に、お答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

全部、書いたとは思いますが、抜ける場合もあり得ると思いますので、それについては後ほど、御指摘いただければと思います。

1点目、中央バスの社長に対して誤解を与えたので、それについてどうするのかという御質問があったかと思いますが。

（「信用を失った」と呼ぶ者あり）

機会を見て直接お会いをして、その誤解を解くことも含めてお話をしたいというふうに思っております。相手方がありますので、いつとは言えませんが、今回の議会が落ちついてからになるかもしれませんが、早い時期にそういう機会を設けられたらと思っております。

それと、私自身の責任のとり方において、今定例会に提案すべきというお話であったかと思いますが、その精査等が間に合いましたら、今定例会において提案する可能性も起こり得るというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、所得制限のことにおいて、来年が平成30年で、31年が改選期ということもありますので、御指摘のとおり任期中にそれを行うということは難しいというふうに考えておりますが、今期中において、その方向性やめどがしっかりつけられないだろうかということを含めて、担当部を含めて、しっかり制度設計に対しては取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

それと、私からは、外に出かけられる環境についてということでもありますけれども、これはイメージも含めてお話しすることになりますので、安齋議員が期待される答えになるかどうか分かりませんが、やはり冬になりますと、どうしても雪の状況が激しくなれば、足元が危ない、すべりやすい、さらには雪が危険性もあって出づらいという印象を持たれるようになりますと、やはり冬の期間についての……

（発言する者あり）

やめたほうがよろしいですか。

(「やめたほうがいいです」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、これは答弁しなくてもよろしいということで。では、お話を交えさせていただきます。

あと、作業の訓示において、7割という表現で抑制をしたのではないかというお話がありましたけれども、私自身は平成27年度の雪の状況において、少雪の中で、排雪予算を組んだ全てを執行することになるのかということに対しての懸念も含めて、職員に対してお話をしたということでございますので、それが抑制という表現に基づいて行ったことではございません。

あと、最後に、除排雪の70万立方メートルにおいてですけれども、これは本日、千葉議員のときにも御説明させていただきましたが、あくまで70万立方メートルを超えているのは、執行を終えた結果としての立方メートル数でございますので、予算を組んでいる状態におきましては、その当時も含めて同じ、ほぼ同じくらいの排雪量で行っておりますので、私自身はそれをもって、先ほど70万立方メートルから30万立方メートルを引いてというお話がありましたけれども、あくまで執行上の予算を組む段階においては同じというお話をさせてもらっていますので、これをもって排雪抑制だという考え方は持っておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(上林 猛) 安斎議員の再質問にお答えいたします。

私から1点目は、7月にありましたという答弁を、申し入れがあったのは5月16日ではないかということでございましたけれども、ここの質問が、副市長の責任とおっしゃるのですかということで、私に関してかかわることということで言えば、5月16日は事務的に福祉部に申し入れがあったと。7月10日は、直接社長から私に、もう協力はできないと。全額解消してほしいという話がありましたので、私の考え方とすれば、7月が一番強く印象に残っているものですから、ここでは7月という答弁をさせていただきます。

(発言する者あり)

それから、ひた隠しということでございますけれども、これまで何度も、年度末の話をさせていただきますと、11月に当初予算のときにもそういう話がありましたが、何とか財政状況を勘案の上ということで、原部からは例年どおりの予算要求があったと。それを査定し、例年どおりの70円で査定をし、推移していたと。3月に入ってから協定書を結ぶに及んで、例年どおりというわけにはいかないという申し出があったと。その段階で、私どもとすれば、先ほど言った規則は、ふれあいパスを交付するときの規則でございますので、三者で扱いについて取り交わした規則でありますし、それについての改正とかということもありませんでしたので、さらに口頭で、当分の間は従前同様の70円ということで請求するということでありましたので、そのことについては口頭で了解をしたということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、4月の段階では協定書をどのように結ぶか、負担割合をどうするか、その時期的なものをどうするかということでありましたので、その意味では、市としての方向がまだ定まっていない、今後どう対応するかということについて言えば、私どもとすれば、例年同様続けていたきたいということで折衝をしていたということでもありますので、その段階では、まだ継続協議中のことで、議会に、市の方針としてどうする、こうするということが決まっていない段階なので、まだ、報告はよろしいのではないかというふうに思っていました。

それと、提案の時期がおくれたことについて、申しわけないということで、先ほど、高野議員のときに発言いたしましたので、私とすれば、これまでの段取りはやむを得ない状況であったということでござ

いますので、後ほど、高野議員の発言については、しかるべき手続をとって訂正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、後ほど、またそれについては、しかるべく手続をさせていただきたいというふうに思っております。大変、申しわけありません。

(発言する者あり)

(「変わっちゃうんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長に申し上げます。

訂正をするということであれば、しかるべきではなく、現時点で訂正をしていただきたい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 改めて申し上げ、訂正をさせていただきたいと思っておりますので、手続をとりたいと思います。よろしくお願いたします。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長に申し上げます。

訂正するというだけでは聞きましたが、何をどうというか、それをもう一度はっきり、どこの場ということですよ。言っていたかと思っております。

高野議員の答弁にもかかわる話でありますので、正確に今、どこがどう違ったので、ここを直させていただきたいと、そういうことを、この場でしていただきたいと。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 先ほど、高野議員の再質問に答弁をいたしました、議会への報告がおくれたことについて大変申しわけありませんでしたという部分について、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

(発言する者あり)

(「削除」と呼ぶ者あり)

(「それじゃだめだろ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） よろしいですか、副市長。

今の、申しわけありませんでしたを、ないことにするということですか。

(発言する者あり)

いやいや、それは、この時点ではあれですよ。

(「議長、11番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 11番、齊藤陽一良議員。

○11番（齊藤陽一良議員） これは、議事の進行に非常に重大な問題ですので、休憩して議事整理をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 今、どこが訂正でどこがという正式な手続を踏んでおりませんので、時間をとって、整理をして、そして再開をしたいというふうに思います。

(発言する者あり)

(「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） 今の休憩の件なのですが、そうではなくて、議会に報告がなかったのは事実です。それについて、副市長は申しわけないと言ったのですから、安齋議員に対しても同じよ

うに答弁すべきなのですよ。それで解決するのではないですか。

(「そんなのは、新谷議員が言うことではないって」と呼ぶ者あり)

そうだけど。

(「答弁している本人が訂正してくれと言っているんだ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） それにつきましては、発言者の副市長が、どうするかというところにありますので。

(「どっちにしても休憩とらないとだめだよ」と呼ぶ者あり)

(「笑ってる場合じゃないよ市長」と呼ぶ者あり)

(「やめよう、休憩とって、時間とつてもう1回やり直すなんておかしいでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「副市長がおかしいのだから仕方ない」と呼ぶ者あり)

(「副市長がおかしいのは、今に始まったことでないでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 安斎議員の答弁も、その件でかかわるということですので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 7時50分

再開 午後 8時15分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。安斎議員の質疑及び一般質問の途中ですが、議事の都合により、本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 8時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **酒井隆裕**

議員 **松田優子**

平成29年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成29年9月13日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																			
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																	
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章													
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭											
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也					
教	育	部	長	飯	田	敬	企	画	政	策	室	長																		
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																						
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																				

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、高橋龍議員を御指名いたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 9月12日の安斎議員の質疑及び一般質問における再質問におきまして、安斎議員から、私がふれあいパスの関係で、議会への報告の時期は適切だと考えていると本会議でも答弁してきたにもかかわらず、共産党高野議員の代表質問における再質問に対し、私が、議会への報告がおくれたことに関していえば大変申しわけなく思っておりますと答弁したことはつじつまが合わないのではないかとの御指摘があり、私から答弁の訂正をさせていただきたい旨を発言いたしました。

高野議員に対する答弁につきましては、事業執行上のことであり、相手方との議論の方向性が出て、市としての考えがまとまるまでは議会に対し説明できないものと考えておりましたが、結果として協議が調ったのが今定例会近くになってしまったことに関し、申しわけなかったと私の率直な気持ちを述べたものであります。

この間、バス事業者と直接折衝してきた当事者といたしまして、私自身できるだけ早く報告したかったができなかったという気持ちは常に心の中にありましたので、高野議員の御質問の際、質問されていない部分でその気持ちが出てしまったものであります。安斎議員の御指摘に対し、その場でこの旨をお答えすればよかったのですが、とっさのことで混乱してしまい、答弁の訂正を申し出てしまったものであります。つきましては、安斎議員の再質問での答弁における高野議員への答弁を訂正する旨の発言は撤回させていただきますので、よろしくご願ひ申し上げます。

私の発言により議会を中断させてしまい御迷惑をおかけいたしました。大変申しわけございません。

○議長（鈴木喜明） この際、議長から申し上げます。昨日の安斎議員に対する副市長の答弁により議会在延会となりましたが、これまでも説明員の答弁が原因となり議会在たびたび中断や延会となっております。説明員においては、議会での発言の重みを自覚していただき、熟考の上、正確な答弁に努めていただくようお願いいたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第22号」を一括議題とし、これより、昨日に引き続き、質疑及び一般質問を行います。

議事の都合により中断しておりました安斎議員の質疑及び一般質問の再質問への答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 安斎議員の再質問にお答えいたします。

他都市での市長のどのような責任のとり方があるのかという御質問があったかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、給料月額額の10分の1を一月から三月とするというような例はよく目にしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 安斎議員の再質問にお答えいたします。

私からは2点お答えいたします。

まず、高島漁港の問題で、認識の違いを精査するということなのですけれども、何と何を精査する

のか具体的に示してほしいということ、それから、整理は何と何を整理するのか示してほしいという御質問でございました。

これにつきましては、これまで是正措置ですとか再発防止にかかわる御質問に対しまして、まだ具体的に決まっていないためお示しできませんと答弁してまいりましたように、この件につきましてもまだ検討中でありますから、具体的にお示しすることはできませんが、考え方といたしましては、法令・条例の解釈の間違いについて、これまでの解釈と正しい解釈の違いについて精査し、それから是正措置等を実施するときの根拠となる法令・条例については、どの法令・条例をどのように解釈してそうなるのかを、今、顧問弁護士と相談しながら慎重に整理しているところでございます。

もう1点、議会の指摘は真摯に受けとめなかったのに、なぜコンプライアンス委員会の指摘は真摯に受けとめたかということについて、何か発言してほしいということでございます。

これにつきましては、今となっては本当に申しわけございませんけれども、これまで何度か答弁してまいりましたとおり、市といたしましては、これまで高島地区での観光船事業の許認可については、条例に基づいて許可要件に適合していることから許可するとしてきたものでありまして、適正な行政手続を行ってきたとの認識のもとで対応してきたところでございます。

一方、コンプライアンス委員会の御指摘につきましては、小樽市職員倫理条例第17条第2項の規定によりまして、コンプライアンス委員会が通報事実ありと認めた報告をしたときは、速やかに是正措置等を講ずる義務を定めているものでありますので、このことからこのような対応となったものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私から、ふれあいパスの予算確保は財政調整基金の取り崩しではないかとの再質問にお答えいたします。

ふれあいパスの財源はあくまでも一般財源です。ただし、本市にありましては、予算総体の中で、市税や地方交付税等の一般財源が不足し、財政調整基金も活用しながら収支均衡を図っている状況にあります。いずれにいたしましても、平成30年度予算編成の中で一般財源の歳入・歳出については十分精査し、その予算総体の中で収支均衡上必要な場合は財政調整基金の繰入金も活用することになります。

○議長(鈴木喜明) ほかに御答弁はありますか。

1点漏れていたと思いますが、11月の中央バスからの申し入れを軽く見ていたのではないかと、この点が答弁漏れというふうに思っていますけれども、どなたがお答えになりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 安斎議員の再質問にお答えいたします。

11月の負担解消について話があったことを軽く見ていたのではないかとということですが、決して軽くは見ておりません。その前の年にも同じような話がありまして、市の財政状況、そういったことをお話して、何とか御理解をいただいたところでございまして、今回におきましても、来年度予算に向けて市の財政状況を御説明し、難しいというところを話したところでございます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) 私の再質問に対する再答弁で、1点、総務部長から今あった他都市の事例に基づいた市長の処分についてなのですが、私の趣旨としては、市が条例違反した……

○議長(鈴木喜明) 再々質問ですか。

○3番（安齋哲也議員） 再々質問に入る前に、再質問では、市側が条例違反をした場合、他都市では何か市長の処分があるものを調べているのであったらお示しいただけますかという趣旨で質問していたのですが、今の総務部長からの答弁では、まず市長の処分について他都市ではこういう事例があるという御答弁でしたので、趣旨に沿わないのかなと思っています。ただ、条例違反があるということがそもそもないと思いますから、それについて他都市の事例を調べていなければ、調べていないというふうにお答えいただければと思うのですが、調べた上で今の答弁になったかというのだけ確認をさせていただきたいのですが、いかがですか。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 答えますか。再々質問でやっていただく趣旨かと思えますけれども。

（「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） きょう私が質問させていただいた趣旨としては、市側が条例違反があった場合、他都市で市長の処分について何か事例があれば調べているのでしょうかという質問をさせていただきました。副市長の答弁で中断して、一夜明けてまた今回答弁いただいたのですが、一夜あったにもかかわらず、再質問の趣旨を捉えていなかったのか、それとも捉えた上で今の総務部長の答弁だったのかわからなかったものですから、改めて答弁をしていただいて、その上で再々質問に入りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員、どうですか。答弁できますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 申しわけございません。

そういった条例違反があると今議員もおっしゃいましたけれども、なかなか、条例違反があつて処分がある、市長の処分があるという、こういったようなケースというのはそもそも見つかりませんので、そこは想定しない上での一般的な話でのお答えをしてしまいましたので、そういったことで御理解いただければと思います。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） それでは、再々質問に入ります。

まず、副市長の発言に関してですけれども、市としての考えがまとまるまでは議会に対して説明できないものというふうにおっしゃいましたが、昨日の答弁では、協議が調った段階でとおっしゃっているので、それとつじつまが合わないので、御説明いただきたいと思います。

次に、協議が調ったのが今定例会近くになってしまったということに関してですけれども、7月26日に市の方針が決定しているので、およそ1カ月ありますから、その市の方針が決定したのと、副市長が協議が調ったのが今定例会近くになったということと矛盾するので、その説明を求めます。

次に、私自身できるだけ早く報告したかったが、できなかったというふうにおっしゃっていましたけれども、なぜ早くにと思っていたのに報告の時期は適切だと答弁していたのか、理由を求めます。

次に、高野議員への答弁を訂正する旨の発言は撤回させていただくということですが、それを加味すると、議会の報告がおくれたということは、謝罪するということが残っていると思うのですが、改めて、それであれば謝罪を求めます。

また、今回の報告のタイミングを決めたのは市長だと一昨日副市長がおっしゃっていたので、市長も

この件については謝罪をするというお考えでよろしいかどうか、確認させていただきたいとともに、もしそれであれば謝罪を求めます。

私の再質問に関する答弁についてですけれども、精査の部分ですが、是正措置の法令とか、何と何を精査するというのは、余り具体的におっしゃっていただけなかったと思いますので、本当に精査しているのかというのが大変疑問に思っております。この部分については総務常任委員会で質問させていただきますが、具体的に何と何を今精査しているのか、事例があればお示しいただきたいと思います。

次に、副市長が、7月は強い申し入れがあった、それまでは強い申し入れがなかったような発言をしたのですけれども、11月のことに先ほど触れましたが、3月29日にも副市長が中央バス本社を訪問しています。そのときに金額の話もあったのに、そのときは強い申し入れと感じなかった理由と、このとき一体何を話してきたのかということが疑問になりますので、その点について再々答弁を求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の再々質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、それぞれ担当の部長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは1点、ふれあいバスにおける議会への報告時期は適切だと考えていることに対して、私が判断したということでありますから、それについて私はどのように考えているのかということが御質問の趣旨かというふうに思います。

私といたしましては、何も取りまとまっていない状況の中で議員の皆様に御説明するというのは、逆に混乱を与え、また責任を持った対応ではないというふうに考えていたところでございますので、しっかりと相手方との協議を調べて、そしてそれが取りまとまった段階で御説明するというのが、私としては適切な判断であったと認識をしているところでございます。

（「わけがわからない」と呼ぶ者あり）

（「副市長は謝罪するけど、市長は謝罪しないってことでいいですね」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） どなたが答弁するのですか、残りは。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 少し早口だったので、最初の論点が少々受け取れなかった部分もありますので、できれば後ほどもう一度していただければ大変ありがたいと思います。

それと一つ、7月に強い申し入れがあったと、こういう答弁はしましたけれども、それぞれ強いのですが、きのうも答弁したと思うのですけれども、7月に私自身が直接社長とお会いして、社長の口から聞いたものですから、そういう意味では強くという表現をいたしました。

それから3月29日については、私と常務がお話をして、今年度についても、29年度についても引き続き今の負担割合でお願いしたいと。料金の改定などについては、30年度に向けて29年度中に検討をさせていただきたい。その旨を3月29日には申し入れてきたところでございます。

そういう意味で、どれが強いかというと、それぞれ強いのですけれども、私の印象として一番心に残っているというか、強烈に残っているのは7月。これが中央バスとすれば最後の通告ですというふうな

感じで私は受けとめてきましたので、そういう意味では強いというふうに表示をしたところでございます。

それから、今回の私の発言の撤回のことについてだと思いますが、これは実際に折衝してきた自分の気持ちの問題として、そのように私自身は思っていたということでありまして、高野議員の質問では全くそのことを聞かれていませんでしたけれども、最後に少し吐露してしまったということでございます。

ただ、公式な見解はこれまでも申し上げてきましたが、私とすれば、市としての方針が決まって、そして相手方の了解を得て、ある程度合意ができた段階で議会へ。これは何らかの方向性が出た、例えば議会へ条例案または予算案、そういうものが必要な場合に、もちろん議会へは直ちに連絡しなければなりませんし、そういう意味で市の方針が出、相手方との了解が得られ、ある程度の合意点に達した段階で報告をしたということでございます。

質問の内容はこの点だったかなと思います。漏れていれば、後ほど御指摘していただきたいと思いません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 安齋議員の再々質問にお答えいたします。

精査の部分でございますけれども、精査の作業は間違いなく行っているところでございます。そして、このたびのことは、私どもの条例・法令の解釈に誤りがあったということから、このように御迷惑をかけているところでございますので、今精査の作業を鋭意行っているところでございますけれども、その中でまだ方向性等決まっていない中では、具体的な事例を挙げさせていただくのは控えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(鈴木喜明) よろしいですね。御指摘ください。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安齋哲也議員。

○3番(安齋哲也議員) 早口で聞き取りづらかったということで、大変申しわけございません。説明させていただきますが、2点ほど漏れていたことがあります。

まずは、市としての考えがまとまるまでは議会に対して説明できないものと考えておりましたがというふうに副市長が発言されたのですけれども、今までの議論で、協議が調った段階でと言っているのに、協議が調った段階で議会に報告する、それが適切だと言っているのに、副市長の発言の中では、議会に対し説明できないのは市としての考えがまとまってからというふうにおっしゃっているから、7月26日に、地域福祉課の資料では市の方針が決定と書いていますから、それと答弁と副市長の発現が矛盾しているのではないのでしょうかと指摘をさせていただいたので、それについて答弁をいただきたいと思いません。

もう一つ、早く報告したかったができなかったという気持ちの部分ですけれども、なぜ早くと思っていたのに報告の時期は適切だと答弁したのかということと質問をさせていただきました。

答弁漏れはこの2点なのですが、あと1点、今の副市長の発言で、折衝してきた気持ちとして吐露してしまったと。ただ、それは公式な見解ではないというふうにおっしゃったのですけれども、公の本会議で発言していることが公式な見解ではないということは、かなり無責任であると思いませんが、議長の判断をお願いします。

○議長(鈴木喜明) 安齋議員に申し上げます。再質問、再々質問、本質問の時間が決まっている中で、再質問、再々質問するわけでありましてけれども、その持ち時間の中でわかりやすく質問していただくか、

その時間内でできなければ、それは質問としてできません。そういうことを考えると、今、副市長から、わからないので説明をしてほしいというお話がありましたので、許しましたが、本来、再々質問の中で、その限られた時間の中でわかりやすく質問をしていただきたいと思います。まずこれはお願いであります。

それで、先ほどの副市長が再々答弁で述べたことについてどうかということについては、今この場でそれに対して意見を言うことは安齋議員はできませんので、再々質問は終わりましたので、まずは今聞かれた2点について説明員から答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(上林 猛) 一つは、7月26日に市としての方針が決定したと。このことについて言えば、市としての方針は固まっていますけれども、相手方の了解が、まだ合意が得られていないという段階ですので、まだ報告には至っていない。また、協議が調ったということと、まとまったということは大体同義語で私も使っていると思います。だから、相手方からのある程度の合意が得られたところがまとまった、または協議が調ったというふうに説明しているつもりであります。

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安齋哲也議員。

○3番(安齋哲也議員) 先ほど私申し上げましたが、副市長が中央バスと折衝してきた自分自身の気持ちを吐露してしまった、それは公式的な見解ではないというふうにおっしゃいましたけれども、これは公式の、公の本会議場での発言です。副市長として発言をされているわけですから、上林猛氏が個人的な見解を述べる場ではないというふうには私は思っていますので、先ほどの公式見解ではないという発言について、議長から指摘いただいて、削除するのか、それとも公式見解をきちんと述べていただくか、議事の精査といいますか、進行をお願いしたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 議事進行ということであります。

先ほどの答弁に対して再質問のような形でありましたので制止しましたけれども、議事進行ということですので、私としましては、議会の場にありますから、どの発言も公的なものというふうには思っております。その中で副市長が、それは私的な気持ちを吐露したというふうには御発言されましたけれども、そのことについては、もう一度訂正するか、この議会の答弁としてはなじまないというふうには思いますので、副市長に再答弁を求めます。

(3分経過)

副市長に申し上げますけれども、議会の答弁の中で個人の意見を聞いてはいけない、言うてはいけないということにはならないとは思いますが、先ほど冒頭で陳謝した内容では自分の個人的なお話でしたものだということでもありますけれども、今、安齋議員がそこで問題にしているのは、個人的な気持ちでも、謝ったのであるならば、全体的な謝罪が必要なのではないかという質問です。これが、きちんとした手順を踏んでいるので、そうは思わないため謝罪はしないということをおっしゃったのですね、基本的には。それで、あくまでも個人の考えだと、それは公的な見解ではないということかどうかなのですね。そのことについて御質問していますから、もう一度お答えください。

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安齋哲也議員。

○3番(安齋哲也議員) 私の先ほどの議事進行の内容についてなのですが、副市長が高野議員への答弁を訂正する旨の発言を撤回させていただきますということをおっしゃったのですけれども、その中で

私が質問したのは、議会への報告がおくれたことは謝罪するということですねということで、その中で、副市長が謝罪しているのだから、報告のタイミングを決めたのは市長なので、市長も謝罪するのですか、それであれば謝罪を求めますという質問でありました。

ただ、市長は謝罪をされない、適切な判断だということをおっしゃいましたけれども、その後に副市長がおっしゃったのは、中央バスと折衝してきた自分自身の気持ちとして、高野議員への答弁の際に質問がなかったけれども吐露してしまった、ただ、これは公式な見解ではないということをおっしゃったので、公の議会の場での発言で、副市長として発言されているのですから、公式な見解ではないという発言自体がこの場にそぐわないのではないのでしょうかという御指摘をさせていただいたので、訂正するのか、削除するのか、それとも副市長として正式に個人の気持ちを吐露したのではなくて、謝罪をするということをおっしゃるのかどうかということで議事進行させていただきました。

○議長（鈴木喜明） 先ほど私が申し上げたのは、公式な見解ではないということが問題なのかどうかということですね、基本的に言えば。ただ、個人としましてはそう言った、それは公式な見解ではない。私も、議会の中での答弁というのは全てにおいて公式だというふうに思っていますよというお話をしたのです。ただ、それは不適切だったということを謝罪させるのか、そのことに謝罪をさせるのか、それとも、今回の発言そのものを問題にするのかということでは、安齋議員と若干違うということになります。

本当は公式な見解として言わなくてはいけないのだけれども、それを外して私的な話を言ってしまった、そのことについて謝罪をするのですかということをお聞きしたのです。今問題になっているのは、全て発言したことが公式なことではありますが、その言い方が間違っただけということをお聞きしたのです。訂正するのかどうかということですね。わかりますか。

ですから議長の私としては、言ったことが公式な見解だというふうには思わないので、あくまでも私的な言い方だと思う。ただ、それをまぜてしまったことについては副市長に問題があるというふうに感じているところです。ですから、その点については……

（「高野さんの質問にも個人的な見解だということですよ」と呼ぶ者あり）

（「まだ議長が話してるんだから」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

説明員、今何を問題にされているかわかりますか。

（「わからない」と呼ぶ者あり）

わからない。

（「うん」と呼ぶ者あり）

それでは、議事整理のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 3時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

安齋議員からの議事進行を処理するため休憩いたしました。

発言の精査をしたところ、安齋議員から指摘のあった公的な見解ではないという副市長の発言はなかったことを確認しましたので、議事進行の処理は終了いたします。

安齋議員、何か発言はございますか。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) 私が副市長の発言で、公式な見解ではないと断言したことにつきまして、私の聞き間違いでありました。にもかかわらず、議事の進行を中断させてしまいましたことを、説明員の皆様、議長を初め議員の皆様、事務局の皆様、そしてお越しいただきました傍聴の皆様におわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

次に、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○22番(新谷とし議員) 災害対策について伺います。

7月16日の小樽市での豪雨は1時間に80ミリメートルという記録で、側溝の溢水、冠水、土砂流出などの被害が発生しました。私は、市道新光5丁目第3線の坂道の流れ落ちる大量の水、さらに市道熊確本線から道道朝里川温泉通に流れ込む大量の水で道路一面が冠水しているのを見て、近年見ない状況に危機感を抱きました。

さらに住民から、市道大正新線に坂上からの土砂が素掘り側溝を塞ぎ、民家に土砂、泥水が押し寄せたという情報や、銭函2丁目市民センター近くの民家の車庫が冠水したという連絡を受け、これらの情報を小樽市に伝え、対応をお願いしました。翌日、電機量販店内に冠水があったことも知りましたが、市内各地域で消防本部と建設部が対応した事案の内容と件数をお知らせください。

17日に朝里川温泉、大正新線の被害状況を見に行き、住民の皆さんの話を聞く中で、土砂災害になっても避難場所は豊倉小学校と思い込んでいて、避難場所が周知されていないことがわかりました。私は2014年第3回定例会で土砂災害問題を質問し、他の災害と同じ避難所では問題だと指摘し、その後、指定避難所は災害の種類別に定められました。間違った場所に避難すると、かえって被害に遭うということになります。

市のホームページには災害別の指定避難所が掲載されています。しかし、インターネットを利用しない方にはわかりません。少なくとも広報おたるで周知すべきではありませんか。また、災害の避難勧告が出たときの避難場所と近くの緊急避難場所もお知らせすべきです。現在、市の防災計画で指定避難所を開設しないとなっているのは土砂災害で12校、地震で3校となっていますが、今述べた豊倉小学校は、土砂災害では避難場所になりません。朝里小学校や望洋台小学校では遠過ぎます。もっと近くに避難場所を設けるべきと考えますが、いかがですか。

広報おたる9月号に、津波ハザードマップと防災マップを見直すことが掲載されていますが、マップの見直しにより、現在定められている避難所は変わることがあるのですか。これらのマップは、日常危険箇所を知っている住民の意見を聞かなければ時に活用してはならない危険なものになり、避難所に安全に行けません。改めて住民の意見を聞いて作成すべきではないでしょうか。

ハザードマップ、防災マップの活用方法が掲載されていますが、マップそのものが手元になれば、危険箇所の確認や避難場所、避難経路の確認もできません。新たな津波ハザードマップは、市役所や各サービスセンターで配布するほか、沿岸地域には町会などを通じて配布するということですが、新たな防災マップは全戸に届くようにすべきではありませんか。

あわせて、避難メモも市のホームページに掲載されていますが、インターネットを利用しない方にはわかりませんから、市民が日常生活の中で防災を意識づけ、いざというとき即座に避難先がわかるようにするために、避難メモも全戸に配布してはいかがでしょうか。

次に、側溝改修と清掃についてです。

これまで大雨や雪解け水で市道の側溝が溢水し、民家の一部が冠水するということがたびたび起きています。側溝の改修で冠水しなくなり、住民に感謝されているところもありますが、大抵は、ゲリラ豪雨だから側溝で飲み込めないということで終わっています。

しかし、先日の新聞で、短時間に強い雨が降る頻度は30年前の3倍以上に増加していること、専門家が、道内のインフラは強雨への耐性が低いこと、本州のような豪雨はないという意識は変えなければならぬと指摘していることが報道されていました。これからも異常気象で短時間に大雨ということは起こり得ることです。広報おたるに危険場所の確認の大切さが載っていますが、危険な箇所は行政の責任として、災害から市民の生命、安全を守るため、未然に対策を講じなければならないのではありませんか。

小樽市の臨時市道整備事業費の予算と整備路線は年々減らされ、2013年度4億円、33路線が、2017年度3億6,000万円、21路線に削減されています。大正新線の素掘り側溝改修を初め側溝改修などの臨時市道整備事業費の予算を引き上げていくよう求めます。お答えください。

また、横断側溝に土砂が詰まったり、雑草がはびこっている側溝もあちこちに見られ、洪水になる原因にもなっています。住民の要望する箇所だけではなく、このようなところも定期巡回で清掃すべきです。いかがですか。

次に、街路樹の維持管理について伺います。

初めに、市道路線に植樹されている街路樹は、景観や緑の保全に役立っていますが、そのほかにどのような機能を有しているのか伺います。

街路樹の役割はあるものの、高く伸び過ぎたり、葉が生い茂った樹木は秋になると落葉するため、雪が降る初冬は滑って転倒、骨折などの被害になったり、地先の住民は、だんだん年をとってきて体が不自由になり、片づけるのが大変という悩みにもなっています。

一例として、桂岡ニュータウン大通線の樹木は6年前に剪定が行われたきりで、道路沿線の住民から、枝が伸び過ぎ、アブラムシも繁殖し、アブラムシが道路に落ちてくるので枝払いをしてほしいとの要望が寄せられています。しかし、たくさんある市道路線の街路樹のうち事業費がついている剪定路線は限られているようで、住民の要望に応え切れないという実態です。

市道路線の街路樹の総数、事業費がついている剪定路線名と本数、この3年間の年間予算額をお知らせください。

街路樹の機能を保持するためには適切な維持管理が必要です。街路樹の維持管理については、国土交通省の2016年の道路緑化技術基準の通知で、道路植栽及び植栽地の管理について規定されています。ここでは、道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路利用者等の安全への影響の未然防止を図るため、剪定、病害虫除去などを適切な時期に行うことが望ましいと定められています。小樽市の街路樹の剪定は、この指標を参考にした維持管理計画を立てていますか。

また、事業費がついていない樹木の剪定は、どんな判断のもとで実施されているのでしょうか。全ての市道路線の街路樹の剪定は難しいかもしれませんが、予算を引き上げて3年から5年のスパンで樹木の特性や地域の状況に応じた計画を立てて、維持管理を行うべきではありませんか。

次に、市民ギャラリー利用等について伺います。

美術館1階の市民ギャラリー、多目的ギャラリーは、小樽市民の文化、芸術の発表の場として多くの市民に利用されています。事務執行状況説明書によるここ5年間の利用団体数、観覧者数は、2012年度49団体、観覧者2万8,839人、2016年度62団体、観覧者3万1,036人と増加傾向にあり、市民の文化、芸術に対する意識の向上が伺われます。市として、この傾向をどう認識されますか。

市民ギャラリーを利用している市民から、展示時間の延長と搬入日について要望が寄せられています。美術館の開館時間は9時30分から17時となっていますが、仕事帰りの方が見にくられるように時間延長をしていただきたいというものです。

図書館は以前の開館時間は17時まででしたが、市民要望に応え、現在は火曜日から金曜日の平日は19時までとなっています。図書館は職員の勤務時間を交代制にして対応していますが、市民ギャラリーについても、希望する市民要望に応え、職員の交代制などで時間延長はできないでしょうか。

作品の搬入は、美術館の休館日が月曜日のため、火曜日になると、観覧は水曜日からとなります。以前、火曜日から観覧できるように、日曜日の17時以降21時までに搬入を行ったことがあることも聞いていますが、希望する方にはこのような時間帯での搬入ができないか、また、月曜日搬入を別料金などで実施できないか、お聞きします。

あわせて、美術館、文学館で、平日の曜日を決めて時間延長はできないでしょうか。雪あかりの路のときは2日間のみ時間延長して、市民や観光客の皆さんに喜んでいただいているとお聞きしています。仕事をしている方で日曜日でも多忙で、文化、芸術に触れる機会が少ない市民もいます。ぜひ開館時間の延長をしていただきたいですが、いかがでしょうか。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害対策について御質問がありました。

まず、7月16日の記録的な大雨が降った際に対応した事案の内容と件数につきましては、消防本部が側溝の溢水や河川の増水等について26件、建設部が道路の冠水や側溝の溢水に28件対応をいたしました。幸いにも人的被害はありませんでした。

次に、災害別の指定避難所の周知につきましては、平成27年の広報おたる4月号に掲載しておりますが、それ以来広報紙での周知をしてきておりませんので、次年度の広報紙において再度掲載することに加え、まち育てふれあいトークや各町会の訓練などにおいても周知をしてみたいと考えております。

次に、朝里川温泉地区の土砂災害の避難場所につきましては、望洋台小学校が最も近い避難場所となっておりますが、移動距離が長くなりますと避難が困難となる方もいると思われまいますので、近隣で開設できる避難場所を選定してみたいと考えております。

次に、津波ハザードマップと防災マップの見直しに伴う指定避難所の変更につきましては、現在指定しております津波避難所は、ことしの2月に北海道から公表された新たな津波浸水想定においても浸水想定区域の外にあることから、見直しに伴う変更はありません。また、防災マップにつきましては、これまで掲載していた土砂災害危険箇所などに津波と星置川の浸水想定区域を重ねて表示することから、防災マップの見直しに伴う避難所の変更はありません。

次に、改めて住民の意見を反映したマップを作成するべきであるとの御指摘につきましては、現在作

成中の津波ハザードマップ及び防災マップは、国が示している手引きに基づき、警戒区域等を見やすさにも配慮しながら掲載し、市民の皆様に周知するものであります。

地域の方が把握されている危険箇所につきましては多数あると考えられ、これらを記載した場合見えにくくなるため、掲載は困難ですが、町会などで地域の危険箇所を把握するため実施する図上訓練の中で、その地域の防災マップを作成する支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、新たな防災マップの全戸配布につきましては、一定の財政負担が伴うことから困難であると考えております。しかしながら、防災マップは、居住している地域の危険箇所や避難場所を確認していただくことにより災害による被害の軽減を図るため作成しているものであり、できるだけ多くの方にごらんいただくため、ホームページに掲載するほか、配布につきましては、市内各サービスセンターや本庁舎内、コミュニティーセンター等の公共施設、消防署などでも行うこととしております。

次に、避難メモの全戸配布につきましては、避難場所等を記入する避難メモを新たな防災マップに掲載し、希望者に配布する予定でありますが、先ほど答弁いたしました災害別の指定避難所の周知にあわせて、今後発行する広報おたるにも掲載してまいりたいと考えております。

次に、側溝改修などの臨時市道整備事業費につきましては、臨時市道整備事業は、日常の道路パトロールなどを通して、側溝や舗装の老朽化が著しい路線や溢水対策が必要な路線などを対象に、整備の緊急性や路線の重要度などを総合的に判断し、優先順位をつけた中で側溝改修や道路改良などを行っております。しかしながら、臨時市道整備事業費につきましては、他の事業を加えた道路関連事業全体で見ると予算は増加傾向にあることから、引き上げは難しいものでありますが、市民の皆様へのサービス水準の維持に必要な予算は確保していきたいと考えております。

次に、定期巡回による側溝の清掃につきましては、日常の道路パトロールにおいて、側溝やますの詰まりなどを発見した際は、住民要望箇所も含め順次清掃を行っております。また、過去の溢水箇所については、事前に現場状況を把握するなど、早急に対応できるように取り組んでいるところであります。

次に、街路樹の維持管理について御質問がありました。

まず、街路樹の機能につきましては、国土交通省の道路緑化技術基準の解説によりますと、生活環境保全機能として、交通騒音低減、大気浄化、緑陰形成機能として都市の冷却効果、二酸化炭素の削減、交通安全機能として、並木の視線誘導、事故の衝撃緩和、防災機能として、延焼防止、吹雪防止などの機能があるとともに、樹木は生命体であることから、潤いややすらぎを感じさせ、精神面に与える癒やし効果も大きいとされております。

次に、街路樹の総数などにつきましては、平成28年3月末現在で街路樹の総数は3万9,594本あり、そのうち剪定が必要な高木の本数は3,965本となっております。また、剪定路線は11路線、本数は345本になり、その内訳といたしましては、長橋線19本、大通線56本、龍宮線46本、公園東通線11本、入舟線54本、浅草線41本、桂岡1号幹線45本、中央通線25本、桜台線11本、桂岡2号幹線9本、公園通線28本になります。平成27年度以降における各年度の予算額は、平成27年度370万円、平成28年度390万円、平成29年度390万円となっております。

次に、街路樹の剪定の判断などにつきましては、現在本市におきましては、限られた予算の中で、要望の高い市街地のプラタナスなどの街路樹路線と、パトロールなどで見つけた剪定の必要な樹木について行っており、道路緑化技術基準に基づいた全体の維持管理計画は立てておりません。剪定路線以外の街路樹における剪定の判断は、パトロール時に担当職員が目視により、枯損木、危険木の程度、支障木の範囲などを確認し、必要に応じて作業を行っております。

次に、計画的な街路樹の剪定につきましては、先ほどもお話をいたしました、枯損木や支障木の増

加などにより、限られた予算の中で全ての街路樹を計画的に管理することは難しいことから、これまでと同様、市街地に絞った剪定作業を行うとともに、パトロール等により必要に応じた作業で対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市民ギャラリー利用等について御質問がございました。

初めに、このギャラリーの利用団体数、観覧者数の増加傾向につきましては、平成22年度に行った文学館、美術館の再整備によりギャラリーが3階から1階に移り、利用しやすくなったことに加え、現代的な空間にリニューアルしたことから新たな利用者がふえ、文化、芸術活動の成果を発表する場として定着してきたことや、市民の皆様の文化、芸術に対する興味、関心が高まってきたことによるものと認識をいたしております。

次に、市民ギャラリーの時間延長につきましては、職員が不在となる夜間の時間帯ということもあり、館内のセキュリティの確保や冬期間の暖房業務の委託の見直しなどの課題がございますことから、利用者の御意見などもお聞きしながら、どのように対応できるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、月曜日の休館日の搬入につきましては、展示時間の延長と同様、セキュリティの確保や財政上の課題があることに加え、利用者に新たな経費負担を求める必要が生じることから、利用者から御相談があった場合には、日曜日の17時以降の搬入で調整をしてまいりたいと考えております。

次に、美術館、文学館の平日の曜日を決めた時間延長につきましては、現在、平日においでになれない市民の方を考慮し、土曜日・日曜日に開館をしておりますが、さらに平日の時間延長を行うということになれば、入館料の徴収や展示会場、あわせて5カ所の窓口に対応するための職員の増員や冬期間の暖房業務の委託変更など、費用負担の増加が見込まれます。

また、現在、雪あかりの路の期間に時間延長を試行的に行っておりますが、この延長による夜間入館者数は非常に少ない状況でございます。これらのことから、現状では時間延長の本格実施につきましては多くの課題があるものと考えております。今後とも、時間延長のあり方について、利用者のニーズなど御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

○22番(新谷とし議員) 再質問いたします。

1番目、災害対策は、本当に人的被害がなかったということでよかったと思いますけれども、まだまだ課題がたくさんあると思います。

まず、朝里川温泉地区の避難所を近くに開設できないか、検討していきたい旨の答弁だったと思いますが、2002年、市と朝里川温泉地区の宿泊施設等の協力に関する協定書が結ばれ、宿泊施設等は避難場所の提供、食事、入浴などを提供することになっております。こういうことで、この施設の利用を、緊急ですからできないか、すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、住民の意見を聞いてマップを作成すべきということに対してですが、図上訓練など地域でする場合には聞くということでしたけれども、岐阜県のある自治体の里山地域なのですが、ここで暮らす人たちが、指定避難所になっているところが豪雨で洪水となる川の橋を渡らなければならないので、危険で避難できないという新聞記事がありました。そうならないように、地域をよく知っている住民の意見を聞いて、新しいマップに全て盛り込むということにはならないと思いますけれども、その中で本

当に、直さなくてもいいところもあると思いますが、ふだん暮らしている住民の意見というのは大変大事なものだと思いますので、これも再考していただきたいと思います。

それから、防災マップの全戸の配布は財政上難しいということでした。しかし、津波ハザードマップは沿岸部に配布される、これはいいと思いますけれども、地震は全市が対象になりますし、自分のところはどの災害対象地域になっているのかもわからない市民が多いのです。

立命館大学の特別招聘教授で災害復興学会の監事の塩崎賢明氏は、災害対策は、まず起きる前の準備、起きた瞬間に命を守る、避難生活と復興の3点が大事であると述べております。災害が起きる前の準備として、広報でお知らせしているように、防災に対する知識を深める、これが大事だと思うのです。そのためにも、行政の責任として情報提供をしなければならないと思います。どのようにするかというのは考えていただきたいのですけれども、例えば広報おたるに掲載していくなど、または避難メモについては、広報おたるに折り込めるということで、広報おたるに掲載すると言っていますから、それはいいのですが、マップについても何か考えていくべきだと思います。

それから側溝整備ですけれども、2012年にこういう例がありました。臨時市道整備事業で朝里中央線の側溝改良が溢水対策として行われました。それまで毎年溢水して民家に被害が及んでいたことが、その後全くなり、住民は安心しております。そういうことで、住民の安全を守るということで、先ほど、市民サービスに必要な予算は確保していきたいという御答弁でしたけれども、特にこういう災害から市民を守るという立場でさらなる予算の確保をお願いしたいと思います。

それから街路樹ですけれども、街路樹の剪定について、国土交通省の指標に沿った計画は立てていないということでした。しかし、先ほど住民の声を紹介しましたが、実際に街路樹の落ち葉で困っているわけですね。これだけたくさんある中で、わずか11路線の三百数十本、その予算では少な過ぎます。大切な役割をこの街路樹は果たしているわけですから、その役割を果たし、市民の生活などを守る上でも、計画をしっかり立てて、3年から5年のスパンで樹木の特性や地域の状況に応じた計画を立てるべきだと思うのですけれども、再度お伺いいたします。

それから、市民ギャラリー利用についてですが、作品の搬入については、相談があった場合は対応いたしますということで、その点は大変よかったなと思いますので、この点を利用している方々に周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、美術館、文学館の開館時間延長なのですけれども、雪あかりの路では夜間の利用者が少ないという答弁でしたが、これはやはり観光客の皆さんが主に利用されるのではないかなと思います。そういう点では、市民がどれだけ必要としているのか、市民の声を聞いて、利用者声を聞いて進めたいということでしたけれども、この点で、どのようにして市民意見を聞いていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 新谷議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは、災害対策に対して2点ほどお話しさせていただきます。

一つは、住民の皆様がやはり地域、現場を一番知っているので、地域の方々にしっかりとそのことをお聞きし、それをハザードマップに反映すべきという御指摘であったかと思いますが、先ほど

お話しさせていただきましたが、その地域の方々が知る危険な箇所というのはかなりの数に及ぶのではないかなと感じているところがございます。そして、それらを全て防災マップ等に載せることは困難ではないかということで、先ほどお話しさせていただいたところがございます。

ですので、防災マップそのものにそれらを全て載せることは困難だと思っているのですが、しかしながら、その地域ごとで行われる災害に対しての図上訓練であったり、またはそういう防災訓練等において、地域の中でつくられる防災マップ、または地域のマップの中に、そういう危険な箇所、地域の方々の意見を反映することで、地域の皆様に身近な取り組みとして行っていくことのほうが効果も高いというふうに思っておりますし、そのような観点で支援を行っていくことによって、新谷議員の御指摘のような地域の方々の危険箇所ということを知ることができる、そういう環境になると思っておりますので、そのような形で進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それともう1点、全戸配布のことなのですが、私たちが思いとしては全戸配布したいというふうに思っている、そういう話も出ているところがございます。しかしながら、どうしても予算上それだけの予算を組む状況に残念ながら今はなっておりません。ですので、全戸配布そのものにおいては現状では難しいと思っておりますが、新谷議員が御指摘のとおり、災害が起きる前の準備として、行政の責任として情報提供すべきということはそのとおりだというふうに思っておりますので、先ほども答弁いたしましたけれども、災害の指定避難場所の周知、これらを行いながら、広報おたる等にも機会あるごとに掲載していきたいというふうに思っておりますので、この点につきましても御理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは、朝里川温泉地区の土砂災害等の避難所の関係でお話があった件ですけれども、こちらにつきましては、避難場所として現在もう既に温泉街といいますか、旅館ですとか、ホテルですとか、そういったところでのいわゆる公共的なロビー等は使うことになっているのですが、実際に避難して長期滞在するというようなことについては、まだそこまでいっておりませんので、こういったことも考えに入れて、今後そういったことを組合等と協議してまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、側溝整備について、道路の維持に必要な予算につきまして確保していきたいと考えておりますけれども、まずは日常道路のパトロールの中で現場を確認しまして、その中の整備の緊急性、路線の重要度などを総合的に判断しまして、優先順位を決めた中で整備をしていく形になると考えております。

続きまして、街路樹の計画を立てるべきではないかということですが、先ほど市長から答弁がありましたとおり、現在1割程度しかできていないという状況であります。こういった中で、なかなか全部の街路樹、高木の部分を剪定等となりますと、なかなか正直言って難しい状況であります。そういった中でありまして、まずは現場のパトロールの中で必要な箇所を随時行っていくという形になるのではないかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 新谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、休館日の搬入ということで、利用者の皆様に周知していただきたいというお話だったと思いますが、申し込みのございました利用者の方々から直接御相談を受け、必要に応じて対応してまいりたいというふうに思っておりますし、周知もしてまいりたいと考えております。

それから、文学館、美術館の時間延長について、どのように市民意見を聞いていくのかということでございますけれども、これまでも利用者アンケート等においてさまざまな御意見、御要望を聞いておりますが、それに加えて、実際に時間延長の関係についても御意見を伺ってまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） 再々質問をいたします。

災害対策です。住民への周知、防災マップの配布は予算的に無理だということで、地域マップに取り入れるほうが効果的というお話でしたけれども、それであれば、地域マップをつくって、その地域には配布するようにしていただきたいと思えます。

それから側溝整備ですが、パトロールをしている、それをつかんでいるというような答弁だったと思いますが、しかしながら、毎年のように、大雨が降ったときなどは冠水するということが起きているわけです。そして、先ほど例に挙げました朝里中央線、大変大きな側溝になったために、これは溢水対策として行ったということでしたから、そういうふうにしていかなければならないのではないかなとまず思いますので、その考え方でですね。パトロールだけで把握しているかといえば、全部は把握できないと思うのですよ。だから、朝里川温泉の大正新線のような素掘りの側溝が土砂に埋まって、民家に土砂が押し寄せたということにもなっているわけです。ですから、根本的には予算をふやして対応していくべきだと思います。

それから、街路樹についても、現場パトロールをしているとおっしゃいますけれども、であれば、なぜ市民から要望が出るのか。桂岡ニュータウン大通線は6年前に剪定したきりで、先ほどのような要望が寄せられております。2011年には、これは市の雇用対策としてなのですけれども、415万1,000円の予算がつかまして、このときには、決められた路線のほかに366本の街路樹が選定されております。ですから、多くは言いません。もう少し予算を引き上げて街路樹の維持管理をすべきだし、それから管理計画を立てていくべきだと思います。その点を伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

地域のマップについて、市でつくって配布していただきたいというお話がございましたけれども、これにつきましては、地域で実際に、例えば町会単位などでいろいろ図上訓練とかする機会もございますので、そういった際にもいろいろ情報収集をさせていただきまして、地域でどのような場所が危ないのかというようなことをよく把握させていただいて、実際にそういった地域のマップをつくるときに、市もお手伝いを一緒にさせていただきたいというふうに考えてございますので、御理解をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

まず、側溝整備につきまして、今年度大雨等により溢水があったところにつきましては、ことしに入りました何回も大雨がある中で、そういったところにつきましては、今、事前に対応を図っているところでもあります。ただ、これはきちんとした対応にはなっておりません、一時的な対応なのですけれども、議員もおっしゃるとおり、今の箇所につきまして、すぐどうのこうのといえますか、すぐ対応できるかということは答弁はできないのですが、今度大雨があったときに、ある程度同じところでそういった被害がありますので、そこにつきましては、我々現場でもどういう対応をするかという部分につきましては、今検討しているところでもあります。

続きまして、街路樹の計画のことなのですけれども、議員がお話ししたとおり、正直言います、予算の中でやる箇所というのは限られております。そのほかにつきましては、今、直営班で対応しているということもあつて、どうしても毎年対応ができない状況になっております。我々としてもできるだけ予算の確保には努めてまいりたいと考えておりますが、委託事業でできないところはどうしても直営の対応ということになりますので、そういうパトロールの中で随時対応をしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 一般質問をいたします。

初めに除排雪について質問します。

森井市長就任以来、除排雪に関しては根拠が曖昧なさまざまな制度変更をしてきましたが、市民からは、市長公約のきめ細やかな除排雪とは一体何なのだ、理解できないなどさまざまな苦情を聞きます。また、市やステーションに寄せられる苦情数は少雪の割には多い傾向にあり、昨年の地域を対象にした除雪懇談会では、ある町会の会長から、除雪や排雪の苦情を何度もステーションに伝えたが、全く対応してくれなかったと聞きました。そのうち苦情を何度入れてももう無理だと判断し、その後は苦情の電話はしなかったそうですが、町会の住民からは何度も何度も苦情が会長のもとにあったそうです。昨年度はこのように、何度苦情を入れても対応してくれなかった、いつもは年に1回必ず排雪に入っていたのに、1回も来てくれなかったなどの話も聞きました。

改めて伺いますが、今後も、排雪路線であっても、判断次第では排雪しない路線もある、そういう理解でいいのか、伺います。

また、このことは市民に対してははっきり説明するべきであり、きめ細やかな除排雪などと現実と余りにも乖離した耳ざわりのよい表現をやめるべきだと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、ことし1月6日の市長記者会見において市長が懸念していた件ですが、この日に排雪を必要だと言ったときに、その準備がJV構成員の中で必ずしもすぐできないことは課題、その日に必要だということにおいて、やはりその場において行っていただきたいという体制が整っていくことが非常に重要だと言われていますが、この課題を解決するにはどういう方法があるのか、どういう議論をしてきたのか、説明してください。

また、市長は、「本年は交差点、一部ですけれども、そういうふうに見通しの悪い所の改善を図るよう別建てで予算を付けて行っているところがございます。残念ながら、全ての交差点ということにはならないので、どうしても視界が悪い、死角が出来るというところはありますので、今年においてそれを、現状をしっかりと確認してですね、来年度以降それを改善するためにどうしていくのかは考えていか

なければならぬ」と言っていた森井市長ですが、昨年度は例年に増して排雪の悪さが目立ち、高く積み上げられた雪山は大人の背丈よりも高くなり、カット除雪により雪山が切り立った壁のようになり、全く左右の安全確認ができない、子供が高い雪山の下を歩いていて心配だなどの苦情もありました。

しかし、森井市長、視界が悪く死角ができたのは交差点ばかりでないことは御存じですか。市民からは、何か事故が起こってからでは遅い、高く積まれた雪山を何とかしてほしいと切実な要望もあります。森井市長の除排雪の方法により視界が悪く死角ができるような状況をつくり出してきたという自覚はあるのか、伺います。また、この苦情に対しどのように対応されるのか、お答えください。

次に、排雪の考え方についてです。

昨年度からの排雪の考えは、かき分け除雪や拡幅除雪をし、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で必要な箇所での排雪を行うとのことでしたが、排雪路線のうち、この考えのもと実際に排雪を行った路線は全体の何割くらいなのか、お知らせください。

ことし6月19日、建設常任委員会に示された平成28年度地域総合除雪の検証、概要では、第2種路線における道路幅員などの測定・判定の中で、業者からの聞き取りで、除雪作業で積み上げることが可能な雪山は市として1.75メートルとしています。この基準がこれ以上の対応が困難になった時点とすれば、各ステーションでは、地域差はあるにせよ、この基準を目途に作業を進めることとなります。しかし、市長が言うように、これ以上の対応が困難になる時点まで雪山を排雪しない状況では、昨年の上線のように路線バスの通行に支障が出たり、さらには市内交通や市民生活に多大な影響が出ることも想像でき、余りにもリスクが大きいのではないのでしょうか。リスクマネジメントの観点からも、このような排雪の方法は見直すべきと考えますが、いかがですか。この方法で本当にリスクがないと言えるのか、お答えください。

また、市内除排雪に関し、今後のリスクマネジメントについて、市長の考えを説明ください。

次に、本年2月9日、市道住吉線で起こった除排雪にかかわる件については、第1回定例会において問題となりました。今後、市長みずからが除排雪現場に赴き、作業に支障を与えることのないように改めて申し上げたいと思いますが、現場において指示や確認をすることがどういう問題、混乱を生じさせたのか。小樽市除雪業務委託等仕様書や契約書、また内閣府公共サービス改革推進室が発行している地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引きなどをしっかりと確認し、法に照らし、偽装請負の疑いがあるなどと指摘されないようにしていただきたいと思いますが、市長の考えを伺います。

また、委託者が地方自治体などの大きな組織である場合は、委託者の意思表示を行う者を限定しないと混乱が生じるし、業務担当員以外の者がこのような指示等を行うことは本件委託契約の趣旨に反することとなると、本市顧問弁護士も言っています。市長の行動は混乱を起こしたことに間違いはありません。契約書の趣旨からも、今後市長が言うように、危険な状況があると連絡が市長自身にあったとしても、まずは除雪対策本部を通して対応するべきだと思いますが、考えをお答えください。

次に、高島漁港区における観光船事業許認可に関連し、質問します。

高島漁港区での観光船の許認可に関連し、今回、小樽市コンプライアンス委員会から条例違反との判断がありましたが、何より先に被害をこうむった漁業関係者の方々に対し謝罪をするべきだと思います。反省しているのであれば、一言でも謝罪の言葉があるべきだと思いますが、いかがですか。

この高島漁港区における観光船事業については、昨年の第3回定例会で取り上げられて以降、毎定例会で、議員より法令・条例違反が指摘されてきました。そもそも小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の第3条では、「港湾法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次に掲げるものとする。ただし、市長が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したもの

については、この限りでない」とされており、当初から私は、高島漁港区での観光船事業に利用される構築物は、分区条例の別表第3に掲げる構築物には該当せず、許可をするのであれば第3条ただし書きにおいて許可をするべきではないかと指摘してきました。

当然、第3条の市長が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したとしても、市長後援会関係者への便宜供与を疑われ、政治的、道義的責任は問われることになったとは思いますが、少なくとも法令・条例違反との指摘はなされなかったのではないのでしょうか。しかし、これまで市長を初め担当職員は、その都度法令にのっとって許可をしているので、違法でも違反でもないと言棄してきました。本年1月26日付の公益通報、また3月27日付の公益目的通報における小樽市コンプライアンス委員会の調査結果は、通報のあった全てにおいて、通報対象事実あり、条例違反ありとの結果でした。

最初に市長に伺いますが、これまで議会側から指摘のあった法令違反・条例違反の指摘に対し、みずからを正当化するために強弁してきた答弁を撤回する考えはあるのか、伺います。撤回しないとすれば、今回のコンプライアンス委員会の判断と市側の考えに違いがあるものと考えますが、お答えください。

そもそも森井市長の市政運営に対する緊張感のなさ、浅はかな認識が一番の問題であります。また、多くの議員からの違法性の指摘にも耳を貸すことなく、何度も議会側から、事業者からの申請があった場合には、許可をする前に議会に報告するよう再三にわたり要請していたにもかかわらず、許可なく使用していた河川用地の件や、高島袖護岸への係船環の設置については、許可後に議会に報告するなど、何か議会に隠さなければならない理由があったのか、なぜ許可という既成事実をつくった後でなければ報告できなかったのか、市長の考えを説明してください。

また、係船環設置は、漁業者の理解を得られなければ許可できないと議会で答弁しておきながら、議会、漁業者を欺き、報告も説明もないままに許可をした理由を伺います。このような行政手続が妥当もしくは正しかったと考えますか、市長の考えを説明してください。今後もこのような行政手続を続けるのかについてもお答えください。

結局、都合の悪いことをひた隠しにして突き進んだ結果が、市長みずから委員を委嘱して設置されたコンプライアンス委員会からの条例違反という大変重い判断をされることになったわけです。先日報道機関へコメントした内容は、どのような反省に立ち、今回の結果は大変残念に思っているなどと話したのか説明してください。

平成28年5月16日、高島袖護岸に違法に車どめに穴を明け、U字フックを取りつけているのを確認し、撤去を指導したとのことですが、このような場合、再三にわたる撤去の指導に従わなかったわけですから、小樽市としては、小樽市港湾施設管理使用条例第26条第1号を適用するべきであったと考えますが、この条文の趣旨を説明するとともに、なぜ適用しなかったのか理由について説明してください。

次に、コンプライアンス委員会から指摘された観光船利用者のための利便施設の建築許可がなされ、通報対象事実あり、分区条例に違反しているとの判断に至った件です。

高島漁港区の当該建築物については、当初物置棟として申請がされた後、最終的に事務所と用途変更がされましたが、市はこれまで議会答弁でも、この建築物は飲食・物販店だと言いつけてきました。しかし、分区条例に規定される漁港区での施設従事者や漁業関係者のための飲食・物販店とは考えられないと指摘されています。コンプライアンス委員会の指摘に対しての市長の認識をお聞かせください。

次に、分区内の規制として、港湾法第40条第1項で、分区内の建築物の用途変更についてどのように規定しているのか、説明してください。また、同条第3項には、地方公共団体は同項の規定に違反した者に対し罰金を科する旨の規定を設けることができるとされていますが、本市の条例ではどのような取り扱いをしているのかお知らせください。あわせて、その条例の第5条にはどのように規定されている

のか説明するとともに、今回の件でどういう対応をされるのか、港湾法第40条、分区条例を踏まえ説明してください。

今後、再発防止策を検討することになると考えますが、検討する上で一番重要なことは、森井市長自身が変わることはありません。今までのようにかたくなに人の意見を聞かないという姿勢、この態度こそ改めるべきですし、自身の反省なくして再発防止策などを幾ら講じたとしても、同じ過ちを繰り返すことは誰が見ても明白です。

ましてや、今回のような市政運営に大きな影響を与える許認可における重大な行政手続ミスや法令違反などの指摘については、議会のみならず一職員の意見にも真摯に耳を傾け、庁内判断だけではなく、国などへの確認をすべきだったと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、今回の条例違反ではなぜ港湾法、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、小樽市港湾施設管理使用条例の条文を正しく解釈することができなかったのかということです。あえていうなら、無理やり解釈のねじ曲げを行ってきたことは明らかです。コンプライアンス委員会の条例違反との判断を踏まえ、なぜこのようなことが行われたのか説明を求めます。

また、今回条例違反の指摘を受けるまで、職員の中で誰一人として条例違反の可能性について指摘する人間がいなかったのか伺います。この指摘の有無を踏まえ、自治体トップとしての市長の認識について説明してください。

昨年第3回定例会で、私は、観光船が高島袖護岸に係留していて移動しないために漁ができないで困っている漁業者がいる、今シーズンはウニ漁ができなかったとの話を通し、市長には、すぐにでも漁業者と会い話を聞くべきだと訴えましたが、今も会っていないと聞きました。なぜ自分の責任を果たさなかったのか。自分で会って話を聞くと言っていたのに、なぜ会わなかったのか。会えなかった理由を説明してください。

また、あわせて漁業被害についても確認する旨職員から答弁がありました。しかし、この件も、当事者から確認することなく、被害はないものとしています。しかし、港湾室職員と議員の立ち会いのもと高島漁港区を視察した際、被害をこうむっている漁業者が状況を説明し、その場に職員も立ち会っており、被害が出ていたのは港湾室職員も確認しているはずですが、なぜ聞き取りを怠ったのか、理由を説明してください。また、市長は、本来行うべき聞き取り調査を怠ったことに対し、どのような考えをお持ちですか、伺います。

当初、漁業者の意見は、高島漁港区内での浮き桟橋設置や観光船の係留は、漁業活動や漁船航行の妨げになるおそれがあるため許可は取り消してほしい、高島漁港での観光船事業はやめてほしいというものであり、漁業者の意見に少しでも耳を傾ける姿勢があれば、今回のような結果にはなっていなかったのではないのでしょうか。市長がいつも言う公平、公正とはほど遠く、幾ら市長が公平、公正だと言い張っても、結果的にそうならないことは明らかですが、どう考えているのか説明してください。

次に、本年2月8日に提出され、2月24日に、27フィートの観光船を港町物揚場護岸に係留するため、運河護岸、物揚場護岸の登録を行いました。この件に関して、本年第2回定例会で我が党の斉藤陽一良議員の会派代表質問で、常習的に条例違反を犯し、現に違反状態が解消されず、改善の指示にも従わない本件事業者からの新たな護岸使用登録申請を港湾室はなぜ認めなければならなかったのかとの指摘に対し、事業者が港湾施設管理使用条例の規定に基づき必要な書類が整っていたため登録を行ったと答弁しています。

しかし、今回のコンプライアンス委員会が違法行為であるU字フックの撤去及び車どめの原状復帰をさせた上で、係船環の設置許可の判断をすることが行政手続上の適切な手順であることは明らかであり、

市が本来的な手順を踏まず、結果として約10カ月間問題が解決されなかったことを考えると、管理使用条例の適正な運用を誤り、行政手続として不適切であったとしています。この指摘からも、さきに述べた港町物揚場護岸に観光船を係留する許可をした時点では、違法に穴をあけ、U字フックを取りつけていた車どめの原状回復はされていなかったことを考えると、コンプライアンス委員会が指摘している件と同様、違法状態が解消されない中での不適切な行政手続であったということだと思います。

今後、公益通報された場合、条例違反だとの指摘を受ける可能性があると考えますが、市長の見解を伺います。また、この登録についてどのような対応をされるのか、説明してください。

次に、観光船の現状について確認します。

観光船事業者は本年度に入っても依然として市の指導には従わない姿勢を貫いているようですが、以前から指導を続けてきた係船環の原状回復の件、提出を求めている強度計算の件はどうなっているのでしょうか。既に5カ月が過ぎていますので、明快な答えを求めます。

次に市長に伺いますが、市長の後援会関係者の方がこのように市の指導に長期間従わない現状をどう感じているのか、伺います。さらには、市長が直接指導に従うよう話す機会はこれまでなかったのか。現在のように市政運営上大変な問題になっているのですから、すぐにでも指導に従うよう市長から事業者に直接話すべきだと思いますが、話していただけますか、どうですか。

当初市が提出を求めた事業計画概要では、51フィートの船が使用されることになっていますが、その船は昨年11月2日には既に民間施設に上架されており、その後一度も高島袖護岸に係留されていません。使用するとされていた51フィートの船を使用していない状況ですが、現在どのような形態で事業をされているのか説明してください。

また、旧古崎造船跡地の斜路に船に係留し、人が乗りおりにしている船があるようですが、斜路への係留は申請許可がされているのか、またいつ申請、係留許可が行われたのか、申請者は個人なのか、事業者なのか、説明してください。

最後に、観光船事業者に対しどのような是正措置を行うつもりなのか、場合によっては訴訟などにもなりかねませんが、私が訴訟などになった場合責任はどうするのだと以前質問したところ、市長は、御心配は不要ですと答弁しておりましたが、今でも御心配は不要だと思っているのか、説明してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の質問にお答えをいたします。

初めに、除排雪について御質問がありました。

まず、排雪作業につきましても、限られた財源の中で全ての排雪路線で作業を行えるような予算を確保することは困難であります。そのため、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まずかき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で排雪作業を実施する一連の手順の中で判断をしており、結果として排雪実施に至らない路線もあるものと考えております。

次に、排雪作業の判断基準の市民周知につきましては、排雪作業に関する一連の手順について、除雪懇談会や広報おたるなどで市民の皆様には周知しているところであり、今後においても継続してまいります。

また、私が考えるきめ細やかな除排雪につきましては、市民の皆様が冬期間であっても家に閉じこも

ることなく外に出かけたいと感じられる環境を理想としているものであります。その実現に向けて、各ステーションではパトロールの強化を図り、除排雪作業をしっかりと行うことで、がたがた路面等の解消や歩行者や車両の空間の確保に努めているところであり、毎年きめ細やかな除排雪の実現に向けて取り組んでいるところであります。

(発言する者あり)

次に、排雪作業を迅速に実施するための体制につきましては、排雪作業については、これまで同様に、排雪作業に関する一連の手順に基づき計画的に進めてまいりますが、昨年度の路線バスの運行に支障を来すような事態が発生し、排雪作業に急を要する場合は、道路の交通量や沿道状況にもよりますが、これまでの実績にとらわれない作業時間やダンプトラックの規格等を選択するなど、迅速な対応ができる体制について市として方針を固め、今年度の地域総合除雪に反映してまいりたいと考えております。

次に、除排雪作業により雪山が高くなり、視界が悪くなることにつきましては、昨年度の除排雪に関する市民の声の中には、道路上の雪山が高く視界が悪いなどの苦情が寄せられていることは承知しておりますが、全ての路線で雪山を解消することは困難であり、昨年度からはバス路線などの主要交差点の雪山処理の強化に取り組んでいるところであります。この問題を解決するには、パトロールをしっかりと行い、道路状況を確認し、排雪作業の必要性を見きわめることが重要であると考えており、引き続き職員や業者によるパトロールを強化してまいりたいと考えております。

次に、昨年度排雪作業を行った路線につきましては、昨年度の実績では、排雪路線で排雪作業を行った延長の割合は約6割となっております。また、例年の予算は排雪路線のおおよそ6割で計上しておりますので、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次に、排雪の判断基準につきましては、除雪作業で積み上げることが可能な雪山の高さ1.75メートルは、あくまでも除雪作業を行う側の目線で設定した机上の基準であり、現場によって条件が異なることから、排雪作業を行う上で市内全域に一律の基準を設定することはできません。排雪作業に関する一連の手順については今後も継続していきたいと考えており、そのためにもしっかりとパトロールを行うほか、業者の作業が安全に行われるよう指導を徹底することにより、市内交通や市民生活への影響の低減に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内除排雪に関する今後のリスクマネジメントに関する私の考えにつきましては、車両や人が往来する公道上での除排雪作業は常に安全に対するリスクを伴っており、こういった作業によりこういった状況で事故が発生し得るかを想定した中で、市民の皆様の安全を守るためこういった対策を行っていくかがリスクマネジメントであると考えております。

次に、私が除排雪現場に赴くことにつきましては、除雪対策本部職員や地域総合除雪の業者がパトロールを行うほかに、私がきめ細やかな除排雪に取り組むことを公約として市長に就任していることから、公約の実現に向けて道路状況を確認することも必要であると考えております。

また、これまで私が除排雪の作業現場で業者に対し指示を行ったことはありませんので、偽装請負と疑われるような行為という御指摘には当たらないものと考えております。

次に、私に除排雪現場で危険な状況があると連絡があった場合の対応につきましては、状況に応じてその都度判断することにはなりますが、基本的には除雪対策本部が対応することになるものと考えております。

次に、高島漁港区での観光船事業について御質問がありました。

まず、漁業関係者の方々に対し謝罪するべきとのことにつきましては、市政を預かる身として大変申しわけなく思っておりますので、漁業協同組合などとも相談し、高島の漁業者の方々へ直接私の意をお

伝える機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、これまで議会側から指摘のあった法令違反・条例違反の指摘に対しみずからしてきた答弁を撤回する考えはあるのかにつきましては、そのときは適法と考えておりましたので、その当時の発言を撤回するつもりはありません。しかしながら、今回コンプライアンス委員会からの通報対象事実ありとの御指摘があり、私たちの認識が間違っていたということでもありますので、コンプライアンス委員会の御指摘を踏まえて考え方を改めなければならないものと考えております。

次に、許可後に議会に隠さなければならない理由があったのか、なぜ許可という既成事実をつくった後でなければ報告をできなかったのかにつきましては、河川用地の許可に関する報告については、平成28年8月8日に河川用地に関する許可申請書を受理し、10月13日に建設常任委員会及び経済常任委員会の現地視察において状況を把握していただいているものと認識していたことから、10月24日の許可後早急に報告すべきと判断し、その翌日に正副議長及び各会派代表に報告をしたところであります。

また、高島地区袖護岸への係船環設置の許可については、条例・規則に基づく許可申請が許可要件を満たしていたことから、他の港湾施設利用者と同様に取り扱ったものであります。さらに、事業者が漁業権を侵害することのないよう対応するとの意思を確認し、漁業協同組合との話し合いも開始されたことを受け、事態が改善に向けて進んでいると認識したことにより許可したものであります。

次に、係船環設置を許可したことにつきましては、当時、係船環設置が護岸の登録に当たった条件となっていたことから、小樽市港湾施設管理使用条例第4条及び同条例施行規則第6条に基づく許可申請が許可要件を満たしており、市と事業者の話し合いにより事業者が漁業権を侵害することのないよう対応するとの意思を確認し、漁業協同組合との話し合いも開始されたことにより事態の改善に向けて進んでいると認識したことにより、許可をしたものであります。

次に、このような行政手続が妥当もしくは正しかったと考えますかにつきましては、市としては、これまで適正な行政手続を進めてきたものと考えておりますが、今回のコンプライアンス委員会から通報対象事実ありとの御指摘を真摯に受けとめ、適切な是正措置や今後の再発防止対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、報道機関へコメントした内容につきましては、私といたしましては、法令の趣旨にのっとり適正な行政手続を進めてきたものと考えておりましたが、このような結果となったことについて大変残念に思っていると述べたものであり、コンプライアンス委員会から通報対象事実ありという調査結果が出されたことにつきましては、重く受けとめております。

次に、小樽市港湾施設管理使用条例第26条第1号の趣旨につきましては、同条例第3条第1項の規定に違反して、市長の許可を受けることなく港湾施設の使用をした者に対する罰則規定であります。また、車どめに穴をあけU字フックを取りつけていることに対し、この罰則規定を適用しなかったのかについては、同条例に基づく手続の中で、許可条件として係船環を取りつけさせることによりU字フックが撤去され、車どめの復旧にもつながり、不適切な状態が改善され、早期に問題が解決されると判断したものであります。

次に、コンプライアンス委員会の指摘に対しての私の認識につきましては、このたびの飲食・物販店としての許可については、これまでの取り扱いなどにも照らし、公平、公正に取り扱い、適切な行政手続を進めてきたと考えておりましたが、今回のコンプライアンス委員会からの通報対象事実ありとの御指摘がありましたので、これを真摯に受けとめ、適切な是正措置を検討してまいります。

次に、港湾法第40条第1項における分区内の建築物の用途変更につきましては、建築物その他の構築物を改築し、またはその用途を変更して、当該分区条例で定める建築してはいけない構築物としてはな

らないと規定されております。

次に、港湾法第40条第3項の罰則についての本市条例における取り扱いにつきましては、港湾法の規定どおり、本市分区条例第5条に規定しております。

次に、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の第5条につきましては、「法第40条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する」となっておりますが、港湾法第40条第3項に基づくこの規定は、事業者等が条例に違反した際の罰則であり、本件は許可する港湾管理者の瑕疵でありますことから、この規定は適用できないものと考えております。

次に、行政手続や法令違反などの指摘に対する確認につきましては、本件については許可に係る解釈は正当であるとの判断でありましたことから、特段国への確認などはいたしませんでしたが、必要に応じて庁内外の見解を伺うことも大切であると考えております。

次に、港湾法や条例の条文についての解釈につきましては、法令や条例の運用については、これまでの取り扱いや逐条解説、さらには判例なども参考にして適正であると拡大解釈をしたことが、このようなことが起きた原因であると考えられます。

次に、職員の中で条例違反の可能性について指摘する者がいなかったかにつきましては、私が確認した中では、そのような指摘はございませんでした。職員からの指摘がなかったことにつきましては、今後の許認可に関して、私も含めより厳正な対応が求められていると考えております。

次に、私が漁業者の話を書くことにつきましては、まず高島地区の区長に対し地区の漁業者と会う場を設定していただきたい旨を依頼したところ、地区の漁業者としては、直接来ていただいても困る、漁業協同組合を通して依頼してほしいとのことでありました。次に、漁業協同組合に依頼したところ、漁業者の意向に沿って考えているので、現段階ではその場の設定はできないとのことであったため、漁業者の皆様と会う機会がなかったものであります。

次に、漁業被害の確認につきましては、観光船の係留場所において、漁業者から漁に影響があるとのお話は伺いましたが、その場では具体的な被害額までは伺えなかったため、後日、漁業協同組合に伺ったところ、具体的な被害額についてあらかずことは難しいとのことでありました。市としては、事業者に対して、漁への影響が出ないよう対応していただくことをお願いすることが必要であると考えて取り組んできたところであります。

次に、漁業者から意見を聞くことと、公平、公正の観点につきましては、今回の件につきましても、港湾室の職員が漁協を通じて事業者と協定を結ぶよう漁業者と事業者の調整を図ったり、事業者に対して漁への影響が出ないようお願いするなどの取り組みを進めてきたところでありましたが、残念ながらこのような結果となり、反省をしているところであります。今後は、市としてより適切な調整を図ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、港町物揚場に観光船の係留を許可した時点では、車どめの原状回復がされていなかったことにつきましては、市としては、車どめの原状回復が見込まれており、港町物揚場護岸においては法令に違反する行為がなかったことから、通常の手続により許可したものではありませんが、このたびの公益通報の結果を踏まえ、今後、事実関係を整理していく中で、この点についても顧問弁護士に確認するなど、しっかり検証して対応してまいりたいと考えております。

次に、係船環の撤去と強度計算の提出につきましては、これまで事業者に対し係船環の撤去とその強度計算の提出を求めてきましたが、現在まで履行されておりませんので、引き続き事業者に対して早急に対応するよう求めてまいります。

次に、私の後援会関係者への対応につきましては、これまでどおり、事業者が私の後援会関係者であ

るか否かは関係なく、法令・条例や許可要件に従って適切に対応していかなければならないと認識しております。市の指導に対し事業者からは改善策のお話を受けていたため、当時は指導に従わないという印象は持っておりませんでした……

(発言する者あり)

指導のあり方につきましても、今後より効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。また、許認可につきましては、市として適切に対応すべきものでありますので、市長みずからが直接対応すべきではないと考えております。

次に、現在の観光船事業の形態につきましては、高島地区の旧造船所跡地に小型の観光船4隻を保管し、そのうち2隻が旧造船所跡地を発着場所として運航しております。また、旧造船所跡地の斜路の使用につきましては、市の所有ではなく事業者の所有と聞いておりますので、使用に関する申請や許可などの手続は発生いたしません。

次に、観光船事業者に対する是正措置につきましては、現在、コンプライアンス委員会からの報告に基づいた是正措置を顧問弁護士に相談しながら検討しているところであり、具体的な是正措置について現時点では御説明をすることはできません。なお、私が御心配は不要ですと答弁いたしましたのは、市政を預かる身として責任を持って対応するという意味であり、これは今も変わりありません。

(「責任持ってないでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) それでは、再質問します。

初めに、除雪です。

まず、先日からほかの議員にもお話がありましたけれども、きめ細やかな除排雪というのは、家に閉じこもることなく外に出たいと感じられる環境をつくることだということなのですが、ただ、昨年度の状況は、先ほども言ったとおり、道幅が狭く、雪山が高く積み上げられている状況で、これは市長が言う家に閉じこもることなく外に出たいと感じられる環境なのですか。そういうことなのですか。

市民は、森井市長がきめ細やかな除排雪をするということで期待されているわけですよ、今でも。でも、昨年度の状況を見たら、一体何なのだというふうに皆さん怒っているのですよ。だから私は、実現できるわけもないきめ細やかな除排雪などというきれいな言葉はやめて、先ほど広報などでも周知していると言っていましたけれども、全ての排雪路線については、排雪できない可能性もありますよということもきちんと伝えていきますか。皆さん、必ず来ると思っているのですよ。1年に1回は必ず来るのだと。ところが、1回も来ないから、何でなのだという苦情を入れるわけですよ。でも、対応しない。だから皆さん怒っているのですけれども、先ほど答弁いただきましたが、きめ細やかな状況と余りにも違い過ぎるので、もう一度考え直すべきだと思いますし、昨年の状況は、森井市長のお考えでいくと、きめ細やかな状況に近づいたと。森井市長、以前より近づいたと思われませんか、伺いたいと思います。

次に、森井市長の除排雪の方法ですね。市長が行っている除排雪の方法で、視界が悪くなった、死角ができるようになったという苦情もあったというふうに先ほど答弁もありましたが、視界が悪い、死角ができて危険な状況をつくっている自覚があるのですかと聞いたのですけれども、そこをもう一度答弁してください。

それと、全ての雪山を解消してくださいと私は言っていないのですよ。そういう市民の声に、苦情にどう対応していくかということを知っているのですよ、もう一度答えてください。

それと、リスクマネジメントの件なのですけれども、これ以上対応が困難になるまで雪を積み上げていくという状況で、これは過去にもありましたが、大雪が降ったら、今の排雪の状況だと市内の交通というのは麻痺するのではないかと心配される方もいますし、業者の方も、私もそう思うのですよ、今の排雪の方法だと。だから、業者の方々に判断をしっかりと任せて、その上で市長もしっかりそこにかかわっていくというのはわかりますけれども、全く業者の方々の意見がなかなか反映されない、計画も立てられない、自分たちが考えているような計画どおり進められない、こういう状況が問題であるというふうに私は言っているのですよ。そこが、私はリスクマネジメントの観点からどう思われますかと言っているのです。

先ほど安全のことをおっしゃっていましたが、作業の安全、これはもちろん当然そうなのです。ただ、それはそうとして、私は市内の交通網ですとか経済活動が数日間でも遮断されるようなことがあれば、これは大変なので、リスクマネジメントの観点からどう考えていますかということを知っているのです、もう一度答弁してください。

それと、パトロールの話もしていました。通常除雪パトロールといますか、市長が皆さんと、町会の方々と、除雪対策本部長とかとパトロールしたりするのは私は全然構わないと思いますよ。市長があいている時間にパトロールするのはいいと思います。ただ、作業現場に市長みずから赴いて作業員の方々と話をしたり、指示をしていないと言いますが、偽装請負というのは親告罪なので、言われた方がどう思うかなのですよ。市長は指示していない、指示していないと言っていますが、それはそうとして、受け取る方が市長から指示されたので作業をやめましたなどと言うと、これは訴訟とかに発展するわけですよ。だから、そういうことはやめてほしいということを知っているのです。

市長はそれでも、場合によっては続けるというようなことを言っていますが、市長、今回の高島漁港区の件を考えてください。各議員もことしの第1回定例会で指摘していたのですよ、問題があると。だから、真摯にここは受けとめるべきなのです。顧問弁護士も、市長がそういうことをすると混乱が生じると言っているのですよ。だから、しっかりとそこは受けとめて、石田議員や後援会の方々から電話があっても、自分が直接対応するのではなくて、しっかりと除雪対策本部長に連絡をして対応していただく、そういうことだと思いますし、その点どうなのか、もう一回伺いたいと思います。

パトロールの件で、パトロールをふやしているというお話を伺いました。人員もですね。ただ、市長、最上線のことを振り返ってみると、記者会見の中では、昨年の暮れぐらいからどこか厳しいところがないかとずっとパトロールしていたというのではないですか。市長が言っているのですよ。中央バスからも排雪の要請もあった。でも、排雪していなくて、結局最上線が運行できないような状況になったのです。だから、パトロールだけで今の状況が改善されるなどということはないので、そこはしっかりと考え直したほうがいいと思います。

要請があったのに結局排雪が間に合わなかったというのは、判断が間違っただけなのです、市の判断が。市長が先ほど、最初に私も質問しましたが、業者の人が、その日に言ってその日に排雪するなどということは無理なのです、どう考えても。それをやろうとしていること自体が全くおかしい話で、そういう発想を違う方向に向けたほうが私はいいと思うので、もう一度答弁していただきたいと思いません。

それと、高島漁港について、まず、漁業者に対しての謝罪というのはしっかりと、市長が直接会って話をするようなことは言っていましたけれども、まず、議会の場でしっかりと発言すべきですよ。漁港区で仕事をされている方、携わっている方というのは漁師だけではないですから。だから、漁業協同組合といろいろとやりとりしてあったとしても、そこに全員かかわっている人が来るわけではないのですよ。

だから、議会の場で正式にしっかりと謝罪して、そうすると、多分あしたの新聞にも載るでしょう。市長が反省しているのだなど。それを読んで漁業者の人も安心するのではないですか、一つは。だから、まずはしっかりと公式の場で、申しわけないと思っているのであれば、御迷惑をかけて大変申しわけありませんでしたという謝罪をするべきだと思いますけれども、していただけますか。もししていただけないのであれば、この場でどうしてもできない理由をしっかりと説明していただきたいと思います。

次に、既成事実をつくった後で報告をしていた件ですね。先ほど、たしか河川用地が、8月8日に申請を受けて、10月13日に議会の視察があったということでした。10月24日に許可を出したということなのですが、10月24日というのは、昨年の港湾室の資料を見たら、これ月曜日なのですね、許可をしているのは。25日に議会に対して説明しているのですが、その資料をよくよく見ると、10月19日に、実は8月8日に申請したときに足りなかった書類があるのですよ。その足りなかった書類があったがために許可できなかったのです。ところが、視察後、10月13日後に、10月19日、水曜日に、事業者から不足していた書類が提出されるのですね。でも、このことというのは議会に報告されていないですよ。なぜ報告しなかったのか、まず伺いたいと思います。

それで、急に私たちの部屋に建設部長と用地管理課長が来て、きのう許可しましたと突然来たのですよ。それはないでしょうと。議会からあれだけ申請書が出た時点で報告しなさいと言っていたのに、どうしてだと聞いたら、忘れていましたと言うのですよ。でも、そんなことはあり得ますか。

(「あり得ません」と呼ぶ者あり)

私はそんなこと絶対にあり得ないと思いますよ。何か考えがあったから、許可してからそういうことになったと。ただ、この場にその方がいないですし、今の建設部長は違う方なので、聞いてもわからないと思いますけれども、そういうことがあるからおかしいのではないかとということなのです。もしわかれば、10月19日になぜ報告しなかったのか伺いたいと思います。

それと、議会、漁業者を欺いた件ですね。報告しなかった件。先ほど確かに市長は、事態の改善に向けて進んでいると認識したということなのですが、改善に向けて進んでいるということ、何をもって改善に向けて進んでいたのですか。これにまず答えてください。

その認識で許可したということなのですが、私が質問したのは、なぜ議会とか漁業者に説明しなかったという部分なので、その部分ももう一度説明してください。

それと行政手続ですね。妥当だったのか、正しかったのかという部分。これは、市長、初日からやはり質問と答弁がかみ合っていないのです。私は、行政手続が妥当だったのか、正しかったのかと聞いていたのですけれども、妥当だとか、妥当ではなかったとか、正しかった、間違っていた、そういう答弁はなかったのですよ。コンプライアンス委員会の結果を受けとめるとか、そういうことを言っていましたけれども、私が言ったのは、妥当だったのか、妥当ではなかったのかということなのです。そこをもう一度答弁してください。

それと先日の報道機関へのコメントですね。私は、どのような反省に立ってコメントしたのか聞いてるので、もう一度、どういう反省に立って、大変残念に思ったというような言葉が出てきたのか。重く受けとめるとか、そういうことではなくて、どう反省してコメントしたのか伺っていますので、もう一度、反省の部分は答えていませんので、伺いたいと思います。

また、法令の趣旨にのっとってと言っていましたけれども、どの法令のどの趣旨にのっとって許可してきたのか、もう一回その趣旨を説明してください。

それと、適正な行政手続をしたというふうに言っていましたけれども、今でも適正な行政手続だったのか、もう一度伺います。

それと、小樽市港湾施設管理使用条例第26条第1号ですね。これを適用しなかった理由を聞きました。これは、先ほど説明いただいたように、管理者の許可を受けずに港湾施設を使用した人に対する罰則ですよ。なぜ罰則を適用しなかったのか。本当は、原状回復していないのですから、指導しても指導に従っていないのですから、今もそうですよ。だから、先ほどの答弁では、早期の問題解決につながるというふうに思ったというのですけれども、つながらなかったのですよ、結果的に。だから判断が間違っていたのですね。それをもう一度、市の判断が間違っていたのか、伺いたいと思います。私は今指摘していますが、そこを踏まえて答弁をお願いします。

それと、飲食・物販店の件ですけれども、これまでの取り扱いと同様に手続をしたということなのですが、これまでの取り扱いというのは何なのか説明してください。また、事例も説明していただけたらと思いますので、お願いします。

それと分区条例第5条の件です。これに規定されている説明を伺いましたが、この中で先ほど、市長の瑕疵なので要するに30万円の罰金は科さないよというお話でした。市長の瑕疵だということなのですが、現状は、港湾法第40条第1項に該当しているわけです。該当しているというのは、要するにだめなものをつくって、それをまた用途変更してだめなものにしているのです。だから、要するに港湾法に合致してしまっているのですよ。違反だと言われるものになってしまっているのですね、そもそも。こういう建物についてどういう対応をするのか、伺いたいと思います。

それと、コンプライアンス委員会の条例違反との判断を踏まえ、なぜこのようなことが行われたのか説明を求めますということで伺いましたが、逐条解説とか判例をもとに判断したということなのですが、どの逐条解説だったのか、それを説明してください。また、判例もどういう判例だったのか、これもわからないので説明してください。

それと、そもそも拡大解釈したと言っていましたけれども、これは議会で指摘していた部分ですよ、最初から各議員が拡大解釈だと言っていた部分なのですよ。なぜ今になって拡大解釈だと認めてしまっているのか。もちろん、何をもとに拡大解釈をしたのか、これを説明してください。

誰一人として指摘する人がいなかったのか。これは市長、適材適所と市長が言われて人事をやってきたのですね。法の解釈が余りにもずさんといいますか、ひど過ぎますよね。私は法の専門家ではないですけれども、私が少し読み込んで勉強すれば違法だとわかることですよ。それが、産業港湾部という専門家の皆さんが法の解釈を誤ってしまったら、誰が一体小樽市の港湾に携わる法を執行していくのですか。全く安心できないですよ。もう一度自治体トップとしての市長の認識を伺いたいと思います。

指摘する人がいなかったということは、わかっていると言えなかった人がいるのではないですか。私はそう思いますよ。これ議会の中で言いましたけれども、皆さんのOBの方に聞いたら、こんなの違反だよ、誰でもわかるよと言っていました、これも言いました、議会で。ということは、職員の方で、これはおかしいよねという人はいたはずなのです。ただ、言えない状況だったのではないですか。そういう職場環境になっているのではないかと私は心配しますが、それについても、市長あわせてお答えください。

市長が漁業者と会わなかった件ですが、区長にお話ししたと、合わせてくれと。区長にその話をしたのはいつなのか、組合を通して会いたいというお話もされたということなのですから、それはいつなのか、伺いたいと思います。

市長、先日、高島漁港へ行かれていますよね。漁業者の方と直接お話をされたみたいですが、それはどういう目的で、どういう趣旨で、どういう手続を踏んでそこに行かれて、どういう話だったのか、お

答えいただきたいと思います。

それと、漁業被害については、これは職員の方にもお話を伺いましたが、なぜ直接その方々にお話を聞かなかったのか、もう一度答弁してください。

最後に、御心配は不要だということですので。私は、本質問の中でも、訴訟になった場合の責任はどうかということを通して質問したのですけれども、まさしく今回はこういう心配があるわけですよ。その処分によっては事業者の方々もいろいろな考え方があるでしょうし、もしそういう場合に、責任もそうですが、どういう対応をするのだということをもう一度伺いたいと思います。市長、先ほど答弁でも改めて御心配は不要だとお話しされていましたが、ということは、万が一訴訟に今後発展した場合に、その訴訟費用ですか、万が一市に財政的な負担が、賠償みたいなことがあったときに、その予算については責任は自分がとるといふふうに市長は思っていると思いますので、そういう財政的な負担も市長が自分です、そこまで責任を持つという上に立って御心配は不要だと言われているのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「ちょっとお待ちいただけますか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「これは無理だな」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

恐縮ですが、私自身メモをとっておりましたが、私自身は残念ながら全部はメモをとり切れておりません。各担当もメモをとっているのですが、最終的に全部答弁できるかとは思っておりますけれども、もし幾つか漏れている部分がありましたら、改めて御指摘いただければと思っております。

まず、私からは、除排雪のことにおいて、きめ細やかな除排雪という表現においてのお話からだったかというふうに思っております。私は、今までもお話ししているように、排雪路線における予算、排雪路線全て対応できるほどの予算というのは今までもずっとつけられていない状態でございます。ですので、その時々において、入れるときもあれば、入れないときもある。そしてまた、当然除雪を行えば、一定程度雪山が高くなることは起こり得るといふふうに思っております。ですので、今指摘されたことにおいての改善策というのも当然いろいろと考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、現状においては、その中で精いっぱい行っていると思っておりますのでございます。

そして、きめ細やかな除排雪という言葉はやめるべきではないかというお話がありましたけれども、私としては、公約としても掲げさせていただいておりますし、それに向けて私は一つずつ近づいている。近づいたのかということも御質問されていたと思いますが、一步ずつ近づいているというふうに思っておりますので、この言葉そのものをやめるつもりはございません。

そして、近づいたと思われるかということにおいて、具体的な例につながるかどうか、皆様が納得できるようなお話になるかどうかはわかりませんが、私、このお役目につく前からさまざまな現場は見てきております。その中で、市道においての除雪がしっかり行き届かずおわん状態になり、車がすれ違えないような状態も結構見てきております。また、住宅街の中において、除雪が行き届いていなくて車が埋まっている姿も何度も見てきております。タクシー運転手等にお聞きしましたところ、そのような出

来事というのは減ってきていると思う、また、そのおわん状のような状態ですれ違えなくて渋滞になっているというようなことは起きてはおりませんので、そのような視点においては、まず例えばでありますけれども、少しずつですが、きめ細やかな除排雪の一步ずつは進んでいるのではないのかなと私自身は思っているところでございます。

(「雪少ないだけでしょうが」と呼ぶ者あり)

それと、リスクマネジメントのことで、私の答弁したことと、秋元議員がリスクマネジメントで聞いたことにおいては、少しずつがあったのかなと思っているところでございます。排雪がなかなかなされなくて、その場面で気象が大雪の状況となって、それで厳しい状況になり得る、そういうことについてのリスクマネジメントなのだということを今改めてお聞きしたところですので、それについてお話しさせていただきますけれども、今までもお話ししているように、排雪予算においてはどうしても限りがあることから、そういう意味ではタイミングが非常に重要だというふうに思っております。

これは、私自身がというよりも、雪対策課の職員であったり、当然業者の方々におかれましても、今後大雪が降るかもしれないということの気象予測ということも行っておりますので、やはりそういう観点におけるリスクマネジメント、また大雪が来るかもしれないということもきちんと想定し、そのタイミングを見きわめなければならない、私自身はそのように考えているところでございますので、昨年度において残念ながら一部、最上線の話がありましたけれども、そのようにバスの通行において支障を来す状態が起きたという事実はありますので、その観点におきましては、私自身はもちろんですけれども、雪対策課としても、そのような課題を抱えることのないように、またはそういうすれ違えないという状況が起きないように、今年度において改めてパトロールにおける強化をしっかりと考えていきたいというふうに打ち合わせをしているところでございます。

(発言する者あり)

それと、私自身に対しての現場に行った、偽装請負において心配のお言葉もあったのかなと思っているところでございます。正直、昨年度の2月9日でしたか、ごめんなさい、日が間違っていたら大変失礼いたしますが、そのときに私自身が行った行動というのはイレギュラーであるというふうに思っております。日常から私自身が現場に出向いて、現場に一つ一つ指示をしてということをしようと思っっているわけではございません。

しかしながら、危険な状況だということを目にした中で、その状況、作業を責任者として確認することを目もせずに見逃して、その時間帯にすぐ対応できない雪対策課にすぐやるべきだというふうに指示するのは難しさもあったのかなというふうに思っております。ですので、まず私なりに現状の確認をということで行ったところでございますので、先ほども答弁いたしました、偽装請負という観点には当たらないと私自身は思っているところでございます。

(発言する者あり)

それと、私から、除排雪に関しては以上にさせていただいて、高島漁港区においてのお話に移らせていただきます。

この場でも言うべきだというお話でしたけれども、私先ほどもお話しさせていただいております。市政を預かる身として大変申しわけなく思っておりますとお話しております。そして、それを、だからそれを……

(「何に対してなんですか、それは」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。だからそれを今でもお話ししておりますが、直接漁師に意を伝える機会を設けてまいりたいと先ほど答弁をさせていただいたところでございます。

それと、市職員のこと、誰一人条例違反に対しての可能性について指摘する人間がいなかったのかというお話の中で、そのようなことを言えない空気感であったのではないかというお話もあったかと思うのですが、大変恐縮ですが、その点については私自身はわかりかねます。ですので、この場では答弁のしようがありません。

(発言する者あり)

それと、私からは、漁業者の方々に会って声を聞いたのだというお話が秋元議員からもあったかと思えます。私自身もふだんから高島漁港に当然足を運びますし、その時々においてお話を聞くこともあります。私、漁師の方々と、全ての方とお話をしたわけではありません。本当に何名かだけです。それぞれの方々の思いとかがそれぞれ違うこともあって、また私がここでそのお話をしますと、その方がなぜその話をしたのかということと特定されるということも私は余り望んでおりませんので、恐縮ですが、その漁師たちがどういう声であったのかということは、この場において表現するのは差し控えていただきたいというふうに思います。

(「どういう趣旨でどういう手続で行ったかって聞いているのに」と呼ぶ者あり)

それと、最後の責任と対応について、訴訟が起きたときにどうするのかというお話がありましたけれども、恐縮ですが、現状においてそれは仮定においてのお話なので、私自身が現在それに対して財政負担をします、しませんということは言うことができませんので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私からは、除雪について何点か御質問がありました。

まず雪山解消についてですけれども、今の限られた予算の中では、なかなか市民の要望には全て応えるのは難しいのかなと考えております。その中で少しでも応えるためには、先ほど市長から答弁がありましたとおり、まずバス路線の主要交差点、まずここからやっていくしかないのかなというふうには考えております。

あと、最上線の地区の関係ですけれども、これにつきましても先ほど秋元議員もおっしゃったとおり、我々の判断の間違いだったのかなと思っております。判断の間違いといいますか、バス事業者とのどうしても認識の違い。我々は大丈夫ではないか、でも、バス事業者はだめだということを考えますと、そういった意味合いの中で、冬の期間そういった地域公共交通を守るためにも、こういうバス事業者との共通認識を持つ必要があるのかなというふうに思っております。そういったものが足りなかったということと、常日ごろの情報共有が足りなかったのかなというふうに考えております。

そういうことを踏まえまして、合同パトロールを行ったり、情報交換を行うようにという話はバス事業者にしておりますので、こういうことがないように、そういった共通認識を持つように取り組んでまいりたいと考えております。

あと1点、先ほど質問がありました高島漁港区の議会への報告のことですけれども、昨年10月13日に建設常任委員会及び経済常任委員会で現地視察を行っている。そういった中で、我々としては、そういう状況を把握していただいているというふうに思っていたものですから、要は、議会への報告が許可後になってしまったというふうに聞いております。

(「10月19日の話なんだけど」と呼ぶ者あり)

19日に書類が提出された。それがその後議会に報告をしてしまったというふうに聞いております。

(「何でなんですかって聞いている」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「前の建設部長に聞かなきゃだめでしょ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私からは、高島漁港区の関係で、残り13問かと思えます。順番に参りたいと思えます。

改善に向けて進んでいるのは何をもってかというところなのですが、答弁の中でもお話ししたところなのですが、事業者にお話しして、事業者が漁業者に対して、漁業に対して影響を与えないようにするというような意思をきちんと持っていき、それを漁業協同組合を通して伝えるといったことをもちまして進めたというところでございます。改善に向けて進んでいると判断したところでございます。

それから、なぜ議会に説明しなかったかというところでございますけれども、護岸の使用の許可に当たりまして、係船環をつけるというのは条件となっている部分でございましたので、それをつけたというこの部分でございましたので、先ほど答弁したとおり、許可要件を満たしていたところから、他の港湾利用者と同様に取り扱ったという意味でございます。

それから、行政手続が妥当だったのかということなのですが、当時は妥当だというふうに考えておりましたが、結果的には妥当ではなかったというところで、反省しているところでございます。

それから、法令の趣旨というところでございますけれども、具体的にどの部分のどこということまであれですが、例えば分区条例の条文の解釈に当たって、私も結果的にはそこを誤って解釈していたわけでございますけれども、そこら辺の趣旨に沿って考えていたというところでございます。

それから、適正な手続だったのかということなのですが、当時は、手続自体適正に行っていたというふうに考えていたところですが、コンプライアンス委員会からの御指摘がありまして、その部分についても適切ではなかったという御指摘がありましたので、そういうふうに考えを改めなければならないと考えております。

それから、罰則につきましては、事業者との打ち合わせの中で、全く最初から拒絶されるとかいう状況ではなくて、打ち合わせの中でいろいろ改善の意思を示していろいろな話をさせていただきましたので、すぐに罰則を適用することにはならないというふうに思って、こういう状況になったわけでございます。結果的に非常に長い期間かかったということにつきましては、先ほども答弁の中でお話ししましたが、そういうやり方について考えていかなければならないなと思っているところでございます。

それから次、飲食・物販店のこれまでの取り扱いなのですが、事例もということなのですが、今手元に詳しい事例とかはないのですが、あくまでも新規の店舗が分区条例の規制にかかっている部分で、できたときなど、そこら辺の許可の状況、これまでどのような形で許可してきたかということなども踏まえながら判断していきたいというふうに考えていたところでございます。

それから次、市の瑕疵なので罰金を科さないというところなのですが、港湾法第40条には該当している違反の状態ではないかというところなのですが、あくまでも市の瑕疵でこの状況になっていきまして、通常法律が規定されているのは、事業者が最初から違法なことをするということが前提だと思っております。それで、今回の場合は市の瑕疵ということで、この辺の解釈についてはまだ結論は出ておりませんが、どのような形で対応をしていくかについて、顧問弁護士と相談しながら考えてまいりたいと考えております。

それから、逐条解説とか判例を見ながらということなのですけども、逐条解説のここにこれを書いてあったから、判例のここにこれを書いてあったからということではなくて、そういう該当する部分があるかどうか、それを見ながら法令の解釈をしたという意味で、こういう引用の仕方をさせていただいたところでございます。

(「全然違うしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それから次に、拡大解釈を今さら認めているのかということでございますけれども、結果的にコンプライアンス委員会からの御指摘があって、私どもの考え方が拡大解釈だったというふうに考え方を改めなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、法の解釈がずさんだということにつきましては、これは反省しておわびするしかないというふうに考えているところでございます。

それから、漁業者、区長に会わなかったのか、それから漁協に話したのはいつかということなのですが、今手元にある資料では、12月26日に区長にお会いしてお話をし、12月28日に漁協に話したということだけはあるのですけれども、このほかにもたしかお話しした記憶がありますし、区長が要望書をお持ちになったときにも、会うことはできないかと話した記憶もございます。それが今、何日かはわかりませんので、その辺は後ほど整理してまた提出したいと思っております。

それから被害について、なぜ直接漁業者に聞かなかったのかということなのですけども、これにつきましては、直接伺わなかったことについては、当時現場で漁業者の方からは影響があったということ非常に多くお話をいただきましたので、まずそれを解消することが第一だなということで考えていまして、それで被害額についてはその場では伺えなかったもので、後日まず漁協に伺ったところ、先ほど答弁したとおり、なかなかあらわすのは難しかったというふうに答弁したところでございます。ですから、実際に利用者の方から聞くつもりがなかったわけではなかったのですけれども、結果的にそういうような形になったというところでございます。

○議長（鈴木喜明） ほかに説明員の答弁はございませんか。

(発言する者あり)

ないようですので、何点か漏れているところがございますので、指摘させていただきます。

まず、昨年までの除排雪の環境が、家に閉じこもることなく外に出られる環境と感じているのかということが一つあったと思います。

それと、パトロール重視の形で解消し切れていないので、別のことを考えるべきではないかということですけども、これは答えたのかな。私のほうで確認ができませんでした。

それから、10月19日になぜ報告しなかったのか、忘れていました、何か意図があったのか、そのことについて明確にお答えはしていないと思います。

それと、適材適所と言いながら、違法について誰一人指摘しなかったことは、自治体トップとして認識がどうなのかということのくだりがあったということでもあります。

私が押さえているところはこちらですので、まずこの件をお答えいただきたいと思います。足りないところは後で秋元議員にお聞きしますので、お待ちください。

(「答えたところで答えてないのもあるからな」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 先ほど秋元議員の再質問の中で、パトロールの件の御質問があったのですけ

れども、私、最上線のことで答弁させていただいたのですが、済みません、繰り返しになるのですけれども、確かにパトロールだけでは解消にならないといいますか、ああいうふうにとまったという部分につきましては、バス事業者との共通認識がなかったというところもありますので、おのおの判断、共通認識になっていなかったのが要因になっていると思っていますので、そういったところをきちんと対応していきたいというふうに考えております。

(「それじゃあ、市長がパトロール、パトロール言ってるのと違うじゃないですか」と呼ぶ者あり)

それと、高島漁港区の観光船の関係で、許可を出した後に報告した部分なのですが、繰り返しますが、要は13日に現地視察がありまして、19日に事業者から不足した書類が提出されて、24日に許可を出した。要は、19日に書類が提出されてから24日までの間に本来議会に報告すべきではないかという御質問だと思うのですが、このところ、先ほど言いました現地視察をしていたという部分もあったものですから、我々としては、議員には、現地視察として説明をしているので、そういった認識をしていただいているという判断があったものですから、許可後に早急に報告をすべきという形を考えまして、許可後に早急に報告をしたというふうに聞いております。

(「書類提出されたら言ってこいって言ってるのに、全然違うしょ、答弁」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 答弁漏れについての御指摘に対して対応させていただきたいと思います。

私からは2点、議長からの御指摘の中でお話しさせていただきますが、一つ目は、家に閉じこもることなく外に出かけたいと感じられる環境をということにおいても御質問があったというふうに議長から御指摘がありましたが、私、先ほどその言葉自体は使っておりませんが、きめ細やかな除排雪の答弁の中で具体的な例を出して表現させていただいたところがございます。その具体的な例の中で改善が図られることによって危険性が除却されて、家に閉じこもることなく外に出かけていきたいというふうに感じられる環境に少しずつ近づいている、この点についてもあわせてお伝えしたつもりでございましたので、これでもう一度御理解をいただければと思います。

あともう一つ、適材適所のお話でありましたけれども、このたびは結果的にそのような指摘自体は職員からはありませんでした。この点については、先ほどもお話ししましたが、私も含めて職員とともにより厳正な対応を、またその解釈の仕方も含めしっかりやっていかなければならないというふうに思っておりますが、この案件一つをもって適材適所ではなかったというふうに私自身は思っておりません。

○議長（鈴木喜明） 秋元議員にお聞きします。漏れているところがあれば、指摘をお願いします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 排雪路線であっても入らないという場合がある、手順や状況によっては、それを広報でしっかり知らせてくださいということをやったのですけれども、そういうこともきちんと伝えているのですかということなのですね。

それともう一つは、視界が悪い、死角ができるというふうに言われている方々がたくさんいたのですけれども、市長はそういう自覚はありますか。市長の除排雪方法によってそういう状況をつくっているという自覚はありますかということですね。

大変残念だと報道機関に対してコメントしたことについては、どういう反省に立ってそういうコメン

トをしたのですかということについては、反省の部分については答えていないので、この3点ですか。

(「まだもう一点。高島にどういう趣旨で行って」と呼ぶ者あり)

先日、土曜日でしたか、高島漁港に市長が行かれて、その趣旨、どういう趣旨で行って、どういう手続のもとでそこに行ったのか伺ったのですけれども、それもありますので、それについてももう一度答えてください。

○議長（鈴木喜明） 以上4点ということですね。再質問に対する説明員の答弁を求めます。

(「ちょっと待ってもらっていいですか。すみません」と呼ぶ者あり)

(「逐条解説なんて全然答弁になってませんからね」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「そんなもの、だから答弁書に書かなきゃよかったんだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「市長の家の前、ロードヒーティングだからわかんないんだわ」と呼ぶ者あり)

(笑い声)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 答弁漏れについて改めて御説明させていただきます。

まず、死角や視界不良になっている状況に対しての自覚がありますかという御質問だったかと思いますが、先ほど答弁させていただいている中で、そのような苦情が寄せられているということで、その意をお伝えしたと私自身は思っていたところでございます。実際にどうしても雪山が高くなれば、そういう現象というのは起こり得るというふうに思っていますので、それを全て取り除けとは言わないとは秋元議員はおっしゃってはおりましたけれども、そのような状況がその箇所箇所において起きていれば、視界が悪いということにおけるお話というのは出てくるというふうに思っております。

そのような中で、全部を取り除くことはできない中で、その必要な箇所をどうしていくのかということで、交差点の雪山の処理であったり、またパトロールを強化して、必要なことに対して行っていくというふうに思っておりますので、そのような苦情が寄せられていること、そのものにおいては自覚しておりますけれども、できる限りそれによる危険性とかが少しでも少なくなるようにという対策は市なりにとっているということで、御理解をいただければと思います。

(発言する者あり)

それと、私からは、どのような反省に立ちというお話でありましたけれども、私たちといたしましては、今までも答弁させていただいたように、許可に対しての対応においては、適正な手続で私たちは取り組んでいると思っていたところでございます。しかしながら、それは、コンプライアンス委員会から通報対象事実ありということで御指摘をいただき、それが私たちの認識として間違っていた、この点について反省しているという認識は私たちも持っているところでございます。

それと、手続ですけれども、具体的な手続はとっておりません。ですので、先ほどもお話ししましたが、私としては、改めてきちんと漁業協同組合の方々に調整をさせていただいて、改めてきちんとした体制をとってお会いしたいなというふうに思っていますので、先日においては何の手続もとっていないところでございます。

(「趣旨は」と呼ぶ者あり)

(「どういう趣旨でどういう手続したかって聞いてたしょ」と呼ぶ者あり)

(「どういう目的で行ったかって聞いてたでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「どういう趣旨って市長にしかわかんないしょ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げます。趣旨という言葉もありましたので、その点についてもお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） それについては先ほど答弁させていただいたところですが、私もふだんから高島漁港に限らずいろいろなところに行っておりますので、その現状を見に行くということにおける趣旨と言われれば、そういう観点でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 市民周知の広報についてですけれども、シーズン前に広報おたるで除雪について特集を組ませていただいております。その中で、排雪作業についてというところで、排雪作業についてはパトロールを行い、まずはかき分け除雪、そして拡幅除雪をし、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上対応が困難になった時点で必要な箇所の排雪作業を実施する。続けて、地域、時期によっては入るのが異なりますという文面で記載をさせていただいております。

ただ、我々としては、先ほど言いましたこれ以上対応が困難になった時点での判断という形を考慮しておりましたので、我々としてはこの部分でそういったこともあり得るというふうには考えていたのですが、市民の読み方としますと、そういった困難になった時点で、時期はわからないけれども入りますよというふうに、読みますとそういうふうを感じるというところがありますので、記載については改めて検討させていただきたいと思っております。

(「そういうことじゃない」と呼ぶ者あり)

(「入らないところがあるっていうのが私の公約ですって、きめ細やかなんですって言えばいいんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。答弁趣旨が違いますので。もう一回きちんと答えてください。秋元議員、その点だけもう一度お願いします。

○1番（秋元智憲議員） 市長がきめ細やかな除排雪と言っていますが、要するに、状況によっては、排雪路線であっても、今までは来ていたけれども、来ない路線があるということ、排雪しない路線もあるのですということ、それをしっかり伝えてくださいということなのです。今部長が言われたことを言われても、市民は来てくれるものだと思っているのです。でも、そこをしっかりと、今までは排雪していた路線でも状況によって排雪しない場合もあるのですということ、しっかりと書いてくださいということなのです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 済みません、先ほど御説明した中では、この文面を読みますと、困難になったときに改めて実施すると。読みますと、確かにこれだと、今、秋元議員がおっしゃったとおりに、入

らないというふうに取り取れませんので、そういうこともあり得ますという形は市民の方にわかるように、この文章については検討させていただきたいと思っております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) それでは、再々質問します。答弁が理解できないのですが、まず市長、住吉線で問題になった件で、顧問弁護士から言われているのではないですか。顧問弁護士からきちんと来ているのではないですか。市が確認して、そのことについてどうなのだというを書き寄せているのではないですか。返事が来ているのですよ、顧問弁護士から。それを紹介しながら私は言ったのですよ。それを無視するのですか。

顧問弁護士は、要するに混乱が生じるから、業務担当員以外の人が現場に行き指示や確認をする、そういうことをすると混乱すると言っているのです。ましてや、その作業をされている方は、もし市長が来てそういうことを言ったとしても契約違反にならないとまで言っているのです。要するに従う必要もないのですよ。でも、業者の人たちは弱い立場なので、従わざるを得ないのですよ。だから、要するに顧問弁護士が言うように、現場を混乱させないために、市長みずから現場に行き作業員の人に話すなどということはやめなさいということなのです。それを市長がしっかり理解してくださいということなのです。市長、ここ理解してもらわないと、また高島漁港区みたくになりますよ、だけど。

なぜたくさん議員が指摘してやめなさいと言っているのに、やめられないのですかね。問題があるから言っているのですよ。弁護士までこういうふうと言っているのではないですか。それを無視してやるから高島漁港区みたいなことになるのですよ。改めてもう一回そこをしっかりと答弁してください。

顧問弁護士のこの言葉も、そんなの必要ないのかどうか。要するに、アドバイスされたことも、回答としてきたことも、回答というのは、要するに市の質問に対して顧問弁護士から寄せられたこの回答を無視するつもりなのか、それもしっかり答えてください。

それと、10月19日の件は納得できるというか、説明になっていないですよ。議会としてはきちんと、許可を出す前に申請とかがあれば、しっかり説明しなさい、連絡しなさい、報告しなさいと言っていたのです。ところが、大事な10月19日のこの申請については報告していないわけですよ。それで24日の許可になったわけですから、どうして19日を報告しなかったのか、ここをもう一度答えてください。

それと、産業港湾部長の先ほどの答弁も、非常に苦しいといいますが、答弁書を先ほど市長は読まれましたけれども、法令の趣旨にのっとって、どの法令と言ったら、それは挙げられないのですよね。先ほど挙げられていなかったですよ。その法令の趣旨を聞かれるというのがわからないのですかね。であれば、準備して用意しておくべきではないのですか。だから、まず法令の趣旨をしっかりと説明してください。どの法令のどの趣旨にのっとったのだということをきちんとしっかりと説明してもらわなければ困ります。

それと、逐条解説と判例の件です。これも示されませんでしたけれども、それではわからないではないですか。どの法令の逐条解説にこう書いてあったから、こう判断して許可したのだ、どの判例にのっとってこういう許可をしたのだというのを示してもらわないとわからないですよ。幾ら逐条解説、判例と言われても。だからそこをしっかりと示してください。

それと、漁業関係者への謝罪の件です。市長は謝罪したと言いますが、主語がないのですよ。市政を預かる身として大変に申しわけなかったとか、たしか報道では市政に関係する皆さんに対して申しわけなく思っていますと言いますが、一番被害をこうむったのは漁業関係者なので、そこに対してまず謝らなければだめではないですか。だから、迷惑をかけた漁業関係者の方々に対しておわびい

たします、大変申しわけありませんでしたとなぜ言えないのですか。私はきちんと知っているのではなくて、主語も入れてしっかり謝罪してください。それが市長の責任ですよ。こんな大失態を犯したのですから、しっかりけじめはつけください。

それと、御心配不要という件ですけれども、市長は訴訟とかそういう仮定のことには答えられないと言っていました、ずっとその繰り返しなのです。高島漁港区のことに対しても。全く責任を感じていないからそういう発言なのです。市長は自分で心配不要だと言っているのですから。私は心配しているのですよ、大丈夫なのですかと。訴訟になったらどうするのですかとやっているのです。

だって、訴訟になったら税金から支出されるのですよ、また中央バスみたく。市長の失態によって税金がどんどん使われていくのですよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

だから心配ないのですかと聞いているのです。それを仮定のことには答えられません、でも心配は不要です。言っている意味がわかりません。本当に責任を感じてそういう発言をしているのか、私は疑問でなりません。ですから、もう一度、仮定ですけれども、万が一訴訟が起こった場合には、市長が心配ないと言うのですから、自分で全て責任を持って対応してくれる、訴訟費用も、賠償金額についても自分がしっかり責任を持って支払いますと、そういう判断が出たらですね。そういう答弁をしっかりしてください。それでないと困るのですよ。しっかりもう一度答弁してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず私からは、除排雪における私自身が現場に行ったことに対する御心配についてだと思っておりますが、私自身は、顧問弁護士からのお話においては無視はするつもりはございません。先ほどもお話ししましたように、昨年度における出来事というのはイレギュラーだというふうに思っております。そして、先ほども答弁いたしました、いろいろ状況がありますので、その都度判断することにはなると思いますが、しかしながら、基本的にはやはり除雪対策本部が対応することになるものというふうに考えておりますので、私としてはそのように考えているところでございます。

(発言する者あり)

それと、謝罪の件についてもお話があったかと思えます。ですから、何度もお話ししておりますが、私としては市政を預かる身として大変申しわけなく思っているというのは、今までも会派説明のときもお話をし、そして提案説明のときにもお話しさせていただいて、また今の質問に対してもお話をさせていただいているところでございます。秋元議員がおっしゃるように、漁師に対してそういう思いを伝えるべきだということですから、ですから私としては直接漁業者の方々に私の意をお伝えしたいということで、今この場でもお話しさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

それと、訴訟が起きた場合にどうするのかということでありますけれども、それはどのような状況で起きるのかということを残念ながら具体的な想定は全くなされておられませんので、現状においてはお答えしようがないということで、先ほどもお話しさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

まず、河川用地に関する許可申請書の関係なのですけれども、済みません、答弁になるかわからないのですが、このときに議会から再三にわたってそういう要請があった中で、こういった事前に報告がなかったということにつきましては、配慮が足りなかったのではないかなというふうには今思っております。済みません、ここしかお答えはできません。申しわけございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

私からは2点で、まず法令の趣旨にのっとっての法令とは何かということなのですけれども、基本的に港湾法だというふうを考えております。港湾法第1条に目的が載っておりまして、それから第40条に区分内の規制が載っております。それにのっとってということと考えております。あと手続的には、区分条例とそれから港湾施設管理使用条例にのっとってというふうを考えているところでございます。

それから、逐条解説と判例の説明につきまして、非常に大まかな説明で大変恐縮なのですけれども、一条一条今回の件に該当しているというのではなくて、解釈していく上で逐条解説を見ながら考えていくということですので、その逐条解説のここにこれが載っていたからこれをこう判断したというところまでは説明できないのが実態でございますので、御理解いただきたいと思っております。

(「それはだめだよ」と呼ぶ者あり)

(「だめだって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長に申し上げますけれども、先ほど本答弁の中で、この逐条解説がこうだということをもとに答弁しているわけです。それに対して秋元議員がどれなのだというのを聞いているわけでありまして、それがどこを説明していいかわからないというのは答弁になりませんが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 本答弁が、これまでの取り扱いや逐条解説、さらには判例なども参考にしているということで書いてありますので、それによってということまでは断言して言っているわけではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

(発言する者あり)

(「参考事例は何だというんだ」と呼ぶ者あり)

(「ないもの参考にできない」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) よろしいですか。

(「いやいやいや、よろしくないじゃないですか、だって」と呼ぶ者あり)

(「ないもの参考にできないんだよ」と呼ぶ者あり)

(「あなた方が合法と主張しているのは根拠ないんだよ。ふざけるな」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

産業港湾部長に申し上げますけれども、今の言い方ですと詭弁としか言いようがないというふうに思

います。というのは、こういう理由でこの答弁書というか、正当だということを書いたというふうに捉えているわけでありますので、もう少し具体的にどうというのがないと答弁になったかということにはならないかと思えますけれども。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 繰り返しで大変申しわけないのですが、逐条解説、それから判例、それが今回のケースとぴったり一致しているわけではございませんので、逐条解説や判例などを参考にしている言い方をしているわけではございます。ですから、逐条解説のここにこれが載っていたのでこの解釈になったというまではなかなか説明できなくて、逆に、逐条解説の中でその部分が間違っているとか、違っているかとかいうところがなかなか読み取れない中、判断していった結果がこういうような誤った考え方になったのだというふうに、そういうところまでしか御説明できないのが実情でございますので、御理解いただきたいと思えます。

(「本答弁から虚偽答弁になりますよ、こんなの」と呼ぶ者あり)

(「本答弁訂正しなきゃだめでしょ」と呼ぶ者あり)

(「僕たちだって逐条解説参考にしてやってんだからさ」と呼ぶ者あり)

(「こんな曖昧な答弁許せない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 秋元議員、いかがですか。予算特別委員会でやっていただきたいのですが。

○1番(秋元智憲議員) 私がいいとかというより、議会として、答弁の中で逐条解説なり判例をもとに判断したという答弁をいただきまして、そうなのかと思うわけです。それはどういうものなのだと聞いているわけです。でも、それを示せないということは、そもそもその答弁は成り立たないではないですか。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

今後、だけど、議会でこういうことになるのですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それはだから議長、しっかり判断してくださいよ。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員にお聞きしますけれども、時間を持てば答弁できますか、このことについて。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 逐条解説が今手元にありませんので、逐条解説を見ながら説明することはできると思います。また、判例については、この判例があったからというわけではなく、ぴったりそのものがあるかどうかという部分で、同じような形で判断できないわけですから、こういったような運用についてを解釈する中で判例なども参考にしているというところですので、この判例があったとかないかということまではお示しできないと思えますけれども、逐条解説については今戻ればありますので、それをもとに、時間をいただければ御説明することはできると思います。

(「じゃあ判例はうそだったってことじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 今、産業港湾部長から説明がありましたので、暫時休憩をとりまして、再開後、今の説明をいただくことにします。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時47分

再開 午後 8時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

秋元議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 8時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 千 葉 美 幸

議 員 高 橋 龍

平成29年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成29年9月14日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																				
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																		
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																	
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章														
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭												
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫	
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也							
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也														
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																							
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																					

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 大 崎 公 義
書 記 北 岡 尚
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄
議事係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻由美
書 記 深 田 友 和
書 記 河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木秩議員、小貫元議員を御指名いたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 昨日、9月13日の秋元議員の一般質問における再々質問におきまして、高島漁港区での観光船事業についての御質問に対し、私が本答弁で法令や条例の運用に当たっては逐条解説や判例も参考としたと述べた内容に関連して、参考にした逐条解説や判例を示してほしいとの御質問がありました。これに対し、産業港湾部長が御説明できず、確認のためのお時間をいただくため、議会が中断しておりました。

判例を参考にしたとの答弁につきましては、このたびの条例違反を指摘された案件について、法令や条例の運用の判断に当たり、該当する判例を調査しておりましたので、このような表現にしたものでありましたが、実際には、当該案件と合致するような判例は見つけれませんでしたので、判例を参考にしたという表現は不適切であるとの判断に至りました。

つきましては、秋元議員の高島漁港区での観光船事業に係る港湾法や条例の条文解釈についての御質問において、私が答弁いたしました「法令や条例の運用については、これまでの取り扱いや逐条解説、さらには判例なども参考にして」の部分から「さらには判例なども」を除き、「法令や条例の運用については、これまでの取り扱いや逐条解説を参考にして」と訂正させていただきます。

この間、議員の皆様、市民の皆様には議会を中断させ、答弁を訂正することとなり、大変申しわけございませんでした。私はもとより、職員一同、これまで以上により一層慎重かつ正確な答弁作成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） 秋元議員、よろしいですか。

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 市長の答弁を今、いただきましたけれども、市長は以前、たびたびとまる議会が続く中で、記者会見の中で議会がとまることを記者に質問されて、「残念ながら議会が止まったりということが起きている事実はありますけれども、私はこれもひとつの小樽市としての活性化ではないかなと思っているところでございます。やはり、今までの関わり方では、いわゆる議会自体もこのような状況になっているというふうに思っておりますので、今後においては、新たな関わり方、やはり今までとは違う関係の構築をしっかりと目指していかなければならないのかなと思っているところでございます」と、このように答えておりました。今回、議会が市長の不適切な答弁によりとまったことも、これは小樽市としての活性化だと思っていられるのですか。市長、いいかげんにしてくださいよ。今までの議会の中で何度このようなことが繰り返されてきたのですか。全く反省していないではないですか。先ほど職員一同、市長も含めて、改めてしっかり答弁していくというお話がありましたけれども、いつも口先ばかりなのです。

市長が言う議会との新たな関係というのは、今回のように、議会の中で虚偽答弁をして、議会を欺くことを言っているのですか。しっかりそこを考え直してください。今回の件で、森井市長になってからの答弁は、今まで本当に信憑性があったのかと疑わしくなってしまうのです。ましてや、今後の答弁も本当にこれは根拠がある答弁なのか、疑わしくなっております。不安でさえあります。しっかり反省してい

ただきたいと思ひますし、議長においては、二度とこのようなことが繰り返されないように、市長に対して促していただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○議長（鈴木喜明） ただいま、秋元議員から議事進行がありました。議長としても、このたびの本会議における本質問に対し、法令・判例等に基づき、行政を執行する立場の市長があたかも執行の根拠が判例にあるかごとく、虚偽ともとれる答弁をしたことはまことに遺憾であります。

昨日も、議会での発言につきまして指摘させていただき、先ほど、このたびの訂正について、市長からは謝罪の言葉がありました。今回の事例を肝に銘じ、今後このようなことがないよう、議会での発言につきましては、その根拠などを十分精査した上、正確な答弁に努めていただくようお願いいたします。

日程第1「議案第1号ないし第22号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

議事の都合により中断しておりました秋元議員の一般質問の再々質問への答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

法令や条例の運用について参考とした逐条解説につきましては、第一法規の「詳解 逐条解説 港湾法」の中で港湾法第40条、区分内の規制について、区分の目的を著しく阻害する構築物の建設等を禁止した規定であるという説明があり、これを受けて、本件については、区分の目的を著しく阻害する構築物には該当しないという判断をしたことから、その時点で適正であると拡大解釈したというものであります。

適切な御説明ができなく、議会を中断させまして、大変申しわけございませんでした。

（「何でこれで判断したの」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 秋元議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 一般質問をします。

最初に、塩谷丸山についてです。

今、登山愛好者から塩谷丸山の登山が注目されています。2016年8月発行の小樽チャンネルMagazineでも塩谷丸山登山の特集記事を掲載しています。この雑誌には「「塩谷丸山登山口駐車場」は現在、高速道路の建設工事現場となっているが駐車スペースが用意され」と記載されております。2017年8月号の財界さっぽろ誌でも塩谷丸山について掲載し、「下山後は小樽の奥座敷と呼ばれる朝里川温泉へ。湯は無色透明で刺激が少ない」と紹介されています。最近の丸山登山バックコースには、下山後、小樽市内で食事し、温泉で入浴することがコースに組み込まれている例もあるとのこと。広報おたる2009年9月号では、「360度のパノラマ！塩谷丸山に登ってみよう」の特集記事が掲載されています。その内容は、一つに市民に塩谷丸山の魅力を知ってもらい、二つには観光関係者などに観光商品としての可能性について検討してもらうことを目的としています。

塩谷丸山の魅力は、塩谷駅から登山口まで徒歩10分少々距離にあり、標高629.2メートルで、家族登山や初心者に人気です。また、眺望のすばらしさも魅力の一つで、美しい海岸線が望め、山頂からは360度パノラマの絶景を楽しめるので、本格的な登山と同じような感動を得られると、ベテラン登山者にも好評です。小樽は海というイメージが定着しているようですが、塩谷丸山を初め、天狗山や春香山など、山も楽しめるまちでもあり、これらを観光資源として活用し、組み合わせることによって、観光客のニーズ

に合わせた多種多様な観光メニューの提供が可能になると紹介しています。

小樽山岳連盟の会員で、塩谷丸山関連でボランティアをされている方に伺ったところ、塩谷丸山登山者の動向は、平成15年から20年の平均登山者数は3,875人、平成28年度7,052人と把握しているといえます。入山名簿への記入者は個人情報もあって、推定70%の記入と見ても、平成28年度は1万人を超える入山者がいると伺いました。

また、高速道路建設中のNEXCO東日本の工事作業員がことし6月の工事の作業中に、登山者の数を確認したことがあり、その数は1日で200名を超えていたということです。このように、天候に恵まれた週末には、たくさんの登山者が入山しています。市は、入山者の実態について把握されていますか。塩谷丸山への登山観光をさらに推進していくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

地元の住民の方からは、「入山者については歓迎していますが、しかし、登山口へ通じる道路に乗用車が駐車されると、自家用車や農業用車両が通路を塞がれる、登山者への救援や住民への緊急車両の出勤にも影響しますので、駐車場を整備してほしい」。また、「登山者が民家にトイレを借りることもあり、公衆トイレを整備してほしい」との声があります。NEXCOが工事作業に使用していた駐車場やトイレについては、登山者も利用しています。私は工事終了後、無償譲渡も可能ではないかと思っています。市は、登山者の救助出動状況について把握していますか。過去5年間の調査でお知らせください。

現在使用されている駐車場や簡易トイレについて、NEXCOからの譲渡を受けてはどうですか。また、高速道路建設現場近くまでは上水道が整備されています。将来、浄化槽などの水洗トイレを設置することは検討できませんか。かつて小樽市が入山者のために設置した登山道標識が破損してしまい、山岳会のボランティアで補修してきたと伺いました。また、高速道路が完成すると、小樽西インターチェンジを利用した入山者がふえてくるという声もあります。市として、丸山登山に対しての対応策を積極的に進めるべきではありませんか。見解をお示しください。

次に、市道認定と道路の改修についてです。

広く市民から道路の補修や側溝整備についての要望が寄せられています。しかし、要望された道路などは、分譲されて住宅が建設された地域で、分譲時点では市に寄附する予定と言われていたものの、住宅に面する道路などの所有は旧地主の名義のままになっている場合が多々あります。市民からの要望に沿って調査してみると、小樽市の認定道路ではなく、私道路となっているために、道路改修や側溝整備は自費負担となり、実施困難になってしまいます。小樽市には、私道整備助成金制度がありますが、助成の対象となる道路の条件があり、何よりも施工業者の見積もりと市の標準設計金額のいずれか低いほうの3分の1という助成金制限があり、なかなか取り組みできない実態があります。

私有道路を市道認定する基準があります。その条件は、道路の敷地は市に寄附することができること、道路の敷地内には建築物及びこれに類する支障物件がないこと、道路の有効幅員は8メートル以上とするが、開発行為の道路で当該地区の道路として利用されるときには6メートル以上、道路沿いに住宅が連担し、拡幅が困難と思われる場合は4メートル以上、道路の縦断勾配は15%以下であること、道路の起点及び終点が直接公道に連絡する道路であることとされています。市は、これらの条件を満たしている場合は、市道認定すべきではありませんか。見解をお聞かせください。

市民からは、市に寄附するといっても、市ではなかなか寄附を受け付けず、市道認定されない。寄附を受けた後の維持管理に市の負担がかかるためとの話を聞きますが、理由をお聞かせください。

小樽市の道路には、市道と管理道路があります。その違いについて説明願います。また、管理道路の路線数をお知らせください。市内の臨時市道整備事業における整備対象路線は、約100あると伺っています。道路の改修や側溝整備については、市民の根強い要望があります。市道だけでなく、管理道路も含めて、

改修を進めるべきです。見解をお示してください。

次に、トイレの洋式化等整備に係る年次計画についてです。

平成28年11月、トイレの洋式化等整備に係る年次計画が市民や観光客等から多々意見が寄せられ、トイレの整備を行うことにしています。計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、対象とするトイレは市民や観光客など、一般の方が利用している既設トイレとし、施設内トイレ、公衆トイレを対象としています。これは大変歓迎するところです。本計画で対象としたトイレの一覧表が示されました。整備を行うトイレの抽出方法については、関係各部において、判断基準に照らして整備を要すると認めるトイレについて、部内での優先順位を付した上で云々とありました。

そこで伺います。平成29年度から平成33年度までの本計画で対象としたトイレの整備年度は、これで固定化されたものでしょうか。施設内トイレはともかく、公衆トイレについては多くの方が利用され、季節的に多く利用される場所などを優先させるべきではないでしょうか。これまで、蘭島海水浴場組合から水洗トイレの改修要望がありましたが、特に家族連れの海水浴客からは、一般家庭では洋式トイレが一般化されていることもあり、洋式化への根強い要望があります。平成32年度の整備予定では、蘭島海水浴場公衆便所が42とし、銭函海水浴場公衆便所が43と記載されています。これらについては、1年でも早い時期に整備すべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 川畑議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、塩谷丸山について御質問がありました。

まず、入山者の実態の把握につきましては、市では実態調査等は実施しておりませんが、小樽山岳連盟にお聞きしたところ、川畑議員が述べられたとおり、平成28年度に登山届けを出した入山者は7,052人で、届け出を出さない方を合わせますと、合計で1万人を超えるとのことでありました。

次に、塩谷丸山の登山観光推進への見解につきましては、第二次小樽市観光基本計画で主要施策の一つとして、小樽の山の知られざる魅力の発信をうたっており、塩谷丸山は手軽に登山でき、眺望が素晴らしい観光資源であると認識しておりますので、小樽山岳連盟と協力しながら、魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、過去5年間における登山者の救助出動状況につきましては、平成25年ゼロ件、26年1件、27年1件、28年1件、29年は現在のところ1件で、合計4件の出動となっており、いずれも北海道消防防災ヘリコプター等に救助を要請し、5名を救助しております。

次に、現在、NEXCOで使用している駐車場や簡易トイレの市への譲渡につきましては、登山口の駐車場やトイレの必要性は認識しておりますので、今後、その可能性について、NEXCOと協議してまいりたいと考えております。また、水洗トイレの設置につきましては、簡易トイレの譲渡について協議を進めたいと考えておりますので、現時点では考えておりません。

次に、丸山登山に対する応援策につきましては、これまで地元などから要望があり、登山口への市道の幅員を確保するために、草刈り等を行ってきております。今後のあり方につきましては、小樽山岳連盟などから御意見を伺い、NEXCOにも協力をいただきながら、周辺環境の整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、市道認定と道路の改修について御質問がありました。

まず、市道認定につきましては、土地の所有者から市道認定申請書の提出を受け、当該私有道路の全員の土地所有者からの合意など、昭和62年に制定された私有道路を市道に認定する基準に定められた条件を全て満たしているか現地調査を行い、支障物件等がないかを確認した段階で、市道認定するかどうか判断しているところであります。なお、市道認定においては、測量費等が生じることから、年次計画的に認定しているところであります。

次に、市道認定されない理由につきましては、市民の皆様から市道認定申請書の提出があったとしても、私有道路を市道に認定する基準に定められた条件を全て満たされない申請、または、現地調査において、道路上に障害物等がある場合は、市道として認定することができません。

次に、市道と管理道路の違いにつきましては、市道は道路法第8条第1項において規定されている道路です。また、管理道路は小樽市が独自に運用してきている道路であり、法令的な根拠に基づいた道路ではありません。管理道路の路線数につきましては、平成29年4月時点で146路線です。

次に、管理道路の改修につきましては、本市では、老朽化した道路や側溝などは起債事業として、臨時市道整備事業により改修を行っておりますが、整備の対象は道路法で定められた道路となっているため、市道以外の改修は難しいものと考えております。しかしながら、管理道路も本市が管理すべき道路であることから、市民生活に支障を来すことがないように、日ごろから補修などを行い、適切な道路の維持管理に努めていきたいと考えております。

次に、トイレの洋式化等整備に係る年次計画について御質問がありました。

まず、本計画で対象としたトイレの整備年度につきましては、所管部において整備の必要性を判断し、優先順位を付したものを標準的な整備費用をもとに、財政負担の平準化の観点から振り分けしたものでありますので、原則的には、この計画に基づき、整備を進めていきたいと考えております。

次に、海水浴場公衆便所の整備年度につきましては、優先順位は計画の判断基準にもありますように、頻繁に利用すると認められるトイレであるか、要望の有無はどうかということを基本に、整備の必要性の度合いを複合的に検討した上でつけておりますが、整備内容については、整備予定の前年に再度十分な検討を行い、決定することとしておりますので、整備年度につきましても、再度、必要性等を十分に検討した上で、決定していきたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） それでは、再質問をします。

最初に、塩谷丸山についてですけれども、入山者に対する認識の問題では、私の質問した内容をそのとおり認めているようです。ただ、それにつけ加えますと、夏の間、要するに、夏というのは4月から11月ぐらいの7カ月なのですけれども、それ以外にも冬期間でも12月から4月の冬山入山者は、推定ですけれども、約1,000人いると、そういうことをボランティアの方から聞いているわけです。この後、高速道路が完成した後は、西インターチェンジからの入山者はふえるだろうと。なぜなら、インターチェンジから3分程度で登山口に着くという、ほかの山にはない珍しい条件があるわけです。このように、入山者が増加する条件がそろっているわけですから、この点を観光関係者など、観光商品として活用してもらうという、以前に広報に載っていたこの点を十分検討して考えてはどうかと。そのことを改めて確認させていただきたいと思います。

それから、もう一つは、土地の売り買いについての問題ですけれども、高速道路の用地は、確かに購入したのは国であって、NEXCOからは駐車場として、あるいは、そのものを駐車場とするために譲渡するというわけではないだろうと思うのです。ただ、市に移管された場合に、小樽市が何に利用するかは、

かえって自由だとか、そういうことが考えられるだろうと思うのです。ですから、工事関係者の話では、今、工事現場として使われている駐車スペースは約20台駐車可能だというふうに聞いています。ですから、そのほかにも若干手を加えると、もっととめられる、駐車できるスペースができると思うのです。その辺について、検討してもらいたいというふうに考えているわけです。その辺についての御意見を聞かせていただきたいと思います。

それから、これに関連して、登山者の救助出動については、今、答えられたとおり、この4年くらいで毎年のように起きているわけで、それだけではなくて、最近では、全国的にも高齢者の登山者がふえているというニュースも聞きますので、決して、高齢者ばかりとは言えませんが、登山中にぐあいが悪くなったなどで、救助出動がふえることが考えられると思います。そして、また近くに住んでおられる方々の高齢化も進んでいるわけで、救急車を呼ぶ機会がふえてくるのだという、そういう心配を伺っています。ですから、そういう点で登山口への市道は常に確保する必要があるので、そういう意味では、駐車場を移管した上で、整備していくことが必要ではないかと思っておりますので、それについて、改めて検討結果をお聞かせいただきたいと思います。

それから、この後、入山者に対する対応策の問題であります。ボランティアの協力も必要なわけですが、ボランティアを近くの住民に任せるのではなくて、市が入山者の対応として積極的に進めるべきだというふうに考えています。その点についての見解を聞かせください。それには、まず一つは、駐車場の案内も必要ですし、ボランティアの協力を丸投げではなくて、市が取り組む課題はあるのではないかと、その辺について、もう少し検討をした点を聞かせていただきたいと思います。

それから、トイレの配置の問題ですけれども、衛生面からも当然、必要な対策だと思うのです。登山者用の。今、使われている簡易トイレについては、地域の方々には町会が受け入れるとなれば、町会での維持管理はできないのだという話を聞いています。ですから、そういう意味でも、市が無償で受けて、維持管理をしていくことが必要ではないかと思っておりますので、その点について検討しているかどうかお聞かせください。

それから、市道認定の点ですが、年次計画でということでは回答をいただいておりますけれども、現実に公道として道路となっている場合には、市が整備していかなければならないというふうに思うのです。いつまでも未整備となっているわけで、何らかの対策をすべきだというのが私の考えですので、この辺についての答弁をもう少し聞かせていただきたいと思います。

あと、トイレの洋式化の問題ですけれども、海水浴場などは限られた時期に多く利用されるというのが実態なわけで、こういうところについては、利用度の高いところについては優先的に、少なくとも1年でも2年でも前倒しで進めてもらいたいと思うのですが、それについても再検討のお答えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 川畑議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお聞かせいたします。

私からは、2点ほど答弁させていただきます。

1点は、NEXCOで使われている駐車場敷地の件で御質問がありました。この件につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、その可能性について、改めてNEXCOに投げかけて、協議をして

いきたいと思っておりますので、その駐車場の活用等も含めて、念頭に置きながら打ち合わせたいと思っています。

ただ、今、それに加えて、手を加えれば現状よりも広くとれるのではないかというお話がありましたけれども、この点におきましては、現状においての認識、先ほども答弁させていただきましたが、市はまだまだ把握できておりませんので、今後の入山状況等を加味しながら、それが必要だということにおいて、ある程度把握できたときに、検討すべきことかと思っておりますので、現時点ではそこまでは考えておりません。

もう1点、最後の御質問で、トイレの件でありましたけれども、これについても、先ほどお話しさせていただきましたが、トイレは、私たちといたしましても、1日でも早く前倒しをしたいという思いはありますけれども、やはり財政状況を加味しながら行わなければならないと思っております。それで、トイレ等を各部から洗い出して、この間、5カ年計画という形をとらせていただき、財政負担の平準化の観点で振り分けたということもありますので、気持ちとしては、川畑議員の思い、私たちも同じように思っているのですけれども、急激な前倒しとかは少し難しいのかと思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

市道認定を受けた道路の整備について、まず、寄附を受けた道路が議会で議決を受けて、市道認定を受けるのですけれども、その間には、一時期、管理道路となります。そして、市道認定を受けた後に、通常、我々が管理している道路、現場に行きながら、その状況を確認しながら、優先順位を決めながら、毎年、その分の予算を要求しているという形になっております。

管理道路から市道認定になった道路なので、状態的にはやはり整備がなされていないので、基本的には優先順位は上に上がってくるというふうには考えておりますけれども、考え方としましては、まず、現場に行きながら、各状況を見て、その中で優先順位を決めながら、整備をしているという形になっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私から4点ほどお答えさせていただきます。

まず、1点目で御質問がありました塩谷丸山を観光商品としてもっと売り込んでいってはどうかというお話でございますが、本答弁でも魅力の発信ということでお答えしているのですけれども、その部分については、観光協会とも連携して、観光商品としての魅力というのをいろいろPRしていかなければならないと考えておりますので、そのあたり、連携しながら進めて、考えていきたいというふうに思っております。

それから、3番目の部分ですが、高齢の登山者がふえているということなどで、駐車場をもし移管してもらった場合は、そのあたりも考慮して整備していくということですが、先ほど市長からも答弁いたしましたとおり、移管していただく現在のスペースにプラスして、どのような整備をしていくかということにつきましては、今後の課題として考えていきたいと考えております。

それから、4番目の入山者対応、それからボランティアに丸投げするのではなく、市も積極的に取り組んでいってはどうかということですが、その点につきましては、まだまだ市として、この部分について取り組んでいない部分がありますので、それから、状況もきちんと把握していない部分もご

ございますので、山岳連盟の皆様とお話などしていく中で、ボランティアの人たちが今、どういうことをやっています、また、市としてどういうことができるかについては、考えてまいりたいと思っております。

それから、トイレは衛生面でも必要で、町会では維持管理できないので、市が無償譲渡を受けて、維持管理すべきというところがございますけれども、トイレにつきましては、観光振興室がNEXCOの担当者の方に伺ったところ、山岳連盟のほうなどでは、譲渡の希望というのは聞いているけれども、NEXCOのほうではまだ譲渡するということは決めていないということで伺っております。また、その点も含めて協議していく中で、譲渡されるとしたら、どのような対応をしていくか、そういうことも検討してまいりたいというふうに考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 再々質問します。

今、答弁いただいた中で、登山のトイレの関係で、NEXCOとの話し合いは、私が直接話してきている面があるのです。そのときは、駐車場についても、トイレについても、無償譲渡していいですよという話を私は聞いているわけです。市がどの辺の話し合いをされているか、詳しくはわかりませんが、だから、そういう点では、私自身も直接行って話を聞いているので、市が積極的に行けば、向こうも一括移管する形の中で答えてこられるのではないかと思います。ですから、その辺をこれから積極的に詰めていただきたいと。高速道路もことし11月ぐらいが大体めどで終了するような計画だということなので、できるだけ早くそういう点も進めていっていただきたいなと思います。

あとは、市道の認定の関係ですが、何らかの対応をしてもらえない、こう進めていくということなのですけれども、この後も私道路で現実にまだ認定されていない道路もたくさんあるわけで、実際にそこが公道のように使われている場合は、何とか対処していくようなこともあわせて考えてもらえないかどうか、そのことを最後に質問として終わります。

○議長（鈴木喜明） 川畑議員に申し上げますけれども、最初の無償譲渡に向けて積極的にNEXCOと詰めていってほしいというのは質問ですか。

○21番（川畑正美議員） 答えられるなら答えてもらおう。

○議長（鈴木喜明） 質問であれば、そういう質問だということでは言っていないかと思いますが。

それでは、説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの塩谷丸山のNEXCOのトイレのことでございますけれども、観光振興室の担当も9月の上旬に聞いておまして、もう一度きちんと確認した上で、トイレの対応については考えてまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

市道の整備について、我々としましては、あくまでもやはり今ある助成制度の中での助成の事業がありますけれども、それ以外で、なかなか公費を使いながら、民地といいますか、その部分を整備するというのは難しいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 川畑議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○19番(林下孤芳議員) 一般質問を行います。

市長の政治姿勢について伺います。

まず、人事についてでございます。

私は、森井市長就任後の最初の代表質問で、市長には強大な権限が与えられているが、特に人事権の行使に当たっては、市職員の意見をよく聞いて、慎重に行うべきと進言いたしました。それは副市長を空席にして、後援会関係者を参与として発令し、議会の指摘も無視し、全く耳を傾けない姿勢が見られたからであります。

しかし、この2年間余りの人事を見る限り、議会の指摘やコンプライアンス委員会の報告にも応えることなく、何の是正措置も見られないばかりか、みずからの責任すらいまだに明らかにしていません。しかも、問題が指摘されるたびに、その責任はほかにあり、市長には全く責任がないという市長の態度は、行政のトップとして絶対にあってはならない態度であり、このことこそが行政のトップとしての取り返しのつかない大きな誤りの始まりであり、市長と職員、議会との信頼関係を決定的に失わせてきました。

結果として、降任願いや有能な職員の早期退職、病欠者などがかつてないペースで拡大しています。これは、市長の独断専行人事の悪影響が明確にあらわれている結果であると思いますが、私は、森井市長は人事にかかわるコンプライアンス委員会の報告には政治的、道義的責任は果たしておらず、人事権という絶大な権力行使をする資格はないと思いますが、市長はどのように考えているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

一方、国政においては、かつてない高い支持率を維持してきた安倍内閣は、森友学園や加計学園の問題で法学者などから権力の私物化、官邸や官僚機構、マスコミの一部までも取り込んで、権力行使の説明責任を果たさないときは、公権力の私物化で政治のマフィア化であるとの指摘から、追求が始まりました。福田康夫元首相は、「各省庁の幹部人事の人事権を持つ内閣人事局の人事は、安倍内閣の最大の失敗。政治家が人事をやってはいけない。官邸の言うことを聞こうと、そんたく以上のことをしようとして、すり寄る者もいる。能力のない人が偉くなっており、むちゃくちゃだ」とインタビューで答え、これを機に、各省庁から内部文書が明らかにされ、安倍内閣の支持率が急速に低下することになったと言われていました。内閣とは法的な権能や政治的背景は違っても、人事権の行使を誤ると、組織の機能が損なわれたり、行政がゆがめられ、結果的には権力者が国民、市民の支持を失い、辞任に追い込まれていくことは、歴史的にも繰り返されてきた事実であります。

森井市長は、私の指摘にも、議会の指摘にも、コンプライアンス委員会の報告にもみずからの責任を認めず、全く責任を明らかにすることなく、自分の主張だけを通そうとするばかりで、考え方に幅がなく、法令や条例上でできないと進言しても、聞こうとせず、みずからの失政を人事でかわそうと同じ過ちを繰り返しています。我が国の最高権力者の安倍総理でも過ちは率直に認め、国民に謝罪の記者会見を行っております。権力者の判断はそれほど重く、常に責任が伴うということを森井市長は認識も自覚もなく、みずからの責任も明らかにすることなく、今後も人事権を行使するつもりなのか、明らかにしていただきたいと思えます。

次に、組織改革について伺います。

組織改革については、国の行政組織の改正に伴うものや二重行政、縦割り行政の弊害を是正するために、常に見直しが必要であることは理解するところでありますが、本来の組織改革のあるべき姿は、小樽市の

政策推進をするために、将来ビジョンを持って進めるべきものと思います。

そうした意味で、森井市長は、これまで平成29年4月に除雪体制の組織改革をしておりますが、全く根拠が不明確な組織改革を、議会にも説明せず、いわば独断専行で進めております。まず、この組織改革がどのような根拠で関係する組織とどのような議論がなされ、合意されてから実施されたのか、明らかにしていただきたいと思います。また、人事の配置や労働条件の変更などは、関係する組織と密接な協議が必要であります。また、どのような協議がなされてきたのか、明らかにしていただきたいと思います。場合によっては、関係法令の改正など、行政組織を改正するために、どのような庁内手続が必要と考えているのか、お示しください。

組織改革に関連して、公共交通を例に考えますと、ふれあいバス事業や法定協議会の中央バスとの協議経過を見るまでもなく、森井市長の認識不足は際立っております。これまで企画政策室が担ってきた公共交通の多くを建設部に移管させる組織改革を行っておりますが、私は、第2回定例会の議論の中で、初めて平成30年度の実施計画の一部が前倒しされていることを知らされましたが、前倒しして実施するとき、庁内合意や手続手順はどのように進められ、議会に対する説明や市民に対する説明をしなかった理由をお示しください。

これまで北海道中央バスとの定期協議の経過や組織的な引き継ぎなども行われたとは言いがたく、長年、小樽市の公共交通を担っていただいている北海道中央バスに大きな不信感を与え、小樽市民の大切な公共交通を危機的状況に追い込んでしまっています。まず、森井市長は、この事実を踏まえて、公共交通を企画政策室から建設部に移管する組織改正をいつどのような根拠でどのような議論を行ったのか、明らかにしていただきたいと思います。

次に、組織改革の担当者からは、9月から実施するパブリックコメントの概要が説明されています。まず、本年4月の人事異動の際に、平成30年4月実施予定の重点項目とされていた一部が前倒しで実施されました。産業港湾部からの資料では、港湾振興課の新設について、主な検討事項として、港湾業務の体制強化、解決すべき課題として人員増と示されております。一方で、4月の人事異動では、産業港湾部参事のポストが廃止され、その業務は産業港湾部長が引き継ぐことになりましたが、参事ポストの廃止は、原部からの要望や庁内合意があったのか、その経緯を示してください。

組織改革の主な検討事項として、体制強化や人員増を要望していますが、港湾室のトップであった参事ポストを廃止することは、港湾室の組織を弱体化させるだけで、体制の強化にはつながらず、人員増も実現していません。高島漁港のコンプライアンス委員会の結論を控えたこの時期に、参事ポストを廃止することは全く理解できませんし、原部から要望があったとも思われません。また、なぜ、本来あるべき港湾行政の強化につながらないと思われる組織改革の趣旨にも反することを指示したのか、明らかにしていただきたいと思います。

平成30年実施予定の資料には、その他として、港湾室を部に昇格することを検討していることが記されておりますが、港湾室を部に昇格させる計画は、これまで前倒ししてきた組織改革とは整合性がとれないと思いますが、この矛盾はどう説明するつもりですか。

森井市長は、これまで議会議論の中でも、港湾計画審議会の答申に基づく港湾の維持・発展に否定的な答弁を繰り返してきた事実があり、港湾行政は後退し、港湾業界や国の行政機関からも不信感を抱かせてきました。そうした意味で、この組織改革の必要性をしっかりと説明してから、パブリックコメントをしていくことが必要です。

以上の点からも、森井市長の行政全般の進め方は、森井市長が行政全般の進め方を理解しているとは到底思えず、森井市長のもとで、平成30年度組織改革の計画は非常に危ういものになる可能性を感じていま

す。組織改革が必要であるという全庁的な合意と手続手順を慎重に進め、真の組織改革になるようにするためにも、森井市長の所見を伺います。

次に、市長公約に関連して伺います。

森井市長の選挙公約である、きめ細やかな除排雪は、この2年間、少雪というよい条件に恵まれてきたにもかかわらず、毎年のように混乱が続き、市民に不安と不信を与え、除雪業者にも不信と混乱を与えたばかりか、路線バスの運休、迂回を生じさせるなど、市民生活に障害を生じさせてきました。

その原因は、全て森井市長から発せられていることは明らかであります。昨シーズンも指揮命令系統を無視し、除雪対策本部の作業計画に基づいて、現場作業を中断させたり、排雪の抑制に異常なほどの執着を示すなど、行政機関のトップとしては、極めて適格性を疑われる行動と言わざるを得ません。しかも、この間の議会で、再三にわたり、こうした指摘を受けながら、私は言っていないと言い放ち、みずからは全く責任を明らかにすることなく、担当職員に責任を押しつけ、毎年のように、大幅な人事異動を行い、みずからの責任体制を曖昧にしております。

貸出ダンプ制度の見直しも、議会議論やこれまで長年利用してきた町会などから反対や弾力的な運用を求められる中で、いわば市民の切実な要望を無視し、制度の見直しを強行しました。ことしの第1回除雪懇談会では、各町会長から一様に貸出ダンプ制度の見直しについて、批判的な意見が多かったと思いますが、市長の後援会幹部でもある町会長の発言の一部を紹介しますと、「昨年は、道路パトロールの報告、連絡、相談が欠けていた。はっきり言って強烈に悪かった。私も、再三、再四電話をしましたが、返答が曖昧で、いつになるかわからないので、町会費を集めて除排雪をしたり、自分の家の周りや独居老人のところも無償でやっています。除雪の費用を縮めるのであれば、パトロールの強化と皆さんの連携プレーをきちんとすることです。また、ことしは、部長がかわったそうで、そういうことがないようお願いします」、これが市長後援会幹部でもある町会長の発言の一部ですが、町会長といえば、地域の市民を代表する立場で、小樽市政の各般にわたって協力をいただいておりますが、この発言は、市長公約である、きめ細やかな除排雪と、これまで森井市長が行ってきた除排雪に対するギャップを、市長のいわば身内から強烈に批判、指摘されたものと受け取れますが、森井市長は、貸出ダンプ制度の見直しに対する市民の批判をどう受けとめていますか。お答えください。

森井市長が、最大の公約をかなぐり捨てて除排雪の抑制にこだわり続ける理由は、市長が訴えられている裁判と深くかかわっているのではないかと指摘があります。市長は、この裁判に関して、議会でもう少し慎重に質問していたら、職員にも市民にも迷惑がかからなかったと発言しましたが、この発言こそ、みずからの失政を議会や市民に押しつけ、市長公約に反する貸出ダンプ制度の見直しなどの強行姿勢は、この指摘を裏づけるものではないかと思えます。

市長が、この指摘を否定するのであれば、これまでの排雪の抑制に異常なまでに執着する根拠を明らかにすべきであると思えます。この裁判の原告のために、貸出ダンプ制度の見直しという市民サービスの打ち切りを市民に押しつけることをしないということを、市長は明確に示していただきたいと思えますが、いかがですか。

以上、再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 林下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、私の政治姿勢について御質問がありました。

まず、人事についてですが、人事にかかわるコンプライアンス委員会報告に係る政治的、道義的責任につきましても、平成27年6月の人事異動にかかわり、平成28年7月、コンプライアンス委員会から法令に違反するおそれがあるとの報告を受けましたが、その報告以前から、全職員が評価されていないことが課題であると感じていましたので、平成28年度の人事異動に当たっては、異動内申や昇任内申に加え、留任内申を作成し、全ての管理職員の内申書を作成するとともに、平成29年度の人事異動に当たっては、平成28年度から導入した人事評価制度に加え、より公平公正な評価となるよう内申書を見直し、改善を図ってきているところでありますので、任命権者としての責任は果たしているものと考えております。

(「そういう話してんじゃないしょや」と呼ぶ者あり)

次に、今後の人事権の行使につきましては、先ほど申し上げました内申書の見直しや、人事評価制度はもとより、これまでも市政運営を通じて、多くの職員と接する中で直接感じた、精力的に業務に取り組んでいる姿勢や、課題解決に向けて努力している姿勢も加味しながら、人事異動に当たっております。

今後とも、任命権者として責任を持ち、組織の機能と職員の資質能力の向上を目的として、適材適所の人事配置に努めてまいりたいと考えております。

(「ほんと口ばかりだな」と呼ぶ者あり)

次に、組織改革についてですが、まず、平成29年4月の除雪体制変更の根拠等につきましては、雪対策課を2課体制に見直した目的は、ステーションを南北に分け、受け持つ区域を小さくすることで、より目が行き届き、迅速で確実な対応が可能となり、住民サービスにつながるほか、貸出ダンプ業務を庶務課から移管することにより、排雪業務の情報共有を図り、雪対策業務を一本化することで責任の所在を明確化したものであります。

また、関係する組織とどのような議論がなされたかについては、建設部とはこれまでも協議をしていますが、結論に時間を要し、このままでは課題を抱えたまま次年度を迎えることになるため、私自身が熟慮に熟慮を重ねた結果、本年3月に除雪対策本部長の副市長と、人事担当の総務部長と相談の上、組織の見直しを決定したものであります。

次に、関係する組織との人員配置や、労働条件の変更等に係る協議につきましては、除雪体制の変更等については、本年3月に入って新たな体制とすることを決めたため、職員組合との交渉の実施には至りませんでした。また、関係法令等の改正等につきましては、例規審査委員会の審議を経て、事務分掌規則及び事務専決規程等の改正を総務部で取りまとめて所要の改正を行ったものであります。

次に、平成28年4月の企画政策室から建設部への公共交通の移管につきましては、平成30年度の組織改革の前倒しではありませんが、経緯としては、平成27年10月に、庁内の政策検討会議において移管を決定し、28年4月の人事異動により副参事を配置したものであります。これは人事異動の一環としてお示したもので、組織改革として実施したものではありません。

次に、公共交通業務の移管につきましては、これまでは広域交通は総務部企画政策室、市内に限定する公共交通は、生活環境部生活安全課、バリアフリーなどのハード面に関するものは、建設部まちづくり推進課が、それぞれ担当しておりました。

平成27年度に、中央バスからノンステップバス導入に伴う協議会の設置要望があり、事務局となる担当部署を庁内の政策検討会議において検討した結果、地域公共交通は、まちづくりに連動することから、現在、まちづくりの所管は建設部であり、まちづくりと同じ所管部にすべきとの方針が出され、平成28年4月の人事異動により建設部に副参事を配置したところであります。

次に、参事ポストの廃止につきましては、原部からの要望はありませんでしたが、部長職の早期退職の

対応や、指揮命令系統の見直しなどから、やむを得ず必要と考えたものであり、事前に原部と調整した上で、人事異動の一環として配置を見送ったものであります。

次に、参事ポストの廃止の指示につきましては、先ほど答弁しましたとおり、部長職の早期退職により、その対応として港湾と経済・観光面との関係がさらに深まる中、部内の連携がこれまで以上に必要となることから、指揮命令系統をシンプルにするとともに、許認可などにかかわる事務についても、部内での統一したチェック体制を構築するため、産業港湾部長の直下に港湾室を配置することが適切であると考え、人事異動の人員配置の中で、最終的には私が判断したものであります。

(発言する者あり)

次に、参事ポストの廃止と、部の昇格との整合性につきましては、平成30年4月の港湾室の部の昇格は、石狩湾新港の業務移管や、将来的な石狩湾新港と小樽港、両港の港湾行政のあり方などを一体的に推進していくとともに、石狩湾新港管理組合へも主体的にかかわっていくことなど、新たな業務に対応するための組織づくりを検討しているため、矛盾は生じないものと考えております。

次に、組織改革における全庁的な合意と手続手順につきましては、今回の組織改革は、各部の議論を経て76項目の提案がなされ、それをもとに取り組みを進めており、さらに部長職からなる組織改革検討委員会で議論し、決定しております。

また、手続手順については、組織改革を実施するに当たり、これまで同様、議会には進捗状況等についての報告を丁寧に行うとともに、職員組合とは事務レベルではありますが、協議を進めてきているところであり、さらに、市民から広く意見を聞くため、9月1日から1カ月の予定でパブリックコメントを実施しております。

いずれにしても、平成30年4月の本格的な組織改革に向けて三つの目的である、1点目、社会情勢の変化や新たな行政課題に迅速に対応するための組織づくり、2点目、市民ニーズの多様化に的確に対応する利便性の高い組織づくり、3点目、業務の効率化、省力化及び集約化による効率的な組織づくり、これらを念頭に入れながら組織改革を進めるとともに、市民の皆様にはわかりやすく、職員にとって働きやすい組織づくりを目指してまいります。

次に、私の公約に関連して御質問がありました。まず、貸出ダンプ制度の見直しに対する市民の批判につきましては、貸出ダンプ制度の見直しは、限られた予算の中で本制度を持続させるために取り組んでいるものであり、市民の皆様からさまざまな意見があることは承知をしておりますが、今後とも丁寧に説明をしながら、制度本来の目的に沿った運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の見直しにつきましては、現在、係争中の裁判と関係するものではなく、貸出ダンプ制度が長年運用されてきた中で、特例が拡大解釈され、本来対象外である道路以外の雪の排雪や、必要以上に作業日数を多く申請するケースが見られるようになってきたことから、生活道路の交通を確保するという制度の原点に立ち返り、真に市民のために公平に活用されるよう、制度の見直しを行っているものであります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

○19番(林下孤芳議員) 再質問させていただきます。

今、市長から、平成28年度の人事からは是正をしたということで、これは責任はもうないのだと、こういうようなニュアンスの答弁だったというふうに思うのですけれども、市長は、まず、勤務成績の実証となる昇任内申書、その他これにかかわる客観的な事実を示す資料が存在しなかったことを、コンプライアンス委員会の委員長にも報告しておりますし、議会にもそういった答弁をしてきました。そうしたことから考

えますと、政治的・道義的責任というのは果たしているというふうに、今、認識をしているのか。私どもは、果たしていないという考え方で、今、質問いたしましたけれども、その意味では、例えば、その以降の議会での問責決議も含めて、全く答えていないと私は考えます。政治的・道義的責任は果たしたというふうに認識しているのか、その点についてお答え願いたいと思います。

また、適材適所という人事をやっているということで、これは今までもそういった市長の答弁を繰り返しておりますけれども、私は、やはり、降任願いや早期退職、病欠者が出ているという現実を全く無視した答弁ではないかと思えます。残念ながら、市長の独断専行の人事の悪影響が、今さまざまな形であらわれているというふうに指摘せざるを得ません。そういった認識があるのかということ、ぜひもう一度、答弁していただきたいと思えます。

組織改革に関連して、市長は前倒しではないというふうにお答えになっておりますけれども、私は、少なくとも昨年5月26日付で、平成29年度の組織改革の基本方針ということで説明されておりますけれども、その説明によれば、例えば、組織改革検討委員会を設置して、10月までに組織改革案を決定し、パブリックコメントで市民意見を聴取した上で、第4回定例会で小樽市事務分掌条例の一部改正を提案することになっております。

そういった手続手順まで示されており、これらが、その計画どおりにいかなかった、だから前倒しではないと言うのですけれども、こういう人事をやらざるを得なかったと、私は捉えているのです。その際、本当に、先ほど、例えば参事のポストを廃止するのは、原部からの要望ではなかったけれども、やりましたというふうにお認めになっていますが、その際、やはり、きちんとした庁内合意や手続手順で行われたのかという、やはり、私が疑う根拠になっております。ぜひ、その点を丁寧に説明していただきたいと思えます。

それから、市長公約に関して言いますと、特に貸出ダンプの問題については、たくさんこの間の質問でもいろいろ取り上げられておりますから、重ねて質問するというのも、少しあれなのですけれども、やはり、この2年間の実績を踏まえれば、市長は幾ら排雪の抑制はしていませんということを言っても、なかなか、市民には、恐らく受け入れられないのではないかと。現実には、やはりそういう除雪懇談会でもかなり批判の意見があったと。だから、市長は、きちんと丁寧に説明をすると言わざるを得ない状況だと思っておりますけれども、それでも排雪の抑制はしていないということになるのでしょうか。

例えば、説明についても、パトロールを強化するとか、これは、いわば身内からも批判の意見が出されておりますけれども、パトロールを強化すれば、本当に雪山がなくなるのかと、こういう市民の声もありますので、本当にどういう説明をすれば市民に理解をしてもらえるのかという市長のその認識が、少し違っているのではないかと思えますので、その点についてお答えをお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 林下議員の再質問にお答えをいたします。

私からでできる限り答弁しようと思っておりますけれども、幾つか原部から答弁するかもしれませんので、それはよろしく願いいたします。

まず1点目でございます。人事において、市長は責任はないのだと答弁したのではないかというお話もあったように聞こえましたけれども、私自身、先ほど答弁したのは、責任は果たしているものと考えておりますとお話しさせていただきましたので、責任はありませんとは答えてはおりません。

また、林下議員自身は、責任自体も果たしていないのではないかということもつけ加えられてお話をさ

れていたと思いますが、私自身といたしましては、先ほどもお話しさせていただいておりますけれども、全職員が、やはり評価されていないことが、大きな課題だというふうな認識は、私自身も持っていたところでありましたので、それをしっかり改善を図っていくことが、やはり、この人事権を担っている責任者としての非常に重要なところであるというふうに思っているところでございます。

平成27年の人事異動においての問題点も、そこに私自身は起因しているというふうに思っておりますので、その解消策として、先ほど答弁させていただいたように、28年度においては異動内申、昇任内申に加え、留任内申を加えて全ての管理職の内申書を作成したということ、そして、29年度においては、28年度から導入した人事評価もさらに加え、また、内申書も見直させていただき、日々、その改善を図ってきていると私自身は考えているので、私の踏まえといたしましては、任命権者としての責任は果たしているものと考えているところでございます。

それと、2点目において、今まで降任願いや早期退職を無視しているのではないかというお話もあったかと思いますが、それらにおきましては、それぞれのその時々々の事情があるというふうに思っておりますので、その御指摘は、私自身は当たらないと考えているところでございます。

それと、組織改革の前倒しをされているというお話だったのですが、再質問の中で、公共交通の点をお話しされているのか、産業港湾部参事の点なのかが、受けとめ切れなかったもので、どちらも改めてお話をさせていただきます。公共交通のことにおきましては、こちらも先ほど答弁させていただきましたけれども、その公共交通の移管、特に、その当時はノンステップバスの協議会のこともありまして、庁内で、政策検討会議の中で、それをどこで所管すべきか、公共交通においてどうすべきかという議論があり、それが27年10月の中で、まちづくり推進課を持っている建設部にとということで、庁内で決定し、その流れから28年4月にその担当の副参事を配置したということから取り組んでおりますので、組織改革における前倒しとして取り組んだことではございません。

それと、参事ポストのことにおきましても、御存じのように、部長職の早期退職等がありまして、それに伴う改善を図らなければならない中で、これも先ほど答弁いたしました、産業港湾部における港湾と経済、観光面、両方の関係が深まっていく中で、部内における連携がこれまで以上に必要となることから、まず参事職を廃止し、産業港湾部長の直下に港湾室長を配置するという取り組みを行ったものでございます。ですので、今、御指摘されている前倒しが、現在の組織改革の取り組みと必ずしも直結していることではないということで御理解をいただければと思います。

それと、排雪抑制というお話があって、これも私、恐縮ですが、貸出ダンプのお話なのか、排雪に伴うお話なのか、どちらかということを受けとめ切れませんでしたので、どちらについてもお話をさせていただきますが、排雪におきましては、今までも、今年度もそうですし、私が就任してからもそうですが、それまでも排雪に伴う予算というものは、基本的には、もともと抑制して取り組んでいることではございません。ですから、現行予算の中で執行していくという観点に立ちますと、今までの、私に入ってから取り組みも、今までの取り組みも、基本的には同じでございますので……

(「違うって」と呼ぶ者あり)

排雪抑制という観点は持っておりません。

(「27年度の抑制の実績で組んでいるでしょうが、予算。何うそついでいるんだよ」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。26年度の予算、いわゆる、その対応をしていくということになるならば、日ごろから予算を組むときに、排雪予算として70万立方メートルを超える形で組まなければ、その取り組みはできませんので、ですから、現行で組んでいる予算においては、過去と何ら変わりありませんので、執行をし

ていくという段においては、排雪路線において全部を導入できませんから、時々において路線として入る場所もあれば、入らない場所は起こり得るということでございますので、御理解いただければと思います。

それともう1点、貸出ダンプのことについてもお聞きになられていると思いますので、貸出ダンプにおきましても、同じでございます。もともと市として、貸出ダンプで予算を組んでいるのは、約7,000万円前後でございます。しかしながら、平成26年度で最終的に執行した予算は、1億5,000万円を超えていたと記憶しております。つまりは、貸出ダンプをそのように行っていくに当たっては、やはり、どうしても大きな予算が伴う。しかしながら、市として、今まで貸出ダンプとして約7,000万円で執行できる、その範囲内で考えますと、その改善策をしっかりと図って執行していくことが非常に重要であるというふうに思っておりますので、その点についても御理解いただければと思います。

です。こちらについても抑制を急激に図っているわけではございません。

(発言する者あり)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

○19番(林下孤芳議員) 再々質問を行います。

今、市長は、責任を果たしている。人事について責任は果たしているという答弁でしたけれども、私どもの感覚としては、全く市長が責任を果たしていないという認識は、多分、これは私だけの感覚ではなくて、議会全体がそういう思いでいると思います。それでも、市長は責任を果たしていると。

例えば、適材適所の話も、そうではないのだという話ですから、私は、少なくとも、コンプライアンス委員会の報告によれば、少なくとも政治的・道義的責任は市長にはあると、私は考えています。いずれにしても、人事に関しては、市長が責任をきちんと果たしてもらおうというのが、私の質問の趣旨ですから、そのことで、ずっと市長がそういう認識で、我々の認識と食い違ったままで、これからも続けていくということであれば、私も、恐らく、皆さんも、しっかりそのことについて認識を改めて、これからまた市長に対してしっかりとこの考え方について改めてもらうような議論をしていかなければならないというふうに思いますので、その覚悟も含めて受け取ったというふうに言っておきます。

ぜひ、本当に市長がそういった覚悟で、今、お答えになっているのか、もう一度その真意を聞いておきたいと思います。

組織改革について、前倒しではないと言っているのですけれども、組織改革を進めるに当たって、こういう手続手順でやりますという計画があったはずですが。それに対して、何らその計画に基づいた手続手順で行われていない。つまり、我々にもそんな説明はなかったのに、どうしてそれはできたのですかと、だからそれは前倒しかどうかというよりも、どうしてそういう説明をしないで勝手にやったのですか、こういうことに究極にはなるとも思いますけれども、その点の認識はどうでしょうか。ありませんか。

先ほど、参事の廃止についても、異動の一環としてやったというふうにお答えを聞きましたけれども、再質問に対する答弁では、早期退職があったからやった、やらざるを得なかったというような話。これはやはり、少し本質的には違うと思うのですけれども、その点についてもお答え願いたいと思います。

市長公約に関して言えば、総合除雪と、いわゆる貸出ダンプ。私は、排雪に関して言えば、そのいずれも大変な問題が生じて市民に負担をかけてきたと、迷惑をかけた。例えば、市長が、どちらを言っているのかわからないという話でしたけれども、どちらも同じ課題を抱えていると私は思っています。どうしてわからないのかというのは、私も理解できませんけれども。

具体的に指摘をすれば、例えば、バス路線で、あした排雪をやりますから我慢してくださいと言ったことが、何か市長の一存で予定どおり排雪がされなかった。それで、例えば、どのような基準で排雪をし

ようとしたのかという、そういった質問にも、これまでは、かなり曖昧な答弁しかしてこなかったですよ。貸出ダンプについても、市民から、これだけいろいろな声があるにもかかわらず、説明をして理解をしてもらおうと。

市長は、この間から言っていますけれども、パトロールを強化して、そして効率的な排雪をするのだと。これは、多分、両方に、貸出ダンプも含めて言えることなのでしょうけれども、そういった意味で、本当に市民の声に向き合っているのか、きちんと聞いているのかというところは、私の質問の趣旨でありますから、ぜひ、その点は答えていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 林下議員の再々質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、最初の質問に対して答弁させていただきます。人事の件でございます。

改めて責任や覚悟があるのかという御指摘だったというふうに思っておりますけれども、この改善策というのは、これからも続いていくというふうに、私自身は思っております。議員の皆様からも御指摘をいただいて、現在、人材育成基本方針の策定に向けて動き始めているところでございます。

その中では、もちろん、市役所職員からもアンケートをとって、それらをもとに、またさらにほかの自治体の人材育成基本方針等を参考にしながら、これからの市職員としての働くという意味合いにおいての指針を、これからつくっていくというふうに思っているところでございます。

また、今後において、それができ上がった後に、また、人事における評価制度等においてどう着手するのかということは、現行ではまだ何も明言はできませんけれども、しかしながら、そのようなことを一つ一つ踏まえながら改善を図っているところでございますので、私といたしましては、任命権者としての責任は果たしているものと考えているところでございます。

（「まず、市長、育成基本構想をつくってから言ってください」と呼ぶ者あり）

（「自分の育成基本方針つくったほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは、組織改革の関係でお答えしたいと思います。

まず、産業港湾部の参事ですとか、あるいは建設部の副参事、これらにつきましては、現在進めております平成30年度を目指した大規模な組織改革、これとは全く違ったものでございまして、先ほど来、市長からお話ししておりますとおり、人事異動の中での配置ということでございますので、各部から出てきた76項目をもとに、今検討しておりますけれども、それらとは違ったものだというところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 林下議員の再々質問にお答えいたします。

除雪の関係ですけれども、まず、貸出ダンプ制度につきましては、確かに、この間の懇談会の中でも、やはり雪堆積場の部分で道路幅が狭いと、なかなかそこに雪を置いていくわけにもいかないので、どうし

でも、やはり雪堆積場に雪を置かないと、道路の確保ができないという、そういった中で、今回、昨年度からその部分は、基本的に1カ所の転回場の部分だけという形にさせていただきました。やはり、そういった実情は、私どもとしても十分理解はしているのですが、どうしても、きのうも答弁させていただいたのですけれども、雪堆積場の部分を対象にした平成22年から、急激に経費がふえまして、先ほど市長からもありましたとおり、例年、約7,000万円の決算といえますか、その数字が、やはり倍以上になったと。そういったこととなりますと、どうしても、我々としましては、この制度を維持していくために、何らかの見直しをしないといけないと。

ただ、確かに、こういった市民の要望の中から、どうしても、そこを何とかしていただきたいという声がありますので、その部分は、我々としても、今後、その制度の見直しの中でどうすべきかという部分は、課題として十分認識はしております。ただ、今ここで、すぐその要望に今お答えするという部分につきましては、我々としては、まず、経費としてはどのぐらいが適正なのか、どのぐらい圧縮できるのか、その中で市民要望にどれだけ応えられるのかという部分については、またこれからも引き続き、検討していかなければならないかなと考えております。

あとは、総合除雪につきまして排雪の部分の要望だと思うのですけれども、これにつきましても、確かに、やはり市民の第一に要望があるのは排雪なのかなというふうに私たちも思っております。ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、なかなか、今の予算が昨年決算で、約13億5,000万円近くです。平成17年の大雪のときの排雪量が約100万立方メートルの中で、決算が同じような、約13億円。要は、3倍の量の排雪をしても、昔の3分の1の排雪量で同じ金額の経費がかかっていると。実際に経費が、単価アップ等も踏まえて、人件費等の高騰で、なかなか市民の要望に応えられる排雪量は、なかなか今できないような状況になっております。

それで、できれば我々としても、やはり経費の見直しと、どういった経費の見直しの中で排雪量の部分を少しでもふやせるかという部分につきましても、日々検証しているのですけれども、なかなか、今すぐ要望にお応えすることは、難しいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 林下議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○24番（横田久俊議員） 久々の質問でありますので、粗相がありましたら御指摘ください。

市長の政治姿勢について伺います。

私は、森井市長就任前から議長の職にあつたため、議会で質問することができませんでしたので、この間の市長就任以降の件について、若干さかのぼりますが、質問させていただきますので、お許しください。

まず、市長の議会に対する対応についてであります。

昨年の第4回定例会は、自然閉会になりました。市長の発言をめぐって、議会が発言の取り消しを勧告しました。詳細は、当時議論しましたので重複を避けませんが、正副議長、議会運営委員会正副委員長が、勧告書を手交すべく約束の時間に秘書課を訪れましたが、市長は不在で、やむなく副市長、総務部長に手交いたしました。

本年第1回定例会の我が党、濱本議員の代表質問で、この件について、どうして所在不明になったのかとただしたところ、いろいろ自分に都合のよい答弁をしておられました。事実と異なる部分もありますので、改めてお尋ねいたします。

秘書課から議会事務局には、市長が第1回定例会で答弁したような理由や不在等の連絡、勧告書を総務課に届けるように等の連絡は一切なかったことは明白な事実であります。だからこそ、プレスも含め約束の時間に行ったわけであります。

勧告書を受理してから、その後の市長としての対応を考えればよいことで、かわりに受理した副市長からも、そうした説明は一切ありませんでした。勧告書の内容がわからないのに、なぜ直接受け取らないという判断をしたのかお尋ねいたします。

また、所在についての質問に、庁内での移動であることから、「特に職員には行き先を告げなかったものであります」と答弁しておりますが、百歩譲って平常ならそういうこともあるのかもしれませんが、このときは、議会側が勧告書を手交しにいくという市の二元代表制の一翼を担う議会とのやりとりです。議会、そして代表する議会役員が来るというときに、市長の所在を誰も知らないというのは異常で、通常の社会常識ではあり得ないことです。

また、石田議員と会っていたとのことですが、石田議員も議会構成員の一人です。なぜ市長に受理を促さなかったのか、極めて疑問であります。当時の対応が本当に正しかったと今でも思っているのか、そうであれば、その理由を具体的に述べてお答えください。

その後の議会運営委員会で、委員から前田総務部長に、どこで何をしていたのか市長に聞いて確認してほしいと、二度にわたり要請しましたが、総務部長は、何度聞いても教えてくれないのですと報告しました。市長が、自分の正当性を主張するなら、どうして総務部長に明言しなかったのかお尋ねいたします。

市長は、常に議会に対しては真摯に向かい合うと言っていますが、これらの一連の経緯については、どのように考えても真摯な対応とは、かけ離れたものです。今回のふれあいパスの件でも、議会軽視ではないと言っておりますが、このような議会軽視は、19年目に入った私の議員生活で経験したことがありません。市長の言う真摯な対応とは、どのようなことを指しているのか。今後のこともありますので、具体的に、そして明確にお答えいただきたいと思います。

次に、行政執行、とりわけ、外部団体、企業等に対する市長の姿勢についてお尋ねいたします。

小樽商工会議所との関係も、依然として好転していないようではありますが、今回は、中央バスから文書で、信義に反する行為と抗議された市長の対応についてお尋ねいたします。

経緯は、他の議員も質問していますので割愛しますが、中央バスが指摘した市長の発言を、回答書で、このようなことは申し上げておりませんと切り捨てました。なぜに市長が言ってもいないことを北海道を代表する企業の社長が、市長はこういうこと言ったなどと文書で抗議してくるのでしょうか。社長に何の得や必要性があるのでしょうか。あり得ません。

これは、言った言わないのレベルの話ではなく、民間企業に対する重大な問題ですので、他の議員からの質問と重複する箇所もあるかと思いますが、検証させていただきます。

トップ会談第1回目、平成28年8月23日ですが、市長と牧野社長のほかに、市長側には、当時の相庭建設部長、日栄福祉部長、白畑建設部次長が同席、中央バス側には、担当常務、小樽事業部長が同席しています。

2回目、本年1月19日には、市長側に、同じく相庭部長、白畑次長、そして建設部中西まちづくり推進課長が同席。中央バス側は、同様布陣と聞いております。1対1の会談ではなく、同席者がそれぞれ数人いる場面での会談です。

2回目の会談のとき、社長が、8月23日の1回目に頼んだこと、協議会が立ち上がっていないのは問題であるという話を社内でしていたと。何でやっていただけないのかと発言したのですが、それを受けて、市長は、協議会の場でどのように満足度を高めていくか、そして、不採算部分が出てくるので、それに関して、経営としてはやりたくない案件であっても中央バスに受け入れてもらえるのか、その確認をとれたと伺っていないので、次の段階には進んでいけないとの発言があったと伺いました。

中央バスは、市長の言うような問いかけを小樽市側から一切受けておらず、何のことかと思ったそうです。いかにも中央バスが、問いかけに答えていないから協議会ができないとも言えるような発言であります。

まず、市から中央バスに対し、私が先ほど言ったような問いかけ、市からの問いかけが中央バスにあったのか。あったとすれば、誰がどのような方法で通知したのか。中央バスの相手方は、どなたか。文書で通知したのであれば、起案等は存在すると思いますが、どうでしょうか。

面談の中で、同席した相庭部長、白畑次長に対し、中央バス側は、この経営としてやりたくない案件の受け入れということに対しまして、4点ほど聞いております。お二人とも、市長と同じ認識なのか。我々中央バス側に問いかけはあったのか。問いかけに対する返答がないので協議会ができないのか。協議会ができないのは中央バスの責任なのか。と質問を投げかけましたが、二人からは返答がなかったと伺っております。

中央バスが、二人にこうした質問をしたということは、市長が先に不採算受け入れの話を発言したからこそこできる話であって、市長が言っていないければ質問そのものできないものでありますし、質問すること自体もあり得ないことであります。今述べたことが事実なのか、それとも否定するのか、当時の相庭建設部長、白畑次長にそれぞれヒアリングいただいて、お答えいただきたいと思っております。

また、別のくんだりでは、こう言っております。協議会の中での事項として、路線変更の市民要望も起こり得ること。それから、中央バスにいろいろ市民からエゴが求められる可能性もあるなどと、市民を愚弄するような発言もあったと聞きましたが、そうした発言をしたのは事実でしょうか。

次に、ことしの第2回定例会、民進党佐々木秩議員の代表質問の再質問で、こう聞いております。1回目のトップ会談で、ふれあいバスについての言及がなかったのかという問いに、言及はなかったと完全否定されました。そして、これも抗議の一因となりました。

1回目の会談時に、社長は次のように述べたそうです。「当社は、ふれあい回数券の事業者負担もきつい状況にある。この制度は小樽市内線が黒字の状況でスタートしたものであるが、億単位の赤字の状況で続けていくわけにはいかない。この事業者負担の解消を定例会議の場で担当からお願いしているものである。私は、この問題についても、ほとんど進んでいないと認識しているので、ぜひ、市長のリーダーシップで推進してほしい」という趣旨の発言をしていると聞きました。まさに、ふれあいバスの案件そのものではないでしょうか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

中央バス側は、言及していないという答弁を聞いて、衝撃を受けたということでもあります。市長は、第2回定例会の答弁を貫くのか、言及があったことを認めるのか、考えをお聞かせください。

最後に、ふれあいバス乗車証の精算に関する覚書という文書について、お尋ねいたします。

8月2日、副市長は、中央バスを訪れまして、平成29年度については、協定書締結までの間、平成28年度に締結した協定書に準じて行うものとする。もう1点、平成29年度の協定書を締結した時点で、この覚書の効力は失効するものとする。こうした内容とした覚書の作成、締結を求めたそうであります。要するに、新しい協定書ができなければ効力はないので、今までどおりやるという、強制するような内容で

あります。協定しなければ、28年度の効力がそのまま残るという内容に、中央バスは8月、この覚書の内容では不備があるということで、締結を避けているところであります。

内容も問題であります。さらに問題なのは、副市長が締結を求めたこの覚書の日付が、平成29年4月1日だったということです。覚書を4月に締結したことにしてほしいということでしょう。中央バスは、内容に不備が多いとして、企業として極めて健全な判断をして締結を避けました。ことし5月以降、支払いを続けているふれあいパスの事業者に対して、その根拠を後づけで4月の日付にさかのぼって覚書の締結を求めたことは、地方公共団体としてあるまじき行為で、粉飾そのものであります。

(「そうだ」と発言する者あり)

地方公共団体のナンバー2が、企業にこのような覚書の作成を持ちかけたのは重大です。締結されていたとしたら、文書偽造、変造、行使など刑法に抵触する可能性もあったわけであり。副市長が、このような行動を自分の判断のみですとは考えられません。起案・決裁は存在すると思いますが、いかがでしょうか。当然、市長も了解しての行動と思いますが、市長が関与していたのか否かを明確に御答弁願います。

以上は、トップ会談時の状況を私が中央バス側にヒアリングさせていただいたものです。反証や否定をなさるなら、これに対抗し得る明確な根拠を挙げて説明していただきたいと思います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長（森井秀明） 横田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢、行政執行姿勢について御質問がありました。

まず、私が勧告書を直接受け取らないという判断をしたことにつきましては、当時、勧告書は、私の裁判にかかわる発言についてではないかということと、議員の皆様がそれを取り消すことを求めに来られると捉えていたことから、私が直接受け取ることは、裁判にも影響を及ぼしかねないという心配から、総務課に届けていただくほうがよいと判断したものであります。

(発言する者あり)

次に、勧告書の受領時の対応につきましては、庁内での移動であることから、特に職員には私の行き先を告げなかったものであり、また、議長等に私が直接対応すると、マスコミなどを通じ大きく取り上げられ、それが裁判等に影響をしかねないと強く感じておりましたので、対応としては正しかったものと考えております。

(発言する者あり)

次に、総務部長に私の所在等を明言しなかった理由につきましては、先ほども御答弁しましたとおり、庁内での移動であったため、特に職員には私の行き先を告げなかったものであり、総務部長から尋ねられた際にも同様に考え、伝えなかったものでありますので、このことに特別な理由があったわけではありません。

(発言する者あり)

次に、真摯な議会対応につきましては、議会が行政の監視機関としての権能や役割を十分に果たすことができるよう、市が執行機関として、施策の提案や、さまざまな報告などをしっかりと行い、説明責任を果たすことであると認識しております。

このたび、議会軽視と御指摘のありましたことなど、その時々々の案件や状況によっては、十分な対応ができない場合もありますが、これまでも私の就任以前にはなかった常任委員との懇談会での情報交換、市政の進捗状況に係る都度の報告、議員の皆様からの問い合わせに対してのわかりやすい説明や資料提供など、できる限りの対応はさせていただいているものと考えております。

(発言する者あり)

次に、中央バスに対しての事前の問いかけにつきましては、2回目の会談における私の発言の趣旨は、協議会の設置の目的が、単に赤字補填のためではなく、人口減少の中、利用者増を図るため、利用者等のニーズに対応することが重要であること。市内のバス路線については、黒字と赤字の路線がある中で、国等の支援を活用しながら、中央バスが中心となって担っていただきたいということでもあります。

(発言する者あり)

私からは、会談の場で初めて伺ったところであり、文書等は事前のものは存在しておりません。

次に、面談時の発言につきましては、改めて私の発言の趣旨について、面談時に同席しておりました当時の建設部長及び担当次長に確認いたしました。私と同じ認識であることを確認いたしました。

次に、市民要望に対する発言につきましては、私としては、そのような発言をした記憶はございません。私が申し上げたことは、公共交通担当部署が設置されていない中で、直ちに協議会を市内全域で立ち上げると、各地域からのさまざまな要望等が出てくることで、市として收拾がつかなくなる。また、事業者として、それらの要望を聞いてもらえるか懸念しているということでもあります。

次に、第2回定例会で、昨年8月23日、中央バス社長との会談で、ふれあいパスについて言及がなかったのかとの質問に、言及はなかったと答弁したことにつきましては、会談では、法定協議会の話題が中心で、ふれあいパスに関して具体的な金額等の提示など、詳細な点にまで話が及ばず……

(発言する者あり)

踏み込んだ議論がなかったことから、私といたしましては、言及という捉え方ではなかったため、さきの定例会のとおり答弁をさせていただきました。

(「それ違うべや」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

次に、ふれあいパス乗車証の精算に関する覚書について、その決裁の有無と、副市長が中央バス側に提示したことにつきましては、覚書は平成29年8月2日の面談時に、今後、実務者レベルで協議を重ね、作成するためのたたき台としてお見せした文書であり、締結を求めるためのものではなかったことから、その時点ではまだ起案、決裁は行われておらず、最終的な案ではないため、その内容についても報告は受けておりません。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

○24番（横田久俊議員） 再質問に入りたいのですが、答弁漏れがございますので、2点指摘させていただいて、その答弁をいただきましてから、再質問に入りたいと思います。

(「笑い事じゃないんだって、市長」と呼ぶ者あり)

(「にやけてる場合じゃないよ」と呼ぶ者あり)

1点目、相庭部長と白畑次長に対して、先ほど私が申し上げたようなことをヒアリングしてくれと言ったのは、こういうことがあったということは、その事前の段階で不採算部分の受け入れの話が当然市長からあったからそういう質問ができたというふうに質問しましたけれども、答弁は、市長と同じ認識だという話ですね。

これは、中央バスは、お二人は市長と同じ認識なのかと聞きましたから、それは中央バスに答えてください。

私が聞いたのは、そういう二人に対する質問が中央バス側からあったのか。あったということは、その前段で市長から不採算部分に関するお話があったということが証明できるわけですから。そういうことを聞いているわけで、中身の話ではないのです。これはおわかりかと思いますが、この辺の答弁をしっかりとお願いいたします。

もう1点、最後の覚書の話のところですが、私は副市長が独自でこういう行動をするわけがないと、単独ですね。生瀬福祉部次長も行っているようですけども。そして、それは当然市長も知っているのですね、関与しているのですねと。そのお答えが一つもないです。市長も知っていますよとか、いやいや知りませんかとかね、知らないで行ったとか。それが、これもまた重要な後の質問の部分になりますので、余り長くなるとあれですから、この2点について答弁漏れだと思いますので、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員に、本答弁で漏れていた2点、この点について答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 横田議員から答弁漏れという御指摘でありましたので、2点についてお話しさせていただきます。

まず、相庭部長と白畑次長、この点につきましては、そういう質問があったということも確認されているということでしたので、確認いたしましたということであわせて答弁させていただきたいと思います。

そういう話が、そういうふうな事実があったということ……

（「そういう質問が中央バス側からあったということ」と呼ぶ者あり）

はい、あったということは確認されたということなので、それもあわせて確認しましたということ、あわせて答弁させていただきます。

あと、最後の点につきましては、これは先ほど私、その内容について報告を受けておりませんとお話しさせていただいておりますので、その時点で私は知りませんということでございます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

○24番（横田久俊議員） 再質問させていただきます。

まず、勧告書を直接受け取らなかったというのは、勧告書が裁判にかかわる発言についてではないかと思ったという、そのような答弁だったかと思いますが、市長は、昨年の第4回定例会の当時は、自分の発言は裁判に影響するものではないと言ったのです。そう主張していたのです。そう思っていたなら、堂々と受理すればいいわけであります。

内容がわからないのに、勝手に、推測というか、受理しなかったという、そういう理由は、行政の長として失格です。そのような理由は当時一切聞いたことがありませんでした。副市長には伝えていたのですか、私が渡す前に。ことしの第1回定例会の濱本議員への答弁で初めて出てきたものですよ。全て後づけなのです。

もう一度、改めてお聞きしますが、言い方は少し悪いかもしれませんが、誰が聞いても逃げ回っていると思えない。直接受理を避けた理由を、後づけの理由ではなくて、当時の思いで説明していただきたい。

2点目、当時のその対応は正しかったと、相変わらずの強弁であります。

庁内での移動だから行き先を告げなかったということではありますが、先ほども言いましたように、平常時ではないのですよ。理由になっていません。庁内の移動でも行き先を告げればいいではないですか。何か面倒なことがあるのですか。少しここへ行って、あそこへ行ってと言うだけで済む話です。

それから、市長が対応するとマスコミが取り上げて、何か裁判に影響があるというような、そのようなニュアンスのお話でした。先ほども言いましたけれども、私の発言は裁判には影響ないのだ、だから取り消しには応じないと、ずっと言い続けていたのです。それなのに、なぜいきなり、それを受け取るとマスコミが騒いで裁判に影響があると。全く整合性がとれません。もう一度しっかりとお願いします。

それから、総務部長の件です。

私も議運にずっと出ていましたので、総務部長の、何度聞いても教えてもらえないのですよという発言は私も耳にしました。

議会運営委員会というのは、法で定められた委員会です。地方自治法の109条です。議会運営委員会の委員が、そして委員長が、そこに参画している総務部長に、総務部長は総務部と議会の橋渡しとして出席しているはずですよ。そこで正式に、市長がどこにいたのか聞いてくれと、何をしていたのかという問いかけをしたときに、先ほど答弁いただいたような、いやいや、私は前から言っていたからいいのだと。そのようなばかな話がありますか。議会の正式な機関ですよ。議会軽視も甚だしいものであります。

それから、真摯に向かい合うということですかと聞いたら、今までやっていなかった常任委員会との懇談会をしましたと。そのようなことを聞いているわけではないのです。

例えば、私が思うのは、議会と真摯に向かい合うというのは、議員からの質問に誠実に、そして正確に答弁をします。これがまず一つ、議会と真摯に、私が答えを言ってしまったらどうにもならないのかもしれないけれども。

それから、市が実施する事業やいろいろな政策を早目早目に、そして節目節目で議会に報告をして、しっかりと車の両輪の双方として物事を進めていかなければならないのです。それが真摯に向かい合うということだと思います。

それから、あえて言えば、二代表制です。対等な立場でありますから、例えば、先ほどの例ではありませんけれども、どこかにいなくなってしまうと、礼を失するといいたまいますか。そういうことがあってはならないことだと思います、これはお互いなんです。そういうことが議会に真摯に向かい合うということなのではないかと思っておりますので、もう一度、議会に対する、あるいはもっと広げると、小樽市のさまざまな関係団体等に対する、真摯に向かい合うということについて、改めて答弁をお願いいたします。

それから、市から中央バスに対して問いかけがあったのかと、これはないというお話でした。そうすると、中央バスの社長が言っていることと全然合わないのです。本質問で言いましたけれども、中央バスが不採算部分を受け入れてくれるのかと、そういう確認がまだできていないから次に進めないのだと。確認ができていないということは、中央バスに何か投げかけたのだけれども、それが返ってきていないということですよ。だけれども、今、市長は中央バスにはそのようなことは言っていないと言っているのです。問いかけはしていない。これももう一度返答してください。問いかけているからこそ、市長が最初の部分で言われたのかなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、答弁漏れで言った相庭部長と白畑次長の件ですが、これも繰り返しになって申しわけないかもしれませんが、そういう事実があったということ、今、答弁漏れに対する答弁で市長はおっしゃいましたけれども、中央バスがそういう質問をしたということは、先ほど言いましたね、何回も。ということは、その前段に市長から不採算部門に関する話があったから、中央バスはそういう質問を二人にしたということ。明白になったのではないですか、これで。これももう一度お答えください。そういう事

実があったということは、前言を肯定するのですか。肯定するということなのかお尋ねいたします。

次に、市民のエゴという言葉は記憶にないということですが、私は社長と1時間ほどお話をさせていただきましたが、同席者のメモだとか、あるいは会談録というのでしょうか、議事録というのでしょうか、そういうものを社長が見ながら私に教えていただきました。言わないことをメモするわけがないわけです。ですから、これも記憶をもう一度呼び戻して、お答えいただきたいと思います。

それから、第2回定例会のふれあいパスの言及の話です。法定協議会の話が中心であったというのもそうだと思います。それは、そのために行ったわけですから。しかし、私が聞いているのは、時間配分だとか中身のボリュームの大小ではないのです。ふれあいパスの話が全くなかったのかということです。

中央バスにお聞きしたのは、法定協議会の話に入る前に、先ほど言ったようなことをお聞きしているのです。市長のリーダーシップで推進をお願いしますよと。リーダーシップという言葉も、そのふれあいパスのところで使っているということでもあります。その具体的な金額だとか、細かい話がなかったから。それはそうですよ、ふれあいパスをずっとこれまで協議しているわけですから。事務方同士がずっと協議していることを、中央バスの幹部がわざわざ、金額が幾らだ、どうだこうだと、そこでトップ会談で話す話ではないと思います。法定協議会のほうは新しい案件ですから、これは時間が費やされたというのは当然かもしれません。

改めてお聞きしますが、ふれあいパスの話はなかったという第2回定例会での答弁を貫くのですか。これは中央バスも衝撃を受けたということですから、記録も今とられているようでありますから、しっかりお答え願います。

最後ですが、ふれあいパスの精算に関する覚書について、市長は聞いていないというお話でした。副市長が独自の判断で行かれたということですか、紙を持って。ナンバー2が向こうのナンバー1と会って、たたき台を持っていくのですか。事務レベルでたたき台をいろいろやって、双方で、そして上へ上がって行って、最終的なものを副市長が社長に提示するならいいですよ、それなら話がわかるかもしれませんけれども、いきなり、平成29年4月1日の日付の入ったたたき台を持っていくのですか。起案もない、決裁もない。

そして、今後協議するため、まだこれから先の話に4月1日の日付の紙が要るのですか。その辺がわかりません。

私は、たたき台なのかどうかわかりませんが、そのようなことを聞いているのではなくて、日付を4月にさかのぼった紙を軽々と持っていくということが、それはおかしいのではないかとことを言っているわけです。中央バス社内で、このような日付の覚書に判は押せないということでした。多分、一昨日かな、口頭で合意したということを紙にしたかったのではないのでしょうか。余りにも見え見えの行動であります。

本質問でも言いましたが、私は中央バスが全面的に正しいとは言っていません。ただ、いろいろなメモだとか、先ほど言ったような資料で裏づけされたことをお伝えしているわけです。そうしたら、きのう、市のほうはメモがないと言っていましたよね。メモで言っているのと、メモがなく記憶で言っているのと、これは一目瞭然です。ですから、対抗できることがあるなら、メモがある、あるいは録音があるということであれば、その辺のお答えもいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 横田議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、横田議員は、私が今まで、私自身の発言は裁判に影響しないと言っているのに、なぜ直接渡すということにおいて、そういう影響になるのだと、それは矛盾しているのではないかという観点から御質問されていたのかなというふうに思っております。

先ほど来からお話ししているように、やはり議会を代表する議長と、市政を代表する市長がいわゆるお会いするという事になれば、やはりそれはもともと話しされている裁判にかかわることではないかという御指摘の中から考えますと、やはり二人が会うということにおいての影響というのは大変大きいのではないかなというふうに私自身は心配をしているところでございます。

ですから、それを総務課に届けるようにということで、私はお伝えさせていただき、当日4時でしたか、その時間に私自身は4時にいますとか、約束をしますというお話しはさせていただいておりませんので、そのときに不在であることをもって、それが真摯な対応をしていない、逃げているということには私は当たらないと思っております。

（「発言する者あり」）

（「総務部長とか副市長にいないほうがいいですよと言ってたんじゃないの」と呼ぶ者あり）

それも同じように影響があると……、それは答えたらおかしいですね。失礼いたしました。

（発言する者あり）

それと、先ほど総務部長に尋ねられた際において、なぜ伝えなかったのかということも改めて聞かれていたかと思うのですが、恐縮ですが、そのことについては先ほどもお話ししたように、特別な理由があったわけではございません。

私が市長室を離れるときは、もちろん時々において、秘書課に対してそのことを伝達することもあります。伝達しないときも当然ありますので、そこには特別な理由があるわけではありません。

それから、市長部局における議会に対しての真摯な対応ということにおいても、御質問があったかと思っております。

横田議員から、誠実に、正確に答弁することであつたりとか、または市で取り組んでいる施策について、早目に説明する、または詳しく丁寧に説明することも、そういうことなのだということでお話がありましたけれども、それについても、私たちもそのように考えているところでございます。

このたび、先ほど、私たちなりに答弁をつくってまいりましたけれども、残念ながら私たちのほうで意図するような内容ではなく、一つ訂正をさせていただくようなこともありましたので、そのことにおいては私たちも反省しなければならないというふうに思っておりますが、しかしながら、答弁調整等も含めて、私や副市長、そして市役所職員も含めて常に真剣に取り組む、そういうことがないように取り組んでいるところでございます。

また、政策を早目にということでもありますけれども、それについても都度、機会あるごとに、こちらのほうでまとめて御報告できる段においては、できるだけ早く皆様にお伝えするように努力をしているところでございますので、その真摯な議会の対応に向けて一生懸命取り組んでいるということで、御理解をいただければと思います。

それから、中央バスとのかかわりの中での御質問もあつたかと思えます。二つ質問があつたのが重なる答弁になるかもしれませんが、中央バスというか社長と私と言ったほうがいいのかもかもしれません。それにお

けるやりとりにおいて、お互いにおける認識の違いがあったのは事実だというふうに思っております。でするので、それについては私自身も否定はしません。

しかしながら、先ほどお話がありました、部長や次長が同席してというそういう質問があったのは、私からそういう発言があったからではないかというお話でありますけれども、私はどうしてそのような質問が中央バス側からそのときにそうされたのかということは私自身はわかりませんが、私がそのときにお話をした趣旨というのは、先ほども答弁させていただいたとおりでございますので、それに基づいて、結果、そのように中央バスがこちらに対して質問されたのではないかと考えております。

(発言する者あり)

それと、先ほどお話があったエゴのことにおいてでありますけれども、私はそのような表現をした記憶はございません。

それから、言及がなかったことについてもお話がありましたけれども、皆さんも御存じのように、言及の「及」、及ぶということは、基本的にはあるところまで達しているという意味合いを持っていると考えております。ですので、その中で話し合いがあって、それが何かしら進展があったとか、進んだのかという意味合いで、私は「言及はなかったのか」ということに対してお答えさせていただいております。

ですから、ふれあいパスの話そのものは社長の口からはありましたけれども、それは先ほどお話がありましたように、横田議員から、例えば先ほどおっしゃったように、ふれあいパスの件について、「話し合いは全くなかったのか」と聞かれましたら、「ありました」と答えておりました。しかし、私は「言及」というものをそういう意味で捉えておりましたので……

(発言する者あり)

話はあくまで触れた程度でありましたので、ですから、「言及はなかったのか」ということにおいては、「言及はなかった」と答弁をさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） お静かに願います。答弁が聞こえないので、お静かに。

○市長（森井秀明） それも改めて説明いたしますけれども、「言及」には触れたという意味もあります。でも、あるところまで達するという意味もあります。

(発言する者あり)

私は、後者の意味で答弁をさせていただいたということでございますので……

(「それが不誠実なんだって」と呼ぶ者あり)

御理解をいただければと思います。

(発言する者あり)

私からは以上でございます。

(「暴言だ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 横田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、覚書に関してのことでございます。

経過を申しますと、7月10日にお会いしたときに、この間、4月から事業が実施されていまして、その間口頭で、なお従前のおりという形で事業を始めておりましたので、その7月10日の際に、この間の何らかの覚書みたいなものを取り交わして、いずれにしても地方自治体としても、会社としても、この間ど

ういう扱いをしたのか、ある程度覚書みたいなものは必要ですねという話をしておりました。

それで、覚書の原案みたいなものについて、私から福祉部に「覚書のたたき台みたいなものをちょっと用意しておいてくれ」というふうに、事務的に「そのたたき台をつくっておいてくれよ」という話をしておりました。

それで、8月2日の日に行くことになりまして、行くときに、「たたき台みたいなものができているのか」という話をしたら、「はい」ということのでございましたので、その内容までは、当時原部と私と内容を細かに詰めたということがないままに持参しておりました。

(発言する者あり)

ただ、向こうの社長と常務と対面で話しているときには、ペーパー、たたき台みたいなものを出しての話ではなくて、こちらのほうで8月2日のときには、市のこれからの負担の考え方について社長と常務と話していましたので、そういう意味で言えば、4月から9月までは従前どおり。それから、もし議会が通れば、10月から翌年までは100円の負担、そういうことに話が及びましたので、それであれば4月から9月までの扱いと、それから議会が通って協定書を改めてつくることになれば、その間の扱いについては覚書を交わさなければなりませんねと。向こうの社としても、そういうものがなければ、やはり対外的には説明できないということで、「わかりました」と。それで、その際、ここに書いてありますことは確認いたしました。協定書締結までの間、平成28年度までと同様の額で10月からはいきますよと。それから、今年度はなお従前のおりという内容を確認した上で、これの覚書などについては、今後、事務的に詰めさせていただきますというお願いをそのときに私はしました。それで、担当が一人いましたので、担当に「きょう、持ってきているのか」と聞けば、「持ってきています」ということだったので、それを出したと。

締結に行ったということではございません。そのとき行ったのは、今後の負担割合について最終的な話し合いで行ったのでございまして、その後、そのやりとりについては事務的に詰めましょうということで私は帰ってきております。その後、中央バスにすれば、真剣にその内容について検討いただいて、私どものほうにも、こんなところでどうでしょうかという案をいただいておりますので、現在その案をもって内部で今検討している、そういう経過でございます。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 横田議員にお尋ねします。

答弁漏れがありましたら、御指摘ください。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 24番、横田久俊議員。

○24番(横田久俊議員) 答弁漏れがあるかもしれませんが、再々質問に入らせていただきます。

少しびっくりしたのは「言及」の……

(「笑ってる場合じゃねえって」と呼ぶ者あり)

私は言及のわけを聞くためにこの質問をしたわけではないのです、国語の時間でもありませんし。

普通、「何々に言及しましたか」「言い及びましたか」と言うと、「それに触れましたか」ということではないのか。その学術的な今の説明は、私はよくわかりませんが、みんなそのように思っていますか。思っている人はいますか。

(「いません」と呼ぶ者あり)

そういうことで、何と言いましょか、言いわけと言いましょか、私は言及でなくてもいいですけども、先ほどのお話で、ふれあいパスの話に触れていましたかと聞いたら、いや、言及はなかったけれども触れていましたと、そんな答弁はあるのか。

(「ない」と呼ぶ者あり)

(「虚偽答弁、議会に」と呼ぶ者あり)

(「虚偽答弁」と呼ぶ者あり)

(「虚偽だよ、佐々木さんの答弁と違うしょ、したら」と呼ぶ者あり)

(「なんぼでも言い逃れできる、それなら」と呼ぶ者あり)

そういうことだと、今、誰か言われたように、何とでも逃げられるのですね。

(「だから、真摯に向き合っていないんだよ、議会に」と呼ぶ者あり)

この辺も、「言及」の学術的なことではなくて、触れているという、ふれあいパスには、私が先ほど列挙したようなことを社長はおっしゃっているの、触れているということであれば、これは佐々木議員に対して違った答弁をしているわけですから、何らかの訂正なりを求めなければならないのかなと思いますので、佐々木議員にも謝罪しなければならないかもしれません。おかしいですね。

それから、真摯に向かい合うということなのですが、私が言ったようなことを繰り返しましたけれども、今回のふれあいパスの話でも、年度が新しくなる前の3月ぐらいから、今、中央バスと新年度前だけでも、こういう交渉をしていきたいのだと。そういうことを議会に一切報告がないわけです。それは、その理屈は何か言っていましたか。何も方向性が決まっていなことを言えないと、そういうことではないのです。

今、こういうことをやっている。ただ、今、折衝中なので、相手がいることなので、どうなるかわからない。ただ、いろいろ中央バスも厳しいから、事業者負担の軽減だとかがこれから出てくるかもしれないので、今、折衝中です。もし出てきたら、第2回定例会、あるいは第3回定例会で補正もお願いするかもしれませんがけれどもということ、委員会ではなくてもいいですよ、各会派の代表でもいいし、それから厚生常任委員会の委員でもいいですけれども、まずはそういうことを3月に言っていなくてはおかしい。

それから、4月に入っても協定を結べなかったわけですから、「いや、まだ協定は結べていません」と、ただし、何回か出ていましたけれども、「請求があったらお払いしなくてはならないのです」というようなことも議会に何の報告もない。

それから、副市長も何度も札幌に行ったりしていますけれども、そういったことだって、今、中間報告で、こうこうこうなっていますだとか、そういうこともお教えいただかないで、8月21日、8月下旬に、「いやいや、向こうがうまくいきましたから、こういうふうにやりますので9月の補正で上げてください」という話でしょう。そんなことあり得ますか、今まで。

そして、中央バスには、10月から3月までは事業者負担をなくしますから。ただ、議会が了解したらという話です。

中央バスはこうやって言っていましたよ。そういうお話があったときに、当然説明員の皆さん方は、あるいは福祉部は、議会と一生懸命いろいろなことをやって、何とかこういうことであればお願いできるのだなということを、きちんとやっているのだなというふうに中央バスは理解しているのです。ですから、10月から3月云々の話も、何とかなるのだろうということで、9月までの負担を受け入れているわけです。そういうこともなしに、さあ、あとは議会が議決するかしないかだと。議会が議決しなかったら、議会の責任だみたいな話になってしまうわけです。そういうことでは、おかしいのかなと。

今回の議案説明があった後に、福祉部から、このふれあいパスの件についての説明がありました。そのときにいろいろなお話をしましたけれども、結局、議会があとは議決するだけだみたいな話になって、こういうことは伝えてあるという。これは仕組みですからいいのですけれども、そうしたら、議決できなかったら、要するに中央バスに負担するお金の2,700万円を払えなかったら、それは議会の責任かと誰かが

聞いたら、福祉部長は「いや、市の責任です」と言いましたよ、はっきり。

それから、議会対応だって、大変皆さん方にいろいろお話をしなかったのは申しわけないというふうに福祉部長は、私はそうおっしゃっていたと思います。

何か再質問になっていませんけれども、結局、真摯に向かい合うということは、もっとコミュニケーション、接触をしながら、不誠実な答弁ではなくて、連絡を密にさせていただきたいと。これをもう一度改めて、議会に対する対応ということで、改めてお聞きいたします。

これが最後になりますけれども、副市長が8月2日に行かれたときに、ペーパーのたたき台みたいな話をしたけれども、何て言われましたか、行ったときに。「全権委任してきた」と言いませんでしたか、社長に。全権委任ということは、市長も当然知っているということではないですか。

ただ、全権委任してきましたと言われて、ぱっとその覚書を出されたら、誰が見ても正常な交渉といましようか、そういうことではないのでしょうか。それを、実務者レベルの今後のたたき台だということ、ナンバー2の副市長が社長に提示するのですか。したのでしょうか。生瀬次長かどうかかわからないですけれども。何を提示してもいいけれども、繰り返し言いますが、日付が平成29年4月1日の紙を出してはだめですよ、どう考えたって。

そういうことで、その件も再度確認させていただいて、あとは予算特別委員会で質問させていただきま

す。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 横田議員の再々質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、担当より答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

私は1点、最初にありました「言及」のことでございます。

もう、今までもお話しさせていただいているように、その当日は、ほとんど法定協議会のお話に終始しました。そして、先ほどの横田議員からのお話の中で、ふれあいパスの件について、その日の最初というお話がありましたけれども、その点につきましては、こちらのほうで受けとめている認識はそれも違いまして、終わり際、最後にそのことに触れられて、その日の打ち合わせが終わったというふうに私自身は認識しております。

私は、法定協議会はさることながら、いわゆるふれあいパスにおいても、深く話をしてきたのではないかとこの趣旨として質問されていたのではないかとこのように私は受けとめていたものですから、法定協議会はその日、かなり深くお話をしておりましたけれども、その日においては、ふれあいパスは、あくまで社長から、ふれあいパスについても加えてお話しされたような認識でしか持っておりませんでしたし、そのふれあいパスにおいて、私から何かそれに対しての意見を言ったり、協議をしたり、何かをしたわけではございませんので、それで言及はなかったのかという質問に対し、私自身は、そういう達するとか、何か協議をする、広がるという意味合いにおいてはなかったと思っておりますので、私自身はそのときに言及というものはなかったというふうに答弁したところでございます。

（発言する者あり）

ですので、お話そのものにおいては、その日にあったかなかったかということについての質問であれば、その日に社長から、ふれあいパスのことについてはお話そのものはありました。

（「とんでもねえな」と呼ぶ者あり）

（「そんなんじゃないだめだよ」と呼ぶ者あり）

(「だめだよ、そんなの」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(上林 猛) 横田議員の再々質問にお答えいたします。

1点目は、議会への報告、誠実な対応ということ言えば、どのタイミングで議会にどの程度報告するのかというのは、これは個々の事例によってさまざまあるかと思えますけれども、今回のことも含めて、やはり早目早目に議会に状況の報告というのは必要なことだなというふうに思っていますので、今後とも、今回のことを肝に銘じて、できるだけ議会にはこういう状況になっている、そういうことを努めていきたいというふうに考えております。

それから、最後のたたき台のことをございますけれども、最初に行ったときに、議長がおっしゃるとおり、「きょうは市役所として、市長の名代といえますか、その立場で参りました」ということで明言した上で、今後の取り扱いについて、市としてはこういう考え方でずということを述べましたので、その意味では、本当に市長代理という形で務めさせていただきました。

ただ、事務的な、事務を進める段まで市長代理という意識があったかということ、その辺は本来の副市長の立場で、事務的なことの詰めのことに関して言えば、今後、事務的に進めさせてくださいという、これはお願いでございますので、その辺のところは意識して言ったわけでもございませんし、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

(「この失敗のツケを市民の税金から支払わなきゃならないんだよ」と呼ぶ者あり)

(「議長、18番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、佐々木秩議員。

○18番(佐々木 秩議員) 市長の先ほどの「言及」についての発言ですが、第2回定例会のときに「言及」という言葉を使ったのは私ですけれども、私は「言及」という言葉をごく普通の日本語として、一般の意味として使ったつもりでいます。

これは多分お聞きになっている方は、ほとんど「言及」という言葉については、私が考えている使い方をするはずだと思います。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

やはり、そこに違う、余り一般的ではない意味を用いて、そして、結果として言い逃れをしている。こういうことを許してしまうということは、言葉の意味をいろいろなふうに置きかえて、幾らでも今後の議会の中で、発言についてさまざまな言い逃れ、それから曖昧にする、さまざまな手法になってしまう。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

これは許されるべきでは絶対にありません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

このことについて、やはり議長から市長に対して、こういうような言い逃れの手法に歯どめをきちんとかけていただけるように、働きかけをお願いしたいと思います。

(「答弁の精査が必要だよ」と呼ぶ者あり)

(「歯どめかけるだけじゃだめだよ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) ただいま、佐々木議員から議事進行がございました。

佐々木議員の質問に対しては、言及についてはしていないと。横田議員に対しては、話としては触れたということであります。

結局は同じ意味だと私も思いますので、逆に言うと、こちらはどちらかを訂正して、そろえていただかないと進まないというふうに思っています。

説明員にお答え願いたいのですけれども、一体どちらなのか、整合性を持って答えていただきたいと思っています。

(「それじゃだめだよ、2定で確認しなかったからだめだよ」と呼ぶ者あり)

まず、その件について、答弁を求めます。

(「また及んだとか及んでないとかよくわからないこと言うから、さっさと訂正させたほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

(「虚偽」と呼ぶ者あり)

(「うそついてたんですよ、うそ」と呼ぶ者あり)

(「うそついてたのを言い逃れしようとしてるだけですよ」と呼ぶ者あり)

もし、答弁に時間がかかるのでしたら休憩をとりますけれども、どうですか。

(「まず議事録確認してから、ちょっと休憩とってもらうように言ってくださいよ。そこで話してないで、自分たちで休憩とったほうがいいですって」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 現在の議事進行について、私からお話をさせていただきます。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長、違います。議事進行についてではなくて、佐々木秩議員と横田議員との整合性がとれていないことについて、説明できるならしてくださいということです。

○市長（森井秀明） それについて、お話をさせていただきます。

私自身は、先ほど説明させていただいたとおりであります。佐々木議員から御質問があったときには、私は「言及」というのはそのような意味として捉えて答弁させていただいております。

(「いやいやいやいや」と呼ぶ者あり)

また、横田議員からの御質問においては、それについて改めて聞かれているので、それについては「ありました」ということで答弁させていただいております。

日本語における意味合いにおいては、佐々木議員からの今の議事進行の中で、一般的にはというお話があったかもしれませんが、**「言及」**にはそういう意味合いも深く私はあるというふうに思っておりますので……

(「そういうのを詭弁って言うんだよ」と呼ぶ者あり)

私自身はこの答弁についての矛盾はないものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「許されないって」と呼ぶ者あり)

(「だめだって」と呼ぶ者あり)

(「議長、こんなの許していいんですか」と呼ぶ者あり)

(「許されないよ、こんなの」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げます。

どう考えても整合性がとれないというふうに議長としても思いますし、説明員のほうでしっかり整合性

がとれるように答弁をしていただくために、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 6時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

横田議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 6時51分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 佐 々 木 秩

議 員 小 貫 元

平成29年
第3回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成29年9月22日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																			
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																	
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章													
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭											
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也						
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也													
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																						
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																				

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 3時50分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第22号」を一括議題とし、これより、今日14日に引き続き、一般質問を行います。

今日14日における横田議員の一般質問の再々質問に対する説明員の答弁に関し、佐々木議員からの議事進行を受け、議事の都合により審議が中断しておりましたが、この際に、私から説明員に問いかけをいたしましたことにつきまして、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 9月14日の自民党、横田議員の一般質問におきまして、議長から、私の答弁が第2回定例会での民進党、佐々木議員の代表質問に対する答弁と整合性がとれないので整理するようにとのお話がございましたので、改めて説明をさせていただきます。

私といたしましては、佐々木議員からの中央バス社長との会談に関する御質問において、御質問の言及という言葉の趣旨をこれまで述べているように捉え、言及はありませんでしたと答弁をしておりましたが、このたびの議会からの御指摘を踏まえ、佐々木議員に対し、会談の中で、ふれあいパスの話に触れるという意味合いにおきましては、言及はありましたと答弁することが適切であったものと考えております。

私の言及の言葉の捉えにより、佐々木議員に適切な答弁とならなかったこと、また、この間、さきの定例会、そして今定例会の審議に影響を及ぼす答弁をしたこと、これらの整理が必要となって議会の中断に至ってしまったことに対し、議員の皆様、市民の皆様には大変申しわけなく思っております。

今後の議会答弁に当たりましては、質問の意図を的確に捉え、誤解を招かないような言葉や表現で行うよう心がけてまいります。

○議長（鈴木喜明） この際、議長から申し上げます。

ただいま、市長から発言がありましたが、まず、市長部局と議会では着地点を見出すべく、断続的に調整を行うために、本日まで時間を要しましたことにつきまして、市民の皆様へ、市議会の責任者である議長として深くおわび申し上げます。

次に、市長に申し上げます。

今定例会に限らず、森井市長就任以来、毎定例会において、市長を初めとする説明員の正確性を欠く答弁などにより、議会日程が当初どおり進まない状況にあり、議会としては、正確な答弁などを求める数々の決議を行い、その改善を促してきました。

しかしながら、市長の議会対応は一向に改善が図られていません。行政のリーダーとしての市長に求められるのは、みずからの考えに固執するのではなく、相手の考えを的確に理解し、柔軟かつスピーディーに対応することにあります。

今後、このことを十分御理解いただき、再度このような事態が発生しないよう、議会に向き合ってくださいと思います。

佐々木議員の議事進行については、これで終わります。

横田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○14番(中村吉宏議員) 冒頭一言申し上げます。

今定例会も、市長、副市長、説明員の答弁漏れや不適切な答弁により、議事の中断、空転、会期の延長が発生いたしました。我が会派は、これを大変遺憾なことだと考えます。議長からの注意喚起にもありましたが、いま一度緊張感を持って、答弁漏れや趣旨違いの答弁、曖昧な答弁をしないよう求めます。

一般質問をいたします。

初めに、小樽海上技術学校に関連して伺います。

小樽海上技術学校は、国内の海上輸送に従事する優秀な人材を育成するために、全国7カ所に設置された学校の一つで、その中で最も古く、北海道では唯一の学校です。

中学校卒業生対象の募集で、その位置づけは高校に対応し、定員は一学年30名で三年制なので、定員は90名と伺っております。

国土交通省の独立行政法人海技教育機構が所管する小樽海上技術学校は、1939年に小樽海員養成所として設立され、1952年に小樽海員学校と名称変更されました。その後、全国に点在する海員学校が統廃合されてきた中で、この小樽にしっかりと根づき、官民さまざまな船舶航行の担い手として卒業生を輩出しております。

ところが現在、海技教育機構では、高齢化等により、不足する内航船船員の需要に対応し、短期間のカリキュラムで費用対効果の高い二年制の短大に特化をすること、また、全国の高校対応の海上技術学校を短大に転換するに当たり、老朽化し、耐震改修が困難な学校を廃止するべきという方針の検討に入ろうとしております。まさに小樽海上技術学校がこの廃止方針に該当する状況であると伺っております。そこで伺いますが、市として、小樽海上技術学校のこのような現状を把握されておられるのか、お示してください。

小樽市は現在、小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき、小・中学校の統廃合を進めております。議会でも議論をしている統廃合後に空き校舎となった学校跡の利用について、その進捗が遅々として進まない現状、新耐震基準を満たしている建物もある旨伺っております。例えば祝津小学校跡は、その基準を満たしており、眼前には海が広がります。北海道や漁業者の方々との調整を行い、祝津漁港における小型船舶の係留、航行も可能ではないでしょうか。市内学校跡の建物を利活用する方策とあわせて小樽海上技術学校存続に向けた活動を行ってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

港町小樽を象徴する教育機関である小樽海上技術学校であり、人口減少が進行している現状、生徒のみならず、教職員や職員の方々の定住も小樽にとって大変貴重なことでもあります。小樽市には学校存続に向けた積極的な取り組みを望むものであります。市長の見解を伺います。

次に、高島地区の観光船事業に関する公益通報、公益目的通報に対するコンプライアンス委員会の報告について伺います。

高島地区の観光船事業者に対し市が行った許認可について、本年1月26日と3月26日付で匿名の方が行った公益通報、公益目的通報について、小樽市コンプライアンス委員会は、8月21日付で調査結果報告を市長に提出しました。

その内容は、一点目、本来漁船しか係留を認められないところに、観光船事業に供する船の係留を認める護岸使用登録を行ったことに対して。二点目、市の管理する車どめに無断でU字フックを取りつけ、その撤去をさせることなく、船を係留させたまま係船環の取り付けを条件に付し、観光船の係留許可がなされたことに対して。三点目、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例への抵触を指摘された建築物に対する建築基準法上の確認に対して。四点目、高島袖護

岸での観光船係留に関する係船環設置の許可に対して。いずれも通報対象事実ありという判断が下されました。この報告を受けて小樽市は、小樽市職員倫理条例に基づき是正措置をとらなければならないものであります。

では、この報告を受けて、小樽市ではそれぞれの通報対象事実につき、どのような是正措置をとるのか、お答えください。

少なくとも、これら一連の問題は、平成28年第3回定例会以降、小樽市議会においても全て法令違反が指摘された事実であります。そして、議会議論の中で、市長及び担当説明員は、根拠不明確な答弁を繰り返しながら、行政側の正当性を主張し、これらの許認可行政を進めてきました。

こうした状況下で、議会の調査に基づく指摘を一切検討もせず、苦し紛れともとれる答弁に終始して、一連の許認可を押し通そうとした姿は、通常の行政実務では到底見受けられない状況であります。通常行政は、法律による行政の原理に基づき、その活動は法令に根拠を求め進められなければならないから、だからこそ、行政に対する対世的信用が生まれ、それを法も保護するものとしています。小樽市の職員の皆さんも、そうした認識で日々の業務を遂行しているものと思います。ところが、今回の観光船事業に関する一連の許認可については、小樽市の行政運営がそれと真逆の状況であることをコンプライアンス委員会が指摘しています。

そこで伺いますが、通報対象事実ありとされたこれらの許認可について、誰が起案し、どのような協議がなされ、最終的に誰の判断で許認可等を判断されたのか、具体的かつ明白にお答えください。特に、各許認可等の判断について、市長はどのようにかかわったのか、市担当者とのどのような話をされたのか、具体的に説明してください。

また、この一連の許認可について、観光船事業者は市長の後援会幹部であり、便宜供与との指摘も議会議論の中で行われていたものであります。手元の資料を見直してみると、今回の一連の許認可は、市長が自分の後援会の幹部への便宜を図るために許認可を急がせた結果、市の行政判断をゆがめ、本来法令を根拠に行われる許認可行政が機能不全に陥ったものと考えられます。市長そして関係説明員の方は当該事業者とのどのような話をを行ったのか、許認可判断を左右する内容の会話があったのか、あったとすればどのような内容の会話だったのか示してください。

それから、今回の係船に関連した許認可に関し、高島地域を拠点とする漁業者の方々に対し、小樽市が多なる迷惑や不安を与えた現実があります。港内の水面について、漁業権を主張する漁業者は操業の安全確保や漁業権の確保について不安を抱き、平成29年第1回定例会で操業安全や漁業権確保に関する陳情を小樽市議会に提出しました。その陳情は大多数の賛成で採択されました。この状況を認識しながらも、市長は漁業者の声を直接聞こうとせず、市は、観光船と漁船の安全航行の協定を結ぶため、小樽市漁業協同組合との協定書の締結を行うことに終始していた状況です。

今回のコンプライアンス委員会の判断は、特に護岸の使用登録について市が港湾法第37条第2項の解釈を大きく誤り、この点、私としましては、市が観光船事業者寄りに都合よく解釈したと考えておりますが、ともあれ、漁業権が設定され、現に漁業が行われている水域なのに漁業者の意見を無視して進めたものとして、妥当ではないと判断しています。港湾法の適用を誤り、あるいは港湾法を恣意的に運用し、もって多大な迷惑をかけた漁業者の皆さんに対し、市は、まずしっかりと謝罪をするべきであると考えます。

そして今後は、法令遵守のもと、これまでの違法な状況を完全に回復し、漁業権を保全し、地域、水域の安全を確保すべきです。今後において、漁業者の皆さんが納得をされるような対応をどのようにとっていくのか、市長の考えを示してください。

今回のコンプライアンス委員会報告は、報道等により、市内に限らず、少なくとも全道の方々が目にされる状況となりました。つまり小樽市が法令等を遵守した行政運営を行っていない事実が市外の多くの方に認識されたということになります。このことは小樽市民にとって大変不名誉なことであり、また、自分たちの暮らすまちの行政が恣意的に運用されているのではないかという疑念や不安を市民の皆さんが抱くことになりました。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

この責任は極めて重いものと考えます。市の責任者である市長は、市民に謝罪し、この責任をとるべきだと考えます。市長の見解を伺います。

次に、コンプライアンス委員会の設置のあり方について伺います。

前の項目で、高島漁港区における観光船事業に対する小樽市の許認可についての公益通報、公益目的通報に対するコンプライアンス委員会の報告は至極妥当であり、小樽市の行政運営を公正たらしめるための重要な組織である委員会が十分に機能したと言えます。

本件でコンプライアンス委員会が開かれた経過は、1月26日付の公益目的通報について、2月21日に平成28年度第5回小樽市コンプライアンス委員会を開会、3月23日に平成28年度第6回小樽市コンプライアンス委員会を開会し、この件を協議したとのこと。さらに3月27日付で、関連する公益通報を受けて4月27日に平成29年度第1回目の委員会を開催予定だったところ、委員の方の体調不良で延期、再開されたのが7月31日でした。調査の結果を8月17日の委員会でもとめ、報告に至るという経緯でした。

委員の方々は、厳正かつ公平公正に通報事実を調査、審議されたところ。コンプライアンス委員会は、小樽市職員倫理条例第8条第2項に規定される所掌事務を扱い、必要に応じて委員会を開き、対象事実の適法性等を審査されるわけですが、この委員会は、職員倫理条例第8条第3項に、委員会は3人以内の委員をもって組織すると規定されていることから、現状3名で構成されております。そして、この委員会を開くためには、小樽市職員倫理条例施行規則第4条第2項によると、3名の委員全員の出席が原則必要であり、そのただし書きで、やむを得ない事情があるときはこの限りではないと規定しています。今回の高島漁港に関する通報について、最初の通報から実に7カ月近くを経ての報告でありました。

その間、本年第2回定例会における自民党代表質問の際、私はコンプライアンス委員会の中断について質問いたしました。市の答弁は、欠席者が出た場合の委員会開会について、判断を委員会任せとする答弁でありました。この件は、途中3カ月近い中断があったわけ。もしその中断がなければ、委員会の審議内容が同様であるとするなら、本年5月下旬にはコンプライアンス委員会の報告がまとめられていたものと思います。審議期間中、委員の方に生じる事情のため委員会が中断することは市民にとって望ましいことではないと考えます。さまざまな事情が発生した場合でもコンプライアンス委員会が迅速に中断なくその機能を発揮でき得る体制を整えるため、小樽市職員倫理条例や規定を改定し、委員の増員を図ったりと、委員会の開会方法などを見直す必要があると考えます。見解をお示しください。

また、小樽市職員倫理条例施行規則第4条第2項ただし書きで、やむを得ない事情があるときはこの限りではないと規定していますが、どのような場合を想定しているのか、明確にお示しください。

この規定は、3カ月の間、中断が発生した今回の場合に適用されるべきではなかったのでしょうか。市の答弁では、委員長の判断で開会するか否か決めるというものでした。しかし、その間、護岸への船舶の係留がまた行われる状況が発生するのではないかという不安の中で、高島漁港区の漁業者の方々がウニ、ナマコ漁の最盛期を迎えながら過ごされておられたのも事実であります。

委員会の委員長も、現行の条例、規則しかない以上、判断をする根拠が見当たらないのも事実です。法に不足あれば、公平公正かつ適正に改定を行うべきと考えます。見解を伺います。

前回定例会の際も伺いましたが、コンプライアンス意識に乏しい今の市政運営の状況下では、コンプライアンス委員会に今後複数の通報等が寄せられる場合も起こり得ることが容易に想像できます。そのような状況下で第三者機関であるコンプライアンス委員会への期待は大きいものです。これらの事実を想定した上で、当該委員会の審査が迅速かつ確実に行われるよう望みます。見解をお示してください。

最後に、中小企業振興基本条例制定に向けた取り組みについて伺います。

先日、(仮称)小樽市中小企業振興基本条例検討委員会が設置されました。中小企業振興基本条例は、その都市の経済振興を図るべく、中小企業各社が、みずからの責務、そしてそれを支えるべき行政の責務、都市の経済発展のための市民のかかわりなどを規定し、お互いの努力を宣言し、発展に向けて取り組むべき理念を定める条例です。

この条例制定に向けては、本市では平成21年に北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部が勉強会を行い、いろいろと議論を重ねながら、条例制定の要望が高まり、平成26年には同会が市長を訪問し、条例制定に向けた要望活動を行ったと伺っております。

こうした状況を受けて、私は、平成27年第2回定例会経済常任委員会の中で、本市におけるこの条例の制定に向けて、取り組み状況などを伺いました。答弁では、同会が勉強会などを重ねており、制定に向けて、今後の経過を見守りたいとのことでした。

平成27年10月に、同会は、再度の勉強会を開催し、その後、小樽商工会議所と同会で条例制定に向けた要望書提出が行われ、ようやく制定に向けて動き出しました。

この条例制定に向けた検討委員会について伺います。条例制定に向けて予定している条例案提出時期と、それまでのスケジュールについて御説明ください。また、どのような内容で議論を進めていく予定なのか、お示してください。

次に、検討委員会の委員について伺います。

委員として、経済団体や関係団体などとして16団体選出されており、また、市民公募の委員が2名選ばれ、18名で委員会を構成しているとのこと。他都市では、その都市に特化した産業の業界団体の方などを選任しているところも見受けられます。本市では、委員選出に当たり、どのような視点、方法で選出したのか、お示してください。委員会には、小樽経済発展のため、しっかりとした条例となるよう制定に向けた協議をお願いしたいと考えます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) 中村吉宏議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小樽海上技術学校について御質問がありました。

まず、小樽海上技術学校の現状につきましては、本年7月11日に独立行政法人海技教育機構の職員が本市を訪れ、財務省による同機構の教育訓練経費に関する調査結果の報告があり、同機構が所管する船員養成における学校運営の将来的な方向性と小樽海上技術学校が置かれている状況について説明を受けました。

同機構からは、財務省の調査結果の中で、高度な専門教育に特化する観点から、高校は将来的には廃

止し、短大の運営に重点を置く方向で検討をすべきであり、特に短大がない地区においては高校を短大に転換することや、老朽化が進み、耐震改修が困難な高校を廃止することを速やかに検討すべきとの方向性が示され、小樽海上技術学校は、施設の老朽化が進み、耐震化工事が困難であり、建てかえが必要だが、多額の費用を要するため存続が難しい状況にあるとの話があり、同校が置かれている状況を把握したところであります。

次に、市内学校跡の建物を利活用する方策とあわせて小樽海上技術学校存続に向けた活動につきましては、8月31日に、国土交通省と独立行政法人海技教育機構に対し、地元としては、入学志望者が減少している状況ではなく、依然として需要が高い中、建てかえの財源的な理由で小樽海上技術学校の廃止を検討することは到底容認できないことを訴えるため、市議会及び小樽商工会議所とともに同校存続を求める要望活動を実施したところであります。

今後におきましては、現在地での建てかえの可能性や市内学校跡の建物の利活用の可能性など、同校存続に向けた方策について、同省や同機構と協議を進めることになっております。

次に、学校存続に向けた積極的な取り組みにつきましては、まずは今お話ししました要望活動を実施したところでありますが、このまま廃止の方向で検討が進むことになると、本市のみならず北海道内外から船員を志望し集まってくる子供たちの進路選択を狭めるばかりではなく、本市の人口減少に拍車をかけることにもなりかねません。また、国の地方創生の考え方にも逆行する話であり、地元自治体としては到底容認できるものではありません。

このことから、今後とも引き続き市議会及び小樽商工会議所と連携しながら、また、同校を卒業した同窓会の皆様や市民の皆様とも情報等を共有し、同校存続に向けた道筋を見出せるよう、地域からの要望を強く発信してまいりたいと考えております。

次に、高島地区の観光船事業に関するコンプライアンス委員会の報告について御質問がありました。

まず、それぞれの通報対象事実に対する是正措置につきましては、具体的にはお示しできませんが、現在、顧問弁護士に相談しながら検討しているところであり、適切に講じてまいります。

次に、通報対象事実があったとされた許認可等の起案と最終的な判断につきましては、建築確認については、建築指導課で確認申請を受理し、その審査において、産業港湾部港湾室に対して、分区条例に適合するかどうかの意見照会を行った結果、同条例に適合している旨の回答があり、また、ほかの建築基準関係規定にも適合していることから、建築指導課確認係の担当者が起案し、建築指導課長である建築主事が最終的に確認し、確認済証を交付したものであります。

また、港湾に関する許認可については、港湾室で、港湾法や管理使用条例、分区条例などにに基づき、護岸の使用登録や建築物の分区条例に係る申請に対しては、許可要件に適合していることから許可することとし、小樽市事務専決規程別表第4号第1項第8号「第9号に掲げる港湾施設以外の港湾施設の使用許可及び承認」において重要との区分とし、第一類の長である港湾室長が専決者として、係員を起案者とし、決裁を行っております。

なお、建築物の確認申請における港湾室の決裁につきましても、管理職の検討と判断のもと、係員から管理課長の決裁をしたものであります。いずれにいたしましても、最終的な責任は私にあると考えております。

次に、各許認可等の判断に関する私のかかわりにつきましては、確認申請に当たっては建築計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを建築主事が判断したものであります。

また、港湾に関する許認可については、それぞれを許可する前に港湾室からその時点での事業内容の報告がありましたが、その際、私から法令や条例、許可要件に従って公平公正に取り扱うことを指示い

たしました。

次に、観光船事業者とどのような話を行ったのか、許認可判断を左右するような話があったのかにつきましては、まず、観光船事業者とどのような話を行ったのかについては、主なものとして港湾室から分区条例の概要を説明し、漁業協同組合及び機船漁業協同組合に事業者から事業概要を説明するとともに、高島漁港内の安全航行について協議し、協定を締結するよう指導をいたしました。このほか、高島漁港内の漁業権の取り扱いについて、漁業協同組合と協議するよう指導し、浮棧橋設置に当たっては小樽海上保安部と協議し、港則法に基づく工事等の許可を受けるようあわせて指導をいたしました。

次に、許認可判断を左右する内容の会話については、関係職員からは確認申請、港湾に関する許認可のいずれにおきましてもそのような会話はなかったと聞いております。

また、私は観光船事業者とはその事業の許認可にかかわる会話は一切しておりません。

次に、漁業者の皆さんが納得される対応につきましては、現時点では具体的にお示しはできませんが、現在、顧問弁護士に相談しながら、適切な是正措置を検討しているところであり、それができ次第、漁業者の皆様に丁寧な御説明をしてみたいと考えております。

次に、この責任と謝罪につきましては、このような結果となりましたことは市政をあずかる市長として大変申しわけなく思っており、このたびの結果を真摯に受けとめ、その責任の重さを感じているところであります。現段階において、具体的な内容をお示しすることはできませんが、なるべく早くみずからを律することをいたしたいと考えております。

次に、コンプライアンス委員会の設置のあり方について御質問がありました。

まず、事情により会議に出席できない委員がいる場合でも、迅速に間断なく委員会の機能を発揮するために開会方法などを見直す必要性につきましては、小樽市職員倫理条例施行規則第4条第2項において、「委員会の会議は、委員全員の出席がなければ、開くことができない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない」と定めており、出席できない委員の事情やその期間等を総合的に勘案し、必要があれば2名で開催する場合もあるものと考えておりますので、直ちに見直すことは考えておりません。

次に、職員倫理条例施行規則第4条第2項のただし書きのやむを得ない事情につきましては、委員が事故等により長期にわたり会議に出席できないことが見込まれる場合や、委員が任期途中で退任し、補欠委員の人選が長期にわたった場合などが想定されます。

次に、今回開催延期となった会議に職員倫理条例施行規則第4条第2項のただし書きを適用するべきではなかったのかということにつきましては、4月に体調を崩された委員の復帰が、その時点では早期の見込みであったことから、その委員がかかわっていた継続案件の会議を委員の復帰を待って開催すると委員会が判断されたものであります。

次に、委員長が職員倫理条例施行規則第4条第2項のただし書きを適用する場合の根拠を条例や規則に定めることにつきましては、出席できない委員の事情やその期間、また、調査中の事案の内容などその時々でさまざまな状況があるものと想定されますので、あらかじめその根拠を規定することは難しいものと考えております。

次に、複数の通報等が寄せられた場合でも、審査が迅速かつ確実に行われるよう対応することにつきましては、これまでは複数の公益通報等について、同時期に審議が行われたことはほとんどありませんでしたが、このたびの公益通報等については、複数の案件を同時期に審議していただいておりますことから、現行の体制で今後においても迅速かつ確実に委員会で審議していただけるものと考えております。

次に、中小企業振興基本条例制定に向けた取り組みについて、御質問がありました。

まず、条例制定に向けたスケジュールにつきましては、平成30年1月まで月1回程度、5回の検討委員会を開催し、平成30年第1回定例会において、条例素案を報告した後、2回の検討委員会とパブリックコメントを経て、平成30年第2回定例会に条例案を提出する予定としております。

また、制定に向けた議論の進め方につきましては、条例の目的、理念はもとより、市、中小企業、市民等の役割や中小企業振興に関する基本的施策、(仮称)中小企業振興会議の設置などの内容について、検討委員会から御意見をいただき、条例案を検討してまいりたいと考えております。

次に、検討委員会の委員選出に向けた視点と方法につきましては、条例制定に向けては関係する多くの方々から、幅広く御意見をお聞きする必要があることから、直接関係する団体等である経済団体、中小企業、金融機関、労働団体のほか、地元の教育機関や公募市民を加えた委員構成としたものであり、特に本市産業の特徴である水産食料品製造や機械金属製造、商店街の各団体を委員としたものであります。

また、委員選出の方法につきましては、各団体等に一任し、代表者から委員の推薦をいただいたものであります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 再質問をさせていただきます。

まず、海上技術学校に関連してですけれども、御答弁の中で、小樽市と市議会それから商工会議所とともに、要望書を提出されたということが挙げられました。今定例会の議論の中で、9月12日の本会議で、小樽市へ海上技術学校の御担当の方がいらっしゃったと。9月13日に国土交通省と海技教育機構の担当の方がいらっしゃるというお話でしたけれども、まずこれほどの話し合いが行われたのか、本市への要望などがあったのか、市からどのような条件などの提示ですとか、そういうことを行ったのか、お答えいただきたいと思います。

また、この要望書は小樽市と議長や商工会議所が連名で出されたということでもありますけれども、その13日に担当者の方が来訪された際に、議長や会議所に報告して同席を求めるといようなことはしたのでしょうか。これはすべきだと思うのですが、まずされたのかどうかお示してください。

少なくとも小樽市の方針が、何かしら市としての方針が決まるまでは、要望を共同で提出したわけですから、情報の共有等を図りながら進めるということが必要であると思いますけれども、これも含めてお答えいただければと思います。

そして、要望書には、こちらからもやはりしっかりと提案、ただ国に何とか残してくださいと、小樽から学校がなくなることは容認できないというだけではなくて、何か提案をしながら進める必要があるのではないかと思います。

今回のふれあいパスの件もいろいろ問題になっていますが、中央バスとの協議の決裂ですとか、私も小樽市の交渉能力を大変不安に思っているところなのです。そういうのも踏まえて、先方には今後どのような方法、内容を提示して、折衝を進めていくのか、残ってくれるための折衝を進めていくのか、示してください。

(「提案してやればいしょ、そしたら」と呼ぶ者あり)

それから、高島地区の観光船事業に関する質問なのですが、まず、是正措置に関して今検討中というお話でしたが、まず是正となると各許認可を取り消すしかないと思うのですよ。そのほかにどんな措置が考えられるのか、示してください。それで、今具体的に説明できない理由が何なのか、お示しいただきたいと思います。それとこれは顧問弁護士に相談されているということですが、具体的に

にどんな相談をされているのか、示してください。

あと是正措置に関して、これいつまでに示せるのか、いつまでに具体的に明言できるのかというのを今明言していただきたいと思います。期限なしとかそのうちとかという話にならないと思いますので、これはしっかり示していただきたいと思います。

それから、是正が今なされていない状況だと思います、まだ。やっていないということなので。この是正がなされていない現状、対象事実ありと判断がなされたその場所は現在どうなっているのか、または是正を行うまでどういう措置をとるのか、教えてください。

それから、同じ高島地区の問題ですけれども、誰が起案してどのような協議がなされて最終的に誰の判断で許認可を判断していったのかという経緯の質問の部分なのですが、これは最終責任者は市長だという御答弁がありました。その中で、管理職の方の確認申請の決裁等について、管理職が検討されたということなのですけれども、具体的にどういう役職の方が何を検討して出したのか、その検討の中に、市長は入られたのか、あるいは報告を聞いて何か指示でも出されたのか、お答えください。

それから、法令や条例のところ、この許認可判断に市長はどのようにかかわったのかと、また市担当者とのような話をされたのかというところですが、法令や条例、許可要件に従って公平公正に取り扱うことを指示したと。指示した結果がこういうことになっているのですよ。もし本当に適正に公平公正に取り扱っていれば、こんなことにはなっていないと思うのですね。これは全て担当の原課の方が判断を誤ったり、ねじ曲げたということなのか。これまでの議会の答弁、本当にひどかったと思います。そういうものも受けて原課の職員の方だけで、思いついて市長に案を上げてということは、どう考えてもつじつまが合わないと思うのですよ、行政の職務の執行の流れを考えると。今回のような違法な許認可が一般的に行政の中で行われていくというのも、本当に考えにくいので。

あと指摘をしたところ、事業者が市長の有力な後援者だということが指摘されていますと。こういうことも踏まえて、この許認可を進める上で得をするのは誰かということを考えたのですよ。これは原課の方ではないのですよね。明らかにまず市長なのですよ。考えるに、これは原課の方ではないと思うので、改めて伺いますが、市長が進めていったお話なのではないでしょうか。でなければ、今の私が説明したお話のつじつまが合っていないと思うのですよ。ここもう一回御説明ください。

それから、分区における、まず確認申請等々のお話がいろいろ出てきて、許認可を判断を左右する内容の会話があったのかと。分区における建築物確認申請をめぐって、いろいろ事業者ともお話をしております。護岸の登録についても、いろいろお話をしていますし、どうしてこの質問をしたかという、車どめにU字フックを違法に取りつけた状況で、係船環の設置を条件にして係留を認めているというこの経緯というのも、何かいろいろお話があったのではないかなと、これも推測されるのですよね、事業者たちと。これについても、本当にそういう事実はないのかなというのが、疑わしいので。

少なくともこの違法なU字フックの取り付けから係船を認めるに至るところですね。条件を付してその係船を認めるというところに至った経緯というのをもう一回示していただけますでしょうか。これはたくさんあるので、今この場で全てやるとはばけてしまうので、予算特別委員会等でもまた聞いていきたいと思いますが、この一点はどうしても気にかかる部分ですから、お示してください。

それから、漁業者との関係のところですが、今後において漁業者が納得されるような対応をと、どうとっていくのかというところなのですけれども、漁業者に対応していくのかどうかというのが、何か後から行って説明しますというお話でしたけれども、私はこういう公の場で、議会という公の場でまずはしっかりと漁業者に向けて謝罪するべきではないかというお話をしているのですよ。この点どのようにお考えなのか、お示してください。

もしそういう公の場の謝罪もなくて、そのまま漁業者に会ってくださいといっても、もう今年の第3回定例会でもいろいろ問題になりましたけれども、我々も市長に漁業者に会いに行き行って状況を聞いてくださいという話もたくさんしてきましたが、一向に動こうとしなかった。まして陳情も上がってきている状況で、そういう中でいきなり事情の説明や謝罪といって直接お伺いして、到底信頼関係ない中で聞いていただけないと思えないのです、お話を。だから、こういう公の場で謝罪をすべきだということについて、されるのでしたらしっかりやっていただきたいと思う。これから関係修復していただきたいと思えますし、謝罪しないというのであればどうしてなのか、お示しいただきたいと思えます。人間関係を形成する上では非常に重要なことだと思うので、ここをお答えください。

(発言する者あり)

それから、小樽市民にとって大変不名誉な状況、この報道がなされて大変不名誉な状況が発生したということについてですけれども、この責任というのも非常に大きいものがあるだろうなと私は考えています。議会では、今年の第3回定例会以降で法令等の根拠をずっと示しながら、小樽市の判断の誤りを指摘してきました。市は一切聞き入れずに、当時合法だと言って進めてきて、それも今回の定例会で答弁をしてきている状況であります。そもそも法令遵守の意識がやはり甘過ぎるというふう思うのです。私も議場でいろいろと指摘もしてきましたけれども、港湾法の解釈ですとか、コンプライアンス委員会等でもいろいろ言われている中で、こういう結果を真摯に受けとめる、責任の重さを感じている、市長はそういうお話をされていますが、どの程度感じているのか。小樽市の行政がまるきり信用できない状況だということをおわっているのですかというのをまず一点伺いたいですね。

ちなみにこの責任のお話なんかというのは、では、こういう問題を発生させて責任者だということであれば、どう責任をとっていくのかというお話になると思うのですけれども、私はこの責任については今回の法令違反の許認可を行ったという責任、それから漁業者への対応とその違法な状態にどう決着をつけるのか、いわゆる是正をしていくのかという責任、不適切な行政を行ったことに対する市民に対するその責任、そして今回いろいろ報道がされた小樽市の行政が法律上誤った行政運営をしてきた責任、こういった責任が重くのしかかっていると思うのですよ。

今定例会で市長、安齋議員の質疑及び一般質問のときに給与条例の話とかもされていました。この定例会の中でそういうお話もされていると思うのです。その中で安齋議員が質問中に、市長の責任のとり方としては、辞職か減給かどちらかだろうと。私もそうだと思うのですけれども、この場合、果たして減給条例でさわられる程度でいいのかどうか、私は非常に疑問に思います。

先日、秋田県知事が大雨の際にゴルフにいらっしやったようで、これが県政に対する不信感を抱かせたということで、減給10分の10、そして年末の賞与もカットしたというような処分を自分で行っているわけですよ。一回ゴルフに行き行って、これは確かに許されることではありませんが、これに対しての責任がこういう重さなのです。他都市の例ですけれども。と考えれば今回の一連の違法な許認可を進めてきて行政の信用を失墜させたという責任は、減給するということだけではとれないのではないですか。

(「言い及ぶではないの」と呼ぶ者あり)

この点、もう一つの選択肢というのも私はありかと思いますが、責任の重さというところでよく考えて御自分の身の処し方を含めてお考えいただいたほうがいいと思えますけれども、御答弁ください。

それから、コンプライアンス委員会の件ですが、今回の高島漁港におけるコンプライアンス委員会の判断を受けてというか、このコンプライアンス委員会の判断に時間がかかってしまった、こういった状況を是正すべきだろうというお話をしております。これもほかの場でも質問していきませんが、一点伺わせていただきたいのは、今回の案件、同一箇所でも複数の事案が発生したということなのです。でも私が

今回質問をした中では、全く関連しない事案の場合にどう対応するのかということを知っていますので、この点もしコンプライアンス委員会にかかってくる事案がたくさん出てきた場合に全くそれぞれ関連しない状況が発生して、それを処理し切れるのか、あるいは迅速にそれも処理できるのかということを含めて御回答いただきたいと思います。

それと中小企業振興基本条例、これについても、いろいろ委員の選出についてお話をされていらっしゃいましたが、実際にいろいろな団体、経済団体とか中小企業の団体というところを見て選ばれたということですけれども、その団体の選任というのは具体的にどのように行ったのか、示していただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは、まず漁業者の皆様にご公の場で謝罪すべきというお話があったかと思っております。

先ほどの御質問の中でもお話しさせていただきましたけれども、市政をაზრかる市長として大変申しわけなく思っておりますということで、私はこの場において謝罪をさせていただいたところでございます。これについては、漁業者の皆様に対しても思いとしては同じです。そして、その私の思いを以前にもお話ししましたが、やはり直接お会いして意を伝えたいというふうに思っておりますので、そのような観点におきましては、中村吉宏議員からも御指摘ありましたが、皆様に対して、漁業者の人たちのみならずでありますけれども、市民の皆様に対してそのように受けとめ、お話をさせていただいているところでございます。

それと私自身の身の処し方についてのお話もあったかと思っております。

かなりさまざまな細かいお話一つ一つ責任についてお話があったところかと思っておりますけれども、その内容におきましては、先日の御質問の中の答弁でもお話しさせていただきましたが、減給ということを経営提案するというのも一つの手だてであるというふうには思っておりますので、その内容も含めて現段階において検討中でございますので、それを提出させていただいたときにはそのことについて御理解をいただき、御可決いただきたいというふうには思っておりますので、その場合におきましてはよろしくお願いたします。何におきましてもなるべく早い時期にみずからを律することを皆様に対してお示ししたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いたします。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは海上技術学校に関連して、まず9月13日の国土交通省それから海技教育機構の方々が来庁されました。約1時間でしたが、まずは向こうは小樽市に対して、どのようなことができるのかということのお尋ねが一番の大きいことでもございました。その前段に議長、商工会議所の会頭と一緒に8月31日に陳情に行っていたので、そのときに一度こちらを訪ねてくるという話でもございましたので、私どもの受けとめとすれば、いわゆる役所同士の細かな話ということで受けとめておりましたので、来るとすることについても議長または商工会議所の会頭には特段説明をしていなかったものでござい

す。

内容は先ほど言ったように、市としてどういうことができるのかということが一番のこととございましたけれども、一つはやはり向こうの財政的に機構の運営交付金が大変厳しいということで、財政当局にその存続の説明をする上では大変内容的には厳しい話でございました。私どもとすれば、まずは建物とすれば、今学校の再編を行って耐震化をしている建物、これは二つぐらいですけれども、具体的な名前はまだ言えませんが、祝津小学校跡も含めて二つぐらいの候補、向こうとすれば耐震化をしている物件ということでございましたので、今のところ二つを紹介したところでございます。

それから運営交付金、これは運営費も大変厳しい状況にあるので、そちらの方面の支援もしていただければ助かる。そういうふうな要望などもありました。

それから、今後これらの問題について何点か資料の要求がございましたので、その資料の提供を約束し、今後細かな点については事務的に進めていこうということでございました。大まかにそんな内容でございました。答弁の中身とすれば、その程度かなというふうに思います。以上、その内容でございました。私から、海技教育機構との話し合いはその程度でございました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 私からは、コンプライアンス委員会に複数の案件が入ってきたときに対応できるのだろうかということでの御質問だったかと思えますけれども、実はコンプライアンス委員会に公益通報あるいは公益目的通報が来ているのは、今までの例でいいますと、大体年間1件から多くても4件ぐらいという状況でございますが、これから先もしかしたら、もう少しふえていくかもしれません。

ただ、ふえるかどうかというのはこの先わからないですけれども、万が一ふえたとしても、私自身も実際にこの事務局の経験もございますので、委員の方々のいろいろ審議の状況というのは目の当たりにしておりますが、やはりこういったものがもし複数同時に入ってきたとしても、現在の委員の方々は弁護士がお二人いますし、現在、元大学教授の方もいらっしゃるということで、かなりこういった法律的なことに明るい方々でございますので、複数入ってきたとしても十分対応できるというふうには考えてございます。

(「何で仮定の話答えているの。今まで仮定の話答えてこなかったでしょう。何でそれだけ仮定の話答えるんですか。今までの仮定の話も答えてくださいよ、そしたら」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、高島の観光船の関係の質問が六つと、それから中小企業振興基本条例にかかわる部分一点についてお答えしたいと思います。

まず、是正措置に関しまして、今検討中ということですが、許認可の取り消し以外には何があるのか、それを具体的に説明してほしい。それから顧問弁護士にはどのようなことを照会しているのかということとでございますけれども、先般の酒井隆行議員の代表質問のときもお答えしたところでございますが、今鋭意検討中ではあるのですけれども、具体的な部分についてはまだ御説明できる状況にはございません。それから、各許認可の取り消し、取り消しをすることの効果とか、それから取り消し以外に何があるか、そういったようなものについてもあわせて検討しているところでございます。

それから、顧問弁護士に対しましては、その取り消しの効果、それから取り消しをすることの意義、

それから、是正措置についてどのような法的根拠で行うのかということ、ある程度こちらで考えながら、それについて御意見といいますか見解を求めているところでございます。

次に、いつまでに具体的に是正措置を出すのかという御質問でございますが、それは大変申しわけございませんけれども、なるべく早くということしか今のところではお答えすることができませんので、よろしく願いいたします。

次に、是正措置がなされていない現状、それからなされていない状況を是正までどうするのかということでございますけれども、仮の処分とかそういったようなものは今できない状況の中で、今のところ何らかの形の措置を先行して講じることはできない状況にあります。ただ、漁業者に対して、何らかの漁に対する影響がないかどうかにつきましては、いつも注意深く見守っているところでございます。今のところ、漁業者からはそのようなことについてのお話はないということで聞いております。

それから、誰が起案してというところで、決裁を具体的にどの役職で、誰が行って、それに市長は入っているのかといったような御質問でございますけれども、それにつきましては、港湾室で管理課長、港湾室長、それから当時の参事、まず一時的にそこで検討いたしまして、そしてその内容につきまして私も伺いながら、相談していったというところでございます。何を具体的にやったか、検討したかというところでございますけれども、それにつきましては、基本的に私どもでは、まず分区条例に該当しているかどうかを、これまでの例ですとかを見ながら、判断していったというところでございます。

それから、係船許可などにつきましても、同じようにこれまでの状況を勘案しながら考えていったというところでございます。その際には、市長は相談といいますか判断につきましては、一緒に入って何らかの相談をしたということはございません。

それから、市長が結局この話を進めたのではないかとということでございますけれども、あくまでも私どもは事業者からの申請に基づいて許可を進めていったところでございまして、それにつきましては、市長とのかかわりというものは、市長に状況を最初に報告したところ、副市長に報告したところ、公平公正に進めたという答弁をしたとおりの部分でございまして、それ以上につきましては、私どもとしては知っているところではございません。

それから、分区許認可、確認申請をめぐって事業者とお話をしている中で、係船環をつけるという条件があったのですけれども、U字フックを取りつけたという一連の流れの部分でございまして、このことにつきましては、先日の秋元議員の一般質問にお答えしているところでございますけれども、車どめの穴にU字フックを取りつけていることに対して、許可条件として、まずここへの護岸の使用を許可したところでございますが、許可条件として係船環を取りつけるということを言っているところでございます。本来であれば、事業者がそれに基づいて係船環をすぐにつけるのが本来だと思っておりますけれども、今回の場合はそれに先立って不適切な形でU字フックがつけられたところでございます。それで、私どもとしては許可に当たっては係船環をきちんとつけるということをきちんと指導して、それによってU字フックが撤去されるということを考えて、指導したというところでございます。

それからもう一点、中小企業振興基本条例の団体をどういうふうを選んでいったのかということでございますが、まず、中村吉宏議員もおっしゃってございましたけれども、要望書を出していただきました北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部、それから商工会議所、それから市の産業振興課によりまして、制定準備会というのをまずつくりました。その中で、検討委員会をつくっていくに当たって、いろいろと議論をしたところでございますけれども、その中でどのような団体がいいかということも一旦議論をいたしまして、ある程度そこで候補を出していただきました。その結果を踏まえまして、庁内議論を行いまして、その際にそれをもとに最終的にこのような団体を選んだというところでございます。

団体を選んだ部分につきましては、小樽市の事情から……

(「何で市長に報告したらふえてるんですか、団体が」と呼ぶ者あり)

本日の先ほどの本答弁にもございますとおり、本市の産業の特徴であります水産食料品製造ですとか、機械金属製造、商店街の団体、それからさらに広く中小零細企業の声を聞くというようなところを観点といたしまして、このような団体を選んだところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、建築物の許可、確認申請のことについて、答弁をさせていただきます。

まず建築基準法の中で、事業者が確認申請書を提出した場合に、建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないというふうになっております。それを受けまして、市町村におきまして建築主事を置くことができるようになっておりまして、その建築主事は市町村の長が命じるという形になっております。この建築主事が事業者から書類の提出を受けまして、関係法令の中で確認をしまして、先ほど市長の答弁がありましたけれども、建築指導課内で起案をして、最終的に建築主事が確認して確認済証を交付したという形になっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 海上技術学校の関係で2点ほど漏れておりました。

一つは情報の共有ということでございます。これは、9月13日の結果については、議長、副議長にも報告をしておりますし、さらに商工会議所にも同じく内容については報告をしたところでございます。また、今後のことについて、今13日の話の後の資料の提供だとか、資料のやりとりをやっております、これらについての方向もできるだけ早く決めなければならないという状況にありますので、これについてもできるだけ情報を共有しながら、これは市だけでなく商工会議所も、それから議会の方々のお力添えを得ながら、ともに進んでいきたいと思っておりますので、できるだけ早く情報を流しながら、それぞれの意見をお聞きしながら市全体で取り組んでいかなければならないと、そういうふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げますけれども、一点答弁漏れがあるというふうに思っております。コンプライアンス委員会の件ですが、小樽市民にとって不名誉なコンプライアンス委員会の通報対象事実ありということについて、小樽市以外にも知れ渡ったと、その市に対する評価をどの程度感じているのか、どういうふうに感じているのかということところが一点漏れているというふうに思います。

それと、産業港湾部長にお聞きをしますけれども、聞き漏らしまして、知っているところではございませんというのが、答弁としてどうなのかというのがありますが、その2点をお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 私の答弁が不適切だったと思います。それ以外のこと、それ以外の部分で何かがあるのかは、そういうことについては私はわかりませんという意味でお答えした部分で、そういったようなことは、できれば先ほどの発言は取り消させていただければというふうに思います。私の説明が不適切だったかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） もう一点はどうですか。

(「信用失墜」と呼ぶ者あり)

(「公務員の信用失墜行為だ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 一つ答弁が漏れていたようで、大変恐縮でございます。

このように不名誉な報道であったり、これだけ大きい影響を及ぼしていることに対して、そのことをしっかり感じているのかという御指摘であったかなというふうに思っております。

私としては、大きな影響もあったと思っておりますし、やはりそれ自体を真摯に受けとめ、重く受けとめているということで先ほど答弁させていただいたと思っております。やはりこのようなことが二度とないように、市のトップとしてしっかりこれからやっていかなければならないというふうに思っておりますので、その程度という量的な表現はできませんけれども、私自身はそのように受けとめているということで御理解いただければと思います。

(「総務部長ふえるって言ったじゃない」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員に申し上げます。答弁漏れがありましたら、御指摘をいただきたい。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 答弁漏れというわけではないですけれども、先ほど議長が御指摘をいただきました産業港湾部長の答弁に関してなのですが、いただいた今の再質問に対する御答弁で、結構今、時期がわからないとか、そういうのが何か所かあった中で、産業港湾部長は、どの部分の答弁を指して、どのように変えるのかというのをもう一度明示をしていただきたいのですけれども、済みません、お願いできますでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長に申し上げますけれども、整理できますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 先ほど議長から御指摘がありました最後の「知り得ない」と言った部分を、そこを削除していただきたいというふうに思っております。それがどういう意味かということで議長から聞かれましたので、それは意味のない部分でございましたので、削除させていただきたいというところでございます。

(「何を「知り得ない」と言ったのかわからない」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 今、産業港湾部長がおっしゃったのは、「知っているところではございません」と、答えたのですけれども、それ自体はそういう言い方が適当ではなかったもので、そういうことは削除してほしいということですね。

(発言する者あり)

中村吉宏議員に申し上げますけれども、今の「知っていない」というところが、そういうことであります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 再々質問をさせていただきます。

まず、海上技術学校の件なのですけれども、一点目、9月13日国土交通省、それから海技教育機構の

担当者がいらっしまった際の状況のことなのですが、情報共有のために私、同席などを求めるべきではないのかというお話をしました。これについて、結果をお知らせしましたというお話なのですが、本来であれば、失礼なことなのかなと思うのです。要望を一緒に上げているにもかかわらず、市の執行部、いわゆる三者の名前で上げているうちの1名というか、1グループだけがそういう交渉の場に臨んでいると、こういうところからしてもまずおかしいですし、連名で出している以上は、きちんと冒頭から声かけをして、出られるか出られないかはわかりませんが、そういうことをきちんとすべきなのではないかなと。

恐らくそういうことがきちんとできないので、交渉に大変不安を覚えるということにもつながっていくのだと思うのです。なので、私は、先ほど質問の中で、要望を含めてのお話もしましたが、また次回、こういう会合があるのであれば、事が終わった後ではなくて、前もって議長や商工会議所に事前に情報をお伝えして、御同席を願うということが必要なのではないかなというふうに思います。

それから、いろいろ話を伺っていると、海上技術学校の運営に当たっては、運営母体の側も財政的な厳しさを抱えているという状況で認識しております。具体的に数字はどうかということは置いておいたとしても、そういう中で本市としてどうするかというと、小樽市だって常々、市長初め皆さん、財政難でという話をされるではないですか。こういうときに、いろいろな施策をお願いしても、厳しい財政の中でという答弁がいつも返ってきますよね。そういう中で、財政が厳しいもの同士できちんとしたものがつくれるのかなという非常に不安を覚えました。

そういうときには民間の団体なんかのお知恵も借りていく必要があると思うのですが、今要望に関しては、小樽市やそれから小樽市議会、商工会議所の三者ですが、こういったところにつけ加えていろいろ支援などをお願いするような団体を輪の中に入れていくという発想はお持ちでないのかなと。もし、お持ちであれば、具体的にと言うと難しいと思いますが、ぜひお持ちいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

それと、高島地区の観光船事業の件ですが、まずは正措置に関しては、議会が今、中断し、空転して何日もたっていて、ある程度方針とかそういったものが協議されているのかなと思ったら、全くなされていない、相変わらず同じように今も検討しているですとか、弁護士に相談しているですとか。だからなのですよ。なるべく早くという言葉が出ましたけれども、市長、いつまでにこれをやるのか、最終的な責任者は市長だということなので、明言してください。ましてや先ほどの責任論のお話もありました。いろいろな責任が重なっていて、市民の皆さんに申しわけないと思うのであれば、是正措置というのも速やかに行うべきだと私は考えますし、それが市民の皆さんへの信頼につながっていくと思います。なのでぜひ市長、責任を持って明示をしていただきたいと思います。

(「明示という言葉がわかんないんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

それと同じく責任の部分ですが、私は今回の法令違反の高島漁港区の許認可行政が進められてきた中で、市長は私が最終責任者ですとおっしゃっていますが、そもそも許認可が進められていく流れが本来行政のあるべき姿ではないと思うのです。議会でもあれだけ指摘をされています。違法な状況、条例違反の状況、それを一顧だにせずに、進めていく、立ちどまるということもしない、法令の解釈、確認もしない。これは、どうしてなのかというと、やはり上からの指示系統がなければこういうことは起こり得ないのではないかと、ましてや数々の議会議論の中で、答弁がしっかりとできないような状況が生まれている、こういう点も指摘させていただきました。

それで、地方公務員法なのですが、第32条に、職員は上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない

ないという規定があります。私が見る限り小樽市の職員の方はこの規定をしっかりと守っていらっしゃると思うのです。そういう中で、この違法な状況を貫いていくということは、余計考えにくいのです。何か指示があったのではないですか。これを伺わせてください。指示があったのではないですかというのは、市長や副市長、いわゆる一番上の管理職の方から何か指示があってやったのではないですか。教えてください。

それから、同じく責任の問題ですけれども、減給も一つの手法だとおっしゃっております。私がお先ほど再質問した中では、もうこれだけの責任が積み重なっている以上、行政の進め方の上で、減給という手段、あるいは減給という選択肢はないのではないですかという質問をしているのです。これについて、もう一度そのおつもりはないのかしっかりとお答えください。

それから、コンプライアンス委員会の関連のところですが、先ほど総務部長、答弁されていましたが、コンプライアンス委員会に持ち込まれる案件、私はこれから先も今の市政の状況だったら増加するかもしれないと申し上げましたが、これは総務部長がふえるかもしれませんと言ったら、おかしい話になりませんか。それは、御自分たちの市政運営にやはり自信がないからなのでしょうか。適正・適切な市政運営をできないというあらわれかなと思いましたが、その点御答弁ください。

(「その前に何で仮定の話答えてるのか聞かないとだめでしょ」と呼ぶ者あり)

そして、今3名の委員の方々、もちろん優秀な方々です。法律の専門家で、あるいは学識経験者で私も存じ上げております。ですけれども、これがより多くの案件が入ってくることで、いつでもきちんと機能して処理してくれますと言いますが、何件も何件も入ってきて、そればかりにかかわってられるのか、皆さんそれぞれお忙しい状況もあるでしょうし、時間がとれないとか、そういうこともあると思います。

また、今回のように御病気の方が発生されたりとか、長期で役職から離れなければならないような事情が出たときに、どのように対応をするのか、もし今の状況でいいというのであれば、しっかりと納得いくように御説明ください。

(「第3者機関だから全然違うんだよ。事務局やってるだけなんだよ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。私から答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは一点、責任のとり方において、減給ではないのではないかと御指摘だったかと思えます。私の身の処し方はまだ決めてはおりませんが、今の中村吉宏議員は辞職を促している言葉だと受けとめておりますので、これについては、私はこれによって辞職をするつもりはございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、海上技術学校に関連して2問あったかと思えます。

初めに、情報共有と言いながら結果の報告だけではなかったのかということでございますけれども、これも先ほども反省の一つとして申し上げましたが、これについても私どもの事務的な国土交通省と行

政機関同士の打ち合わせという捉えがありましたので、そういう意味でいえば事前の連絡を私どもがしなかったということで、これも議長、副議長から報告に行ったときに、大変勉強になる話を聞かせていただきました。

(発言する者あり)

それを肝に銘じながら、今後小樽市として恥ずかしくない対応を心がけたいと思います。また、再度来られるということもございますので、そのときには事前に連絡しながら、事前に相談しながら、市を挙げて、または団体も挙げて取り組んでまいりたいというふうに思います。それと、民間の他の団体も含めて、市を挙げてということもございますので、その件についても今後どういう関係団体があるのかも含めて、早急に検討をしながら本当に市を挙げた体制がどのようにとれるかということについても早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

私からはコンプライアンス委員会の関係で、2点ほどお答えさせていただきます。

最初に、コンプライアンス委員会の関係で公益通報あるいは公益目的通報がふえるかもしれないというのはおかしいのではないかというお話でしたけれども、この制度自体ができてからもう5年ほどたっておりまして、ある程度こういった制度の周知が図られてきているということもございますので、そういった意味で制度が知られてくると利用してみたいと思う方もいるかもしれませんので……

(笑い声)

そういったことでお話ししたわけです。

(「ひどいな」と呼ぶ者あり)

ただ、この件数につきましては、何件出てくるかということは本当にその時々のもので、何ともこちらでは今年度は何件ということは申し上げられませんけれども、制度周知がだんだん図られてきているということでいいですと、今まではわからないので、そういったことは言えないという方もいたかもしれませんが、そういった意味で件数についてはということでお答えさせていただいております。

それからまた、もう一点、例えば病気ですとか、時間がとれないとかというようなことで、審議に影響が出たりすることがあるのではないかという御質問だったかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、実際に委員会の規定の中で、実際の委員会の運営については、委員長が委員に諮って決めるというような運営については、委員に諮って決めるという規定がございますので、そういった中で、もし何か支障があるようでしたら、もちろん委員会の中で、委員に委員長が諮ってどうしたらいいかということを決めていくということになるかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

私からは高島の観光船の関係で2点、私からの答弁で恐縮でございますけれども、まずは正措置につきましては、議会が中断しているこの間も、私どもといたしましてはいろいろどのように措置していくか、是正措置を進めるか、再発防止策をどのようにしていくかということについては毎日検討しておりますので、その点については御理解いただきたいと思っております。ただ、いつまでという部分につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、今のところはまだなるべく急いでやるということしか答弁できない状況でございます。

それから、責任の部分で上司の市長からの指示があったのではというところでございますが、それにつきましても、先ほどお答えいたしましたとおり、今回のこの件につきまして、市長にいろいろ報告はしておりますけれども、公平公正に取り扱うようにというふうな、これまで答弁しているとおりの部分で、市長からは指示があったというところでございます。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員、よろしいですね。

（「議長、14番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 議事進行をさせていただきますが、先ほどの私の質問の中で、コンプライアンス委員会に関連する質問をさせていただきました。その際、私が質問したのは、私がコンプライアンス委員会にこれから案件がふえるということを懸念しているということについて、再質問の総務部長の答弁は、ふえるかもしれないですねという御答弁でありました。それを受けて、総務部長がコンプライアンス委員会への案件がふえるということを発言されてはまずいのではないですかということをお願いし、それは市政の執行上、自信がないのですかと、適正に行う自信がないということなのではないですか。それについての答弁を今いただいていないと思うのです。答弁が漏れというかずれというかそういうお話だったかと思しますので、ここを一つ確認をしていただきたいと思します。

それから、コンプライアンス委員会というものの制度の趣旨を考えると、市民の方がこれからコンプライアンス委員会の制度がいろいろ有名になったので使ってみたいと思うというふうな表現があったかと思します。第三者機関の趣旨と考えれば、そのような御発言というのはおかしいと思うのです。

（発言する者あり）

この辺を議長の采配でお調べいただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の議事進行にお答えいたします。

総務部長が、ふえることがあるという発言をして、要するに不適切ではないかという御質問であったのですけれども、それは皆さんへの周知が進んでふえるという意味で言ったので、結果的には不適切ではないという答えだというふうに思っていますので、これについては答えております。

それから、もう一つの意味はということなのですが、後段はそれは先ほどの質問をもう一度言っていただけですか。質問がよくわからないのですが、議事進行の中の。何を求めているのか。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 表現の仕方が、これから市民が、いわゆるコンプライアンス委員会の制度というのが広く周知されたので、使ってみたいと思う市民もふえてくるのではないのでしょうかという表現がございました。これは、コンプライアンス委員会というものの本来の趣旨から考えると、こういう表現の仕方、何か自由にいわゆるお店を使うような感覚で使うというふうな、簡単に使えるという誤解を与えたりですとか、本来の制度の趣旨と合わないのではないかと申し上げます。なので、少し不適切ではないかということをお願いしたいというのが、先ほどの趣旨であります。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） それは、議事進行ということではないですね。私に何を求めているのかということをお願いいたします。

（発言する者あり）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 不適切であるので、答弁から削除をするのですとか、訂正するというのを求めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） もう一度、総務部長に今の意味、言った意味はそこまで私は深いというふうには思っておりませんが、もし、「使ってみたい」ということが問題ではないかと、それについて訂正とか不適切なので、削除してほしいということですか。

そこまで重大だとは思いますが、総務部長からの弁明があるのであれば、一応聞きたいと思います。もしあれば、その件について誤解を招くというか、そういうふうな「使ってみたい」。ありますか。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 公益通報ですとか公益目的通報という制度が、先ほどもお話ししましたように、もう5年ほどたっておりまして、先ほどお話ししたとおり一定程度周知されてきて、市民にもだんだん浸透してきているという状況だと思いますので、そういった中で、今まで例えば何か市に対して通報したいと、そういうふうな思っていた方でもこういった制度があるということを知らなければ、なかなか通報制度を知らなくて、できないということもあったかと思っておりますので、そういった意味でいいますと、そういった制度がわかってくると、それを使って通報するということがあるだろうということで、そういった意味でお答えしたつもりでございます。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） よろしいですね。総務部長から削除していただきたいという申し出があれば受けられますけれども、中村吉宏議員からのそういうことでの今の御説明でありますので、削除等はいたしません。よろしいですね。

以上をもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第6号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにし、議案第7号ないし議案第20号につきましては、地方自治法第98条第1項による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

秋元智憲議員、千葉美幸議員、高野さくら議員、酒井隆行議員、中村吉宏議員、面野大輔議員、林下孤芳議員、新谷とし議員、横田久俊議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。

酒井隆裕議員、松田優子議員、斉藤陽一良議員、酒井隆行議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、佐々木秩議員、新谷とし議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中事故がある場合、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第21号及び議案第22号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、9月26日までと議決されておりますが、議事の都合により、10月4日まで8日間延長いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審議のため、明日から10月3日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時33分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 濱 本 進

議 員 面 野 大 輔

平成29年
第3回定例会会議録 第7日目
小樽市議会

平成29年9月29日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																				
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																		
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																	
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章														
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭												
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫	
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也							
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也														
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																							
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																					

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

開議 午前 10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日は、休会の日であります。議事の都合により特に会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第23号」を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） だいたい追加上程されました議案について提案理由を説明申し上げます。

議案第23号平成29年度一般会計補正予算につきましては、9月28日に衆議院が解散され、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査が10月22日に執行と決定されたことに伴い、所要の経費を計上いたしました。これに対する財源といたしましては、道支出金を計上いたしました。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第23号については、可決と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前 10時03分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 石 田 博 一

議 員 林 下 孤 芳

平成29年
第3回定例会会議録 第8日目
小樽市議会

平成29年10月4日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹															
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義													
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信												
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章									
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭							
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院				
消	防	長	土	田	和	豊	事	務	部	長	金	子	文	夫	総	務	部	長	伊	藤	和	彦				
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	企	画	政	策	室	長	伊	藤	和	彦	総	務	部	総	務	課	長
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦	中	村	哲	也														
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 大 崎 公 義
書 記 北 岡 尚
書 記 河 崎 仁 美

事務局 次長 林 昭 雄
議事係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 眞 屋 文 枝

開議 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安齋哲也議員、川畑正美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第24号」を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について、提案理由を説明申し上げます。

高島漁港区における公益通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果につきましては、今定例会の開会に当たってお話をいたしましたとおり、いずれも通報対象事実ありと報告されましたことに対し、私といたしましては、市として適正な行政手続を進めてきたものと考えていた中で、市の認識が誤っていたとのことでありますので、市政を預かる身として、市政にかかわる全ての皆様にご大変申しわけなく思っている次第であります。

この結果を真摯に受けとめ、是正措置や再発防止策を講ずる上でも、また、私の責任の取り方を検討する上でも、コンプライアンス委員会の判断とこれまでの市の認識との違いの精査が必要と考え、区内における飲食店、物販店について、顧問弁護士の見解を求めたところであります。

その結果、これまでは、店舗の主たる利用者と従たる利用者としんしゃくすることなく、観光目的の店舗であるとしても、港湾施設等の従事者、利用者が見込まれる場合は、分区条例に適合すると判断してきたことが、分区条例の拡大解釈につながった原因であることがわかり、店舗の主たる利用者が港湾施設等の従事者、利用者であるか否かを重要な判断要素であると捉えるとともに、店舗の設置目的、業種、業態等をも鑑みて総合的に判断する必要があると認識を新たにしたところであります。

このことを踏まえ、本件につきましては、管理監督責任のほか、原部から報告があったものの、過去からの誤った条例解釈を是正することなく、これを追認した市長としての責任があると考え、平成29年11月分の給与月額を10分の1減額することとしたものであります。

（「少ないんじゃないの」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

なお、副市長につきましても同様の責任があるとの考え方により、同月分の給与月額の10分の1を自主的に辞退するという申し出を受けたところであり、本条例の可決後の施行にあわせ減額をする予定であります。

今後の再発防止策につきましては、分区内で建設される係留施設、飲食店、物販店等の構築物については、分区条例の別表に掲げる構築物に該当するかどうかを厳密に判断し、特に飲食店、物販店の建設に当たっては、主たる利用者を見きわめるほか、店舗の設置目的、業種、業態等をも鑑みて、総合的に判断するよう、また、港湾施設管理使用条例に基づく行政手続についても、適切な事務処理となるよう、それぞれ具体的な方法を検討してまいります。

（「ふざけてんの」と呼ぶ者あり）

是正措置につきましても、今後、事業者に対して、港湾法第40条の2第1項に照らし、撤去、移設、改築または用途変更などの是正措置を講ずることになると考えますが、分区内において本件以外にも分区条例上適合しないと思われる既存建築物の現況調査を行い、他の違反建築物に対する是正措置をどの

ように進めるかを含めて慎重な判断が必要となることから、引き続き、顧問弁護士に相談をしながら、適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

以上、概括的に説明を申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

(発言する者あり)

(「早くやめたほうがいいですよ、もう」と呼ぶ者あり)

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 日程第2「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日10月4日までと議決されておりますが、議事の都合により、明日から10月10日まで6日間延長いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 安 斎 哲 也

議 員 川 畑 正 美

平成29年
第3回定例会会議録 第9日目
小樽市議会

平成29年10月5日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																			
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																	
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章													
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭											
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也					
教	育	部	長	飯	田	敬	企	画	政	策	室	長																		
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																						
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																				

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

開議 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第24号」を議題といたします。

これより、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

○3番（安斎哲也議員） 質問します。

議案の説明資料の冒頭について、なぜ分区条例違反についてのみの市長としての責任しか明記されていないのか、お聞かせください。

次に、「1 事案の経緯」の中で、漁港区での観光船の係留における法令・条例違反二点、分区における構築物の規制に関する条例違反の一点で、いずれも対象事実ありとなったと記しているのに、なぜ、2の認識の違いの精査は、飲食・物販の建物の設置における分区条例のものしか記載がないのか、お答えください。

また、その認識の違いの精査の中で、過去の事例を持ち出していますが、議会がコンプライアンス違反の指摘となった施設の現地調査を行った際に、事業者、オーナーも、ほかにも違反している建物があるだろうと怒鳴ってきましたが、市長も同様の論調と思います。なぜ過去の事例を絞り出したのか。顧問弁護士の見解を求めるよう指示したのは誰か。市長の後援会関係者であるから、市長の指示であると確信するかどうか。市長の指示ではなく原課が判断したのか。いつから調査していたのか。具体的に示してください。また、その当時の判断とはどういうものであったのか、示してください。

そもそも、なぜ分区条例違反の建物だけを市長の減給対象にしているか疑問です。漁港区での観光船の係留における法令・条例違反のこれまでの市の認識と、コンプライアンス委員会の判断に対する認識の違いの精査はどうなっていますか。

そして、その係留における法令・条例違反についての顧問弁護士の見解はどうなっていますか、示してください。

また、「3 本件における責任及び量定」の中で、観光船の係留の法令・条例違反が除かれている理由を示してください。そもそも今回の問題は、漁港区内で観光船を係留させ、漁師から漁ができないという声があったからであります。量定にはなぜ触れられていないのか、漁師の声を軽んじているのではないのでしょうか。

また、そもそも問題として、港湾法に定められた漁港区での話だという理解がないのではないのでしょうか。

市長、副市長の給料減額措置の意味をどう捉えていますか。なぜ業務上横領等による職員の懲戒処分と同列に扱うのか、お聞かせください。

横領等の「等」は何か、複数ある先例とは何か、お聞かせください。

条例違反、法令違反を追認した先例はないのか、お聞かせください。

あくまでも職員が誤った条例解釈をし、それを追認したという市長の姿勢に憤りを感じます。あなたの後援会関係者であるからこそその拡大解釈であったのは間違いありません。後援会関係者であったという事実を考えれば、10%で終わる話ではないと思いますが、どうですか。

そして、なぜ10%減額を平成29年11月分とすることにしたのか、12月のボーナスは、12月1日時点で計算されるため、それを逃れようとしているのではないのでしょうか。

札幌市長は、職員の不祥事を受け、減給30%を1カ月、山口県岩国市長は、10%を3カ月、宮崎県小林市長は、監督責任として30%を3カ月、神奈川県茅ヶ崎市市長は、薬剤師の薬品横領の不祥事を受け、減給30%を1カ月などの事例がありますが、なぜその中でも最も軽い減給処分としたのか、具体的な事例と考えをもってお答えください。

減給条例案提案のタイミングについてです。

今定例会でふれあいパスの問題で空転、中断している中で、なぜ提案するとしたのか、理由を示してください。

市長の後援会関係者による問題もさることながら、今回は、市長のトップ会談、議会発言、副市長の事業者との交渉や契約規則違反による不適切な支払が大問題となっています。それによって市民の税金から支出する結果になったこともあわせて処分するべきと思いますが、どうですか。

岐阜県羽島市長は、身を削りながら行政改革を進めるとして、給料の減額によって市長の退職金を返上しています。コンプライアンス違反とふれあいパスの2,700万円、そして参与の300万円を含めて、3,000万円を市長の減給で補填するべきと考えます。任期中の減額だけでは不十分であると考えますが、ボーナス、退職金も返上しなければ、この不当な税金支出3,000万円に当たらないと考えます。このことから、減給10%を1カ月では足りないと思いますが、いかがですか。

以上、再質問を留保し、終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 安齋議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の減給条例案について御質問がありました。

初めに、減給条例案の提案についてですが、まず、議案説明資料に分区条例違反についての責任のみ記載した理由につきましては、このたびのコンプライアンス委員会からの御指摘には、分区条例違反のほか、港湾施設管理使用条例に係る行政手続が不適切である旨が含まれておりましたが、法令違反との指摘ではありませんでしたので、減給条例案の対象にはしなかったところであります。

（「何言ってるの」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

次に、なぜ、認識の違いの精査は、飲食・物販の建物の設置における分区条例のものしか記載がないのかにつきましては、観光船の係留に関する認識は、このたびコンプライアンス委員会からの御指摘を受けたことによって、私たちが改めなければならないと認識したことから、このたびの精査内容としては記載しなかったものであります。

（発言する者あり）

次に、認識の違いの精査の中で、過去の事例を調査した理由、顧問弁護士の見解を求める指示などにつきましては、今回の許可については、これまでの取り扱いを参考にしたことから、その判断について改めて前例を詳しく調べる必要があるものと考え、それらの背景を精査するため、私が顧問弁護士の見解をいただくよう指示したものであり、その時期はコンプライアンス委員会からの報告書を受領した後であります。これらの事例について、当時の判断としては分区条例別表に規定されている施設に該当す

るものであり、いずれも分区条例に適合すると判断したものであります。

なお、このようなことから、指示を出したものでありますので、安齋議員が御指摘されるような理由ではございません。

(発言する者あり)

次に、漁港区での観光船の係留における法令・条例違反のこれまでの市の認識と、コンプライアンス委員会の判断に対する認識の違いの精査につきましては、先ほども申し上げましたとおり、コンプライアンス委員会から御指摘を受けたことによって、私たちも改めなければならないと認識したことから、このたびの精査内容としては記載しなかったものであり、減給の対象については、誤った条例解釈の責任の中に含まれているものであります。

(発言する者あり)

次に、係留における法令・条例違反についての顧問弁護士の見解につきましては、コンプライアンス委員会の判断と同様であります。許可の取り消しについては、既に許可の効力が失われていることから、許可を取り消す必要はないとのことであります。

(「じゃあどうするの」と呼ぶ者あり)

(「何言ってるの」と呼ぶ者あり)

次に、議案説明資料の本件における責任及び量定の中で、観光船の係留の法令・条例違反が除かれているとの御指摘につきましては、観光船の係留について具体的に明記しておりませんが、誤った条例解釈の中に含まれているものであります。

(発言する者あり)

次に、量定の記述に漁業者の方について触れていない理由につきましては、このたびの条例案は、コンプライアンス委員会の判断と、これまでの市の認識との違いの精査することにより、明らかになった条例解釈の誤りに対する責任として提出したものであるため、漁業者の方々のことには触れていないものであります。しかしながら、市といたしましては、事業者に対し、漁業者の方々の理解を得よう指導したほか、私と漁業者の方々とが直接お話しできるよう、漁業協同組合を通じて調整を図るなどしてまいりましたので……

(発言する者あり)

漁業者の方々の声を軽んじてきたものではありません。

(発言する者あり)

次に、港湾法に定められた漁港区での話だという理解がないのでは……

(発言する者あり)

につきましては、本件が漁港区内の問題であることは理解をしているところであります。しかしながら、今回の件においては、私たちの認識の違いによる拡大解釈が招いたものと考えているところであります。

次に、減給10分の1についてですが、まず、市長、副市長の給料減額措置の意味につきましては、本件における責任のとり方として、みずからを律するという意味合いで給料月額の一部を減額するものであります。なお、私につきましては、公職選挙法との兼ね合いで本条例案の提案によって対応するものであります。同法の適用のない副市長については、本市の先例に倣い、自主的な申し出による対応したものであります。

次に、業務上横領等による職員の懲戒処分と同列に扱うのかとの御指摘につきましては、本市の先例として、減給条例の提案に至った管理監督責任についての代表的な事例を挙げたものであり、それ相応

の量定として示したものであります。

次に、議案説明資料に記載しております、横領等の「等」は何か、複数ある先例とは何かとの御質問につきましては、横領等の「等」は、平成10年度に懲戒免職とした詐欺及び収賄事件のことであり、複数ある先例とは、この事案のほか、平成11年度、平成12年度及び平成17年度に懲戒免職とした3件の横領事件を指しております。

次に、条例違反、法令違反を追認した先例につきましては、知り得る限り、少なくともここ20年間において該当はございません。

次に、後援会関係者にかかわる御指摘につきましては、市の行政手続全般において、私の後援会関係者であるかどうかは全く関係ありませんし、本件につきましても同様であります。

今定例会における安斎議員の質疑及び一般質問において答弁いたしましたとおり、港湾室から事業内容の報告があった際、私から、法令や条例、許可要件に従って、公平・公正に取り扱うことを指示いたしました。結果として誤った条例解釈を追認したことに対する責任として本条例案の提案に至ったところであります。

次に、平成29年11月分を減給することにした理由につきましては、月の初日に給与債権が確定することから、本条例案の可決、交付後に到来する最初の月の初日である11月1日を施行期日とし、11月分の給与月額から減額することとしたものでありますので、御指摘のようなことを考えたものではございません。

(「考えてるでしょ」と呼ぶ者あり)

次に、他都市と比べて最も軽い減給としたとの御指摘につきましては、本市においては、業務上横領等により職員が懲戒免職処分となった事案において、管理監督責任として減給10分の1を1カ月とした先例が複数ありますが、本件においては、職員の処分の軽重にかかわらず、これに先行し、管理監督責任のほか、誤った条例解釈を追認した責任として1カ月分の給与月額を10分の1減額をすることとしたものであります。

次に、減給条例提案のタイミングについてですが、まず、このタイミングで条例案を提出することとした理由につきましては、当初から、職員に先行してみずからを律することを念頭に、できるだけ早く、今定例会中に私の責任のとり方をお示ししたいと考えておりましたが、これまでの認識の違いについて、顧問弁護士の見解を受けて検討した結果、方向性が固まりましたので、直ちに減給条例案を提案することにしたためであります。

次に、他の事案もあわせて処分すべきとの御指摘につきましては、先ほども申し上げましたとおり、できるだけ早く対応したいと考えておりましたので、このたび、減給条例案を提案したものであります。

本条例案は、あくまでも高島漁港区における公益目的通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果に係る分区条例違反について、市長としての責任をとるため提案したものであり、他の事案をあわせるべきものではないと考えております。

次に、減給10%を1カ月では足りないとの御指摘につきましては、こちらも先ほど申し上げましたとおり、本条例案はあくまでも分区条例違反に係る私の責任のとり方として提案したものであり、その内容は、本件における責任の度合いや、本市における先例に照らし、相応のものであると考えております。

(「早くやめたほうがいいって」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） 再質問に入る前に、虚偽答弁について三点指摘をさせていただきたいと思えます。よろしいですか。

○議長（鈴木喜明） 議事進行ですか。

○3番（安齋哲也議員） 議事進行というか、虚偽答弁なので、そもそもが。これについて指摘させていただくことをお許しいただけますでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 議事進行でありますので、虚偽答弁だということを言って、それをどうしていただきたいかまで言っていただきます。

○3番（安齋哲也議員） わかりました。ありがとうございます。

まず、三点のうち二点なのですが、市長がこの件における責任及び量定のところの私の質問に対して、誤った条例解釈の中に、観光船の係留の違反の部分も含まれているということをおっしゃっていたのですが、そもそも議案の説明資料では、過去からの誤った条例解釈というふうに言っています。これは観光船の話ではなくて、この建物の話のことしかないので、誤った条例解釈の中に含まれているというのが、そもそもこの私の指摘に対する言い逃れでしかないので、除かれているのに、除いていないというふうにごまかしているのではないかと考えていますので、これについて指摘させていただきます。

（発言する者あり）

もう一点は、過去の先例の部分なのですが、市側が条例違反をした先例はあるのかといったときに、市長はここ20年間ではないというふうに答えたのにもかかわらず、私の最後の質問では、10%を1カ月では足りないと思うがどうかという質問なのですが、これに市長は、先例に照らし相応のものであるというふうに言っているのに、過去に先例がないと言っているのに先例に照らしというものがそもそも虚偽ではないかと思っているのですが、この三点について、私は虚偽答弁だと思いますので、市長には訂正を求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 安齋議員に申し上げますけれども、まず、最後の先例がないと言ったにもかかわらず先例によりというふうにとということなのですが、この件についてはもう一度説明員に求めますけれども、その前二つについては、これは再質問でやっていただくべき話だと思います。

それで、説明員に、先ほど先例がないと言ったことと、先例に照らしと言ったことについて、説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） わかりづらい答弁だったようで、大変失礼いたしました。

先ほどの質問の中で、条例違反、法令違反を追認した先例につきましては、まず聞かれているかと思えます。これについては、20年間において該当はございませんということで、知り得る限りということでありまして、答弁させていただいたところでございます。

最後の先例におきましては、これも今まで答弁しておりますが、その横領等の管理監督責任の案件において、これも答弁で説明させていただきましたが、それらのことを先例ということで表現していたものでございますので、その点についての誤解を与えないようにということで、安齋議員からの御指摘でありますので、そのような意味合いにおいての最後の答弁におきましては、「先例」はそのような意味として答弁したところでございます。大変失礼いたしました。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

○3番（安斎哲也議員） 再質問に入ります。

今のはよくわからなかったので、後で総務常任委員会でやらさせていただきます。

一点目、漁師に迷惑をかけた部分ですけれども、この不適切な手続については、適正な運用を誤っていたということをお認めになっているので、その責任を盛り込まないこと自体がおかしいと思うのですが、ということを考えれば、漁師に迷惑をかけた、不適切な手続の責任はないというふうに断言をされているのか、確認させていただきます。

次に、誤った条例解釈の部分ですけれども、説明資料には、過去からの誤った条例解釈と記載しています。この誤った条例解釈というふうに踏まえるのであれば、過去、いつどこで何の案件で観光船の係留で条例違反になったのか説明してください。

次に、量定の中に漁師の声を入れないで軽んじているのではないかという質問に対して、背景に漁師の声を入れない事実は、条例解釈の誤りがあったから、先ほども申したのですけれども、漁師に迷惑をかけたと私は考えていますから、市長においては、その説明資料、または発言において漁師の部分を盛り込んだ責任のとり方ですというふうに言い直していただきたいと思いますが、これについて見解を求めます。

次に、後援会だからどうのこうのはないという話なのですけれども、私の意味としては、後援会関係者だからこそ慎重に対応すべきだというのが後援会を持つ政治家の判断ではないかなと思うのですが、後援会も何も関係なしで、全部やりますよという話ではなくて、だからこそ注意したほうがよかったのではないですかという指摘なのです。これについて市長の見解を伺います。

次に、先ほどの先例の部分ですけれども、そのほかの先例の話に照らしている理由をお答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 安斎議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、担当より答弁させていただきますので、お願いいたします。

私からは、まず、漁師とのかかわりについて、結果的に二つ御質問があったかなというふうに思っております。

私、先ほど答弁させていただいたように、今回、皆様に御説明をさせていただくためにつくった資料でございます。それについては、この認識の違いをしっかりと説明しようと思っております。ですので、その書類そのものにおいては、漁業者の方々についてのお話は触れていなかったところでございます。

ですので、先ほどもお話ししましたように、漁師の皆様の声の軽んじているわけではありませんので、これをもって安斎議員が言うように、責任をとらないとか、漁師に対しては何も申しわけないと考えていないということを断言していることではございません。

そして、その責任のとり方について、これに盛り込むべきではないかという御指摘もあったかと思っておりますけれども、それにつきましては、今までもお話ししているように、漁師の皆様には直接お会いし、お話をすることによって改善をしっかりと図ってまいりたいと思っております。

それともう一点、後援会関係者のお話であったかと思っておりますけれども、この間、さまざまな許可や、いろいろな市が行うべき案件があると思っておりますが、それらについてはどなたであろうとも基本的に要件、法令に基づいて取り組むべき、判断すべきものだというふうに思っております。誰々だから特別にする、

誰々だから慎重に行う、そういうことではなくて、市として、公正の中でしっかり対応すべきことであるというふうに思っておりますので、そのような相談があれば、私から言えることというのは、先ほども答弁いたしました、法令や条例、許可要件に従って、公平・公正に取り扱うこと、それが市長としての責任であるというふうに思っておりますので、私自身はこのように考えているところでございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 安斎議員の再質問にお答えいたします。

私からは、先例について、なぜそのほかの先例を参考にしてているのかというお尋ねかと思えますけれども、今回の減給条例案につきましては、基本的には市長が判断して、どの程度の量定かというものを決めるものであるというふうには考えてございますが、やはりそういったものを決めるに当たっては、過去からの例ですとか、他都市の例ですとか、いろいろそういったものを参考にしながら判断することが必要でございますので、そういった意味で、その参考のためにその先例を用いたということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 安斎議員の再質問にお答えいたします。

私からは、二点目で御質問がございました、誤った過去からの条例解釈の部分でございますけれども、これは観光船の係留に係る過去の条例解釈ではなくて、会派説明のときに使いましたこの資料の2ページ目になりますけれども、3店舗調べ中の1店舗の部分、これにつきましては、分区条例上、適切ではないという、適合しない可能性が大きいと考えられるということが顧問弁護士の考えで書いています。これについて、その次、これまでの判断基準と今後の判断基準と書いておりますけれども、これまでの判断基準というところで書いてところがコンプライアンス委員会からの御指摘とは違っていただけでございますので、この部分について誤った条例解釈ということではございません。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

○3番（安斎哲也議員） 今回の産業港湾部長の答弁なのですが、私の質問の趣旨が伝わっていなかったかと思うので、答弁が違うかなと思うのですが、これは再々質問でさせていただきますが、それでも違う場合は指摘をさせていただきますと思います。

再々質問します。

今の産業港湾部長の件ですけれども、私が言っているのは、建物云々かんぬんの話ではなくて、責任及び量定の中で、観光船係留の部分が含まれていないのではないのかという指摘をまずさせていただいています。その上で、なぜ入っていないのだというから、過去からの誤った条例解釈というところを持ち出して、これに含まれているとおっしゃっているから、であれば、過去から誤った条例解釈で観光船係留をして、違反になっている事例が、いつ、どこで、何件あるのかというのを示してくださいと言いましたので、これについて求めたいと思います。

あとは総務常任委員会でやりますけれども、これにしっかりお答えいただけない場合は、もう一度指摘させていただきますと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 安齋議員の再々質問にお答えいたします。

質問の意味をわかっていなくて大変失礼いたしました。誤った過去からの条例解釈の中に含まれているというところですが、誤った過去からの条例解釈の部分を、量定の中に、今回の市長の減給条例の、10%ということになったわけなのですけれども、その解釈の中に、この部分についても含んでいますよという意味合いで言ったところなのですが、これでわかりますでしょうか。

このことについても、きちんと明記はしていないわけなのですけれども、この部分についても含んだ上でこの量定にしたという意味合いで言ったところでございます。それでよろしいでしょうか。

（「含んでいるんだったら、過去どれがあったのかというのを示してくださいっていう」と呼ぶ者あり）

過去からの誤った条例解釈に基づく量定という部分の中にこのことも入れているのですよという意味合いでございますけれども。

（「だから、入れているのだったら何なんだっていう」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げます。それと安齋議員にも。

（「すみません」と呼ぶ者あり）

勝手にやりとりをしないように。

（「少し整理させていただいていいでしょうか」と呼ぶ者あり）

（「議長、ちょっと確認させていただいてもよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 安齋議員に確認させていただきたいと思うのですが、今の点については本質問の最後のところで、減給の対象については、誤った条例解釈の責任の中に含まれているのですというところで、そのことでよろしかったでしょうか。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） 誤った条例解釈に含まれているといった答弁が、今の部分ともう一点、その次の次の質問でも言っていましたので、二点あります。

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げますけれども、間違いなく質問にはきちんと答えていませんので、整理してしっかりとした答弁をしていただくようお願いいたします。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 時間がかかりまして申しわけありませんでした。

今の部分ですが、もう一度答弁を読みましたが、「過去からの」とは言ってはおりません。誤った条例解釈の責任の中に含まれているというところがございますので、「過去」という言葉は言っていないところなのでございますけれども。

（「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） 誤った条例解釈に含まれているというのですけれども、説明資料を見ると、過去からの誤った条例解釈を是正することなくこれを追認してきた市長としての責任、市長の責任のとり方としてはというふうに始まっているから、この中に含まれているのだったら言うてくださいますかと言っているのです、これがもし違うということであれば、そもそも過去からの誤った条例解釈を是正するということがおかしいのではないかと思います。

というのは、建物の部分は過去からはあるという事例を出しています。けれども、私が指摘しているのは、観光船の係留が過去からあったのだったら示してくださいということなので、今のだと論点が違うのかなというふうに思います。

○議長（鈴木喜明） 議長として整理します。

今、安齋議員から、要するに、観光船の係留についての過去の違反事例があるのか、それを具体的に述べてくれというお話だというふうに思っています。その件につきまして、先ほどは答弁されておりませんので、その件について明確にお答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 大変失礼いたしました。

観光船については、過去の事例、違反した事例というものはございません。

（「おかしい」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「資料が違うのでは」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） いいですか、産業港湾部長。そういうふうな言い方をして、違反がありませんということになりますと、このもともとの書いてあるその書き方が違うのではないかということも含めて言っているのですけれども、その点の解釈の仕方も含めて答弁していただきたいと思います。

（2分経過）

（「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） 今の件ですけれども、本会議場に配付されていない、事前に議員に説明があった資料の中で私は質問していて、少しわかりづらかったかもしれないのですが、そもそもは今回の議案を提案するときの市長の提案説明の中に、過去からの条例解釈の違いというふうなことを言っていますので、市長がそもそもおっしゃっているから、この問題はしっかり整理していただかなければいけないと思いますので、その場しのぎで、ここに入っていると、ここに盛り込んだつもりだと、本当はなかったとかと言われても、次の総務常任委員会の質疑にも影響してくると思いますから、しっかり精査をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 今、安齋議員から、議事進行がございました。

昨日の条例案ではその点は触れているわけではございませんが、会派等に、議員に説明する段階での資料の中にそういう記載があったということでもあります。

午後からの審議にも影響するということでもありますので、説明員にお聞きしますけれども、今の解釈について、ここで時間を、この場で5分ほどとるとか、そういうことであれば答えられますか。

（「5分程度いただければ」と呼ぶ者あり）

今、説明員からありましたので、この場でまず、5分少々待ちますが、それでも整理がつかない場合は、また考えますので、お待ちください。

(4分経過)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 大変時間をおかけして申しわけございませんでした。今、整理いたしましたので、答弁させていただきたいと思います。

この安齋議員の再々質問の部分でございますけれども、過去からの誤った条例解釈ということにつきましては、今回の係留に係る係船環をつけたことも分区条例違反ということになったことでございます。それも含めた分区条例についての誤った解釈のことを表現しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

(「いやいやいや、ちょっとおかしいしょ」と呼ぶ者あり)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安齋哲也議員。

○3番(安齋哲也議員) 今の答弁ですけれども、申しわけないのですが、分区条例違反にかかわってのことだということで、百歩譲って認めても、では係船環、観光船を係留した事例はあるのかと言ったら、先ほど、ないと言っているのですよね。ないのに条例違反だけここに持ってきても、これだと整合性が合わないと思うのです。しかも、このその場しのぎの言い逃れでしか全くないと思うのですが、この答弁を私は許せないというふうに思いますが、議長、よろしくお願いします。

○議長(鈴木喜明) 答弁を、許せるとか許せないとか、そういうお話が議事進行と何の関係あるのですか。

○3番(安齋哲也議員) 大変失礼しました。許せないというのは、感情的になってしまったのですけれども、そういう言い逃れをする答弁を認めるのは、私としては、この本会議場で許されるべきものではないと思いますから、しっかりとした答弁の精査をお願いしたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 安齋議員に申し上げますけれども、精査を求めるといことでありますが、これは表記したことが誤解を与えたというか、そういうことに基づくもので、これは精査のしようがないというふうに判断します。

逆に言うと、安齋議員のおっしゃるような捉え方もしかねない、こういう説明の仕方、その文章を書いたということについては、それは説明員に厳重にやはり今後ないようにしていただきたいということとは言えますけれども、今この時点で、これはそういう意味では書いていない。そういう意味でとったと。このやりとりだけで議事を整理する時間をとるといことにはならないというふうに考えます。

いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

説明員にも申し上げますが、こういった誤解を生むような説明の仕方並びに資料を作成することは、以後気をつけるようにということで、再々質問はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

以上をもって質疑を終結いたします。

なお、議案第24号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議事整理のため、明日から10月9日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時48分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 秋元智憲

議員 中村吉宏

平成29年
第3回定例会会議録 第10日目
小樽市議会

平成29年10月10日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																			
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																	
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章													
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭											
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也						
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也													
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生											

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 大 崎 公 義
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄
議事係 長 柳 谷 昌 和
書 記 北 岡 尚
書 記 河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第22号及び議案第24号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

ふれあいバス事業費における北海道中央バス株式会社との交渉に関する質疑については、市と北海道中央バス株式会社との間で、毎年度、ふれあいバス乗車証に関する協定書を締結しているが、平成29年度に関しては、事業費の負担割合についてバス事業者と協議が調わないなどの理由で、いまだに協定書の締結が行われていない状況である。

森井市長は、基本的には協定は事業開始当初に締結するものと認識していたとの理由から、それ以降、年度ごとに締結が行われているとの認識はなく、5月18日に今年度の協定書が締結に至っていないことを認識したとのことであるが、毎年度、締結が必要な協定に対し、この程度の認識しかない市長の態度は、ふれあいバス事業を軽んじているとしかとられかねず、知らなかったでは済まされないことではないのか。

市長は、ふれあいバス乗車証に関する協定が毎年締結されていることを知らなかったというが、平成28年度の協定書の決裁では、市長がしっかりと押印しており、これは、知らなかったとも忘れていたとも言えるものではない。今までも事あるごとに、錯誤した、私はそうは思わないなどと言いがましい発言ばかりしていたが、今回のように証拠があれば、真実は全て解明されるため、今後、このようなことがないようにしっかりと答弁すべきではないか。

8月29日付で北海道中央バス株式会社へ発出された「小樽市ふれあいバス乗車証に関する負担額について」では、議会で補正予算案が可決された場合の事業者負担を示しているが、否決された場合、市は、この事業はどうなると考えているのか。

市は、例年、北海道中央バス株式会社との間で締結してきた協定書がないまま今年度は毎月の費用を支払っている。この手続については、小樽市事務専決規程で通常部長の専決であるが、「疑義のあるもの又は将来紛議若しくは論争のおそれのあるもの」とであると判断し、副市長を専決者として決裁するなど、法令の定めるところに従い、適切に支払いを行ったと主張している。しかし、今回は支払い額の根拠となる協定書の作成を義務づけている小樽市契約規則に違反すると思うがどうか。

ふれあいバス事業は市の事業であるのだから、本来、その事業費は市が全額負担することが当然でありながら、事業開始から現在に至るまで、その一部を中央バスに負担していただいたことは、市にとって非常にありがたい話であるが、市長は、中央バスがふれあいバス事業に協力してくれているということを忘れて交渉に当たったのではないか。そして、相手の気持ちをしんしゃくしなかった結果、市長は、中央バスとの関係性を抗議文が届くまでにこじらせ、その尻拭いを部下にさせているという現状にある。しかし、この構図は本末転倒であり、市役所の中では市長がトップであるものの、市職員は市長の召使

でも奴隷でもなく、トップが責任をとるからこそ職員は動くことができるということを、肝に銘じるべきと思うがどうか。

ふれあいパスの事業者負担割合に係る協議について、市は、ことし3月9日、平成29年度のふれあいパス事業の実施については、平成28年度と同様の負担割合でスタートすることとし、負担割合の変更及びその実施時期については継続して協議していくことで中央バスと合意したというが、合意形成に当たり、市の事業者負担割合の変更及び実施時期に関する考えが中央バスに伝わっておらず、理解を得ないまま合意がなされている可能性があるという。そのような状況では、果たして合意したと言えるのか疑問を持たざるを得ないがどうか。

今定例会に提案されているふれあいパスの事業者負担分を市が負担するための補正予算について、市は、中央バスに対し、議会が補正予算を可決してくれたら事業者負担を全額軽減できると説明していると聞く。しかし、事業者との協議経過などについて今定例会直前まで議会に対し報告を行わず、突然補正予算を計上した市の対応は、議会軽視も甚だしく、また、この間、可決してもらうために議会と折衝しているとばかり思っていた事業者も驚愕したというが、本来なら、議会への報告は、中央バスとふれあいパスの協定書が締結できないことがはっきりした3月の段階ですべきであったと思うがどうか。

また、今回の補正予算が可決されたら、事業者負担を全額軽減できるという事業者への説明に鑑みると、仮に補正予算が否決され事業者負担の軽減ができなかった場合、全ての責任は議会にあると市は考えているのではないか。

ふれあいパス事業は、中央バスからの協力を得た上で継続している事業であるところ、市と中央バスのトップ会談での話し合いのこじれを原因の一つとして、今年度の市の事業費負担額がふえ、市長の責任が問われている状況であるが、市長は自身にどのような責任があると感じ、今後、具体的にどのような行動をとるつもりなのか。

市長の中央バスに対する姿勢が変わらないまま協力を求めるようでは、中央バスに受け入れてもらえないことは言うまでもなく、中央バスとの対話の窓口をつくっていくに当たっても、市長が何らかの姿勢を示さないと、窓口どころか、ふれあいパス事業の今後の見通しすら危うくなるのではないか。

また、市民の税金を費やしておきながら、市長みずから具体的な行動を起こす努力をしないようでは、市民からの納得も得られないと思うがどうか。

ふれあいパスの事業者負担分を市が負担することになったのは、7月10日に副市長が中央バスと交渉した際、同社社長から事業者負担は継続できないと提示されたことを受けてのことだというが、同社がこのような提示をしたのは、トップ会談等において露見した森井市長の問題認識の甘さや不誠実な対応に原因があると考えられる。このことについて市長は、トップ会談だけが原因ではないと否定するものの、副市長の協議に先立ち、社長から市長に送付された通知文には、市長答弁に対する抗議を初め市長への不信感が満ちていることに鑑みれば、市長の一連の対応が事業者負担割合の交渉に大きな影響を与えたことは明白であると思うがどうか。

また、これまで職員と事業者が行ってきた事業者負担軽減についての協議を市長が踏みにじった結果、事業者負担分を市が負担するための補正予算が今定例会に計上されることとなり、そのつけを市民に負わせることになるということを森井市長は自覚しているのか。

今定例会は、答弁の訂正、撤回が多発し、通常では考えられない状況が起きている。特に、ふれあいパスについては、答弁の訂正や撤回、新たな事実が出てくるなど、整合性が疑われる答弁が多々発生したことは、透明な行政運営が行われていないことを感じさせるものであり、非常に残念である。市の行政運営が不透明になったのは、市長、副市長の姿勢に原因があり、その責任は非常に重いものであると

思うがどうか。

地域公共交通に係る法定協議会の立ち上げに関する市と中央バスとのトップ会談において、市長が中央バスに対し、協議会の場でどのように満足度を高めていくのか、そして不採算部分が出てくるのか、それに関して経営としてはやりたくない案件であっても中央バスに受け入れてもらえるのかと発言したのかどうかの真偽について、市長は、その意図での発言を否定している。しかし、中央バスは会談での発言記録をもとに抗議しており、一方の市長は自身の記憶だけを頼りに発言を否定している状況に鑑みると、市長は中央バスに対し、発言の真偽について対抗できないと思うがどうか。

また、市長がこの発言を否定しているということは、北海道を代表する企業である中央バスが、市長が言ってもいないことを発言したと主張しているともいうのか。

市長は、中央バスとの交渉の中で、みずからの発言で誤解が生じていたと言うが、中央バスからの抗議文書に対して、市長は、回答期日におくれて回答するのみならず、このことが原因で協定書の締結が困難となっている状況を知りながら、なぜすぐに誤解を解消しようとしなかったのか。

また、ふれあいバス事業は市の事業であり、市は中央バスに協力してもらっている立場なのだから、市長は、中央バスとの間に誤解が生じている状況を打開すべくみずから行動をとるべきだったのではないのか。

一方、市長は、今後、中央バスとの信頼回復に向けて、社長と会う機会を設けられたらと言うが、それでは受け身の対応と言わざるを得ない。市長には、住民の移動手段としての地域公共交通を守るためにも、一刻も早い信頼回復に向けて尽力すべきと思うがどうか。

森井市長は、自身がトップ会談での失敗によって崩した中央バスとの信頼関係について改善を図るため、ころ合いを見て同社社長と会談したいと口では言っているが、いまだにアポイントもとらず、その時期は明言できないでいる。

しかし、議会を初め、多くの市民も心配しており、中央バスとの信頼関係の改善は早急に行う必要があることから、ころ合いを見てなどと悠長なことを言わず、期限を決めて対応すべきと考え提案したが、市長からはそのような意識はみじんも感じられなかった。期限を決めて物事を遂行することは社会人として常識だと思うが、そのような常識を備えていない森井市長とは、これ以上議論をすることができないと言わざるを得ないがどうか。

総合計画審議会の委員構成について、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第6条第2項第6号では、市長が必要と認める者を委員の一員とすることを定めている。前回の総合計画審議会委員と比較すると、委員定数に対する委嘱人数の割合は、公共的団体等から推薦された役職員の割合が約半分に減った一方、市長が必要と認める者は2割を超える割合に増加しているが、この委員構成が変更された理由は何なのか。

また、市は、委員選考の判断基準は市長の意向に沿う者であるか否かではないと主張するが、市長が認める者の割合が2割にも上る委員構成では、その主張に疑念が生じることから、市には、今後の議会議論を踏まえた上で、多様な意見を集約できる委員構成とするよう改めて検討してほしいと思うがどうか。

除排雪に係る道路除雪等業務について、市は、地域総合除雪の入札に参加するJVの数が増加することを期待して、今年度から登録要件を緩和したが、登録者数は昨年と同じであり、当初期待していたような結果には結びついていない。この要件緩和について、市は、しっかりと周知を行ったのか。

また、この登録要件の緩和について、市は、メリットはあるがデメリットはないと、リスクの予測ができていない答弁を行っているが、本当にメリットしかない変更なのであれば、なぜ今まで登録要件を

緩和しなかったのか。

道路除雪等業務について、市は、今年度から、参加可能な業者数を拡大するためとして、登録要件の変更を行ったが、この変更により、道路除雪作業の経験がない業者であっても要件さえ満たせば登録が可能となり、JVの代表者にもなることができるという。さらには、道路除雪の経験がない企業だけでJVを編成することも可能だというのが、市は、そのような状態で、危険が伴う道路除雪等業務の安全性を担保することができると考えているのか。

建設業者が減る中で、将来、道路除雪等を担う業者が減少することへの不安は理解できるが、登録業者数をただふやすだけの要件の変更では、除雪作業の安全性をどのように担保するのか懸念がある。市には、より慎重な作業基準を設けるなどして、安全を担保できるよう対策をしっかりとってほしいと思うがどうか。

貸出ダンプ制度において、市は、町会等が2月下旬以降に2回目の実施を希望する場合、市の担当者が現地を確認し、積雪が少なければ排雪を見合わせてもらうとしているが、これでは、市が排雪の必要性を決めつけることになり、市民の意向に反することになるのではないかと。また、この制度には、町会などの排雪費用の軽減を図るという目的もあるのだから、排雪を行うかどうか市が機械的に判断するのではなく、地域状況を加味しながら、市民要望に沿って慎重に判断すべきと思うがどうか。

また、今年度から、冬季の歩行空間確保のための予算が計上されているが、これまでの除排雪の検証の中で地域住民からこのような要望はなかったと考える。排雪を抑制した上で、特に市民から要望されてもいない思いつきのような事業を開始するのであれば、地域住民からの切実な要望がほかにも多数あるのだから、そちらを優先させていくべきと思うがどうか。

通学路の除排雪について、除雪対策本部長である副市長は、冬季における通学路の安全確保は重要であるとの認識を示す一方、昨年度は3学期始業式までに幾つかの通学路で除排雪が間に合わず、児童・生徒を危険にさらしてしまった。これまで市は、通学路の除排雪についても他の道路と同様、特別扱いしないとしてきたものの、昨年度の結果を受け、今後は市教委など関係者との連携を密にしていこうというが、それによって今年度は3学期始業式までに通学路の除排雪を完了させ、児童・生徒の安全を確保すると認識してよいか。

また、関係者と連携していくに当たり、学校を中心に地域や保護者の意見も随時反映できるような工夫が必要と考える。事故が発生してからでは遅いことから、市には、通学路の除排雪について、基準だけにとらわれず踏み込んだ対応をしてほしいと思うがどうか。

除排雪について、市は、人件費などの高騰により経費が増大し、市民の要望に応える排雪はできないというが、大雪であった平成17年度と昨年度とを比較すると、ほぼ同じ費用でありながら、平成17年度は3倍の排雪を行っていた。除排雪にかかわる燃料費や人件費は増加傾向にあり、特に人件費は3割程度の値上がりをしているということは理解できるものの、どこを見ても単価に3倍もの差が出ている業界はなく、余りにも差があると思うが、入札の基準単価はどのように設定しているのか。また、除排雪にかかわる単価の査定についても、どのように行われているのか、明確にしてほしいと思うがどうか。

市は、色内ふ頭の岸壁の安全性に問題があることから、同埠頭への関係者以外の立ち入りを禁止しているが、警備員などを配置していないため、市民が埠頭に入り、釣りなどを行っている姿が見受けられる。しかし、岸壁が本当に危険な状態であるのであれば、きちんと警備をすべきであり、危機管理上、警備員を配置するなどの対応を行うべきと思うがどうか。

また、当該岸壁には海上保安が巡視艇を係留しているが、国の重要な任務を担う巡視艇に支障を与えることは許されない。市には、代替の岸壁の確保などの対応を最優先で行ってほしいと思うがどうか。

高島漁港区の観光船事業に係る分区条例上の許可について、小樽市コンプライアンス委員会は、条例に違反するのではないかという公益目的通報に対して通報対象事実ありとの調査結果を示した。その判断は、弁護士資格を持つ法律の専門家が行っていることから、裁判で違反の判決が下された場合と同様に尊重されるべきであることに鑑みれば、市は是正措置として、分区条例に基づく許可を全て取り消さざるを得ないと考えるが、市が具体的な是正措置を一向に示せない理由は何なのか。

現在、市は、法律上どのような是正措置が適切か顧問弁護士に相談しているというが、法律上どのような措置が適切かどうかは顧問弁護士が判断できるものではなく、本来すべき相談は、市長の考える是正措置が法律上適切かどうか確認することではないのか。

小樽港港湾計画については、これまで2年間にわたり7,000万円を超える人件費などをかけて改訂作業を進めてきたが、市長は、今定例会において、突如、よりよい改訂を行うため、これまで進めてきた改訂作業を一時中断するとした。中断を決定するに当たり、これまで策定作業に携わってきた長期構想検討委員会や地方港湾審議会の委員の方々などに相談もしていないとのことだが、庁内会議で一方向的に中断と判断したのは、一体どのような理由によるものなのか。

また、市長の言うよりよい港湾計画とは一体どのようなものなのか。

そもそも、この一時中断を挟むことで、現状検討してきた計画改訂よりもよい計画を策定できるとする裏づけはあるのか。

本年4月からシルバー人材センターが空き家見回りサービスを開始したというが、サービス開始からの利用件数は、わずか2件だという。利用件数が少ないのは、新しい事業であり周知が不足しているためだと思われることから、空き家対策を進める市としても、例えば、所有者の判明している空き家についての苦情・相談があった際には、その所有者に本制度を紹介するなど、利用者増に向け周知に取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、議案第1号 2017年度小樽市一般会計補正予算に対し、否決の討論を行います。

今回の補正予算には、反対の理由にはしませんが、一言述べさせていただきます。

まず、一つ目は、ふれあいパスの2,670万円の補正予算についてです。

制度の存続を考えれば、今回の予算措置は当然ですが、補正予算を上げざるを得なかった理由には、市長の行動や言動があることも今定例会で明らかになりました。ことしの1月19日の市長と中央バス社長とのトップ会談の後から、バス事業者側が市長に対して不信感を持ち、抗議文などが送付され、最終的には、一切バス事業者の負担はできないという話になりました。バス事業者から抗議文が来たときに、真摯に受けとめ、迅速に陳謝するなどの対応をしていれば、ことしの10月から事業者負担の全てを市が持つ話にはならなかったと考えます。今後は、バス事業者と話し合い、信頼回復に努めることを強く求めます。

二つ目は、総合計画審議会の審査委員についてです。

委員会審議では、総務常任委員会での議論を踏まえ、市長が必要と認める者について検討するということですので、今回の予算は、委員数をふやす予算のみ判断を行います。委員構成については、市民の誤解を招かないように考え直していただきたいと思います。

反対する予算は、除雪費の予算です。

2017年度除雪予算は、総額14億5,410万円を計上しており、前年度予算よりも1億3,400万円ほど高くなっていますが、そのうち1億円近くは人件費や燃料費等が高騰したことによる除雪業務委託料になります。また、昨年度と比べれば除雪費が増加しましたが、排雪をするタイミングは、除雪対策本部パトロール等で危険だと判断しなければ、排雪は入らないと議会でも市長は発言され、観光に配慮した除雪として、240万円の予算計上に関しても、除雪時期によっては必ずしも黒い雪山が残らない保証はできないと話しています。これでは観光に配慮したことにはなりません。

近年は、累計降雪量が少なく、市長は、きめ細やかな除排雪を目指しているもので、2016年度の市民からの苦情件数は、2015年度に比べ約1,000件増加し、3,700件となっています。直近5年の比較でも排雪依頼が増加しています。通学路の安全でも、教育委員会とも連携をしながら取り組むと言いながら、昨年は小学校・中学校付近の道路も雪山が積み上がり、見通しが悪く、安全を確保していると言えない状況でありました。また、住民要望があるにもかかわらず、昨年からの貸出ダンプ制度の特例を廃止し、さらに予算を削りました。

その一方で、住民要望が出ていないにもかかわらず、突然、第3種路線の歩行空間の確保として、11カ所の道路の除雪をしたいと予算が提案されています。市長の議会の答弁では、限られた予算の中で執行していくから、一定程度は我慢していただきたいとの発言もあり、本当に予算どおりに排雪が入るかも疑問が残ります。住民が雪に困らないようにするためには、除雪だけを多くしても雪を取り除くことをしなければ根本的な解決にはなりません。雪押し場の確保だけではなく排雪にも力を入れるべきです。

今回出された補正予算は、住民の声に沿った除雪予算にはなっていないばかりか、市長が公約していたきめ細やかな除排雪とは大きな乖離があると考えます。公約に沿ってきめ細かい除雪予算を提案すべきです。

以上、各会派や各議員の賛同を求めて、討論いたします。（拍手）

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 自由民主党を代表して、討論を行います。

今定例会に付託された議案第1号平成29年度一般会計補正予算には、ふれあいバス事業費2,670万円が上程されております。

この内容が議会に示されたのは8月21日でありました。3月に北海道中央バスから事業者負担の軽減を求められ、副市長をキーマンとして各種交渉が進められていたにもかかわらず、議会には一切の説明も経過報告もなく、しかも北海道中央バスとの協定書の締結なしに支払いを執行しているなど、根拠なしの不適切な行政運営がされておりました。

驚いたのは、年度ごとに協定書を締結することを知らなかった、前年の協定書に押印、決裁しているにもかかわらず、年度がわりの決裁文書が多い中で失念していたと、まるで認識していなかったのではようがないともとれるような市長の発言は、行政の長として口にしてはならないようなことを胸を張って答弁していました。また、説明からわずかに数日後の第3回定例会で可決を求める提案をしてくるとい

う、議会を根底から軽視、無視した暴挙に出てきました。

こうした予算提案手法は、議会として当然理解することや納得することはできません。本来ならば、否決して、出し直しを求める、あるいは継続審査として議論を深めるといったようなことになると考えますが、補正予算には、ふれあいパスのほかに除雪費や他の予算が含まれており、市民の生活の確保、ふれあいパス事業に協力をいただいている北海道中央バスへの影響も考えると、自民党としては、じくじたる思いで可決することを選択いたしました。

以上、討論を終わります。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高橋龍議員。

（5番 高橋龍議員登壇）（拍手）

○5番（高橋 龍議員） 民進党を代表し、議案第1号について、いまだ納得のできない点も多く、まことに不本意ではありますが、可決の立場で討論をいたします。

今定例会に上程された一般会計補正予算は、非常に不満の残るものであります。

まず、ふれあいパスについては、今定例会で最も多くの時間、審議をされた事項です。しかしながら、事実を明らかにしたい議会からの質問に対して、限りなく虚偽とおぼしき答弁を取り返し、整合性がとれなくなると、詭弁を弄して乗り切ろうとし続けました。その詭弁は、聞いているこちらが何らかの錯誤だと思いたいほどのものでした。無責任な発言により、議会やバス事業者のみならず、みずからの部下である職員の方々、ひいては小樽市民までも翻弄されています。市長がもっと慎重に発言をされていれば、このようなことにはなっていなかったのではないのでしょうか。

ふれあいパスという高齢者の積極的な社会参加を支援する重要な制度を継続していくための補正予算でありますから、可決には回ります。ただ、このたびの問題に対する市長の認識の軽さや、手続が違法である可能性など、市政運営の瑕疵は消えたわけでは到底なく、いわばこの制度を人質にするような本予算案を100%認めたのだとは決して誤解をされないよう、また、100点満点などでは全くないことを申し添えます。

さらに、除雪予算についても、除排雪業者の資格要件やジョイントベンチャー構成員数、代表者資格要件の変更など、不可解で真相究明をしなければならない課題は山積であります。

加えて、貸出ダンプの問題や、多くの市民から寄せられる依頼を無視するかのごとく、結果的に排雪が抑制されていること、そしてロータリー車の具体的な効果についても納得のいく回答はありません。しかしながら、これも、雪の多い本市において市民生活に重大な支障を来さないよう、財政的な裏打ちを担保されることは議会の重要な責任であることから可決といたします。

苦渋の選択での賛成でありますので、疑念への追及の手は緩めないということも胸にとめておかれませう御承知おきください。

以上、ただいま申し上げた意を含めて、各党派、議員の賛同を求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成、議案第1号平成29年度小樽市一般会計補正予算について、可決の立場で討論いたします。

初めに、今定例会に上程された補正予算、ふれあいパス事業費2,670万円についてです。

これは10月から市の負担を70円から100円に見直すため、事業費を当初予算に上乘せするものです。

代表質問でも述べましたが、この負担割合の見直しは、余りにも唐突であり、利用者負担はふえないものの市民負担がふえることにつながります。ましてや、そのような重大な協議が、事業者と継続的に行われていた事実を議会に示さないまま、その対応策や新たな制度に向けた議論を深めることもなく今定例会に補正予算を計上したことは、議会の役割を無視するものです。

そもそも副市長が北海道中央バス株式会社と事業者負担軽減の交渉を行いました。ふれあいパス事業の歴史、制度の内容をよくよく理解されて行ったのか疑問さえ残る答弁ばかりで、北海道中央バス株式会社との関係をさらに悪化させてしまったのではないのでしょうか。

また、我が党の斉藤議員の指摘により、バス事業者との協定書がないまま本年4月から支払いをしてきたことは、小樽市契約規則に違反することが明らかになりました。支払いの根拠も示すことができず、法律や規則の曖昧な解釈のもとで事務が行われていたことは、地方公務員としてあってはならないことでもあります。

さらに、今回、この負担割合の見直しに至った経緯の議論の中で、20年もの間、ふれあいパス事業に御協力をいただいていた北海道中央バス株式会社から、市長の認識の甘さ、ずれによる無責任な発言によって、会社名で抗議文書が届き、信頼関係を崩してしまった責任は重大であります。

次に、今定例会補正予算には、除雪費12億9,700万円が計上されていますが、地域総合除雪業務予算は、近年、除雪費と累計降雪量に相関関係が見られないという理由で、予算の策定方法を、累計降雪量が異なる、主に過去5カ年の除排雪の作業量に変更いたしました。しかし、相関関係が見られない要因をそもそも分析したのか疑問です。

中でも、排雪量の見込みについては、過去5カ年の排雪量は勘案せず、少雪であったおととしの平成27年度実績27万立方メートルを基礎とし、新たな施策の排雪量を加えた予算としました。これは、平成27年度、28年度の状況からもわかるように、予算内におさめようとする考えが見え隠れし、今年度も結果的にバス路線や学校周辺等の排雪抑制につながり、市民の冬の安心・安全を担保できるのか、非常に懸念をしています。

しかしながら、本議案を否決することは、市民に多大に心配や不安を与えることとなり、特に除排雪については、市民生活に大きな影響が出ると考えられ、これは避けなければなりません。

また、ふれあいパス事業について、議会議論はもちろんのこと、バス事業者とは信頼関係の再構築を図りながら、今後の制度継続に向け協議を続けていくことが重要であり、苦渋の選択をするに至りました。

以上の理由により、議案第1号は可決の態度を表明し、議員各位の賛同を求め、討論といたします。

(拍手)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

(3番 安斎哲也議員登壇)

○3番(安斎哲也議員) 議案第1号平成29年度小樽市一般会計補正予算について、賛成はいたしますが、一言申し上げます。

この補正予算案については、まず、除雪費12億9,700万円の補正が盛り込まれています。今年度から除雪費の策定手法が変更となり、これまでの累計降雪量500センチメートルに対して、過去の作業量をもとに算出されてきましたが、過去5カ年の除排雪の作業量から算出されました。森井市政による除排雪は、2年間、排雪抑制で予算削減ありきであります。排雪はぎりぎりまで我慢を強いる、市民の福祉向上とはほど遠い、口だけのきめ細やかな除排雪であります。しかも、何かしらの黒い雪の思惑がある

のか、入札参加者をふやすだけが目的の地域総合除雪業務委託の代表者資格要件変更は理解できません。

また、貸出ダンプ制度においても、現行2回まで利用できるものを制限することです。町会との地域協働事業がいつも簡単に崩されることになりました。さらに、一部の組合の利益誘導と指摘されているダンプトラックの配車方法の検討も引き続き継続されるようです。これらは市民のためではなく、森井市長のしがらみから生まれた市民不在の制度改悪の何物でもありません。

次に、ふれあいバス2,670万円の補正ですが、今定例会で市長の虚偽答弁、副市長の身勝手な思い込みにより議会が空転し、違法な支出であったこと、違法な支出を隠蔽しようと4月1日付の覚書を作成させ、事業者に押印を迫ったこと。そもそも市長と事業者社長とのトップ会談以降、信頼関係が崩れ、原課の努力もむなしく、交渉が決裂となりました。この責任は、市長と副市長のトップ2の言動が招いたものであり、それをあたかも事業者が悪い、職員の責任だと、みずからの過ちを律さない市長の姿勢は目に余るものがあります。この2,670万円は、市民の税金から支出するのではなく、市長、副市長がみずからの減給で補填すべきであることは、再度強く訴えます。

予算案には賛成いたしますが、白紙委任ではないことをお忘れいただかない旨、言及をしておきます。以上、討論を終わります。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月22日に開催された当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、議案第7号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案については、市長が給与の10分の1を1カ月減額し、管理監督者の責任のほか、過去からの誤った条例解釈を是正することなく追認した責任をとるとするものである。

しかし、今回の条例案では、コンプライアンス委員会が、複数の事案について小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に違反しているとの判断を下しているにもかかわらず、量定からは、建物に関する違反のみを対象としているとしか読み取れないが、今回の量定はコンプライアンス委員会からの全ての指摘を踏まえた上での判断なのかどうか。

また、過去の誤った条例解釈を追認してきたというが、これまで議会が指摘してきたにもかかわらず、合法だ、違法ではないということを市長自身が主張し続けてきたことに鑑みれば、とても追認しただけの責任などでは済まされないと思うが、市長はこの程度の減額の内容で妥当だと考えているのか。

この条例案では、森井さんは自身の責任として、過去からの誤った条例解釈を是正せず追認したことを挙げているが、これでは、原部や過去の解釈が悪く、自分はただ追認しただけで、自分は全く悪くないという言いわけでしかない。今回、コンプライアンス委員会が指摘したことは、全て森井さんのもとで行われていることから、森井さんは道義的、倫理的というレベルではなく、当事者として責任を負うべきで、今回の提案は余りにも軽過ぎると言わざるを得ないが、ここまでの指摘を受けてもなお、森井さんはこれでいいのだと考えているのか。

市長の言う過去とは、コンプライアンス委員会から指摘を受けた今回の高島漁港区における分区条例違反と市が認識違いの精査を行った際、顧問弁護士から違反の可能性が大きいとの見解を受けた1店舗のことだという。しかし、市が精査した1店舗は、あくまで違反の可能性が大きいだけで、違反と断定されたものではなく、条例に適合している可能性もある中で、断定されてもいないものを根拠に過去からの条例解釈が誤っていると明言してもよいのか。断定されていないものをあたかも違反だと言い、過去から誤った条例解釈があったことにして、少しでも自分の責任について他者に転嫁し、軽減しようと図る森井市長の政治姿勢は到底理解、納得されるものではないと思うがどうか。

高島漁港区における条例違反について、一刻も早く森井市長の処分が求められる中、市長は11月分の報酬を1カ月だけ減額するという処分内容の条例案を提出してきた。その処分内容の説明に当たっては、理由を後づけし自分は悪くないと言いわけするような態度が感じられるが、条例案の説明に当たってはそのような言いわけなど必要なかったと思うがどうか。

また、議論の中で市長は、今回の処分内容が重いものだと認識しているようだが、自分は悪くないと言いわけしながら出してきた処分など、到底納得できるものではなく、今回の条例案は一旦取り下げ、改めて出し直すべきだと思うがどうか。

上林副市長は、市長の給与を減額する条例案の提出に合わせ、市長と同様の内容で給与を自主的に辞退するとのことだが、なぜ市長に合わせて給与を減額する条例案を提出することにしなかったのか。また、条例案が否決された場合、副市長は、自主的な給与の辞退を取りやめるとのことだが、それではみずから律することにはならず、市長に律してもらっていることにほかならない。副市長は市長に従って給与を辞退するだけで、そもそも自主的に給与を辞退する考えなど持っていなかったのではないのか。

市から次期総合計画審議会の委員構成が示されたが、16名だった民間諸団体の代表者にかわる公共的

団体等から推薦された役職員を10名に減少し、4名だった市長が必要と認める者を7から8名に増加するという内容であった。市は、市長が必要と認める者について、連携協定を締結している大学の学生や各分野の知識・経験を有する者を想定しているというが、それらの方々であれば、学識経験者や市政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する市民でよく、市長が必要と認める者をふやす理由とはならないのではないかと。

現在、市が設置している他の委員会には、委員として森井市長と辻立ちをしている人物が選任されているが、活発な議論の中、発言は一度もないようである。

(発言する者あり)

今後の発言に期待はするが、市長が必要と認める者をふやすのは別な理由があるのかと疑わざるを得ない。

市長は、真のオール小樽と言えるような委員構成にしたいと言っているのだから、変に市長が必要と認める者をふやすのではなく、きちんとした枠内で公正・公平な選任を行ってほしいと思うがどうか。

市が人材育成基本方針の見直しを行うため実施した職員アンケートの結果によれば、現在の人事異動が不適切だと思う職員が多くいることが明らかとなり、特に市長を初め上司に対する不満の声が多くあったという。これは、森井さんが豪語する適材適所の人事が小樽市役所の組織を危機的状況に陥れていることを意味しており、市は今回のアンケートの意見を取り入れ、現実を直視すべきと思うがどうか。

また、今回の結果は、職員から厳しい認識を突きつけられた内容であり、常人であれば目が覚めると思われるが、森井市長は、今回の結果を受けてなお、自分が行ってきた適材適所の人事は適切だったと強弁するのか。

今回のようなアンケートは、市役所のような新陳代謝のある組織では、継続性をもって行うことで価値が高まるものであることから、定期的なスパンでアンケートを実施し、その結果を今後の人材育成に生かしてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第24号につきましては、採決の結果、賛成がなく、否決と決定いたしました。

次に、議案第22号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、面野大輔議員。

(16番 面野大輔議員登壇)(拍手)

○16番(面野大輔議員) 民進党を代表して、議案第22号小樽市非核港湾条例案は可決、議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案は否決を求める討論を行います。

非核港湾条例案については、小樽市では、毎年、平和事業を行っており、その内容は、広島・長崎に原爆が投下された8月6日から9日前後に原爆ポスター展、平和首長会議、原爆ポスター展を開催、市立小樽図書館では、児童・生徒向け、一般向けに平和映画の上映会を小樽市と共催、交通量の多い小樽駅前歩道橋では、核兵器廃絶平和都市宣言の横断幕を掲示するなど、市民の皆様に対して核兵器の恐ろしさを忘れてはいけない、また、平和の大切さを訴えかける事業として幅広く取り組みを行っています。

小樽市議会としても、本条例案を可決し、市民を初め、港湾従事者、そして小樽港を訪れるクルーズ

客船に乗船している観光客の皆様に対して、小樽港をより一層親しまれる空間とすることを望み、議員各位への賛同を求めます。

次に、議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案については、委員長報告に賛成し、否決の立場で討論します。

討論で説明しないと、森井市長が何も責任をとらなくていいのだと誤解されては困りますので、否決とする根拠をお示しするとともに、市長に対して条例案の再提出を強く要求いたします。

本議案には、さまざまな納得のできない内容であることが、総務常任委員会の答弁で判明しました。

一つ目に、曖昧な文章表現によって、職員までもが解釈を誤り、さらに、捉え方によっては自分だけ悪いのではないと責任転嫁を行っていること。

二つ目に、何よりも、市長がこの問題の重さを認識していないことがこの量定で示されており、明らかにその責任に見合わぬ軽いものであること。

三つ目に、副市長も自主的に辞退としているが、当事者意識もないままに、みずからの意思を示さずに市長に追従するつもりであること。

よって、本条例案の内容では、市長の言う、みずから律することには到底及ばず、間違っているという私たちの会派の意思を示し、本条例案については否決をし、再度適正な条例案の提出を求めるものです。

以上、議員各位への賛同を求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案に否決の立場で討論いたします。

議会は、昨年より、再三再四にわたり、高島漁港区における観光船事業者への種々の許認可、行政執行が違法、不適切であると指摘を続けてきましたが、市長はその都度、かたくなとも言える態度で、積極的に合法・適切と主張してきました。

ことしになって、コンプライアンス委員会に1月26日付と3月27日付で、議会が指摘してきた高島漁港区における観光船の事業、係留、構築物の規制に関する通報があり、本年8月にコンプライアンス委員会は、通報対象事実ありとして、不適切な行政手続、そして条例違反との判断を下しました。

この判断を受けて、市長は、議案第24号、市長の給与を10分の1、1カ月減給する条例を提案しましたが、我が会派としては、全く誠意を感じられない、漁業者への対応の責任、不適切な行政手続を行ったことへの責任、そして、あってはならない条例違反を犯したことへの責任、また、市民の行政に対する信頼を失ったことへの責任、これらを踏まえるとき、提案された10分の1、1カ月の処分は、余りにも軽いと言わざるを得ません。そもそも市長は事の重大性を自覚した上での処分であったとしたら、余りにももうてんきであり、その見識を疑わざるを得ません。

この議案を否決するとともに、市長は、議会を初め、誰もが納得する、辞職を含めた自戒措置を改めて示すことを強く求めて、否決の討論といたします。

議員各位の賛同をお願いし、終わります。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第22号について賛成の立場で、議案第24号について否決の立場で討論を行います。

議案第22号小樽市非核港湾条例案についてです。

核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANがノーベル平和賞を受賞しました。ノルウェー・ノーベル委員会は、受賞の理由として、どのような核兵器の使用も人類に破滅的結果をもたらすことに注目を集める活動と、核兵器を条約に基づいて禁止することを達成するという、前例のない努力を挙げました。私も受賞の瞬間、たまらない感動を覚えました。世界の流れはここまで来ました。禁止条約により、歴史上初めて違法化された核兵器とともに、いよいよ核兵器廃絶に向けた具体的スタートを切り始めたのです。

ICANによる声明では、今回の受賞について、世界中の数多くの運動家と心ある市民がたゆまぬ努力を払い、核時代の始まり以来、核兵器に声を上げて抗議し、核兵器に正当な目的などなく、地球上から永遠に除去されるべきだと主張してきたことへの賛辞だと述べています。

また、禁止条約の実現に貢献した広島・長崎の原爆投下の生存者である被爆者と世界中の核実験被害者への賛辞でもあると強調し、胸を締めつける証言や、惜しめない活動が禁止条約という画期的な合意をもたらす力となったと評価いたしました。

ICANは、条約の全面実施に向けて全力を挙げると述べる一方、核兵器が安全保障をもたらす合法的で不可欠な原泉とみなす一部政府の考えを危険なものとして批判。核戦争の亡霊が再び大きくあらわれて、核兵器に断固とした反対を宣言するときがあるなら、それは今だと強調しています。

北朝鮮の核ミサイル問題があるからこの受賞は無意味だという論調が一部にあります。国連のグテ雷斯事務総長は、核への不安が最高潮に達しているときだから、核兵器のない世界の実現に向けたビジョンと強い決意を示すことを諸国に求めると声明を発表いたしました。

核兵器廃絶の立場を明確にしてこそ、より強く北朝鮮に核ミサイル開発の放棄を迫ることができます。一方で、核保有国が条約を批准する動きが見られません。唯一の戦争被爆国である日本政府もこの禁止条約に背を向けています。また、米国は、受賞に当たって、核兵器禁止条約を支持も署名もしない方針だと改めて言明し、核抑止力を維持することへの正当性を訴えています。

小樽港には、毎年のように核兵器搭載可能な米艦船の寄港が行われています。地方から核兵器禁止の声を広げ、政府に核兵器禁止条約に参加を促すためにも、小樽市議会は、神戸市会の決議を教訓に小樽市非核港湾条例を議決すべきです。

議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案についてです。

日本共産党は、市長が今定例会中にみずからを処分すべきと主張いたしておりました。しかし、提出された条例案では、市長としての責任をとるとしたものの、管理監督責任のほか、誤った条例解釈を追認した責任をとるというものであり、市長自身が職員に特別な指示を出して、高島袖護岸での開発許可を認めさせたことへの疑いは払拭されていません。それどころか職員が誤ったというような責任のなすりつけや、今回許可を行った観光事業者以外の施設も適合していない可能性は大きいというような言いわけに終始しています。処分の根拠も、こうした管理監督責任に対する先例に基づいたものです。

したがって、本条例案は、全く不十分であり、提出し直すことを求め、反対いたします。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） ただいまの委員長報告に賛成し、公明党を代表し、議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について、否決を求めて討論を行います。

市長は、平成29年8月21日にその結果が報告されたコンプライアンス委員会の本年1月29日受付の匿名の市職員による公益通報、高島漁港における観光船の事業と係留における法令・条例違反及び本年3月27日受付の匿名の市民による公益目的通報、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例違反の2件について、いずれも通報対象事実ありとの決定があったにもかかわらず、みずからの非を素直に認めることなく、過去の条例解釈が悪い、原部が言ってきたことを追認しただけだなどと言ひわけに終始し、直接被害をこうむった漁業者など、多くの関係者や市民に対して、真摯に謝罪する姿勢が見られません。

本件における市長の責任は、単に管理監督責任にとどまるものではなく、誤った条例解釈を是正せず、たび重なる議会からの違法性の指摘に耳を傾けることもなく、適正な行政手続だと強弁し、みずから法令に違反して護岸使用登録や建築許可を強引に推進してきました。議会の指摘を正面から受けとめる姿勢が市長にあれば、ここまで事態を混乱させ、市政への信頼を失うこともなかったと考えます。

これらに対する市長の責任は極めて重く、平成29年11月分の給料月額を10分の1減額する量定は余りにも軽く、妥当ではないと考えます。改めてその責任の重さに相応した、より重い量定が行われるべきと考えます。

以上の理由により、議案第24号は否決の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて討論といたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

○3番（安斎哲也議員） 議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案の提案について、否決の立場で討論をします。

小樽市コンプライアンス委員会の指摘で、高島漁港区での観光船事業において、事業者がU字フックを無断で取りつけたことを知りながら、撤去させることなく、船を係留させ、係船環の取り付けを許可したことが不適切と断定されているのに減給の対象にしていないことと、漁港区内の建物が条例に適合しない可能性が大きいと示唆されていることをあたかも違反であると断定させていることは整合性がとれません。そんなつもりはないのです、私だけが悪くない、ほかの人もやっているのです的な言いわけであります。

事業者、オーナーが、ほかにも違反建築があると現場調査をした我々議会をどなりつけた論調を正当化させるために、あえて過去からの誤った条例解釈と誇張していることは言語道断で、公平・公正な行政手続とは言えません。まさに後援会ファースト、後援会にとっての希望の市政運営であります。

いずれにしても、森井市政によって、この間の市の統一見解がされていないこと、答弁の訂正や解釈違いなど、公平・公正な行政運営がゆがめられています。全く責任を感じた減給額ではありません。

先日の本会議でも主張しましたが、後援会関係者によるコンプライアンス違反だけでなく、ふれあいパスにおける2,700万円、参与への300万円の支出、合わせて3,000万円の返金を求めたいところですが、それを除いても10分の1の減額は到底理解できませんし、昨日、市長も出席し、愛想を振りまいていたとある会合の中で、市長が帰られてから、市民からばかにしているとの声が多く寄せられました。そもそも漁港区区内において、漁師の方から漁ができないという怒りの声が発端であるのに、小樽市港湾施設管理使用条例において、不適切な手続があったとする指摘は減給の対象とせず、漁業者の声に耳を

かさない、全く無視した条例案の提案であります。

よって、市長においては、誰もが納得できる減給額を盛り込んだ条例案を再度提出することを求めます。

以上、否決の討論を終わります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

○4番（中村岩雄議員） 議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案、市長の給与減額条例案に、委員長報告に賛成、否決の立場で討論をいたします。

まず、市長が速やかにみずからを律するために今定例会内に減給条例を提案したという点につきましては一定の評価ができると思います。しかしながら、その内容につきましては、各会派からも意見があるように、果たしてこれでいいのか、議論の余地があると考えております。

そこで、速やかに提出したというその意思に対しては評価しつつ、その量定などについては、その裏づけを含めて、多くの市民が納得できるよう、さらなる検討を求めるものであります。

以上、討論を終わります。

(「どこが悪いかわからないですよ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第24号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第22号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、ただいま決定しました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○19番(林下孤芳議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

市長の後援会関係者がオーナーを務める観光船事業者に対して行った市の許可については、コンプライアンス委員会が分区条例に違反しているとしたが、この許可の取り扱いについて産業港湾部が市長に報告した際、市長は、法令や条例、許可要件に従って公平・公正に扱うよう指示をしたという。一観光船事業者からの申請について、わざわざ部長や参事、担当課長らがそろって報告に訪れたのは、この事業が重要案件であると判断したからであるというが、一事業者の申請が重要案件との判断に至るのは、一体どのような基準があつたのか。

また、市は、過去に分区条例に適合すると判断した案件の適否を調査したとして、その概要を議会に示したが、その詳細の提出を求めたところ、できないとのことであった。市長は、これまでも、都合のよいところだけつまみ食いして報告することが多々あり、市長の言うことを聞いていても事実がわからないので提出を求めたのだが、説明をしておいて詳細を明かせないというのなら、そもそも報告などしなければいいのではないか。

市は、小樽港湾計画改訂の一時中断を庁内会議で決定したが、今後、小樽・余市間高速道路の開通、北海道新幹線の札幌延伸を控え、人や物の流れが大きく変わることが想定される今の局面にこそ、小樽市が小樽港を今後どう活用するのか、その計画を立てるべく、港湾計画の改訂作業を継続すべきなのではないか。

また、小樽港長期構想検討委員会での議論がありながら、市長は小樽港の方向性は物流がメインであるという考えに固執し、庁内会議でその方向性を示したことが計画改訂を一時中断することになった原因の一つであるが、庁内会議の決定が全てを決めてしまうのであれば、長期構想検討委員会での議論は必要のないものになってしまう。市長に、長期構想検討委員会の考えを知ってもらい、計画改訂に対する認識を改めてもらうためにも、市長を長期構想検討委員会に出席させ、委員会の意見を聞かせるべきではないかと思うがどうか。

市は、港湾計画を改訂する前に、現状の社会情勢に応じた基本理念を作成する考えを示しているが、基本理念の作成に当たり、外部からの意見を聞く場を設けて議論を進めたとしても、庁内会議の議論によって、基本理念の決定後に横やりが入り、基本理念の内容が急に変更されてしまう心配はないのか。また、市が港湾計画の改訂を一時中断した上で基本理念を作成するというのであれば、一時中断をせずに改訂を進めるよう要望している小樽商工会議所や小樽港湾振興会から、市の考える小樽港の将来展望に疑問を持たれることのない基本理念となるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

(仮称)小樽市中小企業振興基本条例の制定に向けて、市は検討委員会を設置したということだが、委員はどのような視点で選定されたのか。他都市の例では、その都市の経済に密接した産業の団体から委員が選定されているケースが見受けられ、本市が、全国的に知名度の高い観光地であることを踏まえると、観光の側面からの意見を集約するべく、観光産業にかかわる団体からも委員に選定すべきだったのではないかと考えるが、委員の選定に当たり、このことは議論されなかったのか。

また、市にとって、観光事業者の意見を取り入れることは、市民に観光と市民生活の関係が薄く捉えられがちな印象を変え、その関係を密接に結びつけることにもつながるなど、非常に重要であると思わ

れることから、今後、市には、観光産業にかかわる団体の意見を取り込む機会を確保してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、採択を主張して、討論します。

2014年、小規模企業振興基本法が制定され、小規模企業の振興を推進することが位置づけられました。小樽市内の事業所の半数以上がこの法律上の小企業者であり、ここへの支援が必要です。店舗リフォーム助成は、この一助になります。

この事業を先進的に実施している高崎市は、高い補助率で効果は実証済みの制度です。しかし、この制度は、予算確保が大きな課題でした。委員会審査では、苫小牧市が、予算額450万円で店舗改装費補助を実施しているという答弁があり、苫小牧市の制度は、内装や外装が中心ですが、参考になると考えます。ほかにも道内では、深川市などで実施しており、小樽市でも制度実現を求める願意は妥当であり、採択を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

ふれあいパスについて、市は、制度を維持していくために、事業費を抑制するような見直しを行うとしていたが、事業者負担をゼロにすることになった現在でも、その方針に変わりはないか。

事業費の抑制を考えるならば、対象者の所得制限を行うか、利用回数に上限を設けることが考えられるが、市は、どのような方法で事業費の抑制を図るつもりなのか。

また、市には、この事業が現在まで、バス事業者の協力があって成り立っている事業であることを忘れずにしっかりと取り組み、事業見直しの進捗について議会にもきちんと報告し、情報の共有を怠ることのないようにしてほしいと思うがどうか。

ふれあいパスについて、市は、今後も事業を継続していくために新しい制度設計の検討をするというが、課題も多く、具体的な検討段階には至っていないという。現在の予算規模を維持するならば、本制度を利用する高齢者の利便性を向上させながらも、何らかの方法で利用を制限したり、利用者負担を上げなければならないと思うが、市は、過去に議論された冊数制限案も含め、どのように考えているのか。

新しい制度設計については、市民の移手段を守るという観点からも、現行案にとらわれず、ユニークなアイデアであっても本市の特色となるため、市民の声をよく聞き、事業者の協力を得ながら検討を進めてほしいと思うがどうか。

外見からは障害などがあることわからない方が、配慮や援助を必要としていることを周囲に知らせ、援助を得やすくする目的で作成されたヘルプマークについて、市は、これまでどのような取り組みを行ってきたのか。今後、本市においてヘルプマークを配布する際には、ただ配布するだけではなく、市民グループとも連携しながら市民に対する普及啓発を進めてほしいと思うがどうか。

妊産婦の通院に係る交通費助成について、市は、他都市の先進事例を研究し、状況調査をしていきたいと言うにとどめている。しかし、出産は、命にかかわる問題であり、市内での出産を望みながらも市外で出産せざるを得ない方の経済的な負担を軽減するためにも、市は、交通費助成を具体的に検討すべきではないのか。また、市には、妊産婦が安心して出産に臨むことができるよう、国や道に、妊娠から出産までの費用に対する助成をふやすよう働きかけてほしいと思うがどうか。

平成25年に制定された子どもの貧困対策の推進に関する法律には、地方公共団体が講じる施策が列記されているが、本市では、子供のいる生活困窮世帯や生活保護世帯に対して何か支援を行っているのか。学校などでは、家庭が貧困というだけで、子供のいじめに発展することがあるばかりでなく、経済的に困窮している世帯の子供の学力が低いという統計もあるため、市には、子供たちがしっかりと学べる環境を整えるよう、市教委との連携をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

また、本市では、子供を健やかに育成するための環境整備に必要な施策の円滑な実施及び庁内における連絡調整を図ることを目的として子どもの貧困対策推進庁内会議を開催しているというが、会議の詳細については、議会への報告を行い、情報の共有がきちんと図られるようにしてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第12号及び所管事務の調査につきましては、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号の全て採択を求めて討論を行います。

最初に、請願第2号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいパスとは、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的として実施されています。ふれあいパスの実態調査を見ても、ほとんど利用している方が、買い物や通院などに使っていることがわかりました。このことから、ふれあいパス事業を利用することにより、高齢者の健康維持はもちろん、小樽市の経済の活性化、公共交通の維持など、大切な役割があることがわかります。

市長の言動により、ふれあいパス事業費は中央バスの協力は得られず、市が全額負担することになりました。今後は、制度設計を検討すると答弁がありましたが、ふれあいパスの目的と役割から、利用制限はするべきではありません。ふれあいパスを利用している方からは、乗車証を見せることによって、自分が高齢者だということを主張しているようで、乗車証を出すにもかなり勇気が要る、中には、それが嫌で活用したくてもできないとの声も聞いています。

他市では、高齢者優待乗車証を見せると、現金乗車で市内の路線バスを乗ることができ、そのほかにも1カ月2,000円、3カ月で6,000円のフリーパスの支払いをすると、有効期間内に限り何度でも利用できる高齢者フリーパスの販売をしたりもしています。現在、約2万人の方がふれあいパスの利用をしていますが、利用できる高齢者はふえているのに利用者は減っているところを見れば、使いづらいという面があると考えます。この請願の中でも、現金乗車でも利用できるようにしてほしいとの趣旨が記載されていますが、札幌市のようにICカードでも利用できるようにしてほしいなどの声も出ていることから、これからは制限をするのではなく、もっと利用しやすい事業にしていくという考えが必要です。

次に、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方についてです。

先日、住民の方から、スポーツや図書館に行くにしても中心部に密集しているため、朝里や銭函地域の方は通うが大変で、朝里にコミュニティ施設があれば助かるという声や、朝里会館がなくなってしまい、気軽に住民が集まれる場所がなくなり困っている。病院のロビーなどを使って毎日のように子供が勉強している姿がある。子供のために勉強できる学習室をつかってほしいとの声を聞いています。このような声があることから、建設に向けて検討すべきです。

陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。

市長は、私の代表質問に対し、昨年8月に行った、こども医療費の助成拡大の分析も踏まえて、来年度は判断をしたいとの答弁をしました。子供は、病気にかかれば自分で意思表示することが難しいということもあり、重症化につながりやすいことがわかっています。

慶應義塾大学研究者らが、先月、2012年から2013年度に入院した6歳から18歳の延べ36万6,566人、1,390市区町村のデータをもとに、市区町村ごとの一人当たり課税所得の平均値に基づいて、低所得地域と高所得地域に分けて分析をした調査結果によれば、低所得地域では、外来通院費の助成対象年齢を引き上げた場合、入院する子供が減り、助成拡大によって全体的に入院数が減る結果となりました。経済的理由で病院に行けず、慢性的な病気にかかりやすかった子供たちが外来診療を受けやすくなった可能性を指摘し、自治体独自で行う子ども医療費助成が低所得地域では特に入院患者を減らす効果があり、外来に早く受診することによって、結果的に医療費がかからないことが明らかになりました。このことから、安心して医療機関にかかることができるように、子供の医療費助成は今後も必要不可欠です。

よって、いずれも採択を主張し、各党派、各議員の皆さんの賛同を呼びかけて、討論を終わります。

(拍手)

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第21号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、塩谷・桃内連合町会、新道町会、しおやを良くする会の3団体から要望が出されている。陳情者は、塩谷を除く6カ所からばるて築港線が運行されていることに対し、通院するにも乗り継ぎ等で困難が生じ、交通費が負担増になっているなどの点で、同じ市民として不平等感を拭い切れない旨、訴えており、市だけで解決できる課題ではないため、即決の対処が難しいことは理解するが、市民生活の改善及び維持に向けて努力してほしいと思うがどうか。

今年度から、除雪第3種路線のうち除雪作業が困難な路線11カ所について、歩行空間を確保するための除雪作業を実施するが、この作業を行うことは、市の昨年度までの除雪作業と比べて、除雪の作業範囲が広がることを意味している。市内で同様の作業をボランティアが協同して行っているところを見かけるが、市の行う作業とのすみ分けについてはどのように考えているのか。

市は、昨年度、除雪対策本部で受けた排雪要望の件数と歩行空間の路線の要望の件数を市民に示し、この作業の必要性について、説明をする責任があると思うがどうか。

本市は、今年度から、共同企業体除雪業務の代表者要件を変更し、「本市発注の共同企業体除雪業務の履行実績があること」という項目を除いているが、建設業ではなく、何も経験がない上に、共同企業体に入った実績もない業者が代表者になれるような要件への変更はおかしいと思うがどうか。

今まで市は実績主義でやってきたが、この要件の変更は実績主義を排除したとしか思えず、共同企業体の構成員となった経験があり、道路除雪の実績もある業者がさらに経験を積んで代表者になるのなら理解できるが、このような業者と何も経験のない業者が同等として扱われるような要件変更は、非常に問題があるのではないのか。

昨年、道路除雪等業務の登録業者数は39社あったが、ことし4月の段階では34社しかなかったと聞く。登録業者が少ないのであれば、当然、昨年度まで登録していた業者に対して登録を促すべきだと思うがどうか。

地元の業者を有効的に使っていくのは大変重要なことであり、今年度、申請をしなかったのが本市の業者であることから、積極的に参加をするよう市から訴えていくことが必要だと思うがどうか。

道路除雪等業務の登録業者になるには幾つかの登録要件があり、せっかく厳しい条件をクリアして登録をしたにもかかわらず、いつまでたっても共同企業体除雪業務の構成員として参加することができない業者もある。市は、共同企業体の構成から外れた業者でも行うことが可能な除雪業務の内容や、よりよい発注方法などについて、検証が必要ではないかと考えているとのことであり、今後、このような業者にも光が当たるように、除雪業務の発注方法などについて検討してほしいと思うがどうか。

銭函2丁目の谷地分線周辺に民間事業者のマンション建設計画があったが、古い都市計画道路の区域があるために建設許可が得られなかったと聞く。都市計画を変更する手続には、手間や時間が非常にかかるということであるが、人口対策にもつながるような事業をしたいという民間事業者がいるのであれば、それに応えるのが、本来あるべき行政の仕事に対する姿勢なのではないか。40年も前の都市計画道路の区域を見直しもせず、放置したままにしておくのは大変問題であり、その都市計画道路が本当に必要なのか早急に調査を行い、見直すべきではないか。などであります。

なお、閉会中の8月25日に開催されました当委員会におきましては、地域公共交通網形成計画策定等について報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号、陳情第10号、陳情第20号及び陳情第21号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情第13号及び所管事務の調査は、いずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党は、陳情第21号、継続審査中の陳情第4号、陳情第10号、陳情第20号の採択を求め、討論いたします。

陳情第21号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、陳情理由のとおり、塩谷及びオタモイ3丁目の4,000人を超える住民にとっては、市内一律料金で運用されている小樽市民の中で、現在実施されているばるて築港への重要バス6路線との差別感があつて、小樽協会病院、小樽市立病院、済生会小樽病院の三大病院への通院者にとって交通費の負担がのしかかります。地域住民の要望については、願意妥当です。

市長と株式会社北海道中央バス社長のトップ会談において、不信感が起きているとマスコミ報道され、

地域住民の方々は、要望の実現に向けて大きな不安感を持っています。

地域公共交通に関しては、11月にも法定協議会を設立する予定にあります。協議会が設立されることで、地域公共交通網計画を作成していくことになり、その中で協議課題にされるものと思います。

陳情の趣旨を御理解いただいて、市民生活の維持、改善に向けて、鋭意努力されることを期待いたします。

陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方についての陳情趣旨は、側溝を改修して、雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいとの申し出であり、雪解け時期の状況や経過を見て判断していくこととなります。陳情提出者から、この2年間、降雪量も少なく、雪解け水や雨水が住宅街に流れることはありませんでした。しかし、もう少しの間、融雪や雨水の状況を見ていきたいとの御意見を伺っており、採択を継続いたします。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方についても、冬期間の降雪量が少ない中で経過してきました。この地域の除排雪については、雪押し場が見つかっておらず、除排雪の課題は解決されておられません。引き続き対策が必要であり、陳情の採択を継続いたします。

陳情第20号高速道札幌道銭函料金所拡張工事に係る要請方については、上下水道の課題を除いてNEXCOへの要請です。陳情項目の中で部分的な改善も見られますが、まだ対処の必要な状況が残っています。上下水道の設備埋設については、高速道路より国道側の6戸は、下水道設備の要請です。高速道路の山側の3戸についても、上下水道とも整備されていない中で、チサンカントリークラブ銭函からのもらい水で対処している状況です。上下水道設備の実現に当たって、民有地であることや高低差など種々困難もありますが、市民生活の安全・安心にかかわる重大な課題であり、計画的に進めていくべきです。

議員各位には、陳情の趣旨を御理解いただいて、賛同を求め、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 陳情第21号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、討論いたします。

その願意については、もっともだと考えています。特に、乗りかえなしに病院に行き、治療を受けたい、市内の他地域では実現しているではありませんかと。そのとおりです。しかし、残念ながら、その路線を運行していただける北海道中央バスと小樽市は、全く話をするすべを持っていません。それどころか、全ての信頼をなくしてしまいました。

何とんでも今年中に立ち上がると約束されている公的な法定協議会の中であれば、市民のために1%でも中央バスに信頼いただいて、この陳情のお話を聞いていただけるようになるまで、市民の皆さん、お時間をいただけないでしょうか。

よって、継続審査を主張して、討論いたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） 陳情第21号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、討論いたします。

さきの第2回定例会の質疑及び一般質問で市に対してお願いをしたばるて築港を始発とするおたもい・ばるて築港線を、おたもい入口から塩谷まで延伸してほしいという要望が、今回、陳情第21号として議会へ提出されてきました。

現在、築港ヤード地区にあるウイングベイ小樽、新南樽市場、グランドパーク小樽、済生会小樽病院、小樽港マリナー、プレイランドハッピーなどの施設に行くことができるバス路線は、小樽駅前を行き先とするばるて築港線を初め、新光2丁目を行き先とする新光・ばるて築港線、望洋台を行き先とする望洋台・ばるて築港線、最上町を行き先とする最上・ばるて築港線、おたもい入口を行き先とするおたもい・ばるて築港線、かもめヶ丘団地を行き先とする赤岩・ばるて築港線、天神町を行き先とする奥沢・ばるて築港線があり、銭函・桂岡方面を除くと、ほぼ全市的に網羅されているように思われます。買い物をするにも、総合病院に行くにも、ほぼ乗りかえなしに行くことができるわけであります。オタモイ3丁目から塩谷方面にかけてが置き去りにされております。

新幹線北回りルートが決定され、並行在来線である函館本線の経営分離に小樽市として同意をする際、中松前市長が、塩谷駅を利用する地元住民に理解を求めた説明の中で、鉄道を守るか、代替交通にするのか、バス路線も含めた、いずれにしても、住民の足は、これからしっかり話し合って確保していきたいと約束しております。市の判断を、市民のためになるならと、その同意を地元は受け入れてまいりました。その時期も迫ってきております。

また、塩谷・桃内地域は、これまで、産業廃棄物処分場、伍助沢のごみ埋立場、桃内のごみ焼却処分場など、他のどの地域も町会も嫌がる、いわゆる迷惑施設を小樽市の発展のためと寛容に受け入れてきた地域でもあります。その地域住民だけが置き去りにされ、困っております。

地域住民が市に協力を求め、議会にもぜひ御理解と御協力をお願いしたいと言っております。ぜひ、その心も察していただき、そのお願いに応えていただきたいものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第21号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第10号及び陳情第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、佐々木 秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○18番(佐々木 秩議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

通学距離が3キロメートルをわずかに切る生徒にも対象を拡大するよう求める陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について、市教委は、生徒のバス利用状況について、学校からの聞き取り調査を行ったところ、基準に満たない生徒もバスを利用していることがわかったという。調査では、基準を満たさない生徒がバスを利用している具体的な理由の聞き取りはしていないとのことだが、なぜ利用しなければならないのかについて把握するためにも、市教委は、生徒や保護者の声をきちんと聞き、助成拡大の声をしっかりと受けとめるべきではないか。

また、学校の統廃合により通学距離が長くなり、さまざまな問題が生じているが、これから冬期間に向けて、通学路の安全性という点から、除排雪の改善が求められる。市教委には、雪対策課と定期的に協議を行うとともに、保護者や生徒の声を聞いて、現場のパトロールを行うなど通学路の安全確保に努めてほしいと思うがどうか。

旧祝津小学校の利活用に向けたサウンディング型市場調査について、市は本年7月から調査を行ったところ、広く事業者の意見を聞きたいという市の思惑に反し、1社のみしか応募がなかったというが、そのような結果になったことについて、市はどのように考えているのか。

この調査は、市有地などの活用方法について、市が民間事業者から広く意見や提案を求め、意見聴取を通じて市場性などを検討するものであるが、一方で、民間事業者も、市や地域住民がどのような施設を求めているのかをしっかりと把握したいとの思惑がある。

現在、旧祝津小学校を含め、跡利用についての市の方向性は、非常に曖昧で不透明な状況と言わざるを得ないことから、今回の反省を踏まえ、庁内でしっかりと方向性を定めた上で、調査を行ってほしいと思うがどうか。

この調査では、参加事業者から、学校を市の施設として整備し、事業者は指定管理者として事業を行いたいという提案を受けたとのことだが、市としては、事業者が施設の購入や貸与を求めていたことから、期待していた提案ではなかったとネガティブな評価をしているように見受けられる。しかし、事業のコンセプトや方向性として、歴史や文化を取り入れた体験型宿泊施設という提案は参考にできる点が多くあることから、今後の利活用の方針の検討に活用できるという評価も可能だと思うがどうか。

市は、旧祝津小学校の利活用に向け、企業などに対し、旧祝津小学校がどのような施設で、どのような活用があるかなど、活用促進に向けた情報の提供などを行っていないという。しかし、活用法の模索だけで何年も経過している状況に鑑みれば、地域の宝である学校を早急に利活用してもらうためには、市として、他都市で類似性のある施設の活用事例を調査し、旧祝津小学校の地域性を生かした活用方法を検討した上で、企業側の活用ニーズに合うようなアピールをしていくべきと思うがどうか。

市は、廃校が検討されている小樽海上技術学校の移転先として、旧祝津小学校を独立行政法人海技教育機構や国の担当者に提案したというが、その際の方の反応はどのようなものだったのか。

仮に、小樽海上技術学校が旧祝津小学校に移転するとした場合、学校の規模やハード面の整備などに課題があるものとするが、市としては、場所の確保のほかに、何か費用を負担することはあるのか。

旧北山中学校の敷地内道路については、地域住民の生活道路の一部として、70年もの間、利用されていることから、市は、同校閉校後も市所有の間は通年利用可能とするとしているが、冬期間は歩行でき

るだけの最低限の道幅しか確保せず、車両の通行は禁止する方針であるという。これにより、地域住民にとっては、事実上、冬期間はバス通りに抜ける車道は一路線しかなくなることになり、かなり不便な状況となるが、学校統廃合に当たり、こうした問題が生じることは、あらかじめ予想できたのではないかと。また、同校の統廃合せえ行わなければ、このような問題は生じなかったと思うがどうか。

今回の問題は、地域住民にしっかりと説明せず、理解を得ていなかったことが原因であったと思うが、冬期間における地域住民の利便性のためにも、せめて同校敷地内道路を歩行できるだけの最低限の道幅を確保するための除雪は、次年度以降も継続してほしいと思うがどうか。

ことし7月、市教委が開催した豊倉小学校保護者・地域との懇談会においては、今年度、児童数の減少により養護教諭が配置されなかったことについて、保護者などから児童の保健管理に対する不安の声が上がったと聞く。市教委では、その代替措置として、スクールヘルスリーダー派遣事業を活用しているとのことだが、この事業により、保護者や児童の不安を取り除けると考えているのか。

また、懇談会ではほかにもさまざま不安の声があったと聞くが、課題解決に向けた方策を検討するためにも、市教委には、保護者や地域との話し合いを今後も継続してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、請願第7号、小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について、陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について、陳情第17号西陵中学校の現在地での存続方について、陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について、以上全ての陳情を採択する立場で討論を行います。

陳情第14号、陳情第15号です。そもそも北陵中学校への通学距離の問題は統廃合の結果起きた問題です。市教委は3キロメートルには届かないが、長距離通学となる生徒に対し、助成の拡大や冬期間だけでも助成することを検討するべきです。

陳情第17号、陳情第18号です。市議会に提出された陳情署名も、西陵中学校が502筆、最上小学校も追加され、818筆も寄せられていることは重大です。小樽商業高校を新中学校にすることはきっぱり諦めるべきです。

陳情第7号です。まちづくりの観点からも塩谷小学校を存続すべきであり、地域の重大問題として、新たな話し合いをするべきです。

以上から、いずれも願意は妥当であり、提出された全ての陳情の採択を求めまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第25号」を議題といたします。

説明員から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案について、提案説明を申し上げます。

議案第25号教育委員会委員の任命につきましては、笹谷純代氏の任期が平成29年10月17日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木喜明） これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第25号については、同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第3号」を一括議題といたします。

本件については、提案理由の説明等を省略し、これより、直ちに一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「決議案第1号及び決議案第2号」を一括議題とし、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、決議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 提出者を代表して、決議案第1号上林猛副市長に対する辞職勧告決議（案）について、案文を朗読して、提案説明にかえさせていただきます。

平成28年1月18日、小樽市議会は、第1回臨時会において、上林猛氏の副市長の選任に棄権を除く全会一致で同意し、同年2月1日、上林氏は副市長に就任した。小樽市議会は、上林氏が市長の補佐役として力を発揮し、とりわけ議会対応の要として、議会との調整や協議に手腕を発揮してくれることに大きな期待を抱いてその選任に同意したものであるが、副市長就任後に何度となく発生した市長と議会との対立、混乱の際には、一向にその調整力が働くことはなく、市長をいさめる役目を持ちながら、実際には、市長のさまざまな意向に押し切られ、単にそれを議会側に伝達するのみの調整とはほど遠い動

きに終始した。上林副市長の調整能力の欠如は明らかで、議会が求める期待とは大きく乖離し、副市長の最大任務である調整役としては失格と言わざるを得ず、職を賭してでも市長に意見を具申するという当初の意気込みはどこへ行かれたのか極めて疑問であり、失望の念を禁じ得ない。

また、平成29年4月の人事異動時には、議会事務局職員の人事に当たり、任命権者である議長と一度の接触だけで双方の確認もないまま、協議が調ったと市長に報告し、そのまま内示を発令して、以後は取り消しを行うという不適正な人事行政の主たる原因をつくった。

一方、外部諸団体、企業、経済界とのパイプ役としても、市長名代として、各種交渉、調整の任にありながら、小樽商工会議所や北海道中央バス株式会社との関係を好転させることができず今日に至っている。とりわけ中央バスとのふれあいバスの事業者負担軽減の交渉においては、本年3月に交渉に入りながら、議会には一切報告、説明せずに事を進め、8月下旬に唐突に事業者負担全廃の旨、福祉部から議会に説明させるとともに、わずか10数日後に開会される第3回定例会に補正予算を計上し議決を求めるという極めて重大な議会軽視のキーマンとして策動したばかりか、本年8月2日には、副市長は、ふれあいバス乗車証の清算に関する覚書なる4月1日付文書を持参して、中央バスを訪問した。

事務レベルのたたき台だと言いつけているが、行政が外部に対し、過去の日付入りの文書を提示し、締結を検討させるということは、あるまじき行為で、決して許されるものではない。今定例会においては、議会からの指摘により、今年度のふれあいバス事業の支払い手続において、小樽市契約規則に違反していることが明らかとなった。この支払いの専決者の副市長は、自身の責任をみじんも感じていない。みずからの失態を保身のため職員に押しつける姿は森井市長と同様であり、決して許されることなく、その責任感の欠如は明白である。

こうした副市長の調整能力の欠如や、不適正な行動は、森井市長の言う、しがらみのない市政、すなわち、後援会関係者以外との人間関係や調整もない、独裁的な市政の暴走に拍車をかけるばかりである。よって、上林猛副市長には、速やかに職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

以上、全議員の皆さんの賛同をお願いして、提案説明とさせていただきます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、決議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○24番（横田久俊議員） 決議案第2号森井秀明市長に対する辞職勧告決議（案）について、提出者を代表して提案説明を行います。

案文を朗読して、提案説明にかえさせていただきます。

森井秀明市長に対する辞職勧告決議（案）。

平成29年8月21日、小樽市コンプライアンス委員会は、森井秀明市長が、自身の後援会関係者である高島漁港区における観光船事業者に対して行った一連の許可等について、法令・条例違反があったとする調査結果を公表した。

小樽市議会は、平成28年第3回定例会以降、本件について、本会議、委員会で条例違反であると繰り返し指摘して改善を求めてきたが、森井市長を初め担当部は、かたくなに違反はないと主張して、その瑕疵を認めない姿勢を貫いてきた。森井市長は、議会からの多くの指摘に対し、心配は御無用、全責任は私にあるなどと豪語し、一顧だにしなかったが、今回、コンプライアンス委員会が条例違反であると判断したことは、森井市長の行政運営姿勢が極めて不適切であったことが明白に証明されたものである。

法を遵守しなければならない行政の長として完全に失格であり、その責任は極めて重大である。

法律や条例は、社会における最低限のルールであり、それを守る市長の責務は限りなく重いものであるが、その責務を全うするどころか、自身及び自身の後援会関係者の利益のために法令・条例を無視するような遵法精神の欠如と言わざるを得ない態度は、政治家としての最低の資格さえない。

また、これまでも、市長の曖昧で信用性に欠ける答弁により議会が空転し、会期延長しない定例会は、森井市長就任後わずか一回しかなく、その一回も自然閉会というありさまだったが、今定例会でも一般人には到底理解できない「言及」という語彙の珍解釈、数度にわたる答弁の訂正等により空転が続き、本日まで14日間も会期延長する事態となった。

議会と真摯に向き合うという自身の言動からは大きく乖離した議会对応は到底許しがたく、市政のリーダーとしての資格はみじんも存在しない。そして、地域公共交通政策、ふれあいパスなどの事業に関しては、常識では考えられない市長の言動により、北海道中央バス株式会社（以下「中央バス」という。）から、「信義に反する」及び「論外な対応」と文書で抗議を受けるなど、前代未聞の信用失墜行為を惹起した。これにより、市民の移動手段を担っていただいている中央バスの大きな不信を招いたばかりでなく、市民には、将来の小樽の公共交通が確保できなくなるのではないかという不安を与えた。

さらに、ふれあいパス事業に関しては、議会に一切の説明、報告もなく、事業者負担の軽減交渉を進め、8月下旬に初めて事業者負担全廃の方針決定を通知してくるとともに、わずか10数日後の第3回定例会の補正予算で議決を求めるなど、これまで小樽市議会が経験したことのない議会軽視を重ねた。しかも中央バス側には、あとは議会が判断することなどと伝えるなど、議会に責任を転嫁するような態度は、決して許されるものではない。

その他にも、平成27年の森井市長就任以降に、後援会関係者を参与として任用、違法性を疑われるような異常な人事異動、唐突過ぎる除雪共同企業体の構成員数の変更、理不尽な名誉毀損訴訟まで提起されている貸出ダンプ制度の変更提案、みずからの後援会通信に関する記者会見における発言の錯誤、公用車の私的利用、優先度が高い東京小樽会・関西小樽会への不参加、平成27年度一般会計決算の不認定、手宮中央小学校開校式への個人的な理由による欠席、港湾計画改訂の唐突な中断、議長が任命権者である議会事務局職員の人事異動における協議不足、商工会議所に対し、考えを改めねば受け入れない旨の言動、ふれあいパス事業の支払い手続における法令違反などなど、市長として求められる公正性、適格性に著しく欠ける行政運営が行われた。

当市議会は、これまでこうした市長の姿勢に対して、問責決議を2回、答弁の修正や反省、謝罪を求める決議及び動議を13回可決したが、市長の姿勢は改まることなく、逆にさらに暴走、迷走を重ねている。

以上のことから、森井市長の言う、しがらみのない市政、すなわち、後援会関係者以外との人間関係や調整もない独裁的な市政のもとでは、市政に対する市民の信頼回復と、健全な市政運営及び議会との信頼関係を築くのは、もはや不可能と判断するものである。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

よって、小樽市議会は、地方自治の精神にのっとり、小樽市の未来と市民生活の向上のために、森井市長には、速やかに職を辞することを勧告する。

以上、決議する。（拍手）

皆様方の御賛同をいただきまして、御可決いただきますようお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、順次、採決いたします。

まず、決議案第1号について採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(鈴木喜明) ただいまの出席議員は24名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(鈴木喜明) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(鈴木喜明) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。決議案第1号上林猛副市長に対する辞職勧告決議(案)について、可決とすることに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局次長(林 昭雄) 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番安斎哲也議員、4番中村岩雄議員、5番高橋龍議員、6番石田博一議員、7番高野さくら議員、8番酒井隆裕議員、9番松田優子議員、10番高橋克幸議員、11番斉藤陽一良議員、13番酒井隆行議員、14番中村吉宏議員、15番濱本進議員、16番面野大輔議員、17番中村誠吾議員、18番佐々木秩議員、19番林下孤芳議員、20番小貫元議員、21番川畑正美議員、22番新谷とし議員、23番山田雅敏議員、24番横田久俊議員、25番前田清貴議員。

○議長(鈴木喜明) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に、斉藤陽一良議員、新谷とし議員を御指名いたします。両議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(鈴木喜明) 投票結果を報告いたします。

投票総数 24 票

そのうち有効投票 18 票

無効投票 6 票

有効投票中

賛成 17 票

反対 1 票

以上であります。

よって、決議案第1号は、原案どおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(鈴木喜明) 次に、決議案第2号について採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(鈴木喜明) ただいまの出席議員は24名であります。
投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(鈴木喜明) 投票用紙の配付漏れはございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(鈴木喜明) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。決議案第2号森井秀明市長に対する辞職勧告決議(案)について、可決とすることに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局次長(林 昭雄) 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番安斎哲也議員、4番中村岩雄議員、5番高橋龍議員、6番石田博一議員、7番高野さくら議員、8番酒井隆裕議員、9番松田優子議員、10番高橋克幸議員、11番斉藤陽一良議員、13番酒井隆行議員、14番中村吉宏議員、15番濱本進議員、16番面野大輔議員、17番中村誠吾議員、18番佐々木秩議員、19番林下孤芳議員、20番小貫元議員、21番川畑正美議員、22番新谷とし議員、23番山田雅敏議員、24番横田久俊議員、25番前田清貴議員。

○議長(鈴木喜明) 投票漏れはありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に、濱本進議員、林下孤芳議員を御指名いたします。両議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(鈴木喜明) 投票結果の報告をいたします。

投票総数 24 票

そのうち有効投票 15 票

無効投票 9 票

有効投票中

賛成 14 票

反対 1 票

以上であります。

よって、決議案第2号は、原案どおり可決されました。(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

(「早くやめてくださいよ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。
第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 橋 龍

議 員 酒 井 隆 行

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書・決議案

○平成29年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日以降印刷配布分）

- （１）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２９年５月、６月分の各会計例月出納検査について報告があった。（招集日印刷配布分）
- （２）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２９年７月、８月分の各会計例月出納検査について報告があった。（１０月４日印刷配布分）

以 上

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	石 田 博 一
	同	酒 井 隆 裕
	同	酒 井 隆 行
	同	佐々木 秩

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化されました。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油に設けられている免税制度が、平成27年3月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、平成30年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境を更に圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年10月10日
小樽市議会

議決年月日	平成29年10月10日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	高野さくら
	同	林下孤芳
	同	山田雅敏

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されていますが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府・与党は、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところです。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題です。

よって、国においては、下記の制度創設について実現するよう強く求めます。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年10月10日
小樽市議会

議決年月日	平成29年10月10日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	面 野 大 輔
	同	小 貫 元
	同	前 田 清 貴

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、様々な取組を進めてきたところです。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組を更に加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的な関わりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組に対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年10月10日
小樽市議会

議決年月日	平成29年10月10日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

上林猛副市長に対する辞職勧告決議（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	安	斎	哲	也
	同	松	田	優	子
	同	濱	本		進
	同	林	下	孤	芳

平成28年1月18日、小樽市議会は、第1回臨時会において、上林猛氏の副市長の選任に棄権を除く全会一致で同意し、同年2月1日、上林氏は副市長に就任した。

小樽市議会は、上林氏が市長の補佐役として力を発揮し、とりわけ議会対応の要として議会との調整や協議に手腕を発揮してくれることに大きな期待を抱いてその選任に同意したものであるが、副市長就任後に何度となく発生した市長と議会との対立、混乱の際には、一向にその調整力が働くことはなく、市長を諫める役目を持ちながら、実際には市長の様々な意向に押し切られ、単にそれを議会側に伝達するのみの「調整」とは程遠い動きに終始した。上林副市長の調整能力の欠如は明らかで、議会が求める期待とは大きく乖離し、副市長の最大任務である調整役としては失格と言わざるを得ず、職を賭してでも市長に意見を具申するという当初の意気込みはどこへいかれたのか極めて疑問であり、失望の念を禁じ得ない。

また、平成29年4月の人事異動時には、議会事務局職員の人事に当たり、任命権者である議長と一度の接触だけで双方の確認もないまま「協議が整った」と市長に報告し、そのまま内示を発令して以後に取り消しを行うという不適正な人事行政の主たる原因をつくった。

一方、外部諸団体、企業、経済界とのパイプ役としても、市長名代として各種交渉、調整の任にありながら小樽商工会議所や北海道中央バス株式会社（以下「中央バス」という。）とも関係を好転させることが出来ず今日に至っている。

とりわけ中央バスとのふれあいパスの事業者負担軽減の交渉においては、本年3月に交渉に入りながら、議会には一切報告・説明せずに事を進め、8月下旬に唐突に事業者負担全廃の旨、福祉部から議会に説明させるとともに、僅か10数日後に開会される第3回定例会に補正予算を計上し、議決を求めるといって極めて重大な「議会軽視」のキーマンとして策動したばかりか、本年8月2日には、副市長は「ふれあいバス乗車証の清算に関する覚書」なる4月1日付け文書を持参して中央バスを訪問した。事務レベルのたたき台だったと言い訳しているが、行政が外部に対し、過去の日付入りの文書を提示し締結を検討させるということはあるまじき行為で決して許されるものではない。

今定例会においては、議会からの指摘により、今年度のふれあいパス事業の支払い手続において小樽市契約規則に違反していることが明らかとなった。この支払いの専決者の副市長は、反省の弁こそ述べたものの、責任は職員にあるかの如き態度であり、専決者である自身の責任を微塵も感じていない。自らの失態を保身のため職員に押し付ける姿は森井市長と同様であり、決して許されることなく、その責任感の欠如は明白である。

こうした副市長の調整能力の欠如や不適正な行動は、森井市長の言う「しがらみのない市政」即ち後援会関係者以外との人間関係や調整もない独裁的な市政の暴走に拍車をかけるばかりである。

よって、上林猛副市長には速やかに職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

平成29年10月10日
小樽市議会

議決年月日	平成29年10月10日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

森井秀明市長に対する辞職勧告決議（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	安 齋 哲 也
	同	濱 本 進
	同	横 田 久 俊

平成29年8月21日、小樽市コンプライアンス委員会は、森井秀明市長が自身の後援会関係者である高島漁港区における観光船事業者に対して行った一連の許可等について、法令・条例違反があったとする調査結果を公表した。

小樽市議会は平成28年第3回定例会以降、本件について本会議、委員会で「条例違反である」と繰り返し指摘して改善を求めてきたが、森井市長をはじめ担当部は、頑なに「違反はない」と主張してその瑕疵を認めない姿勢を貫いてきた。森井市長は議会からの多くの指摘に対し「心配は御無用」「全責任は私にある」等と豪語し、一顧だにしなかったが、今回、コンプライアンス委員会が条例違反ありと判断したことは、森井市長の行政運営姿勢が極めて不適切であったことが明白に証明されたものである。法を遵守しなければならない行政の長として完全に失格でありその責任は極めて重大である。

法律や条例は社会における最低限のルールであり、それを守る市長の責務は限りなく重いものであるが、その責務を全うするどころか自身及び自身の後援会関係者の利益のために法律、条例を無視するような「遵法精神の欠如」と言わざるを得ない態度は政治家としての最低の資格さえない。

また、これまでも市長の曖昧で信用性に欠ける答弁などにより議会在空転、会期延長しない定例会は森井市長就任後僅か1回しかなく、その1回も自然閉会という有様だったが、今定例会でも、一般人には到底理解できない「言及」という語彙の珍解釈、数度にわたる答弁の訂正等により空転が続き、本日まで14日間も会期延長する事態となった。「議会と真摯に向き合う」という自身の言動からは大きく乖離した議会对応は到底許しがたく、市政のリーダーとしての資格は微塵も存在しない。

そして、地域公共交通政策、ふれあいバスなどの事業に関しては、常識では考えられない市長の言動により、北海道中央バス株式会社（以下「中央バス」という。）から「信義に反する」及び「論外な対応」と文書で抗議を受けるなど、前代未聞の「信用失墜行為」を惹起した。これにより、市民の移動手段を担っていただいている中央バスの大きな不信を招いたばかりでなく、市民には将来の小樽の公共交通が確保できなくなるのではないかと不安を与えた。

さらにふれあいバス事業に関しては、議会に一切の説明、報告もなく事業者負担の軽減交渉を進め、8月下旬に初めて事業者負担全廃の方針決定を通知してくるとともに、僅か10数日後の第3回定例会の補正予算で議決を求めるなど、これまで小樽市議会が経験したことのない「議会軽視」を重ねた。しかも中央バス側には「後は議会が判断すること」等と伝えるなど、議会に責任を転嫁するような態度は決して許し得るものではない。

その他にも平成27年の森井市長就任以降に、

- 「後援会関係者を参与として任用」「違法性を疑われるような異常な人事異動」
- 「唐突過ぎる除雪共同企業体の構成員数の変更」
- 「理不尽な名誉棄損訴訟まで提起されている貸出ダンプ制度の変更提案」
- 「自らの後援会通信に関する記者会見における発言の錯誤」「公用車の私的利用」
- 「優先度が高い東京小樽会、関西小樽会への不参加」「平成27年度一般会計決算の不認定」
- 「手宮中央小学校開校式への個人的理由による欠席」「港湾計画改訂の唐突な中断」
- 「議長が任命権者である議会事務局職員の人事異動における協議不足」
- 「商工会議所に対し考えを改めねば受け入れない旨の言動」
- 「ふれあいバス事業の支払い手続における法令違反」

等々、市長として求められる公正性、適格性に著しく欠ける行政運営が行われてきた。

当市議会は、これまでこうした市長の姿勢に対して、「問責決議」を2回、答弁の修正や反省、謝罪を求める決議及び動議を13回可決したが、市長の姿勢は改まることなく、逆に更に暴走、迷走を加速させている。

以上のことから、森井市長の言う「しがらみのない市政」即ち後援会関係者以外との人間関係や調整もない独裁的な市政の下では、市政に対する市民の信頼回復と健全な市政運営及び議会との信頼関係を築くのはもはや不可能と判断するものである。

よって、小樽市議会は地方自治の精神に則り、小樽市の未来と市民生活の向上のため、森井市長には速やかに職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

平成 29 年 10 月 10 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成29年10月10日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

平成29年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 平成29年9月5日～平成29年10月10日（36日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成29年度小樽市一般会計補正予算	H29.9.5	市長	H29.9.22	予算	H29.10.3	可決	H29.10.10	可決
2	平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H29.9.5	市長	H29.9.22	予算	H29.10.3	可決	H29.10.10	可決
3	平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H29.9.5	市長	H29.9.22	予算	H29.10.3	可決	H29.10.10	可決
4	平成29年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H29.9.5	市長	H29.9.22	予算	H29.10.3	可決	H29.10.10	可決
5	平成29年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H29.9.5	市長	H29.9.22	予算	H29.10.3	可決	H29.10.10	可決
6	平成29年度小樽市病院事業会計補正予算	H29.9.5	市長	H29.9.22	予算	H29.10.3	可決	H29.10.10	可決
7	平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
8	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
9	平成28年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
10	平成28年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
11	平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
12	平成28年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
13	平成28年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
14	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
15	平成28年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
16	平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
17	平成28年度小樽市病院事業決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
18	平成28年度小樽市水道事業決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
19	平成28年度小樽市下水道事業決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
20	平成28年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.9.22	継続審査	H29.10.10	継続審査
21	小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	H29.9.5	市長	H29.9.22	総務	H29.10.5	可決	H29.10.10	可決
22	小樽市非核港湾条例案	H29.9.5	議員	H29.9.22	総務	H29.10.5	否決	H29.10.10	否決
23	平成29年度小樽市一般会計補正予算	H29.9.29	市長	—	—	—	—	H29.9.29	可決
24	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	H29.10.4	市長	H29.10.5	総務	H29.10.5	否決	H29.10.10	否決
25	小樽市教育委員会委員の任命について	H29.10.10	市長	—	—	—	—	H29.10.10	同意
意見書案第1号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）	H29.10.10	議員	—	—	—	—	H29.10.10	可決
意見書案第2号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）	H29.10.10	議員	—	—	—	—	H29.10.10	可決
意見書案第3号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）	H29.10.10	議員	—	—	—	—	H29.10.10	可決
決議案第1号	上林猛副市長に対する辞職勧告決議（案）	H29.10.10	議員	—	—	—	—	H29.10.10	可決
決議案第2号	森井秀明市長に対する辞職勧告決議（案）	H29.10.10	議員	—	—	—	—	H29.10.10	可決
陳情第21号	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	H29.8.24	議長付議	H29.9.22	建設	H29.10.5	継続審査	H29.10.10	継続審査

議案 番号	件 名	提 出 者	提 出 日 年 月 日	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
その他会議に 付した事件	北しりべし廃棄物処理広域連合議会 議員の選挙	—	H29.9.5	—	—	—	—	H29.9.5	当 選
	行財政運営及び教育に関する調査に ついて（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	H29.10.5	継 続 審 査	H29.10.10	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	H29.10.5	継 続 審 査	H29.10.10	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚 生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	H29.10.5	継 続 審 査	H29.10.10	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	H29.10.5	継 続 審 査	H29.10.10	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27. 12. 10	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27. 12. 7	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27. 6. 23	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27. 9. 2	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27. 12. 1	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査
12	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 18	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27. 6. 19	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27. 12. 3	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査
13	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 25	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査
20	高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について	H29. 6. 2	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査
21	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	H29. 8. 24	H29. 10. 5	継続審査	H29. 10. 10	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27.8.7	H29.10.4	継続審査	H29.10.10	継続審査
14	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について	H28.12.5	H29.10.4	継続審査	H29.10.10	継続審査
15	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について	H28.12.5	H29.10.4	継続審査	H29.10.10	継続審査
17	西陵中学校の現在地での存続方について	H29.2.14	H29.10.4	継続審査	H29.10.10	継続審査
18	最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について	H29.3.1	H29.10.4	継続審査	H29.10.10	継続審査

小樽市議会会議録

平成29年 第3回定例会

平成29年11月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話(代) (0134)32-4111